

函館市地域防災計画

参考資料

【令和6年6月1日】

参 考 資 料

資料1 防災組織関係

1. 函館市防災会議条例…………… 資1-1
2. 函館市防災会議運営規程…………… 資1-3
3. 函館市災害対策本部条例…………… 資1-5
4. 函館市災害対策本部組織分掌運用要領…………… 資1-6
5. 恵山火山防災協議会規約…………… 資1-7
6. 恵山火山防災協議会事務運営規程…………… 資1-10
7. 函館市自主防災組織育成指導要綱…………… 資1-11
8. 函館市防災会議委員…………… 資1-16
9. 函館市防災会議構成機関連絡先…………… 資1-17
10. 関係機関連絡先…………… 資1-19
11. 渡島総合振興局管内市町防災主管課…………… 資1-20
12. 北海道石油コンビナート等防災本部本部員・幹事…………… 資1-21
13. 各種協議会…………… 資1-23

資料2 情報収集・伝達関係

1. 気象観測施設…………… 資2-1
2. 気象等に関する特別警報・警報・注意報…………… 資2-2
3. 火災気象通報・海上警報…………… 資2-10
4. 地震、津波情報…………… 資2-13
5. 河川水位等の情報…………… 資2-21
6. 火山情報…………… 資2-26
7. 防災行政無線…………… 資2-31
8. 有線放送施設…………… 資2-41
9. 防災サポート無線…………… 資2-41
10. コミュニティFM放送…………… 資2-41
11. ケーブルテレビ事業者…………… 資2-41
12. 北海道総合通信局による通信途絶時における貸出機材一覧…………… 資2-42
13. 火災・災害等即報要領（消防庁）…………… 資2-43
14. 災害情報等報告取扱要領（北海道）…………… 資2-65

資料3 避難所関係

1. 指定緊急避難場所・指定避難所…………… 資3-1
2. 津波避難ビル…………… 資3-12
3. 福祉避難所…………… 資3-16

資料4 輸送関係

1. 関係機関ヘリコプター保有状況…………… 資4-1
2. 北海道防災航空室 指定離着陸場…………… 資4-2
3. 道南ドクターヘリ ランデブーポイント（函館市内）…………… 資4-2
4. 関係機関船舶保有状況…………… 資4-8
5. 道路規制…………… 資4-9
6. 緊急輸送道路…………… 資4-11
7. 漁港・港湾…………… 資4-20

資料5 自衛隊関係

1. 災害時における自衛隊への災害派遣要請について…………… 資5-1
2. 災害時における自衛隊への災害派遣要請手続等…………… 資5-2
3. 派遣および撤収要請様式…………… 資5-5

資料6 各種協定

1. 函館市協定一覧…………… 資6-1
2. 北海道協定一覧…………… 資6-11

資料7 火山、水防、土砂災害警戒区域等

1. 重要水防箇所…………… 資7-1
2. 指定河川、水位周知区間、基準水位観測所および水防警報区…………… 資7-4
3. 土砂災害警戒区域等…………… 資7-5
4. 伐木・掘削計画（北海道管理河川）…………… 資7-33
5. 洪水浸水想定区域、津波災害警戒区域および土砂災害警戒区域等内における
要配慮者利用施設の名称、住所等…………… 資7-34
6. 火山災害警戒区域内における避難促進施設の名称、住所等…………… 資7-56

資料8 防災資機材等

1. 市の消防施設と車両等…………… 資8-1
2. 市の備蓄状況…………… 資8-3
3. 渡島管内防災備蓄倉庫…………… 資8-5

資料9 被害予測

1. 地震被害予測および津波浸水予測…………… 資9-1

資料10 過去の災害状況

1. 過去の災害記録…………… 資10-1

資料 1 防災組織関係

1. 函館市防災会議条例
2. 函館市防災会議運営規程
3. 函館市災害対策本部条例
4. 函館市災害対策本部組織分掌運用要領
5. 恵山火山防災協議会規約
6. 恵山火山防災協議会事務運営規程
7. 函館市自主防災組織育成指導要綱
8. 函館市防災会議委員
9. 函館市防災会議構成機関連絡先
10. 関係機関連絡先
11. 渡島総合振興局管内市町防災主管課
12. 北海道石油コンビナート等防災本部本部員・幹事
13. 各種協議会

1. 函館市防災会議条例（昭和38年1月9日条例第25号）

（趣旨）

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第16条第6項の規定に基づき、函館市防災会議（以下「防災会議」という。）の組織および所掌事務を定めるものとする。

（組織）

第2条 防災会議は、会長及び委員をもつて組織する。

- 2 会長は、市長をもつて充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、または任命する。

- (1) 指定地方行政機関の職員
- (2) 陸上自衛隊または海上自衛隊の部隊または機関の長
- (3) 北海道知事の部内の職員
- (4) 北海道警察の警察官
- (5) 市長の部内の職員
- (6) 教育長
- (7) 消防長および消防団長
- (8) 指定公共機関または指定地方公共機関の職員
- (9) 自主防災組織を構成する者または学識経験のある者

6 前項の委員の定数は、47人以内とする。

7 第5項第1号から第7号までの委員の任期は当該委員の委嘱または任命に係る職にある期間とし、同項第8号および第9号の委員の任期は2年とする。ただし、同項第8号および第9号の委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

8 第5項第8号および第9号の委員は、再任されることができる。

（所掌事務）

第3条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 函館市地域防災計画の作成およびその実施の推進
- (2) 市長から諮問された市の地域に係る防災に関する重要事項の審議
- (3) 市の地域に係る防災に関する重要事項についての市長に対する意見の具申
- (4) 水防法（昭和24年法律第193号）第33条第2項の規定に基づく水防計画の調査審議
- (5) 前各号に掲げるもののほか、法律またはこれに基づく政令によりその権限に属する事務（専門委員）

第4条 防災会議は、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、自衛官、北海道の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員および学識経験のある者のうちから、市長が委嘱し、または任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解嘱され、または解任されたものとする。

資料1 防災組織関係

(幹事)

第5条 防災会議に幹事を置く。

2 幹事は、委員の属する機関の職員のうちから、市長が委嘱し、または任命する。

3 幹事は、防災会議の所掌事務について、委員および専門委員を補佐する。

(部会)

第6条 防災会議は、必要に応じ、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員および専門委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。

4 部会長に事故があるときは、部会に属する職員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(議事等)

第7条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議にはかつて定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 [略]

附 則 (昭和54年3月19日条例第3号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成7年9月29日条例第33号)

この条例の施行期日は、規則で定める。(平成8年規則第4号で、平成8年2月20日から施行)

附 則 (平成12年3月28日条例第5号)

この条例の施行期日は、規則で定める。ただし、第1条および第3条の改正規定は、平成12年4月1日から施行する。(平成12年規則第15号で、平成12年4月1日から施行)

附 則 (平成16年11月17日条例第44号)

この条例は、平成16年12月1日から施行する。

附 則 (平成17年12月19日条例第98号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成24年3月22日条例第4号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成24年9月25日条例第42号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成27年3月10日条例第1号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正)

2 特別職の職員の給与等に関する条例(昭和40年函館市条例第22号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

2. 函館市防災会議運営規程（昭和38年3月26日第1回函館防災会議議決）

（目的）

第1条 この規定は、函館市防災会議（以下「防災会議」という。）の議事その他運営について、函館市防災会議条例（昭和38年函館市条例第25号（以下「条例」という。））に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

（会長の職務代理）

第2条 防災会議の会長（以下「会長」という。）に事故あるときは、防災会議委員（以下「委員」という。）である函館市副市長がその職務を代理する。

（防災会議の招集）

第3条 防災会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 委員は、必要があると認めるときは、会長に対し防災会議の招集を求めることができる。

（代理出席）

第4条 委員は、やむを得ない事情により出席できないときは、代理者を出席させることができる。

2 前項の代理者は、防災会議の開催前に委任状を会長に提出しなければならない。

3 前項の規定により代理者を出席させた委員は、会議に出席したものとみなされる。

（議事）

第5条 防災会議は、会長、委員および前条の代理者の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

2 議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

（会長の専決処分）

第6条 防災会議の権限に属する事務のうち、次の各号に掲げるものについては、会長において、これを処分することができる。

(1) 函館市地域防災計画に係る軽微な修正に関すること。

(2) 函館市防災会議各部会に係る運営要綱に関すること（新設および廃止に係ることを除く。）

）

2 前項の規定により専決処分したときは、会長は、次の会議において、これを報告しなければならない。

（幹事）

第7条 幹事の定数は、函館市防災会議条例第2条第6項に規定する委員の定数と同一の数とする。

2 幹事は、委員の属する機関の職員のうちから、委員が推薦した者とする。

3 幹事は、防災会議の所掌事務について、委員および専門委員を補佐する。

（幹事会）

第8条 幹事は、函館市防災会議幹事会（以下「幹事会」という。）を構成する。

2 幹事会は、函館市災害対策本部の総括担当の職にある課長相当職が招集し、その議長となる。

3 幹事会は、次に掲げる事項を所掌する。

(1) 防災会議に提出する議案に関すること。

資料1 防災組織関係

(2) 防災会議の所掌事務に関し、資料の収集、調査および研究に関すること。

(3) その他防災会議が必要と認める事項に関すること。

(部会の設置)

第9条 部会は、市域内において発生が予想される災害に対し、専門的な知見を有する防災対策の実施が必要と認められる場合、設置できるものとする。

(委員等の異動の報告)

第10条 委員は、条例第2条第7項に規定する任期中に異動が生じた場合は、遅滞なく同職後任者の氏名、異動年月日を市長に報告しなければならない。

2 市長は、前項の規定により報告を受けた場合、異動年月日と同日付にて前任者の解嘱および後任者の委嘱手続きを行い、書面をもって通知するものとする。

3 前各項は、条例第4条に規定する専門委員および条例第5条に規定する幹事についても準用する。

(庶務)

第11条 防災会議の庶務は、函館市総務部災害対策課において処理する。

(会長への委任)

第12条 この規程に定めるもののほか、防災会議の運営等について必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規程は、昭和38年3月26日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年6月17日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年5月23日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年3月13日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

3. 函館市災害対策本部条例（昭和38年1月9日条例第26号）

（目的）

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の2第8項の規定に基づき、災害対策本部（以下「本部」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（組織）

第2条 災害対策本部長（以下「本部長」という。）は、本部の事務を総括し、所属の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、本部長を助け、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員（以下「本部員」という。）は、本部長の命を受け、本部の事務に従事する。

（部）

第3条 本部長は、必要と認めるときは、本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき本部員は、本部長が指名する。

3 部に部長を置き、本部長が指名する。

4 部長は、部の事務を掌理する。

（現地災害対策本部）

第4条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長および現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもつて充てる。

2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

（補則）

第5条 前各条に定めるもののほか、本部に関し必要な事項は本部長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成8年6月27日条例第20号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成12年3月28日条例第7号）

この条例の施行期日は、規則で定める。（平成12年規則第16号で、平成12年4月1日から施行）

附 則（平成24年9月25日条例第43号）

この条例は、公布の日から施行する。

4. 函館市災害対策本部組織分掌運用要領

(昭和40年 4月19日第3回函館市防災会議確認事項)

函館市地域防災計画に定める防災組織中、災害対策本部の組織分掌については、市の機構の変更その他の理由により修正の必要が生じた場合、その取扱いは本部長へ一任する。

5. 恵山火山防災協議会規約

(目的)

第1条 「恵山火山防災協議会」(以下「協議会」という。)は、活動火山対策特別措置法(昭和48年法律第61号)(以下「法」という。)第4条第1項の規定に基づき、「恵山」について想定される火山現象の状況に応じた警戒避難体制の整備を行うため、北海道および函館市が共同で設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 噴火シナリオ、火山ハザードマップ、噴火警戒レベル、具体的な避難計画等の一連の警戒避難体制の整備に関する事項
- (2) 北海道防災会議が法第5条第2項の規定により同条第1項各号に掲げる事項について定める際の意見聴取に関する事項
- (3) 函館市防災会議が法第6条第3項の規定により同条第1項各号に掲げる事項について定める際の意見聴取に関する事項
- (4) 前各号に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために必要な事項

(組織)

第3条 協議会は、別表1に掲げる者で構成する。ただし、学識経験者については、協議会の設置者が協議の上、指定する。

- 2 協議会には会長を置く。
- 3 会長は、函館市長をもって充てる。
- 4 会長は協議会を代表し、会務を総理する。
- 5 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。
- 6 会長が恵山の噴火災害の発生によりその職務に当たることができない場合は、北海道が代理する。

(会議)

第4条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が召集する。

- 2 会長は、会議の議長となる。
- 3 協議会の各構成員は、会議を欠席する場合、代理の者を出席させることができる。
- 4 会議は、過半数の出席をもって成立する。
- 5 会議の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数の場合は議長が決する。

(会長の専決処分)

第5条 会長は、会議を招集する暇がないとき、その他やむを得ない事由により会議を招集する事ができないときは、協議会が処理すべき事務のうち、早急に決定を要する事項について専決することができる。

- 2 会長は、前項の規定により専決処分をしたときは、速やかに各構成員に報告しなければならない。

(幹事会)

第6条 協議会には、協議会の所掌事務を円滑かつ効率的に行うため、幹事会を置くものとする。

- 2 幹事会は、別表2に掲げる者で構成する。ただし、学識経験者については、協議会の設置者

資料1 防災組織関係

が協議の上、指定する。

3 幹事会には、幹事長を置く。

4 幹事長は、会長が指名する者とし、幹事会の会務を総理する。

(経費の負担)

第7条 協議会の経費の負担については、協議会の設置者が協議の上、別に定める。

(事務局)

第8条 協議会の事務は、北海道および函館市において行う。

(雑則)

第9条 この規約に定めのない事項は、必要に応じて会長が協議会に諮って定める。

附則

この規約は、平成28年3月17日から施行する。

附則

この規約は、平成29年1月16日から施行する。

附則

この規約は、令和3年4月1日から施行する。

附則

この規約は、令和6年4月1日から施行する。

別表1

機 関 名	役職等	法第4条 第2項	備 考
北海道	知 事	第1号	
函館市	市 長	〃	会 長
札幌管区気象台	台 長	第2号	
函館地方気象台	台 長	〃	
北海道開発局函館開発建設部	部 長	第3号	
陸上自衛隊	第11旅団長	第4号	
北海道警察	本部長	第5号	
函館市消防本部	消防長	第6号	
学識経験者		第7号	
第一管区海上保安本部函館海上保安部	部 長	第8号	
海上自衛隊函館基地隊	基地隊司令	〃	
国土地理院北海道地方測量部	部 長	〃	
北海道総合通信局	防災対策推進室長	〃	
北海道森林管理局檜山森林管理署	署 長	〃	
北海道渡島総合振興局	局 長	〃	
北海道函館方面函館中央警察署	署 長	〃	
函館市消防団	連合消防団長	〃	
函館市総務部	危機管理監	〃	
函館市恵山支所	支所長	〃	
函館市榎法華支所	支所長	〃	

別表 2

機 関 名	役職等	備 考
北海道渡島総合振興局地域創生部	危機対策室主幹 (危機対策)	
函館市総務部	災害対策課長	幹事長
札幌管区気象台気象防災部	火山対策調整官	
函館地方気象台	防災管理官	
北海道開発局函館開発建設部	防災課長	
〃	工務課流域治水対策 専門官	
〃	道路防災推進官	
陸上自衛隊第 11 旅団第 3 部	防衛班長	
北海道警察函館方面本部	警備課長	
函館市消防本部	警防課長	
学識経験者		
第一管区海上保安本部函館海上保安部	警備救難課長	
海上自衛隊函館基地隊	警備科長	
国土地理院北海道地方測量部	技術専門員	
北海道総合通信局	防災対策推進室主査	
北海道森林管理局檜山森林管理署	統括事務管理官	
北海道渡島総合振興局 函館建設管理部事業室	事業課長	
北海道函館方面函館中央警察署	警備課長	
函館市消防団	副連合消防団長 (恵山)	
〃	副連合消防団長 (椴法華)	
函館市恵山支所	地域振興課長	
函館市椴法華支所	地域振興課長	

6. 恵山火山防災協議会事務運営規程

(目的)

第1条 この規程は、恵山火山防災協議会規約（以下「規約」という。）第7条及び第8条の規定に基づく事務に関し、北海道および函館市の事務分担について必要な事項を定める。

(会計)

第2条 規約第7条の規定による北海道および函館市が負担する協議会の経費については、次のとおりとする。

- (1) 規約第3条第1項の規定により指名する学識経験者に係る経費のうち、旅費および報償費については、北海道が予算の範囲内で支弁することとし、支弁方法は、北海道の定めるところによる。
- (2) 会議の運営、資料の作成等に要する前号以外の経費については、函館市が負担することとし、負担方法は、函館市の定めるところによる。
- (3) 前各号の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終了する。

(事務局)

第3条 規約第8条の規定による北海道および函館市が担う主な事務は次表のとおりとする。

機 関	主な事務
北海道	1 北海道組織内における連絡調整に関する事。 2 協議会に参画する火山専門家の推薦に関する事。 3 北海道防災会議地震火山対策部会火山専門委員会との連絡調整に関する事。 4 規則第2条（2）に定める北海道防災会議が行う意見聴取等に関する事。
函館市	1 協議会および幹事会の開催、運営に関する事。 2 国（内閣府）からの照会等への対応に関する事。 3 規則第2条（3）に定める函館市防災会議が行う意見聴取等に関する事。 4 規約第3条の規定による学識経験者の指名に係る事務に関する事。

(雑則)

第4条 この規程に定めのない事項は、北海道および函館市にて協議し定めるものとする。

附 則

この規程は、平成28年3月17日から施行する。

7. 函館市自主防災組織育成指導要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第5条第2項の規定および函館市地域防災計画に基づき、市が行う自主防災組織の育成および指導に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「自主防災組織」とは、町会等を単位として設置される組織で、防災活動への積極的な取り組みを進めるものをいう。

2 この要綱において「町会等」とは、町会、自治会等市内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体をいう。

3 この要綱において「防災活動」とは、自主防災組織が行う次の活動をいう。

(1) 平常時の活動

- ア 防災に関する知識の普及
- イ 地域内の安全点検
- ウ 防災用資機材の点検および整備
- エ 防災訓練の実施
- オ その他防災上必要と認められる活動

(2) 災害時の活動

- ア 地域内の情報の収集および伝達
- イ 出火防止および初期消火
- ウ 負傷者の救出および救護
- エ 避難誘導、給水、給食および支援物資等の配布
- オ その他防災上必要と認められる活動

(市の育成指導方針等)

第3条 市長は、自主防災組織の育成および指導に当たっては、町会等の自主性を尊重し、地域の実情に応じた組織づくりを働きかけるとともに、適切な防災活動が実施されるよう、防災知識の普及および防災訓練の指導等を行う。

(設置届)

第4条 町会等は、自主防災組織を設置したときは、別記第1号様式の届出書により市長へ届け出るものとする。

(台帳の作成)

第5条 市長は、前条の規定による届出があったときは、別記第2号様式の台帳を作成するものとする。

(解散届)

第6条 町会等は、自主防災組織を解散したときは、別記第3号様式の届出書により市長へ届け出るものとする。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

資料1 防災組織関係

附 則

この要綱は、平成12年8月8日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年12月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別記第1号様式（第4条関係）

自主防災組織設置届書

年 月 日

函館市長

様

届出者

町会等名称
代表者住所
代表者氏名
電話番号

次のとおり自主防災組織を設置したので届け出ます。

1 自主防災組織の名称

2 自主防災組織の設置年月日

年 月 日

3 自主防災組織の責任者の住所および氏名

住 所

氏 名

(電話

)

4 町会等構成世帯数

世帯（ 年 月 日現在）

5 添付書類

- (1) 自主防災組織の規約
- (2) 自主防災組織の編成図
- (3) 自主防災組織の役割分担
- (4) 自主防災組織の活動予定表
- (5) 保有済防災用資機材等の一覧

別記第2号様式（第5条関係）

自主防災組織台帳

組織の名称					
所在地					
設置年月日		年	月	日	
届出年月日		年	月	日	
責任者	氏名		電話	—	
	住所				
町会等の名称					
世帯数		世帯（年 月 日現在）			
代表者	氏名		電話	—	
	住所				
資機材等		名称	数量	名称	数量
保有済					
貸与					
備考					

別記第3号様式（第6条関係）

自主防災組織解散届書

年 月 日

函 館 市 長 様

町会等名称

届出者 代表者住所

代表者氏名

電話番号

次のとおり自主防災組織を解散したので届け出ます。

1 自主防災組織の名称

2 自主防災組織の解散年月日

年 月 日

3 自主防災組織の責任者の住所および氏名

住 所

氏 名

(電話)

4 解散理由

8. 函館市防災会議委員

区分	委員の役職等	委員の区分 (函館市防災会議条例第2条第5項関係)
会長	函館市長	
委員	北海道開発局函館開発建設部長	1号(指定地方行政機関の職員)
〃	北海道運輸局函館運輸支局長	1号(指定地方行政機関の職員)
〃	東京航空局函館空港事務所空港長	1号(指定地方行政機関の職員)
〃	第一管区海上保安本部函館海上保安部長	1号(指定地方行政機関の職員)
〃	第一管区海上保安本部函館航空基地長	1号(指定地方行政機関の職員)
〃	函館地方気象台長	1号(指定地方行政機関の職員)
〃	北海道財務局函館財務事務所長	1号(指定地方行政機関の職員)
〃	北海道農政事務所函館地域拠点地方参事官	1号(指定地方行政機関の職員)
〃	陸上自衛隊第28普通科連隊長	2号(陸上自衛隊または海上自衛隊の部隊または機関の長)
〃	海上自衛隊函館基地隊司令	2号(陸上自衛隊または海上自衛隊の部隊または機関の長)
〃	北海道渡島総合振興局長	3号(北海道知事の部内の職員)
〃	北海道警察函館方面本部警備課長	4号(北海道警察の警察官)
〃	北海道警察函館方面函館中央警察署長	4号(北海道警察の警察官)
〃	北海道警察函館方面函館西警察署長	4号(北海道警察の警察官)
〃	日本郵便株式会社函館中央郵便局長	8号(指定公共機関または指定地方公共機関の職員)
〃	東日本電信電話株式会社 北海道事業部北海道南支店長	8号(指定公共機関または指定地方公共機関の職員)
〃	北海道旅客鉄道株式会社 函館支社執行役員函館支社長	8号(指定公共機関または指定地方公共機関の職員)
〃	日本放送協会函館放送局長	8号(指定公共機関または指定地方公共機関の職員)
〃	日本通運株式会社函館支店長	8号(指定公共機関または指定地方公共機関の職員)
〃	北海道電力ネットワーク株式会社道南統括支店長	8号(指定公共機関または指定地方公共機関の職員)
〃	日本貨物鉄道株式会社北海道支社函館貨物駅長	8号(指定公共機関または指定地方公共機関の職員)
〃	日本銀行函館支店長	8号(指定公共機関または指定地方公共機関の職員)
〃	日本赤十字社北海道支部函館市地区参与	8号(指定公共機関または指定地方公共機関の職員)
〃	公益社団法人函館市医師会長	8号(指定公共機関または指定地方公共機関の職員)
〃	一般社団法人函館歯科医師会長	8号(指定公共機関または指定地方公共機関の職員)
〃	公益社団法人北海道看護協会道南南支部長	8号(指定公共機関または指定地方公共機関の職員)
〃	北海道放送株式会社函館放送局長	8号(指定公共機関または指定地方公共機関の職員)
〃	札幌テレビ放送株式会社函館放送局長	8号(指定公共機関または指定地方公共機関の職員)
〃	北海道ガス株式会社 函館支店執行役員函館支店長	8号(指定公共機関または指定地方公共機関の職員)
〃	一般社団法人函館地区トラック協会専務理事	8号(指定公共機関または指定地方公共機関の職員)
〃	函館商工会議所総務課長	9号(自主防災組織を構成する者または学識経験のある者)
〃	函館市町会連合会長	9号(自主防災組織を構成する者または学識経験のある者)
〃	社会福祉法人函館市社会福祉協議会長	9号(自主防災組織を構成する者または学識経験のある者)

区分	委員の役職等	委員の区分 (函館市防災会議条例第2条第5項関係)
委員	一般社団法人函館薬剤師会長	9号(自主防災組織を構成する者または学識経験のある者)
〃	函館市女性会議会長	9号(自主防災組織を構成する者または学識経験のある者)
〃	函館山ロープウェイ株式会社 FMいるか 次長	9号(自主防災組織を構成する者または学識経験のある者)
〃	函館市副市長	5号(市長の部内の職員)
〃	函館市副市長	5号(市長の部内の職員)
〃	函館市危機管理監	5号(市長の部内の職員)
〃	函館市戸井支所長	5号(市長の部内の職員)
〃	函館市恵山支所長	5号(市長の部内の職員)
〃	函館市榎法華支所長	5号(市長の部内の職員)
〃	函館市南茅部支所長	5号(市長の部内の職員)
〃	函館市教育委員会教育長	6号(教育長)
〃	函館市消防本部消防長	7号(消防長および消防団長)
〃	函館市消防団連合消防団長	7号(消防長および消防団長)

9. 函館市防災会議構成機関連絡先

機関名	担当	住所	電話	FAX
函館市	総務部災害対策課	東雲町4-13	21-3648	27-6489
北海道開発局函館開発建設部	防災課	大川町1-27	42-8170	42-9000
北海道運輸局函館運輸支局	首席運輸企画専門官	西桔梗町555-24	49-8862	49-1042
東京航空局函館空港事務所	総務課	高松町511	57-1737	59-4745
第一管区海上保安本部 函館海上保安部	警備救難課	海岸町24-4	42-4312	44-2379
第一管区海上保安本部 函館航空基地	業務統括管理官	赤坂町65-1	58-3515	35-2006
函館地方气象台	防災管理官グループ	美原3丁目4-4	46-2211	46-3117
北海道財務局函館財務事務所	総務課総務係	美原3丁目4-4	47-8445	47-5839
北海道農政事務所函館地域拠点	総括業務官	新川町25-18	26-7800	26-7744
陸上自衛隊第28普通科連隊	第3科	広野町6-18	51-9171	51-9171 (483)
海上自衛隊函館基地隊	警備科	大町10-3	23-4241	27-9806
北海道渡島総合振興局	危機対策室	美原4丁目6-16	47-9430	47-9203
北海道警察函館方面本部	警備課災害係	五稜郭町15-5	31-0110	56-1449
北海道警察函館方面 函館中央警察署	警備課警備係	五稜郭町15-5	54-0110	54-0110
北海道警察函館方面 函館西警察署	警備課警備係	海岸町11-27	42-0110	42-0110
日本郵便株式会社 函館中央郵便局	総務部	新川町1-6	22-9126	26-3582
東日本電信電話株式会社 北海道事業部北海道南支店	企画グループ	東雲町14-8	21-2011	24-2342
北海道旅客鉄道株式会社 函館支社	企画グループ	若松町12-5	23-3359	26-6540

資料1 防災組織関係

機 関 名	担 当	住 所	電 話	F A X
日本放送協会函館放送局 (NHK)	企画編成部	千歳町13-1	27-1112	23-3088
日本通運株式会社函館支店	業務推進	浅野町5-22	43-5115	43-9470
北海道電力ネットワーク 株式会社道南統括支店	企画総務グループ	千歳町25-15	22-2511	22-2516
日本貨物鉄道株式会社 北海道支社函館貨物駅	駅長	港町1丁目35	42-5224	45-5980
日本銀行函館支店	総務課	東雲町14-1	27-1160	24-2015
日本赤十字社北海道支部 函館市地区	函館市保健福祉部 管理課	東雲町4-13	21-3255	26-4090
公益社団法人函館市医師会	事務局	田家町5-16	43-7700	43-7710
一般社団法人函館歯科医師会	事務局長	大手町3-3	23-3650	23-4765
公益社団法人 北海道看護協会道南南支部	支部長	元町32-18 社会医療法人高橋病院内	23-7221	27-1511
北海道放送函館放送局 (HBC)	局長	梁川町9-5	55-8121	55-6615
札幌テレビ放送函館放送局 (STV)	局長	美原1丁目48-5	42-7277	42-4175
北海道ガス株式会社函館支店	保安センター マネージャー	万代町8-1	42-3817	43-4907
一般社団法人 函館地区トラック協会	専務理事	西桔梗町555-32	49-1777	49-1659
函館商工会議所	総務課	若松町7-15	23-1181	27-2111
函館市町会連合会	事務局長	若松町33-6 総合福祉センター内	22-0180	22-0180
社会福祉法人 函館市社会福祉協議会	総務課	若松町33-6 総合福祉センター内	23-2226	23-2224
一般社団法人函館薬剤師会	事務局	富岡町3丁目1-17 2F	45-1572	45-1570
函館市女性会議	会長	石川町311-16	46-3762	46-3762
函館山ロープウェイ株式会社 FMいるか	次長	元町19-7	27-3700	23-3100
函館市教育委員会	管理課	東雲町4-13	21-3500	27-7217
函館市消防本部	警防課	東雲町5-9	22-2146	27-6199
函館市消防団	消防本部庶務課	東雲町5-9	22-2142	22-1934
函館市戸井支所	地域振興課	館町3-1	82-2111	82-2917
函館市恵山支所	地域振興課	日ノ浜町127	85-2331	85-2658
函館市楳法華支所	地域振興課	新浜町156-1	86-2111	86-2837
函館市南茅部支所	地域振興課	川汲町1520	25-5111	25-5110

10. 関係機関連絡先

機 関 名	担 当	住 所	電 話	F A X
北海道総合通信局	防災対策推進室	札幌市北区北8条西2丁目1-1 札幌第1合同庁舎	011-747-6451	011-709-2481
北海道非常通信協議会	事務局（無線通信部陸上課）	〃	011-709-2311 (内4651)	011-709-5541
北海道経済産業局	総務課	〃	011-709-1773	011-709-1778
函館労働基準監督署	業務課	新川町25-18	23-1276	23-9147
北海道森林管理局 檜山森林管理署	総務グループ	厚沢部町緑町162-28	0139-64-3201	0139-67-2749
北海道森林管理局函館事務所	連絡調整担当	駒場町2-13	51-8110	51-8908
北海道渡島総合振興局 函館建設管理部	用地管理室維持管理課 (治水維持)	美原4丁目6-16	47-9642	47-9218
	事業室治水課 (土砂災害)		47-9647	47-9218
北海道渡島総合振興局 保健環境部保健行政室	企画総務課	美原4丁目6-16	47-9524	47-9219
北海道渡島総合振興局 東部森林室	管理課	美原4丁目6-16	83-7282	83-7386
北海道教育庁渡島教育局	企画総務課	美原4丁目6-16	47-9576	47-9216
北海道赤十字血液センター 函館事業所	事業課管理係	日乃出町23-8	56-2211	54-4955
北海道テレビ放送函館支社 (HTB)		本町6-5	55-9700	55-9745
テレビ北海道 (TVh)		札幌市中央区 大通東6丁目12-4	090-3111-0134	27-5557 函館報道専用
北海道文化放送函館支社 (uhb)		五稜郭町1-14	55-9690	55-8870
汐首漁業無線局利用組合		釜谷町41番地 戸井漁業協同組合本所内	82-2176	82-2176
函館救難所		豊川町27-6 函館市漁業協同組合内	23-3195	22-3051
戸井救難所		釜谷町41 戸井漁業協同組合内	82-2311	82-2314
えさん救難所		大潤町51-4 えさん漁業協同組合内	84-2231	83-3431
椴法華救難所		新浜町53 えさん漁協椴法華支所内	86-2211	86-2214
南かやべ救難所		白尻町154-2 南かやべ漁業協同組合内	25-3004	25-3977
新函館農業協同組合	総務課	北斗市本町1丁目1-21	77-5555	77-5566
函館市亀田農業協同組合	管理部	昭和4丁目42-40	46-6883	46-5949
渡島平野土地改良区	事務局	北斗市本町711-1	77-8521	77-7010
函館市漁業協同組合		豊川町27-6	23-3195	22-3051
〃 根崎支所		根崎町263	57-7211	57-7213
〃 石崎支所		石崎町296	58-2131	58-2134
銭亀沢漁業協同組合		古川町13-1	58-2121	58-3408
戸井漁業協同組合		釜谷町41	82-2311	82-2314
えさん漁業協同組合		大潤町51-4	84-2231	83-3431
南かやべ漁業協同組合		白尻町154-2	25-3004	25-3977

資料1 防災組織関係

機 関 名	担 当	住 所	電 話	F A X
北海道海難防止・水難救済センター	渡島檜山地区担当	札幌市中央区北3条西7丁目1 水産ビル3階	011-221-1831	011-221-1832
北海道漁業協同組合連合会 函館支店		豊川町11-9	22-4146	26-7868
はこだて広域森林組合		北斗市本町1丁目1-1 北斗市総合分庁舎内	77-8811	77-7878
函館市亀田商工会		美原3丁目36-7	47-1771	47-1679
函館東商工会		中浜町79	83-3221	83-3222
函館消防安全協会		東雲町5-9 消防本部予防課内	87-2240	87-2240
渡島沿岸排出油等防除協議会		海岸町24-4 函館海上保安部警備救難課内	42-4312	44-2379
(株)ニューメディア 函館センター (NCV)		桔梗379-31	34-2525	34-2526
公益社団法人北海道獣医師会 道南支部		北斗市東前74-2 みなみ北海道農業共済組合道南支所内	77-2130	77-2132
函館地区バス協会		高盛町10-1	54-4471	31-4120
北海道警備業協会函館支部		宮前町4-13 東警興産(株)内	45-2603	45-2604
株式会社NTTドコモ 北海道支社	ネットワーク部 災害対策室	札幌市中央区北1条西14丁 目6 ドコモ北海道ビル	011-242-1961	011-241-5355
KDDI株式会社	北海道総支社管理部	札幌市中央区北3条西4丁 目1-1 日本生命札幌ビル	011-223-2826	011-218-3722
ソフトバンク株式会社	人事総務総括 人事・総務本部	札幌市中央区大通西4丁 目6-1 札幌大通西4ビル	011-272-2388	011-272-0622
北海道エアポート株式会社函館 空港事業所	保安防災課	函館市高松町511番地	0138-57-1610	0138-57-1621

11. 渡島総合振興局管内市町防災主管課

市町名	課	係	電 話	F A X	住 所
北斗市	総務部総務課	交通防災係	73-3111	73-6970	北斗市中央1丁目3-10
七飯町	情報防災課	防災車両係	65-5797	66-2054	七飯町本町6丁目1-1
鹿部町	総務・防災課	防災・デジタル 推進室	01372-7-2111	01372-7-3086	鹿部町字宮浜299
森町	防災交通課	防災係	01374-2-2181	01374-2-3244	森町字御幸町144-1
八雲町	総務課	防災係	0137-62-2111	0137-62-2120	八雲町住初町138
長万部町	総務課	防災交通係	01377-2-2000	01377-2-4884	長万部町字長万部453-1
木古内町	総務課	総務財政グループ	01392-2-3131	01392-2-3622	木古内町字本町218
知内町	総務課	総務係	01392-5-6161	01392-5-7166	知内町字重内21-1
福島町	総務課	総務防災係	0139-47-3001	0139-47-4504	福島町字福島820
松前町	総務課	危機対策係	0139-42-2275	0139-46-2048	松前町字福山248

12. 北海道石油コンビナート等防災本部本部員・幹事

	機関名	本部員	幹事
1	北海道開発局	局長	事業振興部防災課長
2	北海道経済産業局	局長	総務課長
3	北海道産業保安監督部	部長	保安課長
4	第一管区海上保安本部	本部長	警備救難部環境防災課長
5	北海道労働局	局長	安全課長
6	陸上自衛隊北部方面総監部	北部方面総監	防衛課長
7	北海道運輸局	局長	安全防災・危機管理課長
8	東京航空局新千歳空港事務所	空港長	総務課長
9	札幌管区气象台	台長	総務部危機管理調整官
10	北海道警察本部	本部長	警備課長
11	北海道	知事	
12	北海道	副知事	
13	北海道	総務部長	
14	北海道	危機管理監	危機対策局長
			危機対策局危機対策課消防担当課長
15	北海道	経済部長	経済部資源エネルギー局長
			資源エネルギー局資源エネルギー課 産炭地保安担当課長
16	北海道渡島総合振興局	局長	地域創生部長兼危機対策室長
17	北海道胆振総合振興局	局長	地域創生部長兼危機対策室長
18	北海道釧路総合振興局	局長	地域創生部長兼危機対策室長
19	北海道石狩振興局	局長	地域創生部長兼危機対策室長
20	函館市	市長	危機管理監
21	室蘭市	市長	総務部長
22	釧路市	市長	総務部長
23	苫小牧市	市長	市民生活部長
24	苫小牧港管理組合	管理者（苫小牧市長）	総務部長
25	北斗市	市長	総務課長
26	厚真町	町長	防災担当理事兼防災担当参事
27	知内町	町長	総務課長
28	石狩市	市長	危機対策課長
29	石狩湾新港管理組合	管理者（知事）	総務部参事
30	小樽市	市長	総務部災害対策室主幹
31	函館市消防本部	消防長	警防課長
32	室蘭市消防本部	消防長	消防署長
33	釧路市消防本部	消防長	次長
34	苫小牧市消防本部	消防長	予防室長
35	胆振東部消防組合消防本部	消防長	消防署長兼防災課長
36	南渡島消防事務組合消防本部	消防長	北斗消防署長
37	渡島西部広域事務組合消防本部	消防長	知内消防署長
38	石狩北部地区消防事務組合消防本部	消防長	予防課長
39	小樽市消防本部	消防長	警防課長

資料1 防災組織関係

	機関名	本部員	幹事
40	日本貨物鉄道(株)北海道支社	支社長	北海道保全技術センター所長
41	釧路エルエスジ- (株)釧路 LNG ターミナル	代表取締役社長	
	ENEOS(株)釧路西港油槽所		所長
42	出光興産(株)北海道製油所	執行役員所長	安全環境室長
43	ENEOS(株)製造部室蘭事業所	事業所長	総務チームリーダー
44	コスモ石油(株)函館物流基地	基地長	基地管理部長
45	北海道電力(株)知内発電所	所長	業務燃料課長 (環境技術課長兼務)
46	苫小牧埠頭(株)オイルターミナル	所長	
	事業部石狩ターミナル		

13. 各種協議会

(1) 北海道地方非常通信協議会会則

第1章 総則

(目的)

第1条 この会は、北海道における電波法74条第1項に規定する通信及びその他非常時において用いられる必要な通信（以下、合わせて「非常通信」という。）の円滑な運用を図ることを目的とする。

(名称)

第2条 この会は、北海道地方非常通信協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(事業)

第3条 協議会は、第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 非常通信の運用計画の策定
- (2) 非常通信の訓練
- (3) 非常通信の要請に関する協議
- (4) 非常通信の取扱要請
- (5) 非常通信に関する周知指導
- (6) その他協議会の目的達成に必要な事項

(構成)

第4条 協議会は、次のものをもって構成する。

- (1) 無線局の免許（承認）を受けた機関又は団体
 - (2) 防災関係機関又は団体
 - (3) 有線電気通信設備の設置者又は設置者の団体
 - (4) その他、非常通信の運用に密接な関係を有する機関又は団体
- 2 協議会への加入は、会長が決定し、総会に報告する。
- 3 前項の加入手続きは、別紙に定める様式により行うものとする。
- 4 前項の別紙（加入申込書）に記載された申込団体（代表者）を協議会の構成員とする。

第2章 役員等

(役員)

第5条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
 - (2) 幹事 若干名
- 2 会長は、北海道総合通信局長とする。
- 3 幹事は、総会の承認を経て構成員を選出し、選出された構成員が指名した者とする。

(役員の仕事)

第6条 役員の仕事は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、協議会を代表し、会務を統括する。
- (2) 幹事は、総会の議決又は会長の指示に基づき、必要な事務を処理する。

(役員の仕事)

第7条 役員の仕事は、次期総会までとする。ただし、再任を妨げない。

資料1 防災組織関係

2 役員に異動があった場合は、その役員の後任者が残任期間その職務を行う。

(委員)

第8条 協議会に委員を置く。

2 委員は、構成員が指名した者とする。

3 委員は、総会の構成員として、第11条第5項に定める事項を審議、決定する。

4 委員の任期は、第7条の規定を準用する。

(役員等の異動)

第9条 構成員は、所属の幹事及び委員に異動があった場合は、すみやかに会長に報告するものとする。

第3章 会議

(会議)

第10条 協議会の会議は、総会、幹事会及び要請会議とする。

(総会)

第11条 総会は、役員及び委員をもって構成する。

2 総会は、毎事業年度1回開催する。

ただし、会長が特に認める場合には、臨時に総会を開催することができる。

3 総会は、会長が招集する。

4 総会は、委員の過半数の出席をもって成立し、その議決は、出席者の過半数をもって決する。やむを得ない理由のため、総会に出席できない委員は、あらかじめ通知された事項について、議長を代理人として表決を委任することができる。

なお、表決の委任者は総会に出席したものとみなす。

5 総会の議決事項は、次のとおりとする。

(1) 会則の改正

(2) 事業計画

(3) その他本会の運営上重要と認められる事項

(幹事会)

第12条 幹事会は、幹事及び事務局長をもって構成する。

2 幹事会は、年度中1回以上開催するものとし、会長が招集する。

3 幹事会は、幹事の過半数をもって成立し、その議決は、出席者の過半数をもって決する。

4 幹事会の審議事項は、次のとおりとする。

(1) 総会に提出する事項

(2) 要請会議規程及び表彰規程の改廃

(3) 事業の実施及び協議会の運営に関する事項

(要請会議)

第13条 第3条の要請を遂行するため要請会議を設置する。

2 要請会議の細目は、幹事会の議を経て会長が別に定める。

第4章 事務局

第14条 協議会に事務局を設ける。

- 2 事務局は、北海道総合通信局無線通信部陸上課内に置く。
- 3 事務局は、協議会の会務執行に必要な事務を処理する。
- 4 事務局に事務局長及び事務局員若干名を置く。
- 5 事務局長は、北海道総合通信局無線通信部陸上課長とする。
- 6 事務局長は、総会の決定した方針に基づき常務の運用にあたり、かつ、会長の命を受け、協議会の庶務をつかさどる。
- 7 事務局員は、協議会の庶務を処理する。

第5章 表彰

第15条 会長は、協議会の目的達成に寄与し、かつ、その功績が著しい個人又は団体の表彰を行うことができる。

- 2 表彰の基準、手続き等に関する細目は、幹事会の議を経て会長が別に定める。

〈附則〉

この会則は、昭和32年8月20日から施行する。

(略)

一部改正 令和3年7月12日

北海道地方非常通信協議会構成員名簿

【渡島地区 18 団体】

- ・函館市 ・北斗市 ・松前町 ・福島町 ・知内町 ・木古内町 ・七飯町 ・鹿部町 ・森町
- ・八雲町 ・長万部町
- ・南渡島消防事務組合消防本部 ・渡島西部広域事務組合消防本部
- ・電源開発株式会社 東日本支店
- ・函館山ロープウェイ株式会社 ・JARL 海峡クラブ
- ・一般社団法人日本アマチュア無線連盟 渡島檜山支部
- ・日本銀行 函館支店

(2) 渡島・檜山地方道路防災連絡協議会規約

(名称)

第1条 本会は、渡島・檜山地方道路防災連絡協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 協議会は、道路災害の防止及び災害発生時の被害拡大を防止するため、地域住民、地方自治体及び関係機関が相互に連携し、道路における地域防災パートナーシップの構築を図り、道路防災の推進を行うことを目的とする。

(構成)

第3条 協議会は、別表1に掲げる機関で構成する。

(事業)

第4条 協議会は、次の各号に掲げる防災事業を行う。

- (1) 道路における地域防災パートナーシップの構築及び推進に関する事。
- (2) 道路防災に係わる、情報提供及び情報交換に関する事。
- (3) 道路防災に係わる意識の高揚に関する事。
- (4) その他、道路防災の必要事項に関する事。

(組織)

第5条 協議会は、会長及び委員で構成するものとする。

- 2 協議会の会長は、函館開発建設部次長（河川道路担当）をもって充て、会務を統轄する。
- 3 委員は、別表2に定める者とする。
- 4 幹事会は、別表3に定める者とする。
- 5 詳細な検討が必要な場合においては、ワーキンググループを設けるものとする。

(運営)

第6条 協議会は必要に応じて会長が召集し、協議会の運営方針を決定する。

- 2 協議会には、委員以外の者を出席させて意見を聞くことができる。
- 3 協議会の運営を円滑に行うため、また重要案件の調整の場として幹事会を設けるものとする。
なお、幹事会の開催、議事内容は、その都度事務局が決定する。
- 4 ワーキンググループの開催、構成機関、作業内容は、その都度事務局が決定する。
- 5 ワーキンググループにおける議事内容は、協議会に報告する。

(事務局)

第7条 事務局は、函館開発建設部防災課に置き、庶務を行う。

(その他)

第8条 この規約に定める以外の必要な事項については、協議会の決定による。

附 則

(施行期日)

この規約は、平成12年11月21日から施行する。

(略)

令和4年4月1日一部改訂：

第7条 事務局配置箇所の名称変更

第5条3 別表2 委員の名称変更

別表1 渡島・檜山地方道路防災連絡協議会構成機関

機 関 名		機 関 名	
1	北海道開発局函館開発建設部	27	厚沢部町
2	渡島総合振興局	28	乙部町
3	檜山振興局	29	奥尻町
4	渡島総合振興局函館建設管理部	30	今金町
5	北海道警察函館方面本部	31	せたな町
6	北海道警察函館方面中央警察署	32	函館市消防本部
7	北海道警察函館方面西警察署	33	長万部町消防本部
8	北海道警察函館方面森警察署	34	森町消防本部
9	北海道警察函館方面八雲警察署	35	八雲町消防本部
10	北海道警察函館方面木古内警察署	36	南渡島消防事務組合消防本部
11	北海道警察函館方面松前警察署	37	檜山広域行政組合消防本部
12	北海道警察函館方面江差警察署	38	渡島西部広域事務組合消防本部
13	北海道警察函館方面せたな警察署	39	函館地区バス協会
14	函館市	40	(一社) 函館地区トラック協会
15	北斗市	41	函館地方気象台
16	松前町	42	北海道旅客鉄道(株)
17	福島町	43	(株)NTT 東日本ー北海道 北海道南支店
18	知内町	44	北海道電力ネットワーク(株)道南統括支店
19	木古内町	45	東日本高速道路(株)北海道支社 室蘭管理事務所
20	七飯町	46	陸上自衛隊 第28普通科連隊
21	鹿部町	47	(一社) 日本自動車連盟 北海道本部函館支部
22	森町	48	北海道森林管理局 渡島森林管理署
23	八雲町	49	道南いさりび鉄道(株)
24	長万部町	50	(一社) 函館建設業協会
25	江差町	51	(一社) 函館地区ハイヤー協会
26	上ノ国町		

別表2 渡島・檜山地方道路防災連絡協議会委員

機 関 名		役 職
会長	北海道開発局函館開発建設部	次長(河川道路担当)
委員	渡島総合振興局	地域創生部 危機対策室 主幹
〃	〃	産業振興部 林務課長
〃	〃	西部森林室 森林整備課長
〃	〃	東部森林室 森林整備課長
〃	〃	産業振興部 商工労働観光課 主幹
〃	檜山振興局	地域創生部 危機対策室 主幹
〃	〃	産業振興部 林務課長
〃	〃	産業振興部 商工労働観光課長
〃	渡島総合振興局函館建設管理部	事業室 地域調整課長
〃	〃	用地管理室 維持管理課長
〃	〃	事業室 道路課長
〃	〃	事業室 事業課 施設保全室長
〃	〃	松前出張所長
〃	〃	八雲出張所長

資料1 防災組織関係

機 関 名		役 職
委員	渡島総合振興局函館建設管理部	江差出張所長
〃	〃	今金出張所長
〃	〃	奥尻出張所長
〃	北海道警察函館方面本部	交通課長
〃	〃	警備課長
〃	北海道警察函館方面函館中央警察署	署長
〃	北海道警察函館方面函館西警察署	署長
〃	北海道警察函館方面森警察署	署長
〃	北海道警察函館方面八雲警察署	署長
〃	北海道警察函館方面木古内警察署	署長
〃	北海道警察函館方面松前警察署	署長
〃	北海道警察函館方面江差警察署	署長
〃	北海道警察函館方面せたな警察署	署長
〃	函館市	総務部 災害対策課長
〃	北斗市	総務課長
〃	松前町	総務課長
〃	福島町	総務課長
〃	知内町	総務課長
〃	木古内町	総務課長
〃	七飯町	情報防災課長
〃	鹿部町	総務・防災課長 防災・デジタル推進室長
〃	森町	防災交通課長
〃	八雲町	総務課長
〃	八雲町（旧熊石町）	地域振興課長
〃	長万部町	総務課長
〃	江差町	総務課長
〃	上ノ国町	総務課長
〃	厚沢部町	総務財政課長
〃	乙部町	総務課長
〃	奥尻町	地域政策課長
〃	せたな町	総務課長
〃	今金町	くらし安心課長
〃	函館市消防本部	警防課長
〃	長万部町消防本部	次長
〃	森町消防本部	消防長
〃	八雲町消防本部	消防長
〃	南渡島消防事務組合消防本部	消防課長
〃	檜山広域行政組合消防本部	消防長
〃	渡島西部広域事務組合消防本部	消防長
〃	函館地区バス協会	事務局長
〃	(一社)函館地区トラック協会	専務理事
〃	函館地方気象台	防災管理官
〃	北海道旅客鉄道(株)	工務部管理課 副課長

機 関 名		役 職
委員	北海道電力ネットワーク(株)道南統括支店	業務部 企画総務グループリーダー
〃	(株)NTT東日本ー北海道 北海道南支店	ビジネス企画担当
〃	北海道開発局函館開発建設部	公物管理課長
〃	〃	工務課長
〃	〃	道路計画課長
〃	〃	防災対策官
〃	〃	道路防災推進官
〃	〃	函館道路事務所長
〃	〃	八雲道路事務所長
〃	〃	江差道路事務所長
〃	陸上自衛隊 函館駐屯地第28普通科連隊	第2科長
〃	東日本高速道路(株) 北海道支社室蘭管理事務所	所長
〃	(一社)日本自動車連盟 函館支部	事務所長
〃	北海道森林管理局 渡島森林管理署	総括事務管理官
〃	道南いさりび鉄道(株)	経営企画部 総務課長
〃	(一社)函館建設業協会	理事・土木委員長
〃	(一社)函館地区ハイヤー協会	専務理事

別表3 幹事会構成機関

機 関 名	
1	函館開発建設部
2	函館地方气象台
3	渡島総合振興局
4	檜山振興局
5	渡島総合振興局函館建設管理部
6	北海道警察函館方面本部
7	渡島管内を代表する自治体
8	檜山管内を代表する自治体
9	陸上自衛隊函館駐屯地第28普通科連隊

(3) 北海道渡島総合振興局河川減災対策協議会規約

(名称)

第1条 本会は、水防法（昭和24年法律第193号）第15条の10に基づく都道府県大規模氾濫減災協議会として、「北海道渡島総合振興局河川減災対策協議会」（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 協議会は、過去の出水の教訓を踏まえ、別表1に掲げる渡島総合振興局管内の二級河川の堤防の決壊や越水等に伴う氾濫に備え、河川管理者、国、道、河川に隣接する市町等が連携して減災のための目標を共有し、ハード対策とソフト対策を一体的、計画的に推進するとともに、「施設では防ぎきれない大洪水は発生するもの」との認識を住民等に広める諸対策を進め、社会全体で常に洪水に備える「水防災意識社会」を再構築することにより、別表1に掲げる渡島総合振興局管内の二級河川における減災対策に最大の効果を発揮することを目的とする。

(協議会の実施事項)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の事項を実施する。

- (1) 洪水の浸水想定等の水害リスク情報を共有するため、構成員が各々又は連携して実施している現状の減災に係る取組状況等を共有すること。
- (2) 円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動及び氾濫水の排水等を実現するため、構成員が各々又は連携して取り組む事項をまとめた地域の取組方針を作成し、共有すること。
- (3) 地域の取組方針に基づく対策の実施状況を確認すること。
- (4) その他、大規模氾濫に関する減災対策に関して必要な事項を協議すること。
- (5) 前4号に掲げるもののほか、当協議会の目的を達成するために必要なこと。

(組織)

第4条 協議会は、別表2に掲げる構成員をもって組織する。

- 2 協議会は、会長を置き、北海道渡島総合振興局長をもってこれに充てる。
- 3 構成員が出席できない場合は、代理人を出席させることができる。

(会議)

第5条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 会議は原則として公開する。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。
- 3 協議会は、必要があると認められるときは、構成員以外のものに対して、資料等を提供させ、又は会議の出席を依頼し、助言等を求めることができる。

(協議結果の尊重義務)

第6条 協議会で協議が整った事項については、協議会の構成員はその協議結果を尊重しなければならない。

(幹事会)

第7条 協議会に提案する事項について、協議又は調整をするため、協議会に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、別表3に掲げる幹事で組織する。
- 3 幹事会は必要に応じ開催し、協議会の目的達成のための事業を推進する。
- 4 幹事会は、必要があると認められるときは、幹事以外の者に出席を依頼し、意見を聴くことができる。

(事務局)

第8条 協議会の業務を処理するため、北海道渡島総合振興局地域創生部地域政策課、函館建設管理部用地管理室維持管理課、事業室地域調整課及び治水課に事務局を置く。

- 2 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(委任)

第9条 この規約に定めるもののほか、協議会の事務の運営において必要な事項は、会長が別に定める。

(附則)

この規約は、平成29年7月19日から施行する。

この規約は、平成30年6月18日から施行する。

別表1 水系一覧表

河川に隣接する市町	水系名
函館市	磯谷川、大舟川、矢尻川、古武井川、尻岸内川、原木川、熊別川、戸井川
北斗市	汐泊川、松倉川、亀田川、小田島川、 <u>常盤川</u> 、 <u>久根別川</u> (14)
松前町	<u>常盤川</u> 、 <u>久根別川</u> 、大野川、戸切地川、流溪川、茂辺地川 (6)
福島町	及部川、大松前川、茂草川、小鴨津川、大鴨津川 (5)
知内町	福島川、白符川、吉岡川、 <u>知内川</u> (4)
木古内町	森越川、重内川、 <u>知内川</u> 、中の川 (4)
七飯町	佐女川、木古内川 (2)
鹿部町	<u>折戸川</u> 、 <u>久根別川</u> (2)
森八雲町	<u>折戸川</u> (1)
八雲町	鳥崎川、茅部中の川 (2)
長万部町	遊楽部川、野田追川、落部川、相沼内川、見市川 (5)
	長万部川、紋別川、国縫川 (3)
	計43水系 (下線部は重複河川)

別表2 協議会構成員一覧表

機関名	構成員
北海道渡島総合振興局	局長 (会長)
〃	副局長 (建設管理部担当)
函館地方气象台	台長
函館開発建設部	部長
北海道警察函館方面本部	警部課長
函館中央警察署	署長
函館西警察署	署長
森警察署	署長
八雲警察署	署長
木古内警察署	署長
松前警察署	署長
函館市	市長
北斗市	市長
松前町	町長
福島町	町長
知内町	町長
木古内町	町長
七飯町	町長
鹿部町	町長
森町	町長
八雲町	町長
長万部町	町長
函館市消防本部	消防長
南渡島消防事務組合消防本部	消防長
渡島西部広域事務組合消防本部	消防長
長万部町消防本部	消防長
八雲町消防本部	消防長
森町消防本部	消防長

別表3 幹事会幹事一覧表

機 関 名	幹 事
北海道渡島総合振興局函館建設管理部	事業室地域調整課長
〃	用地管理室維持管理課長
〃	事業室治水課長
北海道渡島総合振興局地域創生部	地域政策課主幹
函館地方气象台	防災管理官
函館開発建設部	次長(河川道路担当)
〃	公物管理課長
〃	工務課長
〃	防災対策官
北海道警察函館方面本部	警備課災害担当課長補佐
函館中央警察署	警備課長
函館西警察署	警備課長
森警察署	警備課長
八雲警察署	警備係長
木古内警察署	警備係長
松前警察署	警備係長
函 館 市	防災担当課担当者
北 斗 市	防災担当課担当者
松 前 町	防災担当課担当者
福 島 町	防災担当課担当者
知 内 町	防災担当課担当者
木 古 内 町	防災担当課担当者
七 飯 町	防災担当課担当者
鹿 部 町	防災担当課担当者
森 町	防災担当課担当者
八 雲 町	防災担当課担当者
長 万 部 町	防災担当課担当者
函館市消防本部	担当課担当者
南渡島消防事務組合消防本部	担当課担当者
渡島西部広域事務組合消防本部	担当課担当者
長万部町消防本部	担当課担当者
八雲町消防本部	担当課担当者
森町消防本部	担当課担当者

(4) 渡島沿岸排出油等防除協議会会則

(名称)

第1条 会の名称を「渡島沿岸排出油等防除協議会」（以下「協議会」という。）という。

(目的)

第2条 この協議会は、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号）第43条の6の協議会として、渡島沿岸海域において著しく大量の油又は有害液体物質（以下「油等」という。）が排出された場合の防除に関し、あらかじめ必要な事項を協議するとともに、事故発生時において、それぞれの協議会会員が、それぞれの立場に応じて相互に連携し、所要の協力を図りつつ、迅速かつ的確な防除活動を実施し、もって、排出された油又は有害液体物質（以下「排出油等」という。）による被害の局限化を図ることを目的とする。

(協議会の業務)

第3条 協議会は、次の業務を行う。

- (1) 排出油等防除指針の策定
- (2) 排出油等の防除に関する技術の調査及び周知
- (3) 排出油等の防除に関する研修及び訓練の実施
- (4) その他排出油等の防除に関する重要事項の協議

(組織)

第4条 協議会は、会長及び会員をもって組織する。

2 会長は、函館海上保安部長をもって充てる。

3 会長は、会務を総理する。

4 会員は、渡島沿岸において排出油等防除に関係ある別紙に掲げる機関の長又は、その指名する職員をもって充てる。

(会議)

第5条 会議は、定例会議及び臨時会議とし、会長が招集する。

2 定例会議は年1回開催する。

3 臨時会議は必要がある場合に開催する。

(連絡先及び資料の更新)

第6条 協議会は、排出油等防除に必要な連絡先及び資料の内容を毎年1回（4月1日現在）更新し、会員に周知するものとする。

- (1) 情報連絡体制（連絡担当者、昼夜間の電話番号等）
- (2) 漁具定置箇所
- (3) 気象
- (4) その他必要な事項

(訓練)

第7条 排出油等事故発生時の防御体制を確認し、防除活動を演練するため毎年1回以上訓練を実施する。

(事故情報の提供)

第8条 会長は、大量の油若しくは有害液体物質が排出され、又は海難等に伴って排出のおそれがある場合は、当該排出によって影響を受けるおそれのある地域の会員に対し、必要に応じ、

速やかに事故に関する情報を提供する。

(活動の連絡又は調整)

第9条 会長は、必要に応じ、防除活動に関する連絡又は調整のための会議を開催することができる。

(協議)

第10条 この会則に記載されていない事項、または、疑義を生じた事項について協議の必要がある場合は、その都度協議し決定するものとする。

(庶務)

第11条 協議会の事務局は「函館海上保安部警備救難課」に置き、その庶務を行う。

附 則

この会則は、平成19年12月20日から施行する。

(別紙)

渡島沿岸排出油等防除協議会

区 分	名 称	電 話 番 号	
		平日昼間	平日夜間・休日
海上保安庁	函館海上保安部	0138-42-4312	同 左
関係行政機関	北海道運輸局函館運輸支局	0138-49-9902	090-4885-6352
関係行政機関	北海道開発局函館開発建設部	0138-42-8170	090-3394-8617
関係行政機関	北海道開発局函館開発建設部函館港湾事務所	0138-41-4156	090-3396-4323
関係行政機関	函館地方気象台	0138-46-2211	
関係地方公共団体	北海道渡島総合振興局	0138-47-9430	090-8633-9171
関係地方公共団体	函館市港湾空港部	0138-21-3483	090-6262-7638
関係地方公共団体	長万部町	01377-2-2000	同 左
関係地方公共団体	八雲町	0137-62-2111	同 左
関係地方公共団体	森町	01374-2-2181	同 左
関係地方公共団体	鹿部町	01372-7-2111	同 左
関係地方公共団体	北斗市	0138-73-3111	090-8907-5338
関係地方公共団体	木古内町	01392-2-3131	090-7511-1075
関係地方公共団体	知内町	01392-5-6161	080-5580-4949
関係地方公共団体	福島町	0139-47-3001	090-6871-7591
関係地方公共団体	松前町	0139-42-2275	090-4895-7389
関係地方公共団体	長万部町消防本部	01377-2-2049	同 左
関係地方公共団体	八雲町消防本部	0137-63-2686	同 左
関係地方公共団体	森町消防本部	01374-2-2125	同 左
関係地方公共団体	南渡島消防事務組合消防本部	0138-73-5130	0138-73-8194
関係地方公共団体	渡島西部広域事務組合消防本部	0139-47-4018	01394-7-2119
関係地方公共団体	函館市消防本部	0138-22-2146	0138-22-2126
関係地方公共団体	北海道警察函館方面本部	0138-31-0110	同 左
関係地方公共団体	北海道函館方面函館中央警察署	0138-54-0110	同 左
関係地方公共団体	北海道函館方面函館西警察署	0138-42-0110	同 左
関係地方公共団体	北海道函館方面八雲警察署	0137-64-2110	同 左
関係地方公共団体	北海道函館方面森警察署	01374-2-0110	同 左
関係地方公共団体	北海道函館方面木古内警察署	01392-2-4110	同 左
関係地方公共団体	北海道函館方面松前警察署	0139-42-3110	同 左
関係団体	長万部漁業協同組合	01377-2-3126	090-5070-9345
関係団体	八雲町漁業協同組合	0137-62-3101	090-3018-5147
関係団体	落部漁業協同組合	0137-67-2211	同 左
関係団体	森漁業協同組合	01374-2-2222	090-6260-1162
関係団体	砂原漁業協同組合	01374-8-2550	090-3899-3920
関係団体	鹿部漁業協同組合	01372-7-2311	090-9757-6815

区 分	名 称	電 話 番 号	
		平日昼間	平日夜間・休日
関係団体	上磯郡漁業協同組合	01392-5-5204	090-8634-8792
関係団体	福島吉岡漁業協同組合	0139-48-5311	090-5076-2175
関係団体	松前さくら漁業協同組合	0139-44-2211	090-9083-4907
関係団体	函館市漁業協同組合	0138-23-3195	090-8638-4403
関係団体	南かやべ漁業協同組合	0138-25-3004	090-7659-6456
関係団体	えさん漁業協同組合	0138-84-2231	090-2073-6477
関係団体	戸井町漁業協同組合	0138-82-2311	090-3462-3521
関係事業者等	銭亀沢漁業協同組合	0138-58-2121	090-3773-4680
関係事業者等	(株)河野組	01374-2-2501	090-8635-3124
関係事業者等	コスモ石油(株)函館物流基地	0138-49-1140	090-2873-6926
関係事業者等	出光興産(株)函館油槽所	0138-49-2211	同 左
関係事業者等	太平洋セメント(株)上磯工場	0138-73-2111	080-6090-6669
関係事業者等	北海道電力(株)知内発電所	01392-5-6613	同 左
関係事業者等	北海道パワーエンジニアリング(株)知内事業所	01392-5-7152	080-6083-1033
関係事業者等	北海道エネルギー(株)道南支店	0138-44-5177	070-4799-5226
関係事業者等	道南石油(株)	0138-23-4211	090-6445-7194
関係事業者等	協和石油(株)	0138-23-5251	090-5591-5591
関係事業者等	(株)富士サルベージ	0138-26-3911	090-6218-4020
関係事業者等	ニッサルマリン(株)	0138-44-3133	090-7649-6895
関係事業者等	函館どっく(株)函館造船所	0138-22-3150	080-6082-7033
関係事業者等	函館ポートサービス(株)	0138-43-5681	090-9512-4160
関係事業者等	共同通船(株)	0138-40-8401	090-8900-5245
関係事業者等	函館丸和港運(株)	0138-42-7007	090-5984-2410
関係事業者等	北海道ファインケミカル(株)函館事業部	0138-41-6103	080-3243-7405
関係事業者等	(株)菅原組	0138-44-3710	090-9089-0415
関係事業者等	函館海運(株)	0138-22-1237	090-1643-6665
関係事業者等	北日本石油(株)函館支店	0138-23-6271	090-5220-9767
関係事業者等	青函フェリー株式会社	0138-42-5561	同 左
関係事業者等	津軽海峡フェリー(株)	0138-62-5600	080-1977-5204

(5) 南北海道山岳避難防止対策協議会会則

(名称)

第1条 この会は、南北海道山岳遭難防止対策協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 協議会は、渡島総合振興局及び檜山振興局管内における山岳遭難防止対策及び遭難者の捜索救助活動を行うことを目的とする。

(事業)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 安全登山の指導及び啓蒙に関すること。
- (2) 安全登山施設の整備に関すること。
- (3) 遭難者の捜索救助に関すること。
- (4) 隊員の訓練及び装備資機材の整備に関すること。
- (5) その他前条の目的達成に必要なこと。

(組織)

第4条 協議会は、別表1に掲げる加盟団体及び賛助団体をもって組織する。

(部会)

第5条 協議会に次の部会を置く。

- (1) 総務部会
- (2) 指導対策部会
- (3) 救助対策部会

2 部会の構成は、別表2のとおりとする。

(役員)

第6条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 部会長 3名
- (4) 理事 若干名
- (5) 監事 2名

(役員を選任)

第7条 会長は渡島総合振興局長、副会長は檜山振興局長及び函館地区山岳連盟会長の職にある者をもって充てる。

2 部会長は、次の職にあるものをもって充てる。

- (1) 総務部会 渡島総合振興局地域創生部長
- (2) 指導対策部会 渡島総合振興局くらし・子育て担当部長
- (3) 救助対策部会 北海道警察函館方面本部地域課長

3 理事は、総会において互選する。

4 監事は、檜山振興局地域創生部地域政策課主幹及び函館地区山岳連盟監事の職にある者をもって充てる。

(役員の仕事)

第8条 会長は、協議会を総括し、会議の議長となる。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時は、あらかじめ会長が定めた順序により、その

職務を代理する。

- 3 部会長は、部会の業務を掌理する。
- 4 理事は、協議会の事業の執行に当たる。
- 5 監事は、協議会の会計を監査し、その結果を総会に報告するものとする。

(役員任期)

第9条 理事の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 理事は、任期終了後も、後任者が就任するまでの間、その職務を行うものとする。
- 3 補欠により就任した理事の任期は、前任者の残任期間とする。

(顧問)

第10条 協議会に顧問を置く。

- 2 顧問は、次の職にある者をもって充てる。
 - (1) 陸上自衛隊第28普通科連隊長
 - (2) 北海道警察函館方面本部長
 - (3) 函館市長
 - (4) 渡島町村会長
 - (5) 檜山町村会長
- 3 顧問は、協議会の会議に出席し、必要な意見を述べる事ができる。

(部会の所掌業務)

第11条 部会の所掌する業務は、次のとおりとする。

- (1) 総務部会
 - (ア) 協議会構成機関及び部会相互の連絡調整に関する事。
 - (イ) 対策制度上における問題点の検討に関する事。
 - (ウ) 救助装備及び管理に関する事。
 - (エ) 他の部会に属さない事。
- (2) 指導対策部会
 - (ア) 安全な登山思想の普及に関する事。
 - (イ) 山岳遭難防止の指導に関する事。
 - (ウ) 登山施設の整備に関する事。
- (3) 救助対策部会
 - (ア) 救急訓練及びパトロール等の指導に関する事。
 - (イ) 救助隊の派遣に関する事。
 - (ウ) 登山届等に関する事。

(部会業務の担当)

第12条 部会業務は、次のとおりとする。

- (1) 総務部会 渡島総合振興局地域創生部地域政策課
- (2) 指導対策部会 渡島総合振興局保健環境部環境生活課
- (3) 救助対策部会 北海道警察函館方面本部地域課

(事務局)

第13条 協議会の事務局を渡島総合振興局地域創生部地域政策課に置く。

- 2 事務局には、次の職員を置く。

事務局長 1名

資料1 防災組織関係

事務局次長 1 名

書記 若干名

3 事務局長は、渡島総合振興局地域創生部地域政策課主幹（地域行政）の職にある者をもって充て、事務局を統括する。

4 事務局次長は、渡島総合振興局地域創生部地域政策課主査の職にある者をもって充て、事務局長を補佐し、事務局長に事故あるときはその職務を代理する。

5 書記は、上司の命を受け、協議会の庶務並びに会計事務に従事する。

（備付簿冊）

第14条 事務局に次の簿冊を備えなければならない。

- (1) 会計規定関係綴
- (2) 予算及び決算書類綴
- (3) 金銭出納簿
- (4) 証拠書類
- (5) 会議関係書類綴
- (6) 救助隊員名簿
- (7) 装備品台帳
- (8) 事業その他関係書類綴

（会議）

第15条 協議会の会議は、定期総会、臨時総会、役員会及び部会とする。

2 定期総会は年1回会長が召集し、臨時総会は会長が特に必要と認めたときに召集する。

3 役員会は、第6条に掲げる役員（監事を除く。）をもって構成し、会長が召集するものとする。

4 会長が緊急を要すると認めたときは、役員会をもって総会に代えることができる。ただし、その決議事項は、次の総会に報告して承認を求めなければならない。

5 部会は、部会長が業務推進上、特に必要と認めたときに召集するものとする。

（総会の決議）

第16条 総会において議決する事項は、次のとおりとする。

- (1) 予算及び決算
- (2) 事業計画
- (3) 会則の改正
- (4) 役員を選任
- (5) その他会長が必要と認めた事項

（協議会の運営費）

第17条 協議会の経費は、負担金、補助金その他の収入をもって充てる。

（会計年度）

第18条 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

（救助隊の設置）

第19条 協議会は、第3条第3号に掲げる遭難者の捜索救助活動を行うため、山岳遭難救助隊（以下「救助隊」という。）を設置する。

2 救助隊の隊員は、山岳団体の推薦に基づき会長が委嘱する。

3 救助活動については、別に定める南北海道山岳遭難防止対策協議会救助対策要綱によるもの

とする。

(会長への委任)

第20条 この会則に定めるもののほか、協議会の運営及び救助活動等に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(附 則)

この会則は、昭和41年1月13日より施行する。

(略)

(附 則)

この会則は、令和4年7月8日より施行する。

別表1 南北海道山岳遭難防止対策協議会

・加盟団体

函館開発建設部、渡島森林管理署、檜山森林管理署、渡島総合振興局、渡島総合振興局東部森林室、渡島総合振興局西部森林室、檜山振興局、渡島教育局、檜山教育局、北海道警察函館方面本部、函館市、北斗市、渡島町村会、檜山町村会、松前町、福島町、知内町、木古内町、七飯町、鹿部町、森町、八雲町、長万部町、江差町、上ノ国町、厚沢部町、乙部町、奥尻町、今金町、せたな町、函館市教育委員会、函館地区山岳連盟、函館スキー連盟、函館地区スキーパトロール赤十字奉仕団

・賛助団体

陸上自衛隊第28普通科連隊、第一管区海上保安本部函館航空基地

別表2 部会所属指定

・総務部会（総務部会長：渡島総合振興局地域創生部長）

渡島総合振興局、檜山振興局、北海道警察函館方面本部、渡島教育局、函館市、北斗市、渡島総合振興局管内各町、檜山振興局管内各町

・指導対策部会（指導対策部会長：渡島総合振興局くらし・子育て担当部長）

渡島総合振興局、渡島教育局、檜山教育局、北海道警察函館方面本部、函館開発建設部、渡島森林管理署、檜山森林管理署、函館市教育委員会

・救助対策部会（救助対策部会長：北海道警察函館方面本部地域課長）

北海道警察函館方面本部、函館地区山岳連盟、渡島森林管理署、檜山森林管理署、渡島総合振興局東部森林室、渡島総合振興局西部森林室、陸上自衛隊第28普通科連隊、第一管区海上保安部函館航空基地

(6) 函館港港湾事業継続連絡協議会規約

(名称)

第1条 この協議会は、「函館港港湾事業継続連絡協議会」(以下「本協議会」とする)と称する。

(目的)

第2条 本協議会は、地震・津波等による大規模な災害が発生した場合に、港湾施設等の被災によって港湾機能が低下することによる地域への影響を最小限とすべく、函館港を利用する関係各機関が相互に連携を図り、港湾機能の維持及び早期復旧を図るために必要な業務を実施することを目的とする。

(業務)

第3条 本協議会は、前条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- (1) 函館港の事業継続計画(以下「函館港BCP」とする)の策定および改善に関する助言。
- (2) 函館港BCPに定められた各々の業務の実施。
- (3) 災害等発生時における、各機関の構成員の被災状況などの情報収集。
- (4) 函館港BCPに基づいた訓練の実施。
- (5) その他、本協議会の目的を達成するために必要な事項。

(構成機関)

第4条 本協議会の委員は、別紙に掲げる学識経験者および函館港に関する行政機関、函館港を利用する民間企業、民間団体等で構成する。ただし、必要に応じて、新たな関係機関、団体等から委員を追加することができる。

(会長)

第5条 本協議会の会長は、函館市港湾空港部長を充てる。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を統括する。
- (2) 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名するものがその職務を代理する。

(会議の開催)

第6条 本協議会は、会長が必要に応じて招集することができる。また、会長は必要に応じて委員以外の関係者の出席を求めることができる。

- 2 会長は、委員の代理人の出席を認める。
- 3 本協議会は、年1回以上開催する。
- 4 本協議会は、原則公開する。ただし、会長の判断により非公開で開催することもできる。

(事務局)

第7条 本協議会は、事務局を函館市港湾空港部に置く。

- 2 事務局は、本協議会で決定された事項に関する事務、本規約に定められた事務を処理する。

(規約の改正)

第8条 この規約は、必要に応じて改正でき、全委員の過半数の承認をもって適用される。

(その他)

第9条 この規約に定めるもののほか、本協議会の運営に関し必要な事項は、本協議会で協議の上、これを定める。

附 則

この規約は、平成28年7月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成29年4月1日から施行する(一部改正)。

函館港港湾事業継続連絡協議会名簿

委員等	所 属	職 名
会長	函館市港湾空港部	部長
委員	北海道港湾空港建設協会	会員
〃	一般社団法人 日本潜水協会 札幌支部	会員
〃	函館港湾振興会	会長
〃	函館倉庫協会	会長
〃	函館港運協会	会長
〃	函館水先区水先人会	会長
〃	函館 SHIPPING エーゼントクラブ	会長
〃	函館測量設計業協会	会長
〃	コスモ石油（株）函館物流基地	基地長
〃	函館海上保安部	部長
〃	北海道運輸局函館運輸支局	支局長
〃	函館税関 総務部	部長
〃	北海道開発局函館開発建設部築港課	課長
〃	北海道開発局函館開発建設部函館港湾事務所	所長
〃	札幌出入国在留管理局函館出張所	所長
〃	横浜植物防疫所札幌支所函館出張所	所長
〃	小樽検疫所函館出張所	所長
〃	渡島総合振興局地域創生部	部長
〃	北斗市総務部	部長
〃	函館市総務部	危機管理監

(7) 函館空港緊急時対応計画検討委員会（函館空港緊急時対応計画 第 13 章）

1 3 章 函館空港緊急時対応計画検討委員会

1. 函館空港緊急時対応計画検討委員会の設置

- (1) この函館空港緊急時対応計画（以下「緊急計画」という。）の円滑且つ有効な実施を図るため、函館空港緊急時対応計画検討委員会（以下、「検討委員会」という。）を設置し、3章に定める事案※について検討を行う。
- (2) 検討委員会の下に函館空港緊急計画連絡幹事会（以下「緊急計画連絡幹事会」という。）を置き、検討委員会の円滑な活動の実施と関係機関相互の連携の強化を図る。

- ※ 緊急事態： ①航空機事故（空港内）編
②航空機事故（空港外）編
③乱気流等によるインシデント編
④航空機の爆破等編
⑤航空機の強取編
⑥ターミナルビル等の火災編
⑦危険物の漏洩等編
⑧感染症、集団食中毒等医療上の緊急事態編
⑨法令に違反する無人航空機の飛行編
⑩自然災害編

2. 構成員

検討委員会は、関係機関等の長又は、機関等の長が指名する者で構成する。

3. 協議事項

検討委員会は、次の事項について協議する。

- (1) 緊急計画に係る基本方針に関すること。
- (2) 緊急計画に係る関係相互の意志疎通及び連絡の強化に関すること。
- (3) 救急医療資器材等の確保と活用に関すること。
- (4) 効率的な搬送システム、医療機関の調査及び負傷者等の収容に関すること。
- (5) 的確な情報の伝達及び空港周辺における道路交通の確保に関すること。
- (6) 現地合同対策本部の設置に関すること。
- (7) 訓練の計画、実施及び評価に関すること。
- (8) 前各号に係る研究討議及び改善の推進に関すること。
- (9) その他必要な事項

4. 役員

- (1) 検討委員会には、これを代表し、会務を処理する会長を置く。
- (2) 会長は、北海道エアポート株式会社函館空港事業所長をもって充てる。
- (3) 緊急計画連絡幹事会には、これを代表し、検討委員会の推進と総合連絡にあたる代表幹事を置く。
- (4) 代表幹事は、北海道エアポート株式会社函館空港事業所空港運用部長をもって充てる。

5. 会議

(1) 検討委員会は、定例会議を原則として、毎年1回開催する。

なお、会長が必要と認めたとき又は、構成機関から要請があったときは、会長が臨時に召集をする。

(2) 緊急計画連絡幹事会は、代表幹事が必要と認めたとき又は、構成機関から要請があったときは、代表幹事が召集する。

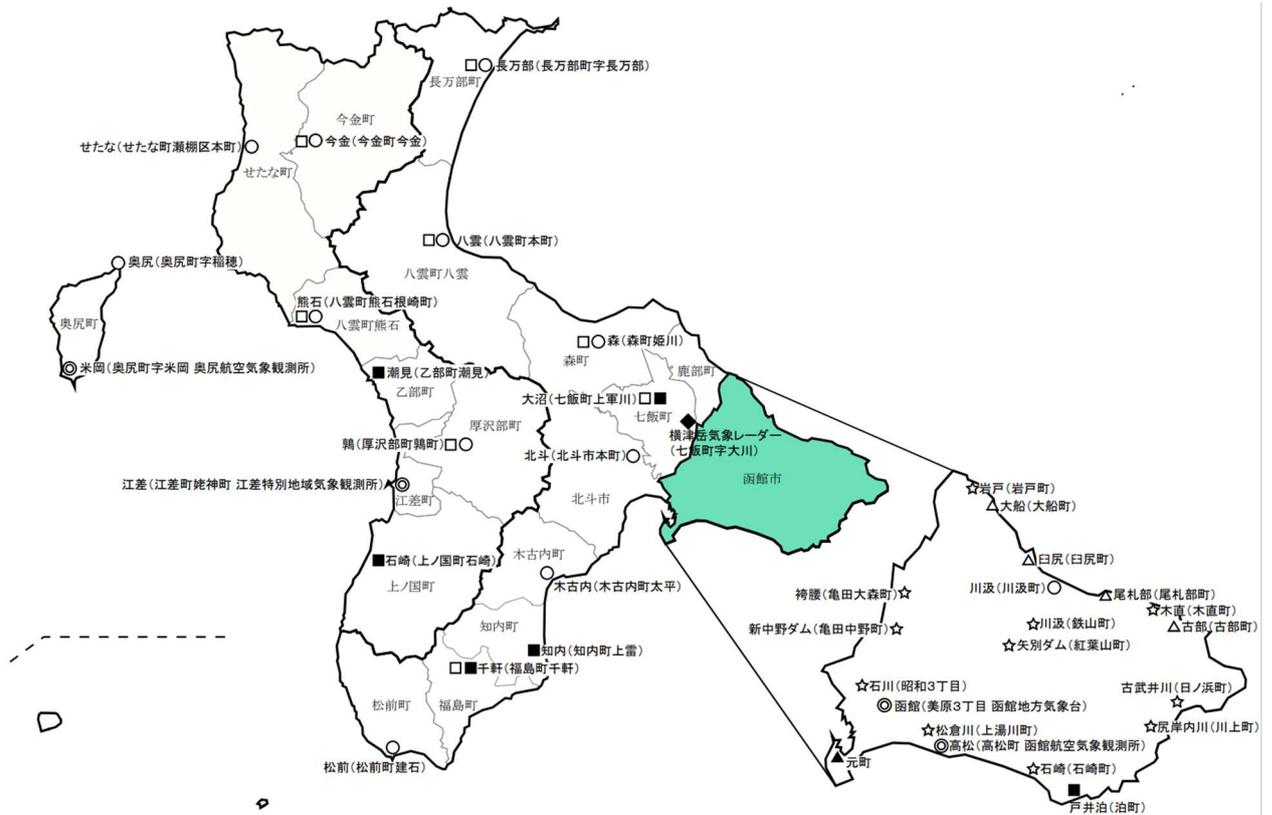
(3) 事務局

検討委員会及び緊急計画連絡幹事会の事務局は、北海道エアポート株式会社函館空港事業所に置き、その事務を処理する。

資料2 情報収集・伝達関係

1. 気象観測施設
2. 気象等に関する特別警報・警報・注意報
3. 火災気象通報・海上警報
4. 地震、津波情報
5. 河川水位等の情報
6. 火山情報
7. 防災行政無線
8. 有線放送施設
9. 防災サポート無線
10. コミュニティFM放送
11. ケーブルテレビ事業者
12. 北海道総合通信局による通信途絶時における貸出機材一覧
13. 火災・災害等即報要領（消防庁）
14. 災害情報等報告取扱要領（北海道）

1. 気象観測施設



所管	記号	観測種目	備考	
気象庁	◎	アメダス（気象官署（特別地域気象観測所を含む））(4)	降水量、気温、風向・風速、日照時間（高松、米岡を除く）、積雪深（米岡を除く）、湿度（函館、江差）	
	○	アメダス（4要素観測所）(12)	降水量、気温、風向・風速、日照時間、湿度（八雲、木古内、川汲、松前、奥尻）	
	■	アメダス（雨量観測所）(6)	降水量	
	□	アメダス（積雪深観測所）(8)	積雪深	
	◆	気象レーダー(1)		
函館市 （南茅部支所）	△	マメダス(4)	降水量、気温、風向・風速	
日本気象協会	▲	マメダス(1)	降水量、気温、風向・風速	函館市内設置分のみ記載
渡島総合振興局 函館建設管理部	☆	テレメータ(11)	降水量	函館市内設置分のみ記載

2. 気象等に関する特別警報・警報・注意報

(1) 発表区域

(令和6年4月1日現在)

府県予報区	一次細分区域	市町村等をまとめた地域	二次細分区域の名称
渡島・檜山地方	渡島地方	渡島北部	八雲町八雲（八雲町熊石★を除く）、長万部町
		渡島東部	函館市、北斗市、七飯町、鹿部町、森町
		渡島西部	松前町、福島町、知内町、木古内町
	檜山地方	檜山北部	八雲町熊石★、今金町、せたな町
		檜山南部	江差町、上ノ国町、厚沢部町、乙部町
		檜山奥尻島	奥尻町

八雲町熊石★：北海道二世郡八雲町のうち熊石相沼町、熊石鮎川町、熊石泉岱町、熊石雲石町、熊石大谷町、熊石折戸町、熊石黒岩町、熊石見日町、熊石関内町、熊石平町、熊石壘岩町、熊石館平町、熊石泊川町、熊石鳴神町、熊石西浜町および熊石根崎町



(2) 気象等に関する特別警報・警報・注意報の概要

(令和6年4月1日現在)

種 類	概 要
特別警報	大雨、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮が特に異常であるため重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合、その旨を警告して行う予報。
警 報	大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮によって重大な災害の起こるおそれがある場合、その旨を警告して行う予報。
注 意 報	大雨、洪水、大雪、強風、風雪、波浪、高潮等によって災害が起こるおそれがある場合に、その旨を注意して行う予報。

(3) 気象等に関する特別警報・警報・注意報の種類と概要

(令和6年4月1日現在)

区 分	概 要	
特別警報	大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害が発生又は切迫している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。
	大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。
	暴風特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。
	暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。
	波浪特別警報	高い波が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。
	高潮特別警報	台風や低気圧等による海面の上昇が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。
警報	大雨警報	大雨により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。大雨警報（土砂災害）は、高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。
	洪水警報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想したときに発表される。河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害が対象としてあげられる。高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。
	大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。

区 分		概 要
警 報	波浪警報	高い波により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	高潮警報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。
注 意 報	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。
	洪水注意報	河川の上流域での大雨や融雪によって下流で生じる増水により洪水害が発生するおそれがあると予想したときに発表される。対象となる洪水害として、河川の増水および堤防の損傷、ならびにこれらによる浸水害があげられる。
	大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による災害」のおそれについても注意を呼びかける。
	波浪注意報	高い波により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	高潮注意報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。高潮警報に切り替える可能性に言及されていない場合は、避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。
	雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や、「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられる。
	濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件を予想した場合に発表される。
	なだれ注意報	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	着氷注意報	著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が起こるおそれのあるときに発表される。
	着雪注意報	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が起こるおそれのあるときに発表される。
	融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、浸水、土砂災害等の災害が発生するおそれがあると発表される。
霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が起こるおそれのあるときに発表される。	
低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温のために農作物等に著しい被害が発生したり、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害の起こるおそれがあると発表される。	

※ 地面現象及び浸水警報・注意報は、その警報及び注意報事項を気象警報及び気象注意報に含めて行われる。

地面現象の特別警報は、大雨特別警報に含めて「大雨特別警報（土砂災害）」として発表される。

(4) 特別警報発表基準

(令和6年4月1日現在)

現象	特別警報の基準	
大雨	台風や集中豪雨により 数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合 [※]	
暴風	数十年に一度の強度の台風や 同程度の温帯低気圧により	暴風が吹くと予想される場合 [※]
高潮		高潮になると予想される場合 [※]
波浪		高波になると予想される場合 [※]
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により 雪を伴う暴風が吹くと予想される場合 [※]	
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合 [※]	

※ 津波・火山・地震（地震動）に関する特別警報の発表基準

津波、火山噴火、地震については、従来からの警報のうち、危険度が非常に高いレベルのものを特別警報に位置付けている。

具体的には、津波については「大津波警報」、火山噴火については「噴火警報（居住地域）」*、地震については「緊急地震速報」（震度6弱以上を予想したもの）を特別警報に位置づけている（下表を参照）。

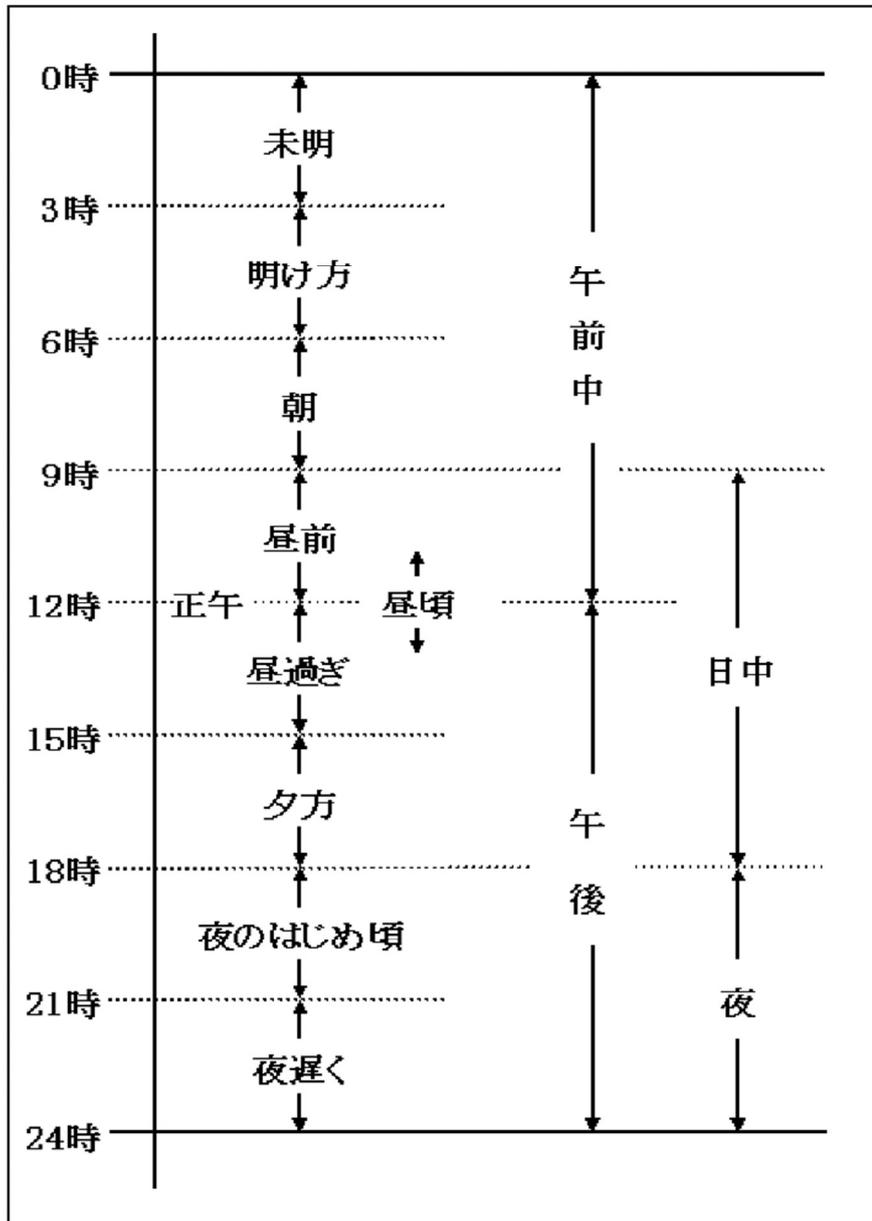
これらの特別警報は、名称に「特別警報」は用いず、従来どおりの名称で発表する。例えば、大津波警報が発表された時は、それが津波に関する特別警報が発表されたという意味になる。

これらの特別警報を見聞きした場合は、これまでと同様に、津波であれば直ちに避難する、火山噴火であれば噴火警戒レベルに応じ避難や高齢者等避難を行う、地震であれば揺れから身を守るなど、命を守る行動をとってください。

現象の種類	基準
津波	高いところで3メートルを超える津波が予想される場合（大津波警報を特別警報に位置付ける）
火山噴火	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が予想される場合（噴火警報（居住地域）※を特別警報に位置づける）
地震（地震動）	震度6弱以上または長周期地震動階級4の大きさの地震動が予想される場合（緊急地震速報（震度6弱以上または長周期地震動階級4））を特別警報に位置づける）

(*) 噴火警戒レベルを運用している火山では「噴火警報（居住地域）」（噴火警戒レベル4または5）を特別警報に位置付けている。

※一日の時間細分の用語（府県天気予報の場合）



(5) 警報・注意報発表基準

警報・注意報発表基準一覧表

令和5年6月8日現在
発表官署 函館地方気象台

函館市	府県予報区	渡島・檜山地方		
	一次細分区域	渡島地方		
	市町村等をまとめた地域	渡島東部		
警報	大雨	(浸水害)	表面雨量指数基準	11
		(土砂災害)	土壌雨量指数基準	106
	洪水	流域雨量指数基準	尻内川流域=16.7, 汐泊川流域=23.4, 松倉川流域=20.1, 鮫川流域=9.9, 亀田川流域=11.4, 常盤川流域=10.1, 温川流域=17.4, 湯の川流域=4.2, 石川流域=7.4, 川汲川流域=6.9, 尾札部川流域=8.3, 八木川流域=11.3	
		複合基準 ^{*1}	汐泊川流域=(6, 18.9), 鮫川流域=(6, 8.5), 亀田川流域=(6, 8.9), 八木川流域=(6, 10.1)	
		指定河川洪水予報による基準	-	
	暴風	平均風速	陸上	18m/s
			太平洋	25m/s
			津軽海峡	25m/s
	暴風雪	平均風速	陸上	18m/s 雪による視程障害を伴う
			太平洋	25m/s 雪による視程障害を伴う
			津軽海峡	25m/s 雪による視程障害を伴う
大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ40cm		
波浪	有義波高	太平洋	6.0m	
		津軽海峡	6.0m	
高潮	潮位	1.0m		
注意報	大雨	表面雨量指数基準	8	
		土壌雨量指数基準	63	
	洪水	流域雨量指数基準	尻内川流域=13.3, 汐泊川流域=18.7, 松倉川流域=16, 鮫川流域=7.9, 亀田川流域=9.1, 常盤川流域=8, 温川流域=13.9, 湯の川流域=3.4, 石川流域=5.9, 川汲川流域=5.5, 尾札部川流域=6.6, 八木川流域=9	
		複合基準 ^{*1}	汐泊川流域=(5, 17), 鮫川流域=(5, 7.7), 亀田川流域=(5, 8), 湯の川流域=(6, 2.6), 川汲川流域=(6, 4.4), 八木川流域=(5, 9)	
		指定河川洪水予報による基準	-	
	強風	平均風速	陸上	13m/s
			太平洋	18m/s
			津軽海峡	18m/s
	風雪	平均風速	陸上	13m/s 雪による視程障害を伴う
			太平洋	18m/s 雪による視程障害を伴う
			津軽海峡	18m/s 雪による視程障害を伴う
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ20cm	
	波浪	有義波高	太平洋	3.0m
			津軽海峡	3.0m
	高潮	潮位	0.8m	
	雷	落雷等により被害が予想される場合		
	融雪	60mm以上:24時間雨量と融雪量(相当水量)の合計		
濃霧	視程	陸上	200m	
		太平洋	500m	
		津軽海峡	500m	
乾燥	最小湿度35% 実効湿度65%			
なだれ	①24時間降雪の深さ30cm以上 ②積雪の深さ50cm以上で、日平均気温5℃以上			
低温	通年:(平均気温) 平年より5℃以上低い日が2日以上継続			
霜	最低気温3℃以下			
着氷	船体着氷:水温4℃以下 気温-5℃以下で風速8m/s以上			
着雪	気温0℃くらいで、強度並以上の雪が数時間以上継続			
記録的短時間大雨情報	1時間雨量	100mm		

*1(表面雨量指数, 流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を表しています。

(6) 大雨警報・洪水警報の危険度分布等

警報の危険度分布等の概要

種 類	概 要
土砂キキクル (大雨警報(土砂災害)の危険度分布)	<p>大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報(土砂災害)や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「災害切迫」(黒)：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。 ・「危険」(紫)：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」(赤)：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」(黄)：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
浸水キキクル (大雨警報(浸水害)の危険度分布)	<p>短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報(浸水害)等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「災害切迫」(黒)：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。
洪水キキクル (洪水警報の危険度分布)	<p>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川(水位周知河川及びその他河川)の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「災害切迫」(黒)：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。 ・「危険」(紫)：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」(赤)：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」(黄)：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
流域雨量指数の予測値	<p>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川(水位周知河川及びその他河川)の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。6時間先までの雨量分布の予測(降水短時間予報等)を用いて常時10分ごとに更新している。</p>

(7) 早期注意情報（警報級の可能性）

5日先までの警報級の現象の可能性が[高]、[中]の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（渡島地方）で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（渡島・檜山地方）で発表される。大雨に関して、明日までの期間に[高]又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。

(8) 北海道地方気象情報、渡島・檜山地方気象情報

気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表する情報。

(9) 記録的短時間大雨情報

大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）され、かつ、キキクル（危険度分布）の「危険」（紫）が出現している場合に、気象庁から発表される。

この情報が発表されたときは、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫といった災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所については、キキクル（危険度分布）で確認する必要がある。

土砂キキクル(危険度分布)<https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:land>

浸水キキクル(危険度分布)<https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:inund>

洪水キキクル(危険度分布)<https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:flood>

(10) 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっている時に渡島地方に対し発表する情報。なお、実際に危険度が高まっている場所については竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を発表する。

この情報の有効期間は、発表から概ね1時間である。

※雨雲の動き（降水・雷・竜巻ナウキャスト）：

<https://www.jma.go.jp/bosai/nowc/>

3. 火災気象通報・海上警報

(1) 火災気象通報

函館地方気象台が行う火災気象通報の発表及び終了の通報は、消防法（第22条）の規定に基づき、札幌管区気象台から北海道に通報するものとする。

通報を受けた北海道は、管内市町村に通報するものとし、市町村長は、この通報を受けたとき、又は気象の状況から火災の予防上危険であると認めるときは、火災に関する警報を発することができる。

なお、火災気象通報は林野火災気象通報を兼ねるものとする。

ア 通報基準

「乾燥注意報」及び「強風注意報」の基準と同一とする。ただし、海上を対象とした「強風注意報」は火災気象通報の対象としない。

イ 通報時刻及び内容

(ア) 定時に実施する通報

毎日05時頃に、翌日09時までの気象状況の概要を通報する。この際、火災気象通報の通報基準に該当または該当するおそれがある場合は、見出しの冒頭部に「火災気象通報」と明示し、注意すべき事項を付加する。

ただし、火災気象通報の対象となる地域、期間で降水（降雪含む）が予想される場合には、火災気象通報に該当しないとして、見出しの冒頭部に明示しない場合がある。

通報内容は、対象地域、要素、期間、04時の気象官署及び特別地域気象観測所の気象実況とする。

(イ) 臨時に実施する通報

先に通報していた気象状況の内容と異なる「乾燥注意報」または「強風注意報」の発表または解除があった場合は、その旨を随時通報する。

(2) 海上警報

気象庁は、次の表に挙げる現象が発生しているか24時間以内に発生すると予想される場合に海上警報を発表する。(令和6年4月1日現在)

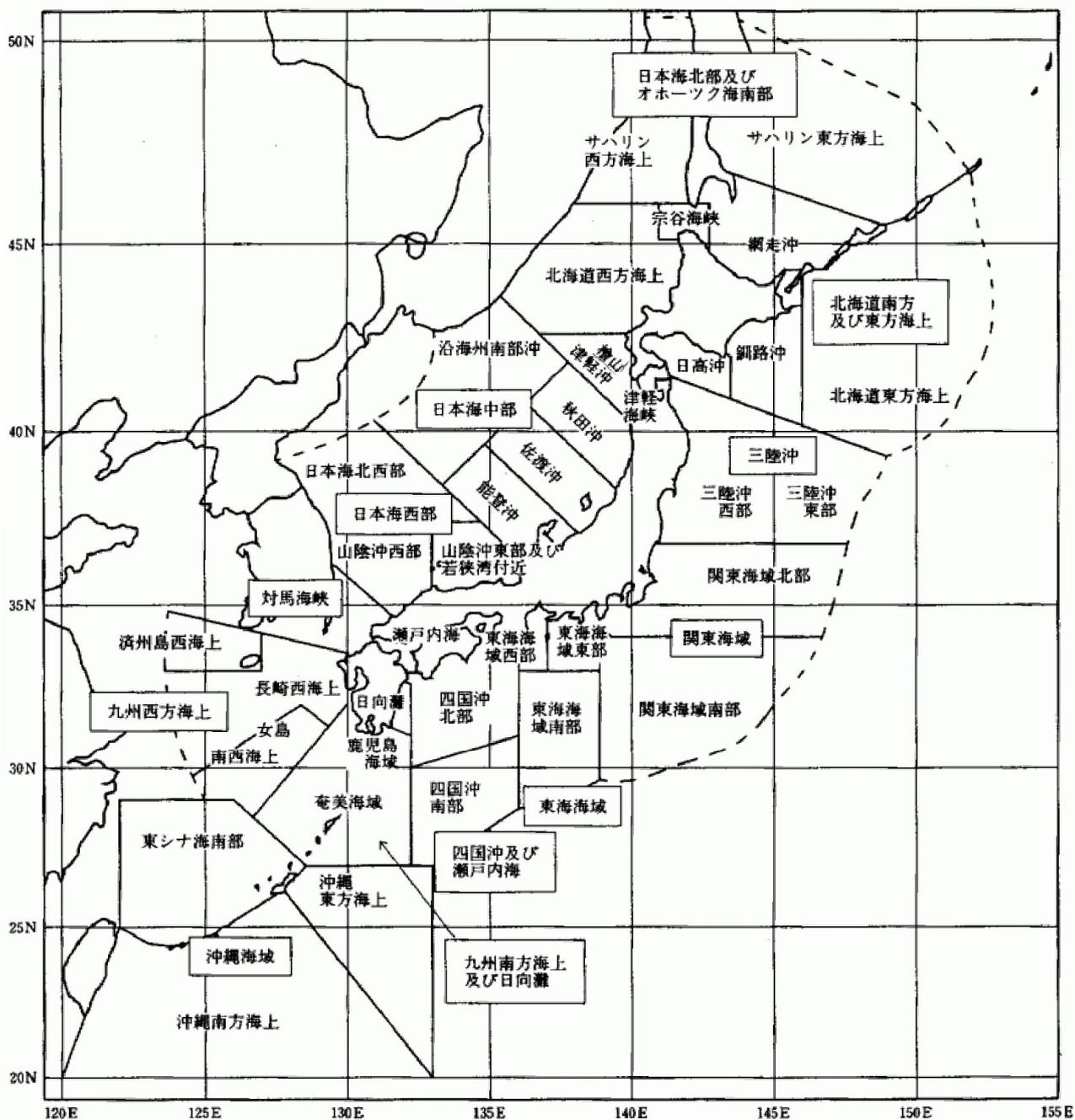
海上警報の種類	説 明	
海上台風警報	台風による風が最大風速 64 ノット以上。	気象庁風力階級表の風力 12 に相当。
海上暴風警報	最大風速 48 ノット以上。	気象庁風力階級表の風力 10 以上に相当。
海上強風警報	最大風速 34 ノット以上 48 ノット未満。	気象庁風力階級表の風力 8 又は 9 に相当。
海上風警報	最大風速 28 ノット以上 34 ノット未満。	気象庁風力階級表の風力 7 に相当。
海上濃霧警報	視程(水平方向に見通せる距離)0.3海里(約500m)以下(瀬戸内海は0.5海里(約1km以下))。	
その他の海上警報	風、霧以外の現象について「海上(現象名)警報」として警報を行うことがある。(例:海上着氷警報、海上うねり警報など。)	

地方海上予報区

(令和6年4月1日現在)

地方海上予報区	細分海域	担当官署
日本海北部およびオホーツク海南部	サハリン東方海上/サハリン西方海上/網走沖/宗谷海峡/北海道西方海上	札幌管区気象台
北海道南方および東方海上	北海道東方海上/釧路沖/日高沖/津軽海峡/檜山津軽沖	札幌管区気象台

地方海上予報区域図

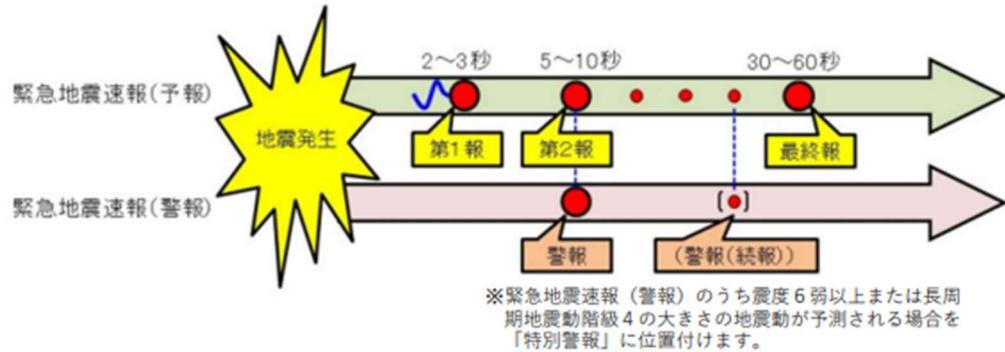


4. 地震、津波情報

(1) 地震に関する情報

ア 緊急地震速報

緊急地震速報には、大きく分けて「警報」と「予報」の2種類がある。また、「警報」の中でも予想震度が大きいものを「特別警報」に位置付けている。



緊急地震速報（警報）は、震度5弱以上または長周期地震動階級3以上の揺れが予想された場合に、震度4以上または長周期地震動階級3以上が予想される地域に発表される。緊急地震速報（警報）のうち、震度6弱以上または長周期地震動階級4が予想される場合を特別警報（地震動特別警報）に位置付けている。

イ. 地震情報の種類とその内容

(令和6年4月1日現在)

情報の種類	発表基準	内容
震度速報	震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を188地域に区分）と地震の揺れの検知時刻を速報
震源に関する情報	震度3以上 （大津波警報または津波警報、注意報（以下「津波警報等」という。）を発表した場合は発表しない）	「津波の心配がない」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表
震源・震度に関する情報	震度1以上 津波警報等の発表または若干の海面変動が予想された時 緊急地震速報（警報）発表時	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度1以上を観測した地点と観測した震度を発表。それに加えて、震度3以上を観測した地域名と市町村毎の観測した震度を発表 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村・地点名を発表
長周期地震動に関する観測情報	震度1以上を観測した地震のうち、長周期地震動階級1以上を観測した場合	地域ごとの震度の最大値・長周期地震動階級の最大値のほか、個別の観測点毎に、長周期地震動階級や長周期地震動の周期別階級等を発表。（地震発生から10分後程度で1回発表）
遠地地震に関する情報	マグニチュード7.0以上 都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合 （国外で発生した大規模噴火を覚知した場合にも発表することがある。）	国外で発生した地震について、地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を、地震発生から概ね30分以内に発表 ^{※1} 。日本や国外への津波の影響に関して記述して発表。

情報の種類	発表基準	内容
その他の情報	顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表
推計震度分布図	震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、250m四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表

※1 国外で発生した大規模噴火を覚知した場合は、噴火発生から1時間半～2時間程度で発表しています。

(2) 津波に関する情報

ア 大津波警報・津波警報・津波注意報

気象庁は、地震が発生してから約3分（日本近海で発生し、緊急地震速報の技術によって精度の良い震源位置やマグニチュードが迅速に求められる地震は最速2分程度）を目標に、大津波警報、津波警報または津波注意報を、津波予報区単位で発表する。

津波警報等の種類と発表される津波の高さ等 (令和6年4月1日現在)

津波警報等の種類	発表基準	発表される津波の高さ			想定される被害と取るべき行動
		数値での発表	津波の高さ予想の区分	巨大地震の場合の発表	
大津波警報	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	10m超	10m<予想高さ	巨大	木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難。
		10m	5m<予想高さ ≤10m		
		5m	3m<予想高さ ≤5m		
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	3m	1m<予想高さ ≤3m	高い	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生し、人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難。
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	1m	0.2m≤予想高さ ≤1m	(表記しない)	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流失し小型船舶が転覆する。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。

注) 「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点における潮位と、その時点で津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

イ 津波情報

津波警報・注意報を発表した場合には、津波の到達予想時刻や予想される津波の高さなどを津波情報で発表する。
(令和6年4月1日現在)

種 類	内 容
津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを5段階の数値(メートル単位)または「巨大」や「高い」という言葉で発表する。
各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻・津波の到達予想時刻を発表する。
津波観測に関する情報	津波観測地点で津波を観測した場合に、その時刻や高さを発表する。
沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さおよび沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表する。

ウ 津波予報

地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、以下の内容を津波予報で発表する。
(令和6年4月1日現在)

発表される場合	内 容
津波が予想されないとき	津波の心配なしの旨を地震情報に含めて発表する。
0.2m未満の海面変動が予想されたとき	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表する。
津波警報等の解除後も海面変動が継続するとき	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表する。

(3) 地震、津波情報に用いる観測点

ア 渡島・檜山地方の震度観測点

(令和6年4月1日現在)

地方	市町村	観測点名称	所 在 地	所 管	緯 度	経 度
渡島	函館市	函館市美原	美原3丁目4-4 (函館地方气象台)	気象庁	41°49'00"	140°45'15"
渡島	函館市	函館市尾札部町	尾札部町1423-1	気象庁	41°53'24"	141°01'44"
渡島	函館市	函館市大森町	大森町33(大森公園)	防災科研	41°46'11"	140°44'17"
渡島	函館市	函館市泊町	泊町126 (もと日新中学校)	防災科研	41°42'57"	141°00'16"
渡島	函館市	函館市新浜町	新浜町151-1 (椴法華中学校)	防災科研	41°50'05"	141°08'26"
渡島	函館市	函館市川汲町	川汲町1520-1	防災科研	41°54'19"	140°58'11"
渡島	函館市	函館市日ノ浜	日ノ浜町127 (恵山支所)	北海道	41°47'16"	141°06'28"
渡島	北斗市	渡島北斗市中央	北斗市中央1丁目3-10 (北斗市役所)	北海道	41°49'26"	140°39'12"
渡島	北斗市	渡島北斗市本町	北斗市本町175 (北斗市総合分庁舎)	北海道	41°53'00"	140°38'38"

地方	市町村	観測点名称	所在地	所管	緯度	経度
渡島	七飯町	七飯町 桜町	七飯町桜町2丁目3-1 (七飯消防署)	気象庁	41°54' 11"	140°41' 16"
渡島	七飯町	七飯町 本町	七飯町字本町516	防災科研	41°53' 58"	140°41' 45"
渡島	鹿部町	鹿部町 宮浜	鹿部町字宮浜369-1	防災科研	42°02' 37"	140°48' 23"
渡島	長万部町	長万部町 平里	長万部町字平里91- 11(老人福祉センター)	防災科研	42°29' 41"	140°21' 14"
渡島	八雲町	八雲町 上の湯	八雲町上の湯70	気象庁	42°07' 09"	140°21' 58"
渡島	八雲町	八雲町 住初町	八雲町住初町185-1 (総合体育館)	防災科研	42°15' 30"	140°15' 49"
渡島	八雲町	八雲町熊石 雲石町	八雲町熊石雲石町 131-3	防災科研	42°07' 47"	139°58' 52"
渡島	森町	渡島森町 御幸町	森町字御幸町144-1 (森町役場)	気象庁	42°06' 18"	140°34' 35"
渡島	森町	渡島森町 上台町	森町字上台町326-1 (浄水場)	防災科研	42°05' 47"	140°33' 49"
渡島	森町	渡島森町 砂原	森町字砂原1丁目43- 4(森町役場砂原支所)	北海道	42°07' 27"	140°40' 01"
渡島	木古内町	木古内町 木古内	木古内町字木古内 182-1	防災科研	41°40' 47"	140°25' 58"
渡島	知内町	知内町 小谷石	知内町字小谷石514	気象庁	41°31' 55"	140°24' 50"
渡島	知内町	知内町 重内	知内町字重内21-1 (知内町役場)	北海道	41°35' 54"	140°25' 07"
渡島	福島町	福島町 福島	福島町字福島699	防災科研	41°29' 09"	140°14' 48"
渡島	松前町	渡島松前町 清部	松前町字清部441	気象庁	41°31' 29"	140°00' 24"
渡島	松前町	渡島松前町 福山	松前町字福山248 (松前町役場)	気象庁	41°25' 47"	140°06' 37"
檜山	江差町	檜山江差町 姥神	江差町字姥神町 167(特別地域気象観測所)	気象庁	41°52' 04"	140°07' 30"
檜山	江差町	檜山江差町 中歌町	江差町字中歌町193-3	防災科研	41°52' 08"	140°07' 35"
檜山	上ノ国町	上ノ国町 湯ノ岱	上ノ国町字湯ノ岱 243-6	防災科研	41°44' 58"	140°15' 03"
檜山	上ノ国町	上ノ国町 小砂子	上ノ国町字小砂子80	防災科研	41°38' 56"	139°59' 52"
檜山	上ノ国町	上ノ国町 大留	上ノ国町字大留100 (上ノ国町役場)	北海道	41°48' 02"	140°07' 15"
檜山	厚沢部町	厚沢部町 木間内	厚沢部町字木間内3-4 および4-1	防災科研	41°56' 06"	140°22' 04"
檜山	厚沢部町	厚沢部町 新町	厚沢部町新町207 (厚沢部町役場)	北海道	41°55' 16"	140°13' 32"
檜山	乙部町	乙部町 緑町	乙部町字緑町388 (乙部町役場)	北海道	41°58' 06"	140°08' 10"
檜山	せたな町	せたな町北 檜山区豊岡	せたな町北檜山区豊岡 233-1(北檜山中学校)	気象庁	42°25' 21"	139°52' 36"
檜山	せたな町	せたな町北 檜山区徳島	せたな町北檜山区徳島 63-1(せたな町役場)	北海道	42°25' 03"	139°52' 58"

地方	市町村	観測点名称	所在地	所管	緯度	経度
檜山	せたな町	せたな町大成区都	せたな町大成区都 378 (大成中学校)	防災科研	42°13' 43"	139°49' 06"
檜山	せたな町	せたな町瀬棚区本町	せたな町瀬棚区本町 718-2 (瀬棚支所)	防災科研	42°27' 00"	139°51' 11"
檜山	せたな町	せたな町瀬棚区北島歌	せたな町瀬棚区北島歌 269-6	防災科研	42°35' 41"	139°49' 42"
檜山	今金町	今金町今金	今金町字今金 118-3	防災科研	42°25' 43"	140°01' 04"
檜山	奥尻町	奥尻町松江	奥尻町字松江 503	気象庁	42°05' 05"	139°28' 13"
檜山	奥尻町	奥尻町奥尻	奥尻町奥尻 806 (奥尻町役場)	北海道	42°10' 21"	139°30' 51"

イ 渡島・檜山地方の津波観測点

(令和6年4月1日現在)

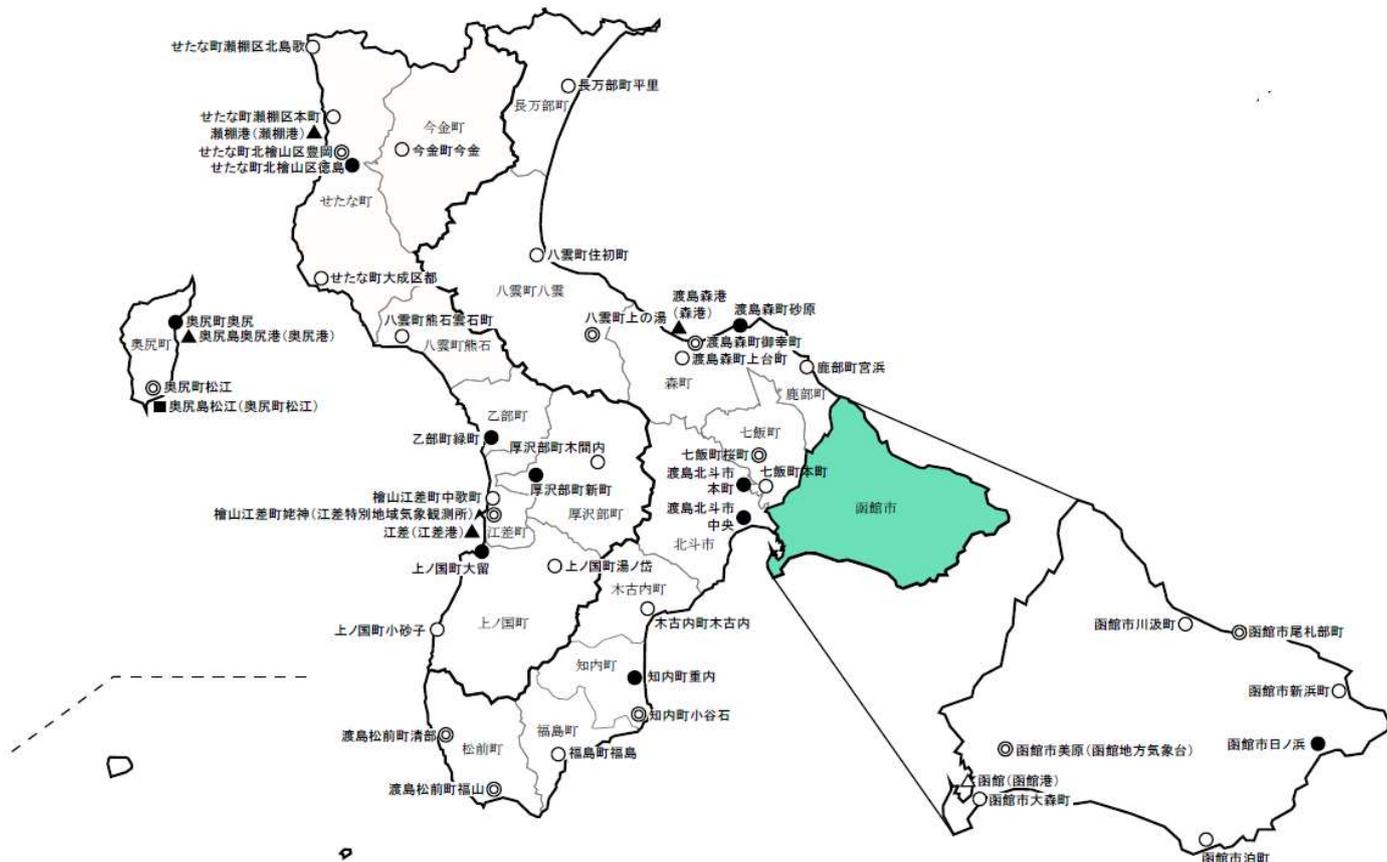
地方	市町村	観測点名称	所在地	所管	緯度	経度
渡島	函館市	函館	函館市海岸町 (函館港)	気象庁	41°46' 54"	140°43' 29"
渡島	森町	渡島森港	森町字港町 (森港)	国土交通省 北海道開発局	42°06' 36"	140°35' 30"
檜山	江差町	江差	江差町字中歌町 (江差港)	国土交通省 北海道開発局	41°52' 14"	140°07' 32"
檜山	奥尻町	奥尻島松江	奥尻町松江	国土地理院	42°04' 42"	139°29' 21"
檜山	奥尻町	奥尻島奥尻港	奥尻町奥尻 (奥尻港)	国土交通省 北海道開発局	42°10' 27"	139°31' 05"
檜山	せたな町	瀬棚港	せたな町瀬棚区本町 (瀬棚港)	国土交通省 北海道開発局	42°27' 14"	139°50' 44"

ウ 津波予報区の区域

(令和6年4月1日現在)

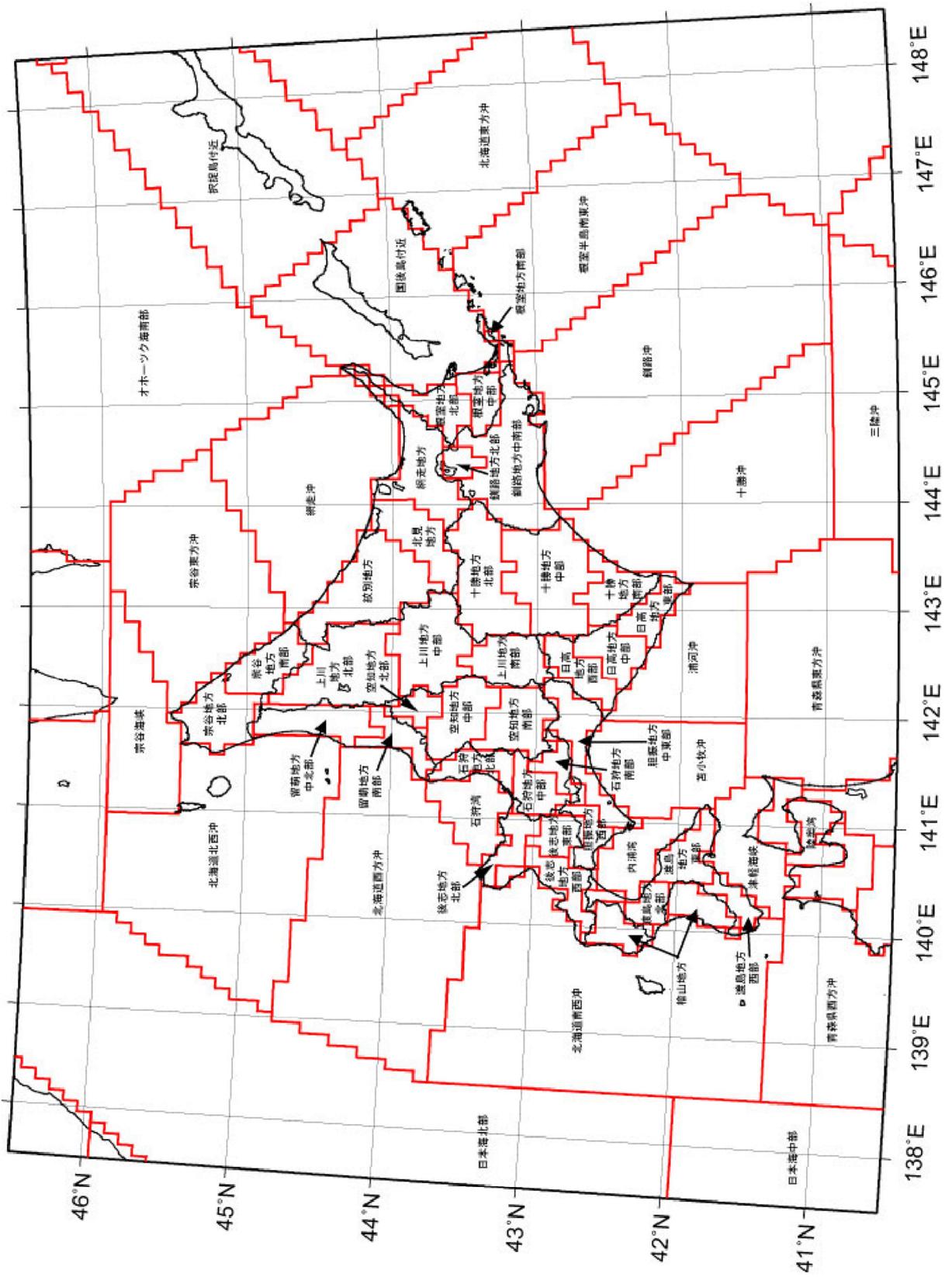
津波予報区	区域
オホーツク海沿岸	北海道のうち宗谷総合振興局(宗谷岬北端以東に限る。)およびオホーツク総合振興局の管内
北海道太平洋沿岸東部	北海道のうち根室振興局および釧路総合振興局の管内
北海道太平洋沿岸中部	北海道のうち十勝総合振興局および日高振興局の管内
北海道太平洋沿岸西部	北海道のうち胆振総合振興局および渡島総合振興局(白神岬南端以東に限る。)の管内
北海道日本海沿岸北部	北海道のうち宗谷総合振興局(宗谷岬北端以東を除く。)、留萌振興局、石狩振興局および後志総合振興局(積丹岬北端以東に限る。)の管内
北海道日本海沿岸南部	北海道のうち後志総合振興局(積丹岬北端以東を除く。)、檜山振興局および渡島総合振興局(白神岬南端以東を除く。)の管内
陸奥湾	青森県(東津軽郡外ヶ浜町平館からむつ市脇野沢までの陸奥湾沿岸に限る。)
青森県日本海沿岸	青森県(大間崎北端以東の太平洋沿岸および東津軽郡外ヶ浜町平館からむつ市脇野沢までの陸奥湾沿岸を除く。)
青森県太平洋沿岸	青森県(大間崎北端以東の太平洋沿岸に限る。)

エ 渡島・檜山地方の震度観測点および津波観測点配置図



区分	記号	所管
震度観測点	◎	気象庁 (11)
	○	国立研究開発法人防災科学技術研究所 (20)
	●	北海道 (10)
津波観測点	△	気象庁 (1)
	▲	国土交通省港湾局 (4)
	■	国土地理院 (1)

オ 地震情報で用いる震央地名



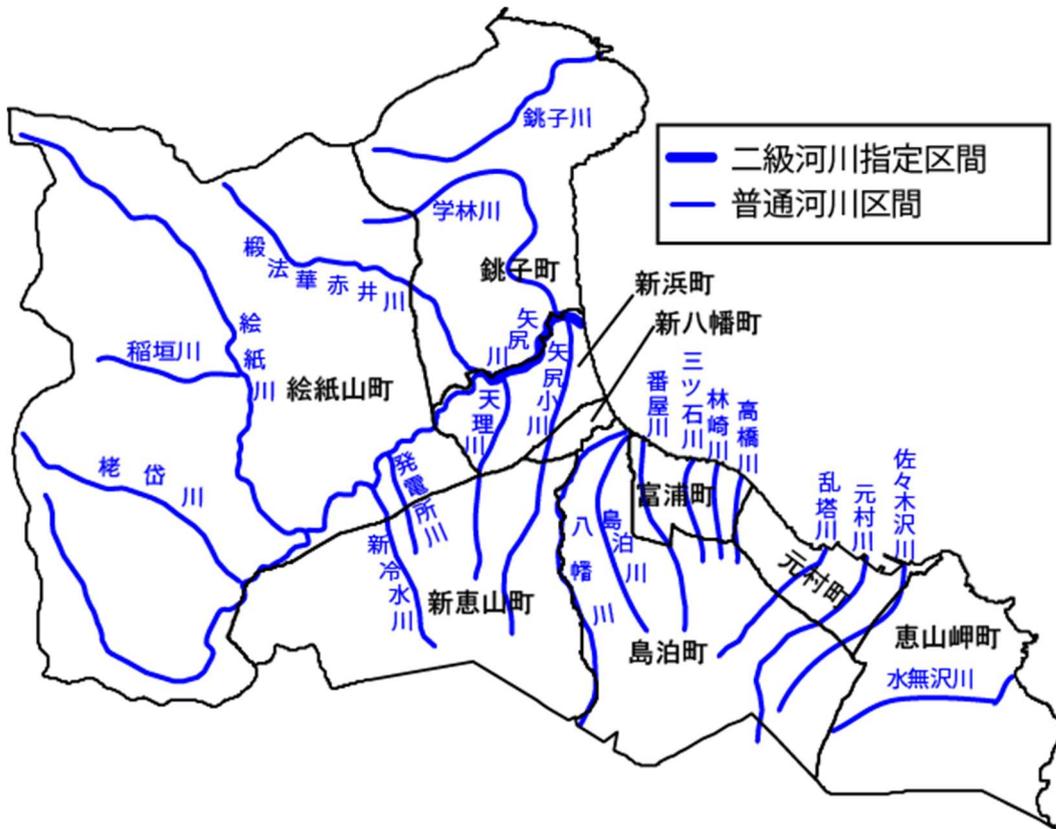
5. 河川水位等の情報

(1) 河川に係る雨量および水位の観測所

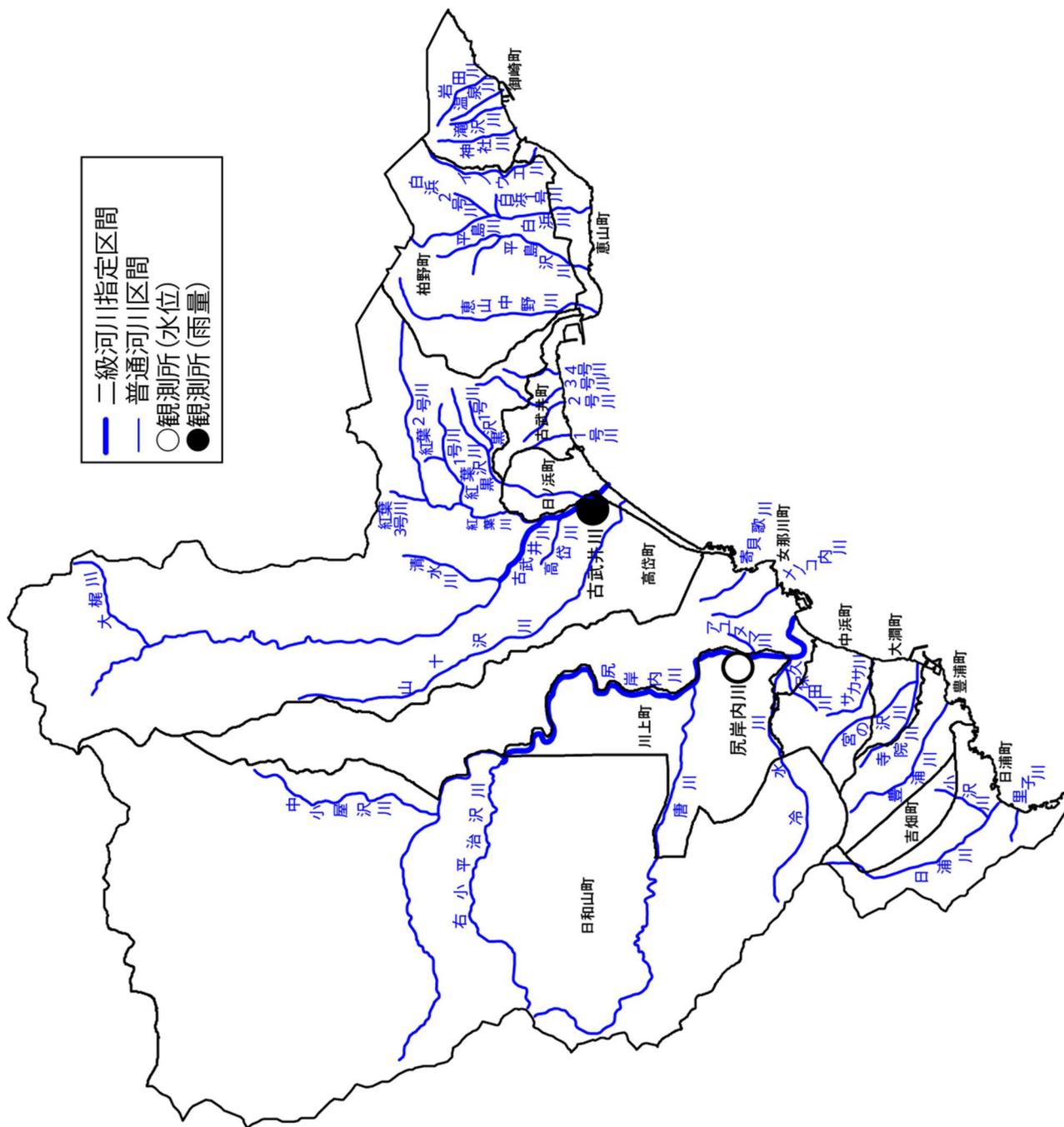
(令和6年4月1日現在)

水系名	河川名	観測所名	種別	所在地	基準水位 (m)			
					水防団待機	はん濫注意	避難判断	はん濫危険
松倉川	松倉川	松倉川	雨量 水位	上湯川町22番47地先河川敷（ 道宮上湯川団地付近）	6.36	7.21	7.96	8.17
松倉川	鮫川	鮫川	水位	深堀1番129地先河川敷 （学園橋付近）	3.57	4.35	4.48	5.17
常盤川	常盤川	常盤川	水位	西桔梗町215番地先河川敷 （桔梗新橋地点）	2.13	2.70	3.12	3.32
常盤川	石川	石川	雨量 水位	昭和4丁目118番9地先河川敷 （石川橋から約100m下流）	12.10	12.22	12.42	12.82
亀田川	亀田川	袴腰	雨量	亀田大森町192 （新中野ダム管理所から3.0km 上流）	/	/	/	/
亀田川	亀田川	新中野 ダム	雨量	亀田中野町370 （新中野ダム管理所内）	/	/	/	/
亀田川	亀田川	富岡	水位	函館市富岡町富岡橋上流 （新中野ダム管理所より6.0km 下流）	—	—	—	—
汐泊川	汐泊川	川汲	雨量	鉄山町 （矢別ダム管理所より4.0km 上流）	/	/	/	/
汐泊川	汐泊川	矢別ダム	雨量	紅葉山 （矢別ダム管理所内）	/	/	/	/
尻岸内川	尻岸内川	尻岸内川	雨量 水位	川上町81番3地先河川敷	2.70	3.35	—	4.10
古武井川	古武井川	古武井川	雨量	日ノ浜町154地先 （古武井橋地点）	/	/	/	/
磯谷川	磯谷川	岩戸	雨量	岩戸町38 （磯谷川第2発電所付近）	/	/	/	/
久根別川	久根別川	久根別川	水位	北斗市萩野30番28地先河川敷 （第一久根別橋地点）	3.32	4.04	4.39	5.45

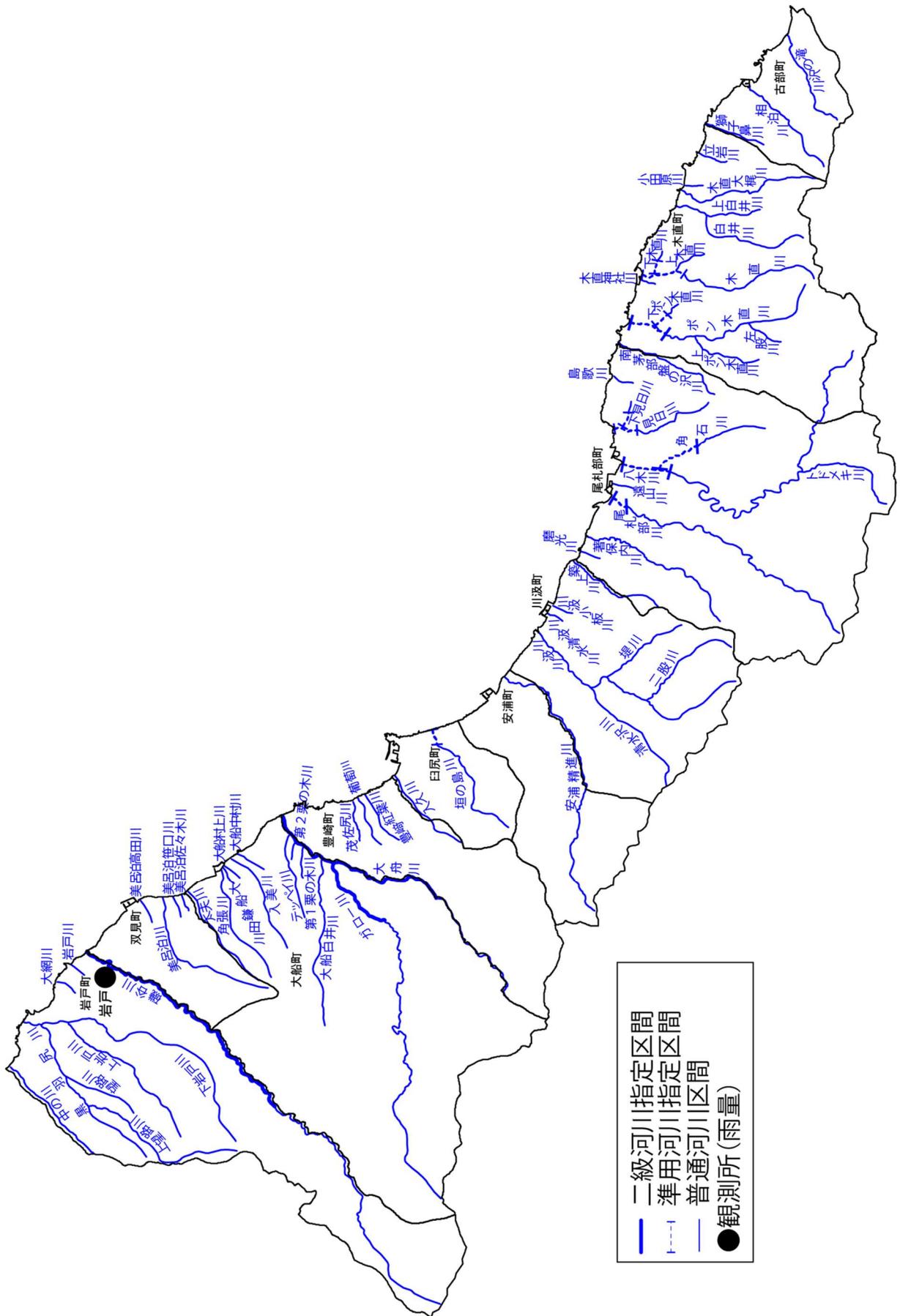
(4) 河川図 (楯法華支所管内)



(5) 河川図および観測所（恵山支所管内）



(6) 河川図および観測所（南茅部支所管内）

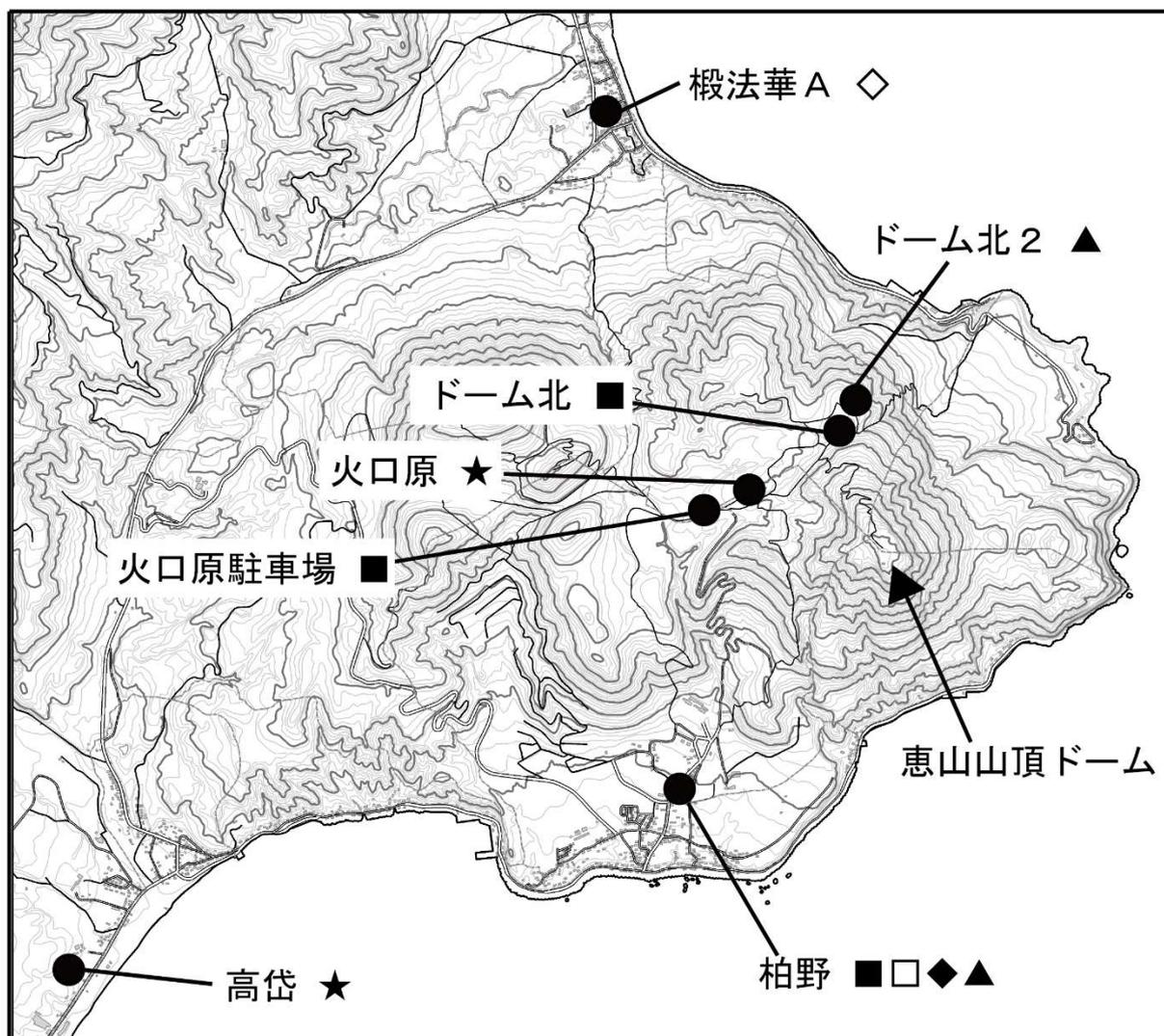


6. 火山情報

(1) 札幌管区気象台 恵山常時観測点

(令和6年4月1日現在)

所管	記号	観測点名	緯度	経度	標高(m)	観測開始日	備考
気象庁	■地震計	ドーム北	41°48' 69	141°09' 73	369	2005/7/24	短周期
		柏野	41°47' 40	141°08' 99	41	2010/9/1	短周期
		火口原駐車場	41°48' 46	141°09' 15	324	2016/12/1	広帯域
	□空振計	柏野	41°47' 40	141°08' 99	41	2010/9/1	
	★監視 カメラ	高岱	41°46' 80	141°06' 00	8	2010/4/1	可視
		火口原	41°48' 52	141°09' 37	351	2016/12/1	可視、 熱映像
	◆G N S S	柏野	41°47' 40	141°08' 99	41	2010/10/1	
	▲傾斜計	柏野	41°47' 40	141°08' 99	41	2011/4/1	
ドーム北2		41°48' 77	141°09' 82	381	2016/12/1		
国土 地理院	◇G N S S	榎法華A	41°50' 02	141°08' 31		2009/2/23	榎法華 中学校



(2) 恵山の噴火警戒レベル（平成 28 年 3 月 23 日運用開始）

噴火警戒レベルは、火山活動の状況に応じて「警戒が必要な範囲」と防災関係機関や住民等の「とるべき防災対応」を5段階に区分し、噴火予報・警戒に付して発表する。

活動火山対策特別措置法第4条の規定に基づき、各火山の地元の都道府県等は、火山防災協議会を設置し、平常時から、噴火時や想定される火山現象の状況に応じた警戒避難体制の整備について共同で検討を実施する。

噴火警戒レベルに応じた「警戒が必要な範囲」と「とるべき防災対応」を設定し、市町村・都道府県の「地域防災計画」に定められた火山で、噴火警戒レベルは運用される。

恵山の噴火警戒レベルを下表に示す。

（令和6年4月1日現在）

種別	名称	対象範囲	レベル	火山活動の状況 (一般的な記載)	住民等の行動	想定される現象等
特別警戒	噴火警戒報 (居住地域)	居住地域およびそれより火口側	5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要（必要に応じて対象地域や避難方法を判断）	<p>【5-3】</p> <ul style="list-style-type: none"> 火砕流が居住地域まで到達し、重大な被害を及ぼす噴火が発生あるいは切迫。 <p>過去事例：約 8000 年前の噴火 約 5000 年前の噴火 約 2500 年前の噴火</p>
			4 (高齢者等避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される（可能性が高まっている）。	警戒が必要な居住地域での高齢者等の要配慮者の避難、住民の避難等が必要。	<p>【5-2】</p> <ul style="list-style-type: none"> 有感地震の多発や顕著な地殻変動等により、居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生する可能性が高まっている。 <p>【5-1】</p> <ul style="list-style-type: none"> 小規模な噴火が発生し、大きな噴石が火口から 1 km 程度まで飛散。火山泥流の発生。 <p>過去事例：約 3000 年前の噴火 1846 年の噴火 1874 年の噴火</p>
警戒	噴火警戒報 (火口周辺)	火口から居住地域 近くまで	3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合は生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	<p>住民は通常の生活（今後の火山活動の推移に注意）</p> <p>高齢者等の要配慮者の避難の準備等が必要</p> <p>入山規制等、危険な地域への立入規制等</p>	<p>【レベル3の発表について】</p> <p>レベル3は、火山活動が高まっている段階では使用せず、レベル4・5から下げる段階で状況に応じて発表する</p> <ul style="list-style-type: none"> 想定される現象等はレベル2と同程度 <p>過去事例：なし</p>
		火口周辺	2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合は生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	<p>住民は通常の生活（今後の火山活動の推移に注意）</p> <p>火口周辺への立入規制等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ごく小規模な水蒸気噴火が発生し、大きな噴石がX火口、Y火口（小地獄、大地獄）から 500m 程度まで飛散 <p>過去事例：なし</p> <ul style="list-style-type: none"> 地震活動や熱活動の高まり等により、X火口、Y火口（小地獄、大地獄）でごく小規模な水蒸気噴火の発生が予想される。 <p>過去事例：なし</p>
予報	噴火予報	火口内等	1 (活火山であることに留意)	火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる（この範囲に入った場合は生命に危険が及ぶ）。	<p>住民は通常の生活（状況に応じて火山活動に関する情報収集、避難手段の確認、防災訓練への参加等）。状況に応じて火口内への立入規制等</p>	<ul style="list-style-type: none"> 火山活動は静穏

注1) 大きな噴石とは、概ね 20～30cm 以上の、風の影響をほとんど受けずに弾道を描いて飛散するものをいう。

(3) 恵山における最近1万年以降の活動履歴(荒井(1998)による)

噴火発生年	噴出物量	噴火の分類	火山現象	被害・その他
約 8,000 年前	10^8 m^3	マグマ噴火	火砕流・火砕サージ(約 4 km)、噴石、降灰	火砕流台地形成 恵山溶岩ドーム形成
約 5,000 年前	10^6 m^3	マグマ噴火	火砕流(約 3 km)、噴石、降灰(火山泥流)	
約 3,000 年前	10^5 m^3	水蒸気噴火	噴石、降灰	降灰堆積物 火口周辺 ³⁾ 15 cm 山麓 ⁴⁾ 5 cm
約 2,500 年前	10^6 m^3	水蒸気噴火	火砕サージ ¹⁾ (約 2 km)、山体崩壊(岩屑なだれ ²⁾)、噴石、降灰	
約 600 年前	10^5 m^3	水蒸気噴火	火砕サージ ¹⁾ (約 2 km)、降灰	
1846 年	10^5 m^3	水蒸気噴火	噴石、降灰、火山泥流	泥流被害(家屋埋没、死者多数) 降灰堆積物 火口周辺 ³⁾ 15 cm 山麓 ⁴⁾ 5 cm
1874 年	10^5 m^3	水蒸気噴火	噴石、降灰	大地獄火口で発生 降灰堆積物 火口周辺 ³⁾ 15 cm 山麓 ⁴⁾ 10 cm

1) 現時点では、噴火による堆積物中に高温だったことを示す明瞭な証拠(溶結質や炭化木ど)が見つかっていないことから、低温型の火砕サージだった可能性も考えられる。

2) 「火口原」に見られる凸地形の存在か推定したもので、堆積物中に岩屑ブロックは見つかっておらず不確実性が残っている。

3) 火口周辺：火口から数百m～1km程度

4) 山麓：火口から1.5km～2km程度

(4) 気象庁が発表する火山に関する情報や資料の解説

(令和6年4月1日現在)

情報名	概要
噴火警報・予報	<p>噴火警報は、噴火に伴って、生命に危険を及ぼす火山現象（大きな噴石、火砕流、融雪型火山泥流等、発生から短時間で火口周辺や居住地域に到達し、避難までの時間的猶予がほとんどない現象）の発生が予想される場合やその危険が及ぶ範囲が拡大が予想される場合に「警戒が必要な範囲」（生命に危険を及ぼす範囲）を明示して発表する。また、噴火警報を解除する場合等には噴火予報を発表する。</p> <p>噴火予報は、火山活動の状況が静穏である場合、あるいは火山活動の状況が噴火警報に及ばない程度と予想される場合に発表する。</p> <p>噴火警戒レベルが運用されている火山では、噴火警報レベルを付して噴火警報・予報を発表する。</p>
火山の状況に関する解説情報	<p>噴火警戒レベルの引き上げ基準に現状達していないが、噴火警戒レベルを引き上げる可能性があるかと判断した場合、または判断に迷う場合に、「火山の状況に関する解説情報（臨時）」を発表する。</p> <p>また、現時点では、噴火警戒レベルを引き上げる可能性は低いと判断した場合、火山活動に変化がみられるなど、火山活動の状況を伝える必要があると判断した場合には、「火山の状況に関する解説情報」を適時発表する。</p>
噴火速報	<p>登山者や周辺の住民に対して、火山が噴火したことを端的にいち早く伝えて、身を守る行動を取っていただくために発表する情報。</p>
火山活動解説資料	<p>写真や地図等や図表を用いて、火山の活動の状況や警戒事項等について解説するため、随時及び定期的に公表する資料。</p>
月間火山概況	<p>前月1ヶ月間の火山活動の状況や警戒事項をとりまとめた資料。（全国版、各地方版）</p>
地震・火山月報 （防災編）	<p>月ごとの地震・火山に関連した各種防災情報や地震・火山活動に関する分析結果をまとめた資料。（全国版）</p>
噴火に関する火山観測報	<p>噴火が発生したことや、噴火に関する情報（噴火の発生時刻・噴煙高度・噴煙の流れる方向・噴火に伴って観測された火山現象等）を噴火後直ちに知らせる情報。</p>

情報名	概要
降灰予報	噴火により、どこにどれだけの量の火山灰が降るか（降灰量分布）や、風に流されて降る小さな噴石の落下範囲の予測を伝える情報。噴火のおそれがある火山周辺で、計画的な対応行動をとれるようにするために、定期的に発表する「降灰予報（定時）」、火山近傍にいる人が、噴火後すぐ降り始める火山灰や小さな噴石への対応行動をとれるようにするために発表する「降灰予報（速報）」、火山から離れた地域の住民も含め、降灰量に応じた適切な対応行動をとれるようにするために発表する「降灰予報（詳細）」の3種類の情報として発表する。
火山ガス予報	居住地域に長期間影響するような多量の火山ガスの放出がある場合に、火山ガスの濃度が高まる可能性のある地域を対象に発表する情報。
火山現象に関する海上警報	噴火の影響が海上や沿岸に及ぶ恐れがある場合に発表する。緯度・経度と範囲を指定して、付近を航行する船舶に対して警戒を呼びかける。噴火の影響が海上や沿岸に及ぶ恐れがなくなった場合には解除する。
航空路火山灰情報（VAA）	噴火による火山灰が航空機の運航に与える影響を回避するために発表する航空路上の火山灰情報（火山灰の分布や拡散予測）。予報期間は最大で18時間。気象庁が航空路火山灰情報センター（VAAC）として、民間航空会社、航空関係機関、気象監視局にVAAを提供している。東京VAACは東アジア・北西太平洋及び北極圏の一部に対する監視と情報提供を担当している。

7. 防災行政無線

(1) 同報系屋外子局

(令和6年4月1日現在)

No.	所在地		設置年度	敷地所有者
		参考情報		
1	港町3丁目19地先	津軽海峡フェリー前	平成25年度	函館市
2	港町2丁目13地先	港町マルハン前	平成25年度	函館市
3	港町2丁目14地先	港町ふ頭	平成25年度	函館市
4	浅野町5地先	青函フェリー前	平成25年度	函館市
5	浅野町3地先	北ふ頭公園	平成25年度	函館市
6	吉川町3地先	はくあい園前	平成25年度	函館市
7	万代町233	万代公園	平成25年度	函館市
8	万代町19	万代ふ頭	平成25年度	函館市
9	海岸町194地先	港湾事務所前	平成25年度	函館市
10	海岸町20地先	海岸町船だまり	平成25年度	函館市
11	若松町33-16ほか	若松緑地	平成25年度	函館市
12	若松町12地先	函館駅前	平成25年度	函館市
13	東雲町4-13	市役所	平成25年度	函館市
14	大手町4-28	大手町ポンプ場	平成25年度	函館市企業局
15	末広町21-3	消防末広出張所	平成25年度	函館市
16	大町15	緑の島	平成25年度	函館市
17	弁天町1-8ほか	弁天改良団地	平成25年度	函館市
18	弁天町31地先	西ふ頭	平成25年度	函館市
19	弁天町20-229	海洋センター	平成25年度	函館市
20	入舟町6-5ほか	入船児童公園	平成25年度	函館市
21	入舟町	函館漁港	平成25年度	北海道
22	船見町27-1	斎場	平成25年度	函館市
23	住吉町16	地藏堂	平成26年度	函館市
24	谷地頭町13-18	谷地頭福祉センター	平成26年度	函館市
25	宝来町14-1先	市道末広栄町通	平成26年度	函館市
26	宝来町20-25	宝来幼児公園	平成26年度	函館市
27	末広町5-14	アクロス十字街	平成26年度	函館市
28	東川町19-1	であえーる大森	平成26年度	北海道
29	旭町12-12	旭町児童公園	平成26年度	函館市
30	大森町11-1地先	旭広路	平成26年度	函館市

No.	所在地		設置年度	敷地所有者
		参考情報		
31	大森町 92 ほか	大森公園	平成 26 年度	函館市
32	高盛町 17-10	高盛公園	平成 26 年度	函館市
33	日乃出町 32-4	市道日乃出広路	平成 26 年度	函館市
34	日乃出町 26	日乃出清掃工場	平成 26 年度	函館市
35	金堀町 10-2	下水終末処理場	平成 26 年度	函館市企業局
36	広野町 26-14	広野街区公園	平成 26 年度	函館市
37	湯浜町 14-3	湯浜団地3号棟	平成 26 年度	函館市
38	湯川町 1 丁目 20-25	湯川街区公園	平成 26 年度	函館市
39	湯川町1丁目 35-1 ほか	鮫川公園	平成 26 年度	函館市
40	湯川町 2 丁目 40-1 ほか	坂の上公園	平成 26 年度	函館市
41	湯川町 2 丁目 2-2 ほか	湯浜公園	平成 26 年度	函館市
42	湯川町 2 丁目 13-15	湯川児童館	平成 26 年度	函館市
43	榎本町 100-2	市道緑園通	平成 26 年度	函館市
44	高松町 28-1 ほか	根崎公園	平成 26 年度	函館市
45	戸倉町 325	戸倉 7 街区公園	平成 26 年度	函館市
46	戸倉町 154-27	戸倉 5 街区公園	平成 26 年度	函館市
47	高松町 341-8	市道高松古川線	平成 26 年度	函館市
48	根崎町 557-2	国道根崎生活館	平成 26 年度	国
49	志海苔町 365-2 ほか	志海苔ふれあい	平成 26 年度	函館市
50	志海苔町 171-1	市道志海苔 4 号	平成 26 年度	函館市
51	銭亀町 124-1	銭亀沢支所	平成 26 年度	函館市
52	新湊町 251-2	市道高松新湊線	平成 26 年度	函館市
53	新湊町 97	銭亀漁港	平成 26 年度	北海道
54	古川町 9-4	汐泊川横市道敷	平成 26 年度	函館市
55	豊原町 138-2	市道小安古川線	平成 26 年度	函館市
56	豊原町 64 地先	道道米原古川線	平成 26 年度	北海道
57	古川町 384-2	市道川濯神社前	平成 26 年度	函館市
58	石崎町 427-2 先	国道石崎漁港向	平成 26 年度	国
59	石崎町 283-1	もと銭亀 4 分団倉庫	平成 26 年度	函館市
60	石崎町 117-2	石崎町国道敷	平成 26 年度	国
61	西桔梗町 851 地先	市道操車場通	平成 27 年度	函館市
62	西桔梗町 860 地先	市道操車場通	平成 27 年度	函館市
63	昭和町 22	昭和公園	平成 27 年度	函館市
64	港町 3 丁目 3	港幼児公園	平成 27 年度	函館市
65	亀田港町 52	亀田港第 2 号児童公園	平成 27 年度	函館市

No.	所在地		設置年度	敷地所有者
		参考情報		
66	亀田港町 8	亀田港児童公園	平成 27 年度	函館市
67	港町 2 丁目 1	港町公園	平成 27 年度	函館市
68	亀田港町 13	亀田港第4街区公園	平成 27 年度	函館市
69	港町 1 丁目 18	港公園	平成 27 年度	函館市
70	亀田本町 4	亀田本町児童公園	平成 27 年度	函館市
71	追分町 5	追分第一街区公園	平成 27 年度	函館市
72	北浜町 1	万年橋公園	平成 27 年度	函館市
73	八幡町 21	八幡幼児公園	平成 27 年度	函館市
74	八幡町 3	八幡公園	平成 27 年度	函館市
75	宮前町 32	宮前町公園広場	平成 27 年度	函館市
76	松川町 27	松川幼児公園	平成 27 年度	函館市
77	中島町 36.38 先	函館税務署前市道	平成 27 年度	函館市
78	大縄町 20	大縄緑地	平成 27 年度	函館市
79	上新川町 18	新川公園	平成 27 年度	函館市
80	堀川町 19 地先	堀川広路	平成 27 年度	函館市
81	新川町 1 地先	市道若松広路	平成 27 年度	函館市
82	千歳町 14	千歳公園	平成 27 年度	函館市
83	日乃出町 17	日乃出広路(巴中学校裏)	平成 27 年度	函館市
84	西桔梗町 252-27	西桔梗野球場1	令和5年度	函館市
85	西桔梗町 252-27	西桔梗野球場2	令和5年度	函館市
86	西桔梗 849-21	西桔梗第2号緑地	令和5年度	函館市
87	西桔梗町 822	西桔梗南緑地	令和5年度	函館市
88	昭和町 22	昭和公園2	令和5年度	函館市
89	昭和4丁目 9	昭和第6街区公園	令和5年度	函館市
90	田家町 18-1	市営住宅田家A団地	令和5年度	函館市
91	金堀町 3-1	大森浜小学校	令和5年度	函館市
92	駒場町 1-6	駒場小学校	令和5年度	函館市
93	深堀町 28-1	深堀中学校	令和5年度	函館市
94	豊原町 140-30	銭亀沢中学校	令和5年度	函館市

※ 旧函館市地域の電波形式 : デジタル (MC A無線)

【戸井支所管内】

No.	所在地		設置年度	敷地所有者
		参考情報		
1	小安町 919-9	小安 1	平成11年度	民間
2	小安町 7	小安 2	平成11年度	民間
3	小安町 26-2	小安 3	平成11年度	民間
4	小安町 227	小安 4	平成11年度	民間
5	小安町 83-2	小安 5	平成11年度	民間
6	小安町 141-2	小安 6	平成11年度	民間
7	釜谷町 9-1	釜谷 1	平成11年度	民間
8	釜谷町 755	釜谷 2	平成11年度	民間
9	釜谷町 69-3	釜谷 3	平成11年度	民間
10	釜谷町 127-6	釜谷 4	平成11年度	民間
11	汐首町 12-1	汐首 1	平成11年度	民間
12	汐首町 240	汐首 2	平成11年度	民間
13	汐首町 403	汐首 3	平成11年度	国
14	瀬田来町 183-1	瀬田来 1	平成11年度	民間
15	瀬田来町 149-1	瀬田来 2	平成11年度	民間
16	弁才町 34-1	弁才町 1	平成11年度	民間
17	泊町 77-1	泊町 1	平成11年度	民間
18	泊町 42-5	泊町 2	平成11年度	函館市
19	館町 3-1	館町 1	平成11年度	函館市
20	館町 18-3	館町 2	平成11年度	民間
21	浜町 762-4	浜町 1	平成11年度	函館市
22	浜町 31-1	浜町 2	平成11年度	民間
23	浜町 437-1	浜町 3	平成11年度	民間
24	浜町 119-3	浜町 4	平成11年度	国
25	新二見町 149-1	新二見 1	平成11年度	民間
26	原木町 40-1	原木町 1	平成11年度	民間

【恵山支所管内】

No.	所在地		設置年度	敷地所有者
		参考情報		
1	日浦町 16-3	日浦1	平成 15 年度	民間
2	日浦町 72-3	日浦2	平成 15 年度	民間
3	日浦町 122-11	日浦3	平成 15 年度	民間
4	豊浦町 351-1	豊浦1	平成 15 年度	北海道
5	大潤 51-4	大潤1	平成 15 年度	北海道
6	豊浦町 210	豊浦・大潤	平成 15 年度	函館市
7	大潤町 174-12 地先	大潤・中浜	平成 15 年度	函館市
8	中浜町 79	中浜1	平成 15 年度	函館市
9	川上町 513	川上1	平成 15 年度	函館市
10	女那川町 25-1	女那川1	平成 15 年度	民間
11	女那川町 77-9	女那川 2	平成 15 年度	函館市
12	女那川町 146-1	女那川 3	平成 15 年度	民間
13	高岱町 16	高岱1	平成 15 年度	函館市
14	日ノ浜町 172-3	日ノ浜1	平成 15 年度	函館市
15	日ノ浜町 127	日ノ浜2	平成 15 年度	函館市
16	古武井町 39	古武井1	平成 15 年度	民間
17	古武井町 114	古武井2	平成 15 年度	民間
18	古武井町 411	古武井3	平成 15 年度	国
19	恵山町 283-1 地先	恵山西1	平成 15 年度	函館市
20	柏野町 99	柏野1	平成 15 年度	函館市
21	恵山町 131-1	恵山東1	平成 15 年度	民間
22	恵山町 216-3	恵山東2	平成 15 年度	民間
23	御崎町 22-2	御崎1	平成 15 年度	民間
24	御崎町 338	御崎2	平成 15 年度	国
25	御崎町 204-2	御崎3	平成 15 年度	民間
26	日ノ浜町 22-1	日ノ浜・高岱	平成 15 年度	函館市

【樞法華支所管内】

No.	所在地		設置年度	敷地所有者
		参考情報		
1	銚子町 100-2	銚子 1	平成 16 年度	函館市
2	銚子町 46-2	銚子 2	平成 16 年度	函館市
3	新浜町 126-3	新浜1	平成 16 年度	国
4	新浜町 156-1	新浜2	平成 16 年度	函館市
5	新浜町 36-1	新浜3	平成 16 年度	民間
6	新八幡町 71-1	新八幡1	平成 16 年度	函館市
7	新八幡町 153-1	新八幡2	平成 16 年度	民間
8	絵紙山町 27-2	絵紙山1	平成 16 年度	函館市
9	富浦町 25-1	富浦1	平成 16 年度	民間
10	富浦町 60 地先	富浦2	平成 16 年度	北海道
11	元村町 39-3	元村1	平成 16 年度	函館市
12	元村町 121-1	元村2	平成 16 年度	函館市
13	恵山岬町 14-1	恵山岬1	平成 16 年度	民間
14	恵山岬町 77	恵山岬2	平成 16 年度	函館市

【南茅部支所管内】

No.	所在地		設置年度	敷地所有者
		参考情報		
1	川汲町 1520	南茅部支所庁舎屋上	平成 3 年度	函館市
2	岩戸町 125 地先	岩戸	平成 3 年度	国
3	岩戸町 80-6	下岩戸	平成 3 年度	民間
4	岩戸町 287-25	磯谷	平成 13 年度	民間
5	双見町 148-1	磯谷会館前	平成 3 年度	民間
6	双見町 80 地先	美呂泊1	平成 3 年度	国
7	双見町 25-1	美呂泊2	平成 3 年度	民間
8	大船町 347-4	大船漁協	平成 3 年度	函館市
9	大船町 136-1	浜歌稲荷神社	平成 3 年度	民間
10	大船町 25-1	大船遺跡入口	平成 3 年度	民間
11	豊崎町 204-24	臼尻中学校	平成 3 年度	函館市
12	豊崎町 166-3	二艘澗	平成 3 年度	国
13	豊崎町 104	豊崎バス停	平成 3 年度	函館市
14	臼尻町 149-9	臼尻水産裏	平成 3 年度	函館市
15	臼尻町 750	臼尻漁協	平成 3 年度	北海道
16	臼尻町 595-6	臼尻小学校	平成 3 年度	函館市
17	臼尻町 75-13	垣島橋	平成 3 年度	国
18	臼尻町 11-1	下臼尻	平成 15 年度	民間
19	安浦町 69	安浦漁協	平成 3 年度	民間
20	安浦町 27 地先	精神川橋	平成 3 年度	函館市
21	川汲町 559-2	上川汲バス停	平成 3 年度	民間
22	川汲町 405-1 地先	川汲橋	平成 3 年度	函館市
23	川汲町 237-1 地先	川汲漁協	平成 3 年度	北海道
24	川汲町 115-1	川汲、尾札部町境	平成 22 年度	民間
25	尾札部町 824-1	旧尾札部保育園	平成 3 年度	函館市
26	尾札部町 1621	磨光小学校	平成 3 年度	函館市
27	尾札部町 664 地先	後駒バス停	平成 3 年度	函館市
28	尾札部町 502-1 地先	尾札部漁協	平成 3 年度	北海道
29	尾札部町 331-2	古川商店前	平成 3 年度	民間
30	尾札部町 2081-3	尾札部中学校	平成 3 年度	函館市
31	尾札部町 173 地先	見日	平成 3 年度	国
32	尾札部町 47-1	下見日	平成 3 年度	民間
33	尾札部町 4-2 地先	汀浦	平成 3 年度	国
34	木直町 594-1	ポン木直	平成 3 年度	民間
35	木直町 433-4	木直漁協	平成 3 年度	函館市

No.	所在地		設置年度	敷地所有者
		参考情報		
36	木直町 377-2 地先	木直橋	平成 3 年度	北海道
37	木直町 152-1 地先	白井川覆道	平成 3 年度	国
38	木直町 76-2	立岩覆道	平成 3 年度	民間
39	木直町 29-1 地先	弁慶覆道	平成 3 年度	国
40	古部町 72-1 地先	古部漁協	平成 3 年度	函館市
41	岩戸町 98-7 地先	黒羽尻	平成 5 年度	函館市
42	双見町 71-1	美呂泊3	平成 5 年度	民間
43	大船町 388-76	大船霊園入口	平成 5 年度	函館市
44	豊崎町 180-5	豊崎船上場	平成 5 年度	函館市
45	豊崎町 209-1	南茅部クリーンセンター	平成 5 年度	函館市
46	豊崎町 27-1	東海バス停	平成 5 年度	民間
47	臼尻町 1-1	豊崎, 臼尻町境	平成 5 年度	民間
48	安浦町 124-1	安浦	平成 9 年度	民間
49	川汲町 4 地先	川汲, 尾札部町境	平成 5 年度	函館市
50	尾札部町 1822	南かやべ漁業協同組合	平成 5 年度	民間
51	尾札部町 1942	からまつ団地	平成 5 年度	函館市
52	尾札部町 17 地先	島歌	平成 5 年度	国
53	木直町 681-1	尾札部, 木直町境	平成 5 年度	民間
54	木直町 1130-1 地先	ポン木直奥	平成 5 年度	函館市
55	木直町 1082-2 地先	木直小下	平成 5 年度	函館市
56	木直町 260 地先	白井川	平成 5 年度	国
57	木直町 939-10	白井川奥干場	平成 5 年度	民間
58	木直町 1388 地先	立岩第一覆道	平成 5 年度	国
59	古部町古部トンネル地先	獅子鼻覆道	平成 5 年度	国
60	古部町 417	古部船上場	平成 5 年度	民間

※ 東部 4 支所地域の電波形式 : アナログ

(2) 移動系 (MCA無線)

ア 半固定

(令和6年4月1日現在)

	設置場所		一斉 可能	グループ	呼出名称
1	総務部	災害対策課	○	ｸﾞ 1, 2, 13, 14	総務部 10
2	総務部	本庁舎屋上 PH		-	電話接続 1
3	総務部	本庁舎屋上 PH		-	電話接続 2
4	総務部	本庁舎屋上 PH		-	電話接続 3
5	総務部	本庁舎屋上 PH		-	電話接続 4
6	総務部	本庁舎屋上 PH		-	電話接続 5
7	総務部	代替災害対策本部 (総合保健センター)	○	ｸﾞ 1, 2, 13, 14	総務部 20
8	市民部	市民・男女共同参画課	○	ｸﾞ 3, 14	市民 100
9	市民部	湯川支所		〃	湯川 110
10	市民部	銭亀沢支所		〃	銭亀 120
11	市民部	亀田支所		〃	亀田 130
12	保健福祉部	管理課	○	ｸﾞ 4, 14	福祉 150
13	保健福祉部	総合福祉センター (社協総務課)		ｸﾞ 4, 14	あい 160
14	保健福祉部	保健所地域保健課	○	ｸﾞ 6, 14	保健 300
15	環境部	環境総務課	○	ｸﾞ 5, 14	環境 200
16	環境部	埋立処分場		〃	環境 210
17	農林水産部	企画調整課	○	ｸﾞ 14	農水 350
18	土木部	管理課	○	ｸﾞ 7, 14	土木 400
19	欠番				
20	都市建設部	まちづくり景観課	○	ｸﾞ 8, 14	都市 500
21	都市建設部	住宅公社 花と緑の課	○	〃	公社 510
22	港湾空港部	管理課	○	ｸﾞ 9, 14	港湾 550
23	港湾空港部	管理課ふ頭管理事務所		〃	港湾 560
24	消防本部	消防指令センター	○	ｸﾞ 10, 14	消防 600
25	消防本部	東消防署	○	〃	消防 610
26	消防本部	北消防署	○	〃	消防 620
27	教育委員会	生涯学習部管理課	○	ｸﾞ 11, 14	教育 650
28	企業局	管理部総務課	○	ｸﾞ 12, 14, 20, 21	水道 700
29	企業局	上下水道部管路整備室		ｸﾞ 12, 14, 20	水道 710
30	企業局	上下水道部終末処理場		ｸﾞ 12, 14, 21	水道 720
31	企業局	交通部事業課	○	ｸﾞ 14	交通 800
32	病院局	管理部庶務課	○	ｸﾞ 14	函病 850
33	関係機関	函館開発建設部防災課		ｸﾞ 13	開建 900
34	関係機関	函館海上保安部警備救難課		〃	海保 910
35	関係機関	陸上自衛隊第 28 普通科連隊第 3 科		〃	陸自 920
36	関係機関	函館中央警察署警備課		〃	中警 930
37	関係機関	函館西警察署警備課		〃	西警 940
38	関係機関	NTT 東日本北海道南支店 総括担当		〃	NT 950
49	関係機関	北海道電力ネットワーク(株)道南統括 支店企画総務G		〃	北電 960
40	関係機関	北海道ガス函館支店 保安センター		〃	ガス 970
41	関係機関	函館市医師会総務課		〃	医師 980

イ 携帯型・車載型

(令和6年4月1日現在)

	設置場所		型式	一斉 可能	グループ	呼出名称
1	市長		携帯	○	ｸﾞ 1, 14	総務部 11
2	副市長		携帯	○	〃	総務部 12
3	副市長		携帯	○	〃	総務部 13
4	総務部	災害対策課	携帯	○	ｸﾞ 1, 2, 14	総務部 21
5	〃	〃	携帯	○	〃	総務部 22
6	〃	〃	携帯		〃	総務部 23
7	〃	〃	携帯		〃	総務部 24
8	〃	〃	携帯		〃	総務部 25
9	〃	〃	携帯		〃	総務部 26
10	〃	〃	携帯		〃	総務部 27
11	〃	〃	携帯		〃	総務部 28
12	〃	〃	携帯		〃	総務部 29
13	〃	〃	携帯		〃	総務部 31
14	〃	〃	携帯		〃	総務部 32
15	〃	〃	携帯		〃	総務部 33
16	〃	〃 (総合保健センター)	携帯		〃	総務部 34
17	〃	〃 (総合保健センター)	携帯		〃	総務部 35
18	〃	〃 (総合保健センター)	携帯		〃	総務部 36
19	〃	〃 (総合保健センター)	携帯		〃	総務部 37
20	〃	〃 (総合保健センター)	携帯		〃	総務部 38
21	保健福祉部	管理課	携帯		ｸﾞ 4, 14	福祉 151
22	〃	〃	携帯		〃	福祉 152
23	〃	保健所地域保健課	携帯		ｸﾞ 6, 14	保健 301
24	〃	〃	携帯		〃	保健 302
25	環境部	清掃事業課	携帯		ｸﾞ 5, 14	環境 201
26	〃	〃	携帯		〃	環境 202
27	〃	〃	車載		〃	環境 211
28	〃	〃	車載		〃	環境 212
29	〃	〃	車載		〃	環境 213
30	〃	〃	車載		〃	環境 214
31	〃	〃	車載		〃	環境 215
32	〃	〃	携帯		〃	環境 203*
33	土木部	管理課	携帯		ｸﾞ 7, 14	土木 401
34	〃	〃	携帯		〃	土木 402
35	〃	道路管理課	携帯		〃	土木 403
36	〃	公園河川整備課	携帯		〃	土木 404
37	都市建設部	住宅公社花と緑の課	携帯		ｸﾞ 8, 14	公社 501
38	〃	〃	携帯		〃	公社 502
39	〃	〃	携帯		〃	公社 503
40	消防本部	消防指令センター	携帯		ｸﾞ 10, 14	消防 601
41	〃	〃	携帯		〃	消防 602
42	〃	〃	携帯		〃	消防 603
43	教育委員会	生涯学習部管理課	携帯		ｸﾞ 11, 14	教育 651
44	〃	〃	携帯		〃	教育 652
45	〃	〃	携帯		〃	教育 653

	設置場所		型式	一斉 可能	グループ	呼出名称
46	企業局	上下水道部管路整備室	携帯		ｸﾞ 12, 14, 20	水道 711 [※]
47	〃	〃	携帯		〃	水道 712 [※]
48	〃	〃	携帯		〃	水道 713 [※]
49	〃	〃	携帯		〃	水道 714 [※]
50	〃	〃	携帯		〃	水道 715 [※]
51	〃	〃	携帯		〃	水道 716 [※]
52	〃	〃	携帯		〃	水道 717 [※]
53	〃	上下水道部終末処理場	携帯		ｸﾞ 12, 14, 21	水道 721 [※]
54	〃	〃	携帯		〃	水道 722 [※]
55	〃	〃	携帯		〃	水道 723 [※]
56	〃	〃	携帯		〃	水道 724 [※]

※は各部局所有

8. 有線放送施設

(令和6年4月1日現在)

事業者名	業務区域	有線一般放送の種類
銭亀沢漁業協同組合	古川町、新湊町、銭亀町、石倉町の一部	告知放送

注) 放送法に基づき総務省北海道総合通信局において登録または届出された施設のうち、漁業協同組合など公的な事業主体が運営する施設を掲載（再放送のみを行う施設を除く）。

9. 防災サポート無線

(令和6年4月1日現在)

事業者名	業務区域	放送電波の種類
石崎地区振興情報連絡施設利用協議会	石崎町、鶴野町、白石町の一部	地域振興波 400MHz

10. コミュニティFM放送

(令和6年4月1日現在)

放送事業者名	愛称	周波数	開局
函館山ロープウェイ(株)	FMいるか	80.7MHz	平成4年12月24日

11. ケーブルテレビ事業者

(令和6年4月1日現在)

放送事業者名	愛称	開局
(株)ニューメディア函館センター	N C V	平成13年4月 (函館センター開局)

1 2. 北海道総合通信局による通信途絶時における貸出機材一覧

令和2年4月1日現在

※道内配備数が不足する場合、全国から搬送して貸与

貸出機材名		仕様等		※全国配備数 (道内配備数)
災害対策用移動通信機器		写真	サイズ、連続通話時間、待受時間など	
1	衛星携帯電話 ワイドスターⅡ(据置)		サイズ: 縦196mm×横180mm×厚さ39mm 連続通話時間: 2.2時間 連続待受時間: 26時間	100台 (6台)
2	衛星携帯電話 イリジウム(ハンディ機)		サイズ: 高143mm(アンテナ収納時)×幅55mm×奥行30mm 連続通話時間: 4時間 連続待受時間: 30時間	50台 (なし)
3	衛星携帯電話 インマルサットBGAN(据置)		サイズ: 縦297mm×幅399mm×厚さ51mm 連続通話時間: 2.5時間 連続待受時間: 36時間	50台 (なし)
4	衛星携帯電話 アイサットフォン・プロ(ハンディ機)		サイズ: 高170mm(アンテナ収納時)×幅54mm×奥行39mm 連続通話時間: 8時間 連続待受時間: 100時間	96台 (なし)
5	MCA無線(ハンディ機)		サイズ: 高149mm(アンテナを除く)×幅58mm×奥行35mm 連続運用時間: 約18時間 運用範囲: MCAエリア内(石狩振興局管内、函館市、旭川市、帯広市、室蘭市、苫小牧市等)	280台 (5台)
6	簡易無線(ハンディ機)		サイズ: 高98.2mm(アンテナを除く)×幅56mm×奥行33mm 連続運用時間: 約11時間 運用範囲: 数Km以内	900台 (15台)
7	パワーイレ・スリー		サイズ: 高514mm×幅320mm×奥行585mm 重量: 約52kg 蓄電池容量: 2.5kWh 出力: AC 100V コンセント 2口 消費電力390Wを5時間30分供給可能 注: 無線機とのセットでの貸し出し	12台 (1台)
災害対策用移動電源車 (中型移動電源車)			発電容量: 80~100KVA(三相3線) 燃料: 軽油(1/2負荷で10時間稼動) 給電対象: 携帯電話基地局、電話交換局等	3台 (なし)
災害対策用移動電源車 (小型移動電源車)			発電容量: 5.5KVA(単相) 燃料: ガソリン(1/2負荷で36時間稼動) 給電対象: 防災行政無線の中継局、放送の中継局、臨時災害放送局等	7台 (1台)
臨時災害放送局用設備 (FMラジオ放送設備)			可搬型送信機(送信部と音声部の2ケース分割) 送信部サイズ: 幅505mm×高さ302mm×奥行655mm " 重量: 29.2kg 音声部サイズ: 送信部と同じ " 重量: 28.7kg 送信可能周波数: 76.1MHzから89.9MHzまで 送信出力: 10Wから100Wまで 定格入力電圧: AC100V 消費電力: 最大270VA	6台 (1台)

※道内配備数が不足する場合、全国から搬送して貸与

1 3. 火災・災害等即報要領（消防庁）

火災・災害等即報要領

〔昭和 59 年 10 月 15 日
消防災第 267 号消防庁長官〕

改正

平成 6 年 12 月消防災第 279 号、平成 7 年 4 月消防災第 83 号、平成 8 年 4 月消防災第 59 号、平成 9 年 3 月消防情第 51 号、平成 12 年 11 月消防災第 98 号・消防情第 125 号、平成 15 年 3 月消防災第 78 号・消防情第 56 号、平成 16 年 9 月消防震第 66 号、平成 20 年 5 月消防応第 69 号、平成 20 年 9 月消防応第 166 号、平成 24 年 5 月消防応第 111 号、平成 29 年 2 月消防応第 11 号、平成 31 年 4 月消防応第 28 号、令和元年 6 月消防応第 12 号、令和 3 年 5 月消防応 29 号

第 1 総則

1 趣旨

この要領は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 40 条の規定に基づき消防庁長官が求める消防関係報告のうち、火災・災害等に関する即報について、その形式及び方法を定めるものとする。

（参考）

消防組織法第 40 条

消防庁長官は、都道府県又は市町村に対し、消防庁長官の定める形式及び方法により消防統計及び消防情報に関する報告をすることを求めることができる。

2 火災・災害等の定義

「火災・災害等」とは、火災・災害及びその他の事故をいう。

なお、本要領における用語の定義については、本要領に特別の定めのない限り、「火災報告取扱要領（平成 6 年 4 月 21 日付け消防災第 100 号）」、「災害報告取扱要領（昭和 45 年 4 月 10 日付け消防防第 246 号）」、「救急事故等報告要領（平成 6 年 10 月 17 日付け消防救第 158 号）」の定めるところによる。

3 報告手続

(1) 「第 2 即報基準」に該当する火災又は事故（(1)において「火災等」という。）が発生した場合には、当該火災等が発生した地域の属する市町村（当該市町村が消防の事務を処理する一部事務組合又は広域連合の構成市町村である場合は、当該一部事務組合又は広域連合を含む。以下第 1 から第 3 までにおいて同じ。）は、火災等に関する即報を都道府県を通じて行うものとする。

ただし、2 以上の市町村にまたがって火災等が発生した場合又は火災等が発生した地域の属する市町村と当該火災等について主として応急措置（火災の防御、救急業務、救助活動、事故の処理等）を行った市町村が異なる場合には、当該火災等につい

て主として応急措置を行った市町村又はこれらの火災等があったことについて報告を受けた市町村が都道府県を通じて行うものとする。

- (2) 「第2 即報基準」に該当する災害が発生した場合（災害が発生するおそれが著しく大きい場合を含む。以下同じ。）には、当該災害が発生し、又はそのおそれがある地域の属する市町村は、災害に関する即報について都道府県に報告をするものとする。
- (3) 「第2 即報基準」に該当する火災・災害等が発生した場合には、都道府県は、市町村からの報告及び自ら収集した情報等を整理して、火災・災害等に関する即報について消防庁に報告をするものとする。
- (4) 「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等が発生した場合には、市町村は、第1報を都道府県に加え、消防庁に対しても報告をするものとする。この場合において、消防庁長官から要請があった場合については、市町村は、第1報後の報告を引き続き消防庁に対しても行うものとする。
- (5) 市町村は、報告すべき火災・災害等を覚知したときは、迅速性を最優先として可能な限り早く（原則として、覚知後30分以内）、分かる範囲でその第1報の報告をするものとし、以後、各即報様式に定める事項について、判明したものの中から逐次報告をするものとする。都道府県は、市町村からの報告を入手後速やかに消防庁に対して報告を行うとともに、市町村からの報告を待たずして情報を入手したときには、直ちに消防庁に対して報告を行うものとする。

4 報告方法及び様式

火災・災害等の即報に当たっては、原則として(1)の区分に応じた様式により、電子メールで報告をするものとする。

ただし、電子メールが使用不能になるなど当該方法による報告ができない場合には、迅速性を最優先とし、電話等通信可能な方法による報告に代えることができるものとする。

また、第1報後の報告については、各様式で報告が求められている項目が記載された既存資料（地方公共団体が独自に作成した資料や災害対策本部会議で使用された資料など）による報告に代えることができるものとする。

なお、画像情報を送信することができる地方公共団体は(2)により被害状況等の画像情報の送信を行うものとする。

(1) 様式

ア 火災等即報・・・第1号様式及び第2号様式

火災及び特定の事故（火災の発生を伴うものを含む。）を対象とする。

特定の事故とは、石油コンビナート等特別防災区域内の事故、危険物等に係る事故、原子力災害及び可燃性ガス等の爆発、漏えい等の事故とする。

なお、火災（特定の事故を除く。）については第1号様式、特定の事故については第2号様式により報告をすること。

イ 救急・救助事故・武力攻撃災害等即報・・・第3号様式

救急事故及び救助事故並びに武力攻撃災害及び緊急対処事態における災害を対象とする。なお、火災等即報を行うべき火災及び特定の事故に起因して生じた救急事故等については、第3号様式による報告を省略することができる。ただし、消防庁長官から特に求められたものについては、この限りではない。

ウ 災害即報・・・第4号様式

災害を対象とする。なお、災害に起因して生じた火災又は事故については、ア 火災等即報、イ 救急・救助事故等即報を省略することができる。ただし、消防庁長官から特に求められたものについては、この限りではない。

(2) 画像情報の送信

地域衛星通信ネットワーク等を活用して画像情報を送信することができる地方公共団体（応援団体を含む。）は、原則として次の基準に該当する火災・災害等が発生したときは、高所監視カメラ、ヘリコプターテレビ電送システム、衛星地球局等を用いて速やかに被害状況等の画像情報を送信するものとする。

ア 「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等

イ 被災地方公共団体の対応のみでは十分な対策を講じることが困難な火災・災害等

ウ 報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響が高い火災・災害等

（テレビのニュース速報のテロップ又はテレビ・新聞等のマスコミの全国版のニュースにて報道される火災・災害等をいう。以下同じ。）

エ 上記に定める火災・災害等に発展するおそれがあるもの

5 報告に際しての留意事項

(1) 都道府県又は市町村は、「第2 即報基準」又は「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等か判断に迷う場合には、できる限り広く報告をするものとする。

(2) 都道府県又は市町村は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることが困難な火災・災害等が発生したときは、速やかにその規模を把握するための概括的な情報の収集に特に配意し、迅速な報告に努めるものとする。

また、都道府県は、通信手段の途絶等が発生し、区域内の市町村が報告を行うことが十分にできないと判断する場合等にあつては、調査のための職員派遣、ヘリコプター等の機材や各種通信手段の効果的活用等、あらゆる手段を尽くして、被害情報等の把握に努めるものとする。

(3) 都道府県は、被害状況等の把握に当たって、当該都道府県の警察本部等関係機関と密接な連携を保つものとする。

特に、人的被害の数（死者・行方不明者）については、都道府県が一元的に集約、調整を行うものとする。その際、都道府県は、関係機関が把握している人的被害の数について積極的に収集し、当該情報が得られた際は、関係機関と連携のもと、整理・突合・精査を行い、直ちに消防庁へ報告をするものとする。

- (4) 市町村は、都道府県に報告をすることができない場合には、一時的に報告先を消防庁に変更するものとする。この場合において、都道府県と連絡がとれるようになった後は、都道府県に報告をするものとする。
- (5) 上記(1)から(4)にかかわらず、災害等により消防機関への通報が殺到した場合には、市町村はその状況を直ちに消防庁及び都道府県に対し報告をするものとする。

第2 即報基準

火災・災害等即報を報告すべき火災・災害等は次のとおりとする。

1 火災等即報

(1) 一般基準

火災等即報については、次のような人的被害を生じた火災及び事故（該当するおそれがある場合を含む。）等について報告をすること。

- ア 死者が3人以上生じたもの
- イ 死者及び負傷者の合計が10人以上生じたもの
- ウ 自衛隊に災害派遣を要請したもの

(2) 個別基準

次の火災及び事故については、上記(1)の一般基準に該当しないものにあっても、それぞれ各項に定める個別基準に該当するもの（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

ア 火災

(ア) 建物火災

- a 特定防火対象物で死者の発生した火災
- b 高層建築物の11階以上の階、地下街又は準地下街において発生した火災で利用者等が避難したもの
- c 大使館・領事館及び国指定重要文化財の火災
- d 特定違反對象物の火災
- e 建物焼損延べ面積3,000平方メートル以上と推定される火災
- f 他の建築物への延焼が10棟以上又は気象状況等から勘案して概ね10棟以上になる見込みの火災
- g 損害額1億円以上と推定される火災

(イ) 林野火災

- a 焼損面積10ヘクタール以上と推定されるもの

- b 空中消火を要請又は実施したもの
- c 住宅等へ延焼するおそれがあるもの

(ウ) 交通機関の火災

- a 航空機火災
- b タンカー火災
- c 船舶火災であって社会的影響度が高いもの
- d トンネル内車両火災
- e 列車火災

(エ) その他

以上に掲げるもののほか、特殊な原因による火災、特殊な態様の火災等

(例示)

- ・ 消火活動を著しく妨げる毒性ガスの放出を伴う火災

イ 石油コンビナート等特別防災区域内の事故

(ア) 危険物施設、高圧ガス施設等の火災又は爆発事故

(例示)

- ・ 危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物等を貯蔵し、又は取り扱う施設の火災又は爆発事故

(イ) 危険物、高圧ガス、毒性ガス等の漏えいで応急措置を必要とするもの

(ウ) 特定事業所内の火災 ((ア)以外のもの。)

ウ 危険物等に係る事故

危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物、火薬等(以下「危険物等」という。)を貯蔵し、又は取り扱う施設及び危険物等の運搬に係る事故で、次に掲げるもの(イの石油コンビナート等特別防災区域内の事故を除く。)

(ア) 死者(交通事故によるものを除く。)又は行方不明者が発生したもの

(イ) 負傷者が5名以上発生したもの

(ウ) 周辺地域の住民等が避難行動を起こしたものの又は爆発により周辺の建物等に被害を及ぼしたもの

(エ) 500キロリットル以上のタンクの火災、爆発又は漏えい事故

(オ) 海上、河川への危険物等流出事故

(カ) 高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う火災・危険物等の漏えい事故

エ 原子力災害等

(ア) 原子力施設において、爆発又は火災の発生したもの及び放射性物質又は放射線の漏えいがあったもの

(イ) 放射性物質を輸送する車両において、火災の発生したもの及び核燃料物質等の運搬中に事故が発生した旨、原子力事業者等から消防機関に通報があったもの

(ウ) 原子力災害対策特別措置法(平成 11 年法律第 156 号)第 10 条の規定により、原子力事業者から基準以上の放射線が検出される等の事象の通報が市町村長にあったもの

(エ) 放射性同位元素等取扱事業所に係る火災であって、放射性同位元素又は放射線の漏えいがあったもの

オ その他特定の事故

可燃性ガス等の爆発、漏えい及び異臭等の事故であって、社会的に影響度が高いと認められるもの

カ 消防職員及び消防団員の消火活動等に伴う重大事故

(3) 社会的影響基準

(1) 一般基準、(2) 個別基準に該当しない火災・事故であっても、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告をすること。

2 救急・救助事故即報

救急・救助事故については、次に該当する事故(該当するおそれがある場合を含む。)について報告をすること。

(1) 死者 5 人以上の救急事故

(2) 死者及び負傷者の合計が 15 人以上の救急事故

(3) 要救助者が 5 人以上の救助事故

(4) 覚知から救助完了までの所要時間が 5 時間以上の救助事故

(5) 消防防災ヘリコプター、消防用自動車等に係る重大事故

(6) 消防職員及び消防団員の救急・救助活動に伴う重大事故

(7) 自衛隊に災害派遣を要請したもの

(8) 上記(1)から(7)に該当しない救急・救助事故であっても、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高い救急・救助事故(社会的影響度が高いことが判明した時点での報告を含む。)

(例示)

- ・ 列車、航空機、船舶に係る救急・救助事故
- ・ バスの転落による救急・救助事故
- ・ ハイジャックによる救急・救助事故
- ・ 不特定又は多数の者が利用する建築物及び遊戯施設における設備等において発生した救急・救助事故
- ・ 全国的に流通している食品の摂取又は製品の利用による事故で、他の地域において同様の事案が発生する可能性があり、消費者安全の観点から把握されるべき救急・救助事故

3 武力攻撃災害等即報

武力攻撃災害等については、次の災害による火災・災害等（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

- (1) 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。）第2条第4項に規定する災害、すなわち、武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害
- (2) 国民保護法第172条第1項に規定する緊急処理事態における災害、すなわち、武力攻撃に準ずる攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害

4 災害即報

災害即報については、次の基準に該当する災害（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

(1) 一般基準

- ア 災害救助法の適用基準に合致するもの
- イ 都道府県又は市町村が災害対策本部を設置したもの
- ウ 災害が2都道府県以上にまたがるもので一の都道府県における被害は軽微であっても、全国的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの
- エ 気象業務法第13条の2に規定する大雨、津波、火山噴火等に係る特別警報が発表されたもの
- オ 自衛隊に災害派遣を要請したもの

(2) 個別基準

次の災害については(1)の一般基準に該当しないものにあっても、それぞれ各項に定める個別基準に該当するもの（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

ア 地震

- (ア) 当該都道府県又は市町村の区域内で震度5弱以上を記録したもの
- (イ) 人的被害又は住家被害を生じたもの

イ 津波

- (ア) 津波警報又は津波注意報が発表されたもの
- (イ) 人的被害又は住家被害を生じたもの

ウ 風水害

- (ア) 崖崩れ、地すべり、土石流等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- (イ) 洪水、浸水、河川の溢水、堤防の決壊又は高潮等により、人的被害又は住家被害を生じたもの

- (ウ) 強風、竜巻などの突風等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
 - エ 雪害
 - (ア) 積雪、雪崩等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
 - (イ) 積雪、道路の凍結、雪崩等により、孤立集落を生じたもの
 - オ 火山災害
 - (ア) 噴火警報（火口周辺）が発表されたもの
 - (イ) 火山の噴火により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- (3) 社会的影響基準
- (1) 一般基準、(2) 個別基準に該当しない災害であっても、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告をすること。

第3 直接即報基準

市町村は、特に迅速に消防庁に報告すべき次の基準に該当する火災・災害等（該当するおそれがある場合を含む。）については、直接消防庁に報告をするものとする。

1 火災等即報

- (1) 交通機関の火災
 - 第2の1の(2)のアの(ウ)に同じ。
- (2) 石油コンビナート等特別防災区域内の事故
 - 第2の1の(2)のイの(ア)、(イ)に同じ。
- (3) 危険物等に係る事故（(2)の石油コンビナート等特別防災区域内の事故を除く。）
 - ア 第2の1の(2)のウの(ア)、(イ)に同じ。
 - イ 危険物等を貯蔵し、又は取り扱う施設の火災・爆発事故で、当該工場等の施設内又は周辺で、500平方メートル程度以上の区域に影響を与えたもの
 - ウ 危険物等を貯蔵し、又は取り扱う施設からの危険物等の漏えい事故で、次に該当するもの
 - (ア) 海上、河川へ危険物等が流出し、防除・回収等の活動を要するもの
 - (イ) 500キロリットル以上のタンクからの危険物等の漏えい等
 - エ 市街地又は高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う漏えいで、付近住民の避難、道路の全面通行禁止等の措置を要するもの
 - オ 市街地又は高速道路上において発生したタンクローリーの火災
- (4) 原子力災害等
 - 第2の1の(2)のエに同じ。
- (5) ホテル、病院、映画館、百貨店において発生した火災
- (6) 爆発、異臭等の事故であって、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いもの（武力攻撃事態等又は緊急対処事態への発展の可能性があるものを含む。）

2 救急・救助事故即報

死者及び負傷者の合計が15人以上発生した救急・救助事故で次に掲げるもの

- (1) 列車、航空機、船舶の衝突、転覆等による救急・救助事故
- (2) バスの転落等による救急・救助事故
- (3) ハイジャックによる救急・救助事故
- (4) 映画館、百貨店、駅構内等不特定多数の者が集まる場所における救急・救助事故
- (5) その他報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いもの

3 武力攻撃災害等即報

第2の3の(1)、(2)に同じ。

4 災害即報

- (1) 地震が発生し、当該市町村の区域内で震度5強以上を記録したもの（被害の有無を問わない。）
- (2) 第2の4の(2)のイ、ウ及びオのうち、死者又は行方不明者が生じたもの

第4 記入要領

第1号、第2号、第3号及び第4号様式の記入要領は、次に定めるもののほか、それぞれの報告要領（「火災報告取扱要領」、「災害報告取扱要領」、「救急事故等報告要領」）の定めるところによる。

<火災等即報>

1 第1号様式（火災）

(1) 火災種別

「火災種別」の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(2) 消防活動状況

当該火災の発生した地域の消防機関の活動状況のほか、他の消防機関への応援要請及び消防機関による応援活動の状況についても記入すること。

(3) 救急・救助活動状況

報告時現在の救助活動の状況、救助人員の有無、傷病者の搬送状況等について記入すること（消防機関等による応援活動の状況を含む。）。

(4) 災害対策本部等の設置状況

当該火災に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び廃止の日時を記入すること。

(5) その他参考事項

次の火災の場合には、「その他参考事項」欄に、各項に掲げる事項を併せ記入すること。

ア 死者3人以上生じた火災

(ア) 死者を生じた建物等（建物、車両、船舶等をいう。アにおいて同じ。）の概要

- a 建物等の用途、構造及び周囲の状況
- b 建物等の消火設備、警報設備、避難設備、防火管理者の有無及びその管理状況並びに予防査察の経過

(イ) 火災の状況

- a 発見及び通報の状況
- b 避難の状況

イ 建物火災で個別基準の e、f 又は g のいずれかに該当する火災

(ア) 発見及び通報の状況

(イ) 延焼拡大の理由

- a 消防事情
- b 都市構成
- c 気象条件
- d その他

(ウ) 焼損地域名及び主な焼損建物の名称

(エ) り災者の避難保護の状況

(オ) 都道府県及び市町村の応急対策の状況（他の地方公共団体の応援活動を含む。）

ウ 林野火災

(ア) 火災概況（火勢、延焼の状況、住家への影響、避難の状況等）

※ 必要に応じて図面を添付する。

(イ) 林野の植生

(ウ) 自衛隊の派遣要請、出動状況

(エ) 空中消火の実施状況（出動要請日時、消火活動日時、機種（所属）、機数等）

エ 交通機関の火災

(ア) 車両、船舶、航空機等の概要

(イ) 焼損状況、焼損程度

第1号様式 (火災)

第 報

消防庁受信者氏名

※ 特定の事故を除く。

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

火災種別	1 建物 2 林野 3 車両 4 船舶 5 航空機 6 その他					
出火場所						
出火日時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)		(鎮圧日時) 鎮 火 日 時		(月 日 時 分) 月 日 時 分	
火元の業態・ 用 途			事業所名 (代表者氏名)			
出火箇所			出火原因			
死 傷 者	死者 (性別・年齢) 人		死者の生じた 理 由			
	負傷者 重症 人					
	中等症 人					
	軽症 人					
建物の概要	構造		建築面積		㎡	
	階層		延べ面積		㎡	
焼 損 程 度	焼損棟数	全 焼 棟 半 焼 棟 部分焼 棟 ぼ や 棟	計 棟	焼 損 面 積	建物焼損床面積	㎡
					建物焼損表面積	㎡
					林野焼損面積	ha
り災世帯数	世帯		気 象 状 況			
消防活動状況	消防本部 (署)		台		人	
	消防団		台		人	
	その他 (消防防災ヘリコプター等)		台・機		人	
救急・救助 活 動 状 況						
災害対策本部 等の設置状況						
その他参考事項						

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

2 第2号様式（特定の事故）

(1) 事故名（表頭）及び事故種別

特定の事故のうち、「事故名」及び「事故種別」の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(2) 事業所名

「事業所名」は、「○○（株）○○工場」のように、事業所の名称のすべてを記入すること。

(3) 特別防災区域

発災事業所が、石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号。以下この項において「法」という。）第2条第2号に規定する特別防災区域内に存する場合のみ、当該地区名を記入すること。また、法第2条第4号に規定する第一種事業所にあつては、「レイアウト第一種」、「第一種」のいずれかを、同条第5号に規定する第二種事業所は「第二種」を、その他の事業所は「その他」を○で囲むこと。

(4) 覚知日時及び発見日時

「覚知日時」は、消防機関が当該事故を覚知した日時を、「発見日時」は事業者が当該事故を発見した日時を記入すること。

(5) 物質の区分及び物質名

事故の発端となった物質で、欄中、該当するものの記号を○で囲み、物質の化学名を記入すること。なお、当該物質が消防法（昭和23年法律第186号）で定める危険物である場合には、危険物の類別及び品名について記入すること。

(6) 施設の区分

欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(7) 施設の概要

「○○と××を原料とし、触媒を用いて**製品を作る△△製造装置」のように記入すること。なお、当該施設が危険物施設である場合には、危険物施設の区分（製造所等の別）についても記入すること。

(8) 事故の概要

事故発生に至る経緯、態様、被害の状況等を記入すること。

(9) 消防防災活動状況及び救急救助活動状況

防災本部、消防機関及び自衛防災組織等の活動状況並びに都道府県又は市町村の応急対策の状況を記入すること。また、他の消防機関等への応援要請及び消防機関等による応援活動の状況についても記入すること。

(10) 災害対策本部等の設置状況

当該事故に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び廃止の日時について記入すること。

(11) その他参考事項

以上のほか、特記すべき事項があれば、記入すること。

(例)

- ・ 自衛隊の派遣要請、出動状況

(12) 原子力災害等の場合

ア 原子力災害等が発生するおそれがある場合には、「発生」を「発生のおそれ」に読み替えること。

イ 原子力災害等による死傷者については、「負傷者」を「負傷者」、「被ばく者」、「汚染者」に区分して記入すること。

ウ その他参考事項として、付近住民の避難、屋内避難及び安定ヨウ素剤服用の状況を記入するとともに、地域防災計画に「原子力発電所異常事態通報様式」等が定められている場合には、当該通報の内容を併せて報告すること。

第2号様式 (特定の事故)

第 報

- 事故名 {
- 1 石油コンビナート等特別防災区域内の事故
 - 2 危険物等に係る事故
 - 3 原子力施設等に係る事故
 - 4 その他特定の事故

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

消防庁受信者氏名

事故種別	1 火災 2 爆発 3 漏えい 4 その他()				
発生場所					
事業所名	特別防災区域	〔レイアウト第一種、第一種、 第二種、その他〕			
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分	発見日時	月 日 時 分		
	(月 日 時 分)	鎮火日時 (処理完了)	(月 日 時 分)		
消防覚知方法	気象状況				
物質の区分	1 危険物 2 指定可燃物 3 高圧ガス 4 可燃性ガス 5 毒劇物 6 RI等 7 その他()	物質名			
施設の区分	1 危険物施設 2 高圧混在施設 3 高圧ガス施設 4 その他()				
施設の概要	危険物施設の 区 分				
事故の概要					
死 傷 者	死者(性別・年齢) 人		負傷者等 人(人)		
			重症 人(人)		
			中等症 人(人)		
			軽症 人(人)		
消 防 防 災 活 動 状 況 及 び 救 急 ・ 救 助 活 動 状 況	出 場 機 関		出場人員	出場資機材	
	事 業 所	自衛防災組織		人	
		共同防災組織		人	
		そ の 他		人	
	消 防 本 部 (署)		台	人	
	消 防 団		台	人	
	消 防 防 災 ヘ リ コ プ タ ー		機	人	
	海 上 保 安 庁		人		
警 戒 区 域 の 設 定 月 日 時 分		自 衛 隊	人		
使 用 停 止 命 令 月 日 時 分		そ の 他	人		
災害対策本部等の設置状況					
その他参考事項					

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

<救急・救助事故・武力攻撃災害等即報>

3 第3号様式（救急・救助事故・武力攻撃災害等）

(1) 事故災害種別

「事故災害種別」の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(2) 事故等の概要

「事故等の概要」は、発生した事故等の種別、概略、経過等を記入すること。

(3) 死傷者等

ア 「死傷者等」には、急病人等を含む。

イ 「不明」とは、行方不明等所在が判明しないものをいう。

(4) 救助活動の要否

救助活動を要する又は要した事故であるか否かを記入すること。

(5) 要救護者数（見込）

救助する必要がある者（行方不明者あるいは救助の要否が不明の者を含む。）で、未だ救助されていない者の数を記入すること。

また、「救助人員」は、報告時点で救助が完了した者の数を記入すること。

(6) 消防・救急・救助活動状況

出動した消防隊、救急隊、救助隊等（応援出動したものを含む。）について、所属消防本部名、隊の数、人員、出動車両数等を記入するとともに、傷病者の搬送状況等活動の状況について記入すること。

(7) 災害対策本部等の設置状況

当該事故に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び廃止の日時について記入すること。

(8) その他参考事項

以上のほか、応急措置等について、特記すべき事項があれば記入すること。

(例)

- ・ 都道府県、市町村、その他関係機関の活動状況
- ・ 避難指示の発令状況
- ・ 避難所の設置状況
- ・ 自衛隊の派遣要請、出動状況
- ・ NBC検知結果（剤の種類、濃度等）
- ・ 被害の要因（人為的なもの）
 - 不審物（爆発物）の有無
 - 立てこもりの状況（爆弾、銃器、人物等）

第3号様式 (救急・救助事故・武力攻撃災害等)

第 報

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

消防庁受信者氏名

事故災害種別	1 救急事故 2 救助事故 3 武力攻撃災害 4 緊急対処事態における災害			
発生場所				
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)	覚知方法		
事故等の概要				
死 傷 者	死者 (性別・年齢)	負傷者等	人 (人)	
	計 人	{ 重症 人 (人) 中等症 人 (人) 軽 症 人 (人)		
	不明 人			
救助活動の要否				
要救護者数(見込)		救助人員		
消防・救急・救助 活動状況				
災害対策本部 等の設置状況				
その他参考事項				

(注) 負傷者欄の () 書きは、救急隊による搬送人員を内書きで記入すること。

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

＜災害即報＞

4 第4号様式

(1) 第4号様式（その1）（災害概況即報）

災害の具体的な状況、個別の災害現場の概況等を報告する場合や災害の当初の段階で被害状況が十分把握できていない場合（例えば、地震時の第1報で、死傷者の有無、火災、津波の発生の有無等を報告する場合）には、本様式を用いること。

ア 災害の概況

（ア）発生場所、発生日時

当該災害が発生した具体的地名（地域名）及び日時を記入すること。

（イ）災害種別概況

- a 風水害については、降雨の状況及び河川のはん濫、溢水、崖崩れ、地すべり、土石流等の概況
- b 地震については、地震に起因して生ずる火災、津波、液状化、崖崩れ等の概況
- c 雪害については、降雪の状況並びに雪崩、溢水等の概況
- d 火山噴火については、噴火の状況及び溶岩流、泥流、火山弾、火山灰等の概況
- e その他これらに類する災害の概況

イ 被害の状況

当該災害により生じた被害の状況について、判明している人的被害及び住家の被害に重点を置いて記入すること。

119番通報の件数を記入する欄については、第3 直接即報基準に該当する災害において、市町村から消防庁に直接報告をする際に記入すること。

なお、119番通報件数については、災害対応の初動段階において、災害の規模を推察する上で重要な情報となるため、集計が困難な場合は、入電の多寡について可能な限り報告をすること。

ウ 応急対策の状況

（ア）当該災害に対して、災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等（以下「災害対策本部等」という。）を設置した場合にはその設置及び廃止の日時を記入すること。

なお、複数の市町村で災害対策本部等を設置するなど、当該欄に記入できない場合には、任意の様式を用いて報告をすること。

また、庁舎被害等の発生に起因して、予定された場所以外に災害対策本部等が設置されるなど特記すべき事象がある場合は、その旨を併せて記入すること。

（イ）消防機関等の活動状況については、地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活

動状況等をわかる範囲で記入すること。

(ウ) 自衛隊の災害派遣要請を行った場合には、その日時及び内容を記入すること。

(エ) その他都道府県又は市町村が講じた応急対策については、避難所の設置状況、他の地方公共団体への応援要請等について記入すること。

また、大雨、津波、火山噴火等に係る特別警報が発表された場合などにおいては、警報の伝達、避難指示等の発令状況等の警戒・避難対策について記入すること。なお、避難指示等の発令状況については、第4号様式(その1)別紙を用いて報告すること。

第4号様式（その1）

(災害概況即報)

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

消防庁受信者氏名

災害名 (第 報)

災害の概況	発生場所							発生日時	月 日 時 分					
被害の状況	人的被害	死者		人	重傷		人	住家被害	全壊		棟	床上浸水		棟
		うち 災害関連死者		人		半壊				棟	床下浸水		棟	
		不明		人	軽傷		人		一部破損		棟	未分類		棟
	119番通報の件数													
応急対策の状況	災害対策本部等の設置状況		(都道府県)				(市町村)							
	消防機関等の活動状況		(地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等をわかる範囲で記入すること。)											
	自衛隊派遣要請の状況													
	その他都道府県又は市町村が講じた応急対策													

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く（原則として、覚知後30分以内）分かる範囲で記載して報告すること。（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）

(注) 住家被害のうち、その程度が未確定のものについては、「未分類」の欄に計上すること。

(2) 第4号様式(その2)(被害状況即報)

管内の被害状況や避難に関する状況等を把握できる段階に至った場合、本様式を用いること。

ア 各被害欄

原則として、報告の時点で判明している最新の数値を記入する。ただし、被害額については、省略することができる。

なお、「水道」、「電話」、「電気」及び「ガス」については、それぞれ報告時点における断水戸数、通話不能回線数、停電戸数及び供給停止戸数を記入すること。

イ 災害対策本部等の設置状況

当該災害に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び廃止の日時について記入すること。

ウ 災害救助法適用市町村名

市町村毎に、適用日時を記入すること。

エ 災害の概況

災害の概況欄には次の事項を記入すること。

(ア) 災害の発生場所

被害を生じた市町村名又は地域名

(イ) 災害の発生日時

被害を生じた日時又は期間

(ウ) 災害の種類、概況

台風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波等の種別、災害の経過、今後の見通し等

オ 応急対策の状況

消防機関等の活動状況について記入するとともに、自衛隊の災害派遣要請を行った場合にはその日時及び内容を記入すること。

また、その他の欄については、避難所の設置状況、災害ボランティアの活動状況等を記入すること。

1 4. 災害情報等報告取扱要領（北海道）

災害情報等報告取扱要領

市町村長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、次に定めるところにより災害情報及び被害状況報告（以下「災害情報等」という。）を所轄総合振興局長又は振興局長に報告するものとする。

1 報告の対象

災害情報等の報告の対象は、おおむね次に掲げるものとする。

- (1) 人的被害、住家被害が発生したもの。
- (2) 災害救助法の適用基準に該当する程度のもの。
- (3) 災害に対し、国及び道の財政援助等を要すると思われるもの。
- (4) 災害が当初軽微であっても、今後拡大し、発展するおそれがある場合、又は広域的な災害で当該市町村が軽微であっても総合振興局又は振興局地域全体から判断して報告を要すると認められるもの。
- (5) 地震が発生し、震度4以上を記録したもの。
- (6) 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて、報告の必要があると認められるもの。
- (7) その他特に指示があった災害。

2 報告の種類及び内容

(1) 災害情報

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、別表1の様式により速やかに報告すること。

この場合、災害の経過に応じ把握した事項を逐次報告すること。

(2) 被害状況報告

被害状況報告は、次の区分により行うものとする。

ただし、指定行政機関及び指定公共機関の維持管理する施設等（住家を除く）については除くものとする。

ア 速報

被害発生後、直ちに別表2の様式により件数のみ報告すること。

イ 中間報告

被害状況が判明次第、別表2の様式により報告すること。

なお、報告内容に変更を生じたときは、その都度報告すること。

ただし、報告の時期等について特に指示があった場合はその指示によること。

ウ 最終報告

応急措置が完了した後、15日以内に別表2の様式により報告すること。

(3) その他の報告

災害の報告は、(1)及び(2)によるほか、法令等の定めに従い、それぞれ所要の報告を行うものとする。

3 報告の方法

(1) 災害情報及び被害状況報告（速報及び中間報告）は、電話又は無線等により迅速に行うものとする。

(2) 被害状況報告のうち最終報告は、文書により報告するものとする。

総合振興局又は振興局においては、管内市町村分を別表3の集計表によりとりまとめ、道（危機対策課）に報告するものとし、市町村から報告のあった別表2の写を添付するものとする。

4 被害状況判定基準

被害状況の判定基準は、別表4のとおりとする。

別表1

※ 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、本様式により速やかに報告すること。

災 害 情 報				
報告日時	月 日 時現在	発受信日時	月 日 時 分	
発信機関 (総合振興局又は振興局・市町村名等)		受信機関 (総合振興局又は振興局・市町村名等)		
発信者 (職・氏名)		受信者 (職・氏名)		
発生場所				
発生日時		月 日 時 分	災害の原因	
気象等の状況	雨量			
	河川水位			
	潮位波高			
	風速			
	その他			
ライフライン関係の状況	道路			
	鉄道			
	電話			
	水道 (飲料水)			
	電気			
	その他			
(1) 災害対策本部等の設置状況	(名称)	月 日 時 分設置		
	(設置日時)			
(2) 災害救助法の適用状況	(名称)	月 日 時 分設置		
	(設置日時)			
	地区名	被害棟数	り災世帯	り災人数
(救助実施内容)				

応急措置の状況	(3) 避難の状況	地区名	避難場所	人数	日時		
		自主避難					
		避難勧告					
	避難指示						
(4) 自衛隊派遣要請の状況							
	(5) その他措置の状況						
		(6) 応急対策出動人員	(ア) 出動人員		(イ) 主な活動状況		
			市町村職員	名			
			消防職員	名			
			消防団員	名			
その他(住民等)			名				
計	名						
その他	(今後の見通し等)						

注) 欄に記入しきれない場合は、適宜別葉に記載し報告すること。

別表2

被害状況報告（速報 中間 最終）

災害発生日時			月	日	時	分	災害の原因			月	日	時	現在			
災害発生場所																
発信	機関(市町村)名												受信	機関(市町村)名		
	職・氏名													職・氏名		
	発信日時			月	日	時	分	受信日時			月	日		時	分	
項目		件数等	被害金額(千円)		項目		件数等	被害金額(千円)								
① 人的被害	死者	人	※個人別の氏名、性別、年齢、原因は、補足資料で報告		⑤ 土工	河川	箇所									
	行方不明	人				海岸	箇所									
	重傷	人				砂防設備	箇所									
	軽傷	人				地すべり	箇所									
計		人				急傾斜地	箇所									
② 住家被害	全壊	棟			木	道路	箇所									
		世帯				橋梁	箇所									
		人				小計	箇所									
	半壊	棟				市町村工事	河川	箇所								
		世帯					道路	箇所								
		人					橋梁	箇所								
	一部破損	棟					小計	箇所								
		世帯					港湾	箇所								
		人					漁港	箇所								
	床上浸水	棟					水	下水道	箇所							
世帯		公園	箇所													
人		崖くずれ	箇所													
床下浸水	棟	産	計	箇所												
	世帯		⑥ 漁船	沈没流出	隻											
	人			破損	隻											
計			棟	計	隻											
③ 非住家被害	全壊		公共建物	棟	被害	漁港施設		箇所								
			その他	棟		共同利用施設		箇所								
	半壊		公共建物	棟		その他施設		箇所								
			その他	棟		漁具(網)	件									
	計		公共建物	棟		水産製品	件									
			その他	棟		その他	件									
計		棟	計													
④ 農業被害	農地	田	流失・埋没等	ha	林業	道有林	林地	箇所								
			浸冠水	ha			治山施設	箇所								
		畑	流失・埋没等	ha			林道	箇所								
			浸冠水	ha			林産物	箇所								
	農作物	田	ha	その他		箇所										
		畑	ha	小計		箇所										
	農業用施設		箇所	一般民有林		林地	箇所									
	共同利用施設		箇所			治山施設	箇所									
	営農施設		箇所			林道	箇所									
	畜産被害		箇所			林産物	箇所									
その他		箇所	その他		箇所											
計			小計		箇所											
計			計		箇所											

項 目		件数等	被害金額(千円)	項 目		件数等	被害金額(千円)	
⑧ 衛生被害	水 道	箇所		⑪社会教育施設被害	箇所			
	病 院	公 立	箇所		⑫社会福祉施設等	公 立	箇所	
		個 人	箇所			法 人	箇所	
	清掃施設	一般廃棄物処理	箇所		被害 計		箇所	
		し尿処理	箇所		⑬ その他	鉄道不通	箇所	—
	火 葬 場	火 葬 場	箇所			鉄道施設	箇所	
計		箇所		被害船舶(漁船)		隻		
⑨ 商工被害	商 業	件		空 港		箇所		
	工 業	件		水 道		戸	—	
	そ の 他	件		電 話		回線	—	
計		件		電 気	戸	—		
⑩ 公立文教施設被害	小 学 校	箇所		ガ ス	戸	—		
	中 学 校	箇所		ブロック塀等	箇所	—		
	高 校	箇所		都市施設	箇所			
	その他文教施設	箇所		被 害 総 額				
公共施設被害市町村数		団体		火災	建 物	件		
り災世帯数		世帯			危 険 物	件		
り災者数		人		発生	そ の 他	件		
消防職員出動延人数		人			消防団員出動延人数	人		
災害対策本部の設置状況	道（総合振興局又は振興局）							
	市町村名	名 称				設置日時	廃止日時	
災害救助法適用市町村名								
補足資料（※別業で報告）								
<ul style="list-style-type: none"> ○災害発生場所 ○災害発生年月日 ○災害の種類概況 ○人的被害（個人別の氏名、性別、年齢、住所、職業、被災場所、原因）→個人情報につき取扱い注意 ○応急対策の状況 <ul style="list-style-type: none"> ・避難の勧告・指示の状況 ・避難所の設置状況 ・他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況 ・消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況 ・自衛隊の派遣要請、出動状況 ・災害ボランティアの活動状況 ほか 								

別表3

被害状況（中間・最終）報告集計表

災害・事故名				平成 年 月 日 時現在			
総合振興局又は振興局							
項 目		件数等	被害金額(千円)	項 目		件数等	被害金額(千円)
① 人的被害	死者	人	※個人別の氏名、性別、年齢、原因は、別紙で整理報告	⑤ 土木 市町村 工事 被害	河川	箇所	
	行方不明	人			海岸	箇所	
	重傷	人			砂防設備	箇所	
	軽傷	人			地すべり	箇所	
	計	人			急傾斜地	箇所	
② 住家被害	全壊	棟			道路	箇所	
		世帯			橋梁	箇所	
	半壊	棟			小計	箇所	
		世帯			河川	箇所	
	一部破損	棟			道路	箇所	
		世帯		橋梁	箇所		
	床上浸水	棟		小計	箇所		
		世帯		港湾	箇所		
	床上浸水	棟		漁港	箇所		
		世帯		下水道	箇所		
床下浸水	棟	公園	箇所				
	世帯	崖くずれ	箇所				
計	棟	計	箇所				
	世帯						
③ 非住家被害	全壊	公共建物		⑥ 水産 被害	漁船	沈没流出	隻
		その他			棟	破損	隻
	半壊	公共建物			計	隻	
		その他			棟	漁港施設	箇所
	計	公共建物			棟	共同利用施設	箇所
		その他			棟	その他施設	箇所
	④ 農業被害	農地			田		漁具(網)
畑			水産製品		件		
流出・堰			ha		その他		件
冠水			ha		計		
農作物		田	ha	⑦ 道有林 被害	林地		箇所
		畑	ha		治山施設		箇所
農業用施設		箇所	林地		箇所		
共同利用施設		箇所	林産物		箇所		
営農施設		箇所	その他		箇所		
畜産被害		箇所	小計		箇所		
その他	箇所	林地	箇所				
			治山施設		箇所		
計			林道		箇所		
			林産物		箇所		
			その他	箇所			
			小計	箇所			
			計	箇所			

項 目			件数等	被害金額(千円)	項 目			件数等	被害金額(千円)
⑧ 衛生 被害	水 道	箇所			⑪社会教育施設被害	箇所			
	病 院	公 立	箇所		⑫社会福祉施設等被害	公 立	箇所		
		個 人	箇所			法 人	箇所		
	清掃施設	一般廃棄物処理	箇所			計	箇所		
		し尿処理	箇所						
		火 葬 場	箇所			鉄道不通	箇所		—
	計	箇所			鉄道施設	箇所			
⑨ 商工 被害	商 業	件			⑬ そ の 他	被害船舶(漁船等)	隻		
	工 業	件				空 港	箇所		
	そ の 他	件				水 道	戸		—
	計	件				電 話	回線		—
⑩ 公立 文教 施設 被害	小 学 校	箇所				電 気	戸		—
	中 学 校	箇所				ガ ス	戸		—
	高 校	箇所				ブロック塀等	箇所		—
	その他文教施設	箇所				都市施設	箇所		
	計	箇所							
公共施設被害市町村数				団体		被災総額			
り災世帯数				世帯	火災発生	建 物	件		
り災者数				人		危 険 物	件		
消防職員出動延人数				人		そ の 他	件		
消防職員出動延人数				人	消防団員出動延人数				人
災害対 策本部 の設置 状況	道（総合振興局又は振興局）								
	市町村名	名 称					設置日時	廃止日時	
災害救 助法適 用市町 村名									
補足資料（※別葉で報告） ○災害発生場所 ○災害発生年月日 ○災害の種類概況 ○人的被害（個人別の氏名、性別、年齢、住所、職業、被災場所、原因）→個人情報につき取扱い注意 ○応急対策の状況 ・避難の勧告・指示の状況 ・避難所の設置状況 ・他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況 ・消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況 ・自衛隊の派遣要請、出動状況 ・災害ボランティアの活動状況 ほか									

被害区分		判 断 基 準
① 人的被害	死 者	<p>当該災害が原因で死亡した死体を確認したもの。又は死体を確認することができないが死亡したことが確実なもの。</p> <p>(1) 当該災害により負傷し、死亡した者は、当該災害による死亡者とする。</p> <p>(2) A町のものが隣接のB町に滞在中、当該災害によって死亡した場合は、B町の死亡者として取り扱う。(行方不明、重傷、軽傷についても同じ。)</p> <p>(3) 氏名、性別、年令、職業、住所、原因を調査し市町村と警察調査が一致すること。</p>
	行方不明	<p>当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのあるもの。</p> <p>(1) 死者欄の(2)(3)を参照。</p>
	重 傷 者	<p>災害のため負傷し、1ヵ月以上医師の治療(入院、通院、自宅治療等)を受け、又は受ける必要のあるもの。</p> <p>(1) 死者欄の(2)(3)を参照。</p>
	軽 傷 者	<p>災害のため負傷し、1ヵ月未満の医師の治療(入院、通院、自宅治療等)を受け、又は受ける必要のあるもの。</p> <p>(1) 死者欄(2)(3)を参照。</p>
② 住家被害	住 家	<p>現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。</p> <p>(1) 物置、倉庫等を改造して居住している場合は、住家とみなす。</p> <p>(2) 商品倉庫等の一部を管理人宿舍として使用している場合で、商品倉庫、管理人宿舍ともに半壊した場合、住家の半壊1、商工被害1として計上すること。</p> <p>(3) 住家は社宅、公宅(指定行政機関及び指定公共機関のもの)を問わず全てを住家とする。</p>
	世 帯	<p>生活をつつにしている実際の生活単位。寄宿舎、下宿その他これ等に類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいる者は、原則としてその寄宿舎等を1世帯とする。</p> <p>(1) 同一家屋内に親子夫婦が生活の実態を別々にしている場合は、2世帯とする。</p>
	全 壊	<p>住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもものまたは住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもの。</p> <p>(1) 被害額の算出は、その家屋(畳、建具を含む)の時価とし、家財道具の被害は含まない。</p>
	半 壊	<p>住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもの。</p> <p>(1) 被害額の算出は、その家屋(畳、建具を含む)の時価に減損率を乗じた額とし、家財道具の被害は含まない。</p>
	一 部 破 損	<p>全壊、半壊、床上浸水及び床下浸水に該当しない場合であって、建物の一部が破損した状態で、居住するためには、補修を要する程度のもの。</p> <p>(1) 被害額の算出は、その家屋(畳、建具を含む)の時価に減損率を乗じた額とし、家財道具の被害は含まない。</p>

被害区分		判 断 基 準
② 住家被害	床上浸水	住家が床上まで浸水又は土砂等が床上まで堆積したため、一時的に居住することができない状態となったもの。 (1) 被害額の算出は、床上浸水によって家屋（畳、建具を含む）が破損した部分の損害額とし、家財道具の被害、土砂及び汚物等の除去に要する経費は含まない。
	床下浸水	住家が床上浸水に達しないもの。 (1) 被害額の算出は、床下浸水によって家屋が破損した部分の損害額とし、土砂及び汚物等の除去に要する経費は含まない。
③ 非住家被害	非住家	非住家とは住家以外の建物で、この報告中他の被害項目に属さないものとする。 これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。 (1) 公共建物とは、役場庁舎、集会所等の公用又は公共の用に供する建物をいう。なお、指定行政機関及び指定公共機関の管理する建物は含まない。 (2) その他は、公共建物以外の神社、仏閣、土蔵、物置等をいう。 (3) 土蔵、物置とは、生活の主体をなす主家に附随する建物の意味であって、営業用の倉庫等は、その倉庫の用途に従って、その他の項目で取り扱う。 (4) 被害額の算出は、住家に準ずる。
④ 農業被害	農地	農地被害は、耕土の流失、土砂の流入、埋没、沈下、隆起又はき裂により、耕作に適さなくなった状態をいう。 (1) 流失とは、その田畑の筆における耕土の厚さ10%以上が流出した状態をいう。 (2) 埋没とはその筆における流入土砂の平均の厚さが、粒径1mm以下にあっては2cm、粒径0.25mm以下の土砂にあっては5cm以上、土砂が堆積した状態をいう。 (3) 被害額の算出は農地の原形復旧に要する費用又は、耕作を維持するための最少限度の復旧に要する費用とし、農作物の被害は算入しない。
	農作物	農作物が農地の流失、埋没等及び浸冠水・倒伏によって生じた被害をいう。 (1) 浸冠水とは、水、土砂等によって相当期間(24時間以上)作物等が地面に倒れている状態をいう。 (2) 倒伏とは、風のため相当期間(24時間以上)作物等が地面に倒れている状態をいう。 (3) 被害額の算出は、被害を受けなかったとしたならば得たであろう金額を推定積算すること。
	農業用施設	頭首工、ため池、水路、揚水機、堤防、農業用道路、橋梁、その他農地保全施設の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	共同利用施設	農業協同組合又は同連合会の所有する倉庫、農産物加工施設、共同作業場、産地市場施設、種苗施設、家畜繁殖施設、共同放牧施設、家畜診療施設等及び農家の共同所有に係る営農施設の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	営農施設	農家個人所有に係る農舎、サイロ倉庫、尿溜、堆肥舎、農業機械類、温室、育苗施設等の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	畜産被害	施設以外の畜産被害で、家畜、畜舎等の被害をいう。
	その他	上記以外の農業被害、果樹(果実は含まない)草地畜産物等をいう。
⑤ 土木被害	河川	河川の維持管理に必要な堤防、護岸、水制・床止め又は沿岸を保全するため防護することを必要とする河岸等で復旧工事を要する程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	海岸	海岸又はこれに設置する堤防、護岸、突堤その他海岸を防護することを必要とする海岸等で復旧工事を要する程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	砂防設備	砂防法第1条に規定する砂防設備、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防の施設又は天然の河岸等で復旧工事を必要とする程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。

被害区分	判 断 基 準
⑤ 土木被害	地すべり防止施設 地すべり等防止法第2条第3項に規定する地すべり防止施設で復旧工事を必要とする程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	急傾斜地崩壊防止施設 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第2条第2項に規定する急傾斜地壊防止施設で復旧工事を必要とする程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	道 路 道路法に基づき道路管理者が維持管理を行っている、道路法第2条の道路の損壊が、復旧工事を要する程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	橋 梁 道路法に基づき道路管理者が維持管理を行っている、道路法第2条の道路を形成する橋が流失又は損壊し、復旧工事を要する程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	港 湾 港湾法第2条第5項に基づく水域施設、外かく施設、けい留施設等で復旧工事を要する程度の被害をいう。
	漁 港 漁港法第3条に規定する基本施設又は漁港の利用及び管理上重要な輸送施設。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	下 水 道 下水道法に規定する公共下水道、流域下水道、都市下水路。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
公 園 都市公園法施行令第31条各号に掲げる施設（主務大臣の指定するもの（植栽・いけがき）を除く。）で、都市公園法第2条第1項に規定する都市公園に設けられたもの。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。	
⑥ 水産被害	漁 船 動力船及び無動力船の沈没流出、破損（大破、中破、小破）の被害をいう。 (1) 港内等における沈没は、引上げてみて今後使用できる状態であれば破損として取り扱う。 (2) 被害額の算出は、被害漁船の再取得価額又は復旧額とする。
	漁港施設 外かく施設、けい留施設、水域施設で水産業協同組合の維持管理に属するもの。 (1) 被害額の算出は、再取得価額又は復旧額とする。
	共同利用施設 水産業協同組合、同連合会、又は地方公共団体の所有する施設で漁業者の共同利用に供する水産倉庫、加工施設、作業所、荷さばき所、養殖施設、通信施設、給水施設、給油施設、製氷・冷凍・冷蔵施設・干場・船揚場等をいう。 (1) 被害額の算出は、再取得価額又は復旧額とする。
	その他施設 上記施設で個人（団体、会社も含む）所有のものをいう。 (1) 被害額の算出は、再取得価額又は復旧額とする。
	漁具（網） 定置網、刺網、延縄、かご、函等をいう。 (1) 被害額の算出は、再取得価額又は復旧額とする。
	水産製品 加工品、その他の製品をいう。 (1) 被害額の算出は、被害を受けなかったとしたならば得たであろう金額を推定積算すること。
⑦ 林業被害	林 地 新生崩壊地、拡大崩壊地、地すべり等をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	治山施設 既設の治山施設等をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	林 道 林業経営基盤整備の施設道路をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	林 産 物 素材、製材、薪炭原木、薪、木炭、特用林産物等をいう。 (1) 被害額の算出は、被害を受けなかったとしたならば得たであろう金額を推定積算すること。
	そ の 他 苗畑、造林地、製材工場施設、炭窯、その他施設（飯場、作業路を含む。）等をいう。 (1) 被害額の算出は、再取得価額又は復旧額とする。

被害区分		判断基準
⑧ 衛生被害	水道	水道のための取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設、送水施設及び配水施設をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	病院	病院、診療所、助産所等をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	清掃施設	ごみ処理施設、し尿処理施設及び最終処分場をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	火葬場	火葬場をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
⑨ 商工被害	商業	商品、原材料等をいう。 (1) 被害額の算出は、被害を受けなかったとしたならば得たであろう金額を推定積算すること。
	工業	工場等の原材料、製品、生産機械器具等をいう。 (1) 被害額の算出は、被害を受けなかったとしたならば得たであろう金額及び再取得価額又は復旧額とする。
⑩公立文教施設被害	公立の小、中、高校、中等教育学校、大学、特別支援学校、幼稚園等をいう。 (私学関係はその他の項目で扱う。) (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。	
⑪社会教育施設被害	図書館、公民館、博物館、文化会館等の施設。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。	
⑫社会福祉施設等被害	老人福祉施設、身体障がい者(児)福祉施設、知的障がい者(児)福祉施設、児童母子福祉施設、生活保護施設、介護老人保健施設、精神障がい者社会復帰施設をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。	
⑬その他	鉄道不通	汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害をいう。
	鉄道施設	線路、鉄橋、駅舎等施設の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	被害船舶 (漁船除く)	ろ、かいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能となったもの及び流出し、所在が不明となったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	空港	空港法第4条第1項第5号及び第5条第1項の規定による空港をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	水道(戸数)	上水道、簡易水道で断水している戸数のうち、ピーク時の戸数をいう。
	電話(戸数)	災害により通話不能となった電話の回線数をいう。
	電気(戸数)	災害により停電した戸数のうちピーク時の停電戸数をいう。
	ガス(戸数)	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっているピーク時の戸数をいう。
	ブロック塀等	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	都市施設	街路等の都市施設をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	上記の項目以外のもので特に報告を要すると思われるもの。	

資料 3 避難所関係

1. 指定緊急避難場所・指定避難所
2. 津波避難ビル
3. 福祉避難所

1. 指定緊急避難場所・指定避難所

(1) 旧函館市

(令和6年4月1日現在)

No.	施設名	所在地	指定緊急避難場所					指定避難所	収容人数	海拔(m)		
			緊急避難所	緊急避難地	広域避難地	災害種別						
						地震	津波		洪水		土砂	火山
1	弥生小学校	弥生町 4-16	○			○	○		○	○	1,630 (1,150)	19.0
2	函館西高等学校	元町 7-17	○			○	○		○	○	2,520 (850)	41.6
3	青柳小学校	青柳町 22-13	○			○	○		○	○	2,030 (1,190)	17.7
4	青柳中学校	青柳町 10-7	○			○	○		×	○	1,510 (5,270)	39.8
5	青少年研修センター	谷地頭町 5-14	○			○	○		×	○	640 (-)	30.9
6	住吉公園	青柳町 35		○		○	×		○		- (1,660)	7.2
7	アクロス十字街	末広町 5-14	○			○	○				2,060 (-)	3.0
8	あさひ小学校	大森町 6-11	○			○	○			○	1,530 (1,880)	3.7
9	函館市役所	東雲町 4-13	○			○	○				6,990 (-)	3.7
10	総合福祉センター	若松町 33-6	○			○	○			○	2,390 (-)	4.0
11	中部小学校	新川町 30-26	○			○	○			○	1,370 (2,960)	4.0
12	北星小学校	大縄町 24-26	○			○	○			○	1,200 (1,390)	2.0
13	八幡小学校	八幡町 15-30	○			○	○			○	1,800 (1,810)	4.2
14	万年橋小学校	吉川町 6-22	○			○	○			○	1,220 (2,100)	4.0
15	港小学校	港町1丁目 22-1	○			○	○	○		○	1,840 (4,410)	2.2
16	港中学校	港町2丁目 10-1	○			○	○	○		○	1,580 (4,140)	2.2
17	大川公園	大川町 11		○		○					- (6,050)	5.7
18	巴中学校	的場町 12-7	○			○	○			○	2,420 (5,280)	6.8

資料3 避難所関係

No.	施設名	所在地	指定緊急避難場所					指定避難所	収容人数	海拔(m)			
			緊急避難所	緊急避難地	広域避難地	災害種別							
						地震	津波		洪水		土砂	火山	屋内(屋外)
19	函館中部高等学校	時任町 11-3	○			○	○				○	3,140 (7,340)	13.6
20	中島小学校	中島町 30-5	○			○	○				○	1,310 (2,320)	10.3
21	千代田小学校	梁川町 23-4	○			○	○				○	1,310 (2,250)	7.2
22	千代台公園	千代台町 22			○	○	○	○				- (48,900)	12.7
23	総合保健センター	五稜郭町 23-1	○			○		○				1,990 (-)	12.3
24	梁川公園	梁川町 24		○		○	○	○				- (6,410)	8.3
25	遺愛アリーナ	杉並町 23-11	○			○	○	○				1,420 (-)	17.8
26	柏野小学校	松陰町 5-10	○			○		○			○	1,720 (2,450)	16.1
27	函館高等学校	柳町 11-5	○			○		○			○	3,600 (23,200)	11.6
28	函館大学付属 柏稜高等学校	柏木町 1-34	○			○	○				○	2,300 (270)	16.3
29	函館工業 高等学校	川原町 5-13	○			○		○			○	5,600 (9,200)	11.6
30	大森浜小学校	金堀町 3-1	○			○	○				○	1,570 (4,430)	8.0
31	駒場小学校	駒場町 1-6	○			○	○	○			○	1,660 (6,710)	14.0
32	函館競輪場 駐車場	金堀町 10-8		○		○	×	○				- (6,300)	7.1
33	函館競馬場 駐車場	深堀町 90-2		○		○	○	○				- (21,900)	13.9
34	深堀小学校	深堀町 14-2	○			○	○	○			○	1,420 (3,870)	7.7
35	深堀中学校	深堀町 28-1	○			○	○	○	○		○	1,860 (6,260)	6.8
36	日吉が丘小学校	日吉町2丁目 34-1	○			○		○	○		○	1,840 (3,640)	35.4
37	函館白百合学園 中学高等学校	山の手2丁目 6-3	○			○		○	○		○	4,100 (5,080)	24.9

No.	施設名	所在地	指定緊急避難場所							指定避難所	収容人数	海拔(m)
			緊急避難所	緊急避難地	広域避難地	災害種別						
						地震	津波	洪水	土砂		火山	
38	北日吉小学校	日吉町4丁目 5-5	○			○		○	○	○	1,340 (3,410)	42.3
39	北中学校	山の手3丁目 58-1	○			○		○	○	○	1,470 (5,410)	45.6
40	日吉公園	日吉町4丁目 8		○		○			○		- (3,720)	52.5
41	湯川小学校	湯川町3丁目 42-1	○			○	○	○	○	○	1,780 (3,240)	9.0
42	湯川中学校	湯川町2丁目 41-1	○			○	○	○	○	○	2,000 (3,910)	18.2
43	函館大学附属 有斗高等学校	湯川町2丁目 43-1	○			○	○	○	○	○	3,850 (7,740)	18.1
44	坂の上公園	湯川町2丁目 33		○		○	○	○			- (1,880)	15.8
45	函館アリーナ	湯川町1丁目 32-2	○			○	○	○	○	○	2,130 (-)	5.7
46	函館市民会館	湯川町1丁目 32-1	○			○	○	○	○	○	1,280 (-)	5.7
47	高丘小学校	高丘町 3-2	○			○	○	○	○	○	1,200 (2,880)	36.1
48	函館工業 高等専門学校	戸倉町 14-1	○			○	○	○		○	6,710 (19,000)	32.4
49	戸倉中学校	戸倉町 26-1	○			○	○	○	○	○	1,750 (5,620)	37.1
50	見晴公園	見晴町 56			○	○					- (161,000)	38.8
51	緑のセンター (見晴公園内)	見晴町 56	○			○		○	○		80 (-)	38.8
52	上湯川小学校	上湯川町 295	○			○	○	○	○	○	1,600 (3,600)	41.5
53	高松町会館	高松町 505-1	○			○		○	○		30 (-)	34.1
54	市民の森	上湯川町 327-1			○	○			○		- (57,200)	46.9
55	空港緑地 高松ふれあい広場	高松町 105		○		○			○		- (940)	25.1
56	旭岡公園	西旭岡町 2丁目 38		○		○					- (7,190)	102.9

資料3 避難所関係

No.	施設名	所在地	指定緊急避難場所					指定避難所	収容人数		海拔(m)		
			緊急避難所	緊急避難地	広域避難地	災害種別						屋内(屋外)	
						地震	津波		洪水	土砂			火山
57	旭岡小学校	西旭岡町 1丁目33-1	○			○		○	○	○	1,570 (4,850)	86.8	
58	旭岡中学校	西旭岡町 3丁目5	○			○		○	○	○	1,270 (4,800)	110.5	
59	鱒川小・中学校	鱒川町 91	○			○		○	○	○	610 (2,100)	84.3	
60	興禅寺	亀尾町 39	○			○			○		140 (-)	19.0	
61	銭亀沢小学校	銭亀町 339	○			○	○		○	○	1,050 (3,150)	31.0	
62	志海苔町会館	志海苔町 239	○			○	○		○		60 (-)	12.0	
63	函館共働宿泊所 救護部	新湊町 261	○			○	○		○	○	980 (560)	27.5	
64	古川町会館	古川町 350-4	○			○					100 (-)	13.6	
65	希望ヶ丘学園	古川町 441-3	○			○	○		○		70 (-)	33.0	
66	銭亀沢中学校	豊原町 140-30	○			○	○		○	○	890 (8,130)	9.0	
67	空港緑地 志海苔ふれあい広場	志海苔町 294-1		○		○			○		- (18,200)	29.1	
68	もと石崎小学校 グラウンド	石崎町 438		○			○		○		- (3,680)	26.1	
69	鶴野町会館	鶴野町 319-2	○			○					50 (-)	46.0	
70	白石公園	白石町 208		○		○	○		×		- (25,700)	50.1	
71	桔梗小学校	桔梗1丁目 13-2	○			○		○	○	○	1,570 (2,280)	28.1	
72	函館高等 支援学校	石川町 181-8	○			○		○		○	2,580 (17,400)	43.5	
73	桔梗中学校	桔梗町 429-4	○			○		○		○	1,460 (4,640)	46.8	
74	石川町会館	石川町 461-47	○			○		○			100 (-)	43.9	
75	桔梗西部町会館	桔梗町 63-2	○			○		○			80 (-)	30.6	

No.	施設名	所在地	指定緊急避難場所							指定避難所	収容 人数	海拔 (m)	
			緊急 避難 所	緊急 避難 地	広域 避難 地	災害種別							
						地震	津波	洪水	土砂		火山		屋内 (屋外)
76	西桔梗中央緑地	西桔梗町 589-53		○		○						- (2,520)	19.3
77	西桔梗西緑地	西桔梗町 589-65		○		○						- (2,750)	13.9
78	中の沢小学校	桔梗5丁目 25-5	○			○		○	○		○	1,020 (2,160)	60.1
79	北昭和小学校	昭和4丁目 38-1	○			○	○	○	○		○	1,120 (3,480)	12.8
80	昭和小学校	昭和1丁目 5-5	○			○	○	○			○	1,890 (4,850)	17.6
81	函館商業 高等学校	昭和1丁目 17-1	○			○	○				○	2,750 (8,900)	19.8
82	東富岡会館	富岡町2丁目 46-7	○			○		○				130 (-)	21.2
83	富岡中央公園	富岡町1丁目 64		○		○						- (1,780)	19.4
84	亀田小学校	富岡町1丁目 18-1	○			○	○		○		○	1,840 (2,280)	10.7
85	五稜郭中学校	富岡町1丁目 18-2	○			○	○		○		○	1,810 (6,190)	11.4
86	赤川中学校	赤川町 125	○			○			○		○	1,660 (5,370)	66.9
87	公立はこだて 未来大学	亀田中野町 116-2	○			○			○		○	6,850 (25,200)	116.6
88	キッズ・サポ ート&プロテクト 体育館	亀田中野町 335-1	○			○			○			110 (-)	251.7
89	赤川町会館	赤川町 396-2	○			○			○			90 (-)	89.5
90	中央小学校	美原2丁目 28-1	○			○					○	1,780 (4,310)	34.7
91	北美原小学校	北美原1丁目 9-16	○			○		○			○	1,550 (4,120)	43.5
92	亀田中学校	美原3丁目 30-3	○			○					○	2,200 (8,870)	29.1
93	函館市 亀田交流プラザ	美原1丁目 26-12	○			○					○	620 (-)	30.8
94	石川公園	石川町 5-65		○		○						- (8,600)	25.3

資料3 避難所関係

No.	施設名	所在地	指定緊急避難場所					指定避難所	収容人数	海拔(m)		
			緊急避難所	緊急避難地	広域避難地	災害種別						
						地震	津波		洪水		土砂	火山
95	鍛神小学校	鍛冶2丁目 46-4	○			○		○	○	1,740 (4,240)	28.1	
96	神山小学校	神山町 233-1	○			○			○	1,470 (2,940)	44.1	
97	陣川あさひ町会館	陣川町 79-55	○			○		○		50 (-)	152.4	
98	史跡四稜郭	陣川町 59		○		○				- (8,230)	97.8	
99	東山小学校	東山2丁目 3-1	○			○		○	○	1,400 (2,840)	21.1	
100	東山墓園	東山町 114		○		○				- (28,600)	45.4	
101	本通小学校	本通1丁目 47-2	○			○		○		1,750 (7,750)	14.1	
102	本通中学校	本通2丁目 56-7	○			○		○		2,100 (6,850)	18.2	
103	南本通小学校	本通3丁目 10-1	○			○		○		1,080 (3,610)	11.1	

(2) 戸井支所管内

No.	施設名	所在地	指定緊急避難場所					指定避難所	収容人数	海拔(m)		
			緊急避難所	緊急避難地	広域避難地	災害種別						
						地震	津波		洪水		土砂	火山
104	もと小安中央会館前高台	小安町 717-1		○			○			- (120)	20.0	
105	もと戸井西小学校グラウンド	小安町 548-1		○			○			- (5,040)	21.3	
106	戸井幼稚園	小安町 523-7	○			○	○		○	160 (-)	22.8	
107	戸井西部総合センター	小安町 525-1	○			○	○		○	200 (11,800)	23.0	
108	戸井学園	釜谷町 227	○			○	○		○	1,250 (3,210)	16.0	
109	もと汐首西会館前高台	汐首町 331-2		○			○			- (790)	28.1	

No.	施設名	所在地	指定緊急避難場所							指定避難所	収容人数		海拔(m)
			緊急避難所	緊急避難地	広域避難地	災害種別					屋内(屋外)		
						地震	津波	洪水	土砂			火山	
110	汐首神社境内	汐首町 362		○		○			×			- (470)	24.0
111	瀬田来町 26 番地裏高台	瀬田来町 26 付近		○			○		×			- (170)	24.0
112	瀬田来会館	瀬田来町 325	○			×	○		×			70 (-)	19.6
113	瀬田来神社境内	瀬田来町 370-1		○		○	○		×			- (290)	20.2
114	弁才町 3 番地裏高台	弁才町 3 番地付近		○			○		×			- (20)	18.0
115	もと日新中学校グラウンド	泊町 126		○			○		×			- (4,010)	28.0
116	泊町 16 番地裏高台	泊町 16 付近		○			○		×			- (20)	26.1
117	宮川神社境内	浜町 630		○		○	○					- (4,470)	26.3
118	戸井生涯学習センター	浜町 366-1	○			○	×		○			180 (-)	3.7
119	新二見町 12 番地裏高台	新二見町 15 付近		○			○					- (870)	55.7
120	温泉保養センター	原木町 218	○			○	×		×			590 (-)	7.8
121	原木町 8 番地裏高台	原木町 8 付近		○			○					- (450)	12.6
122	原木町 200 番地裏高台	原木町 200 付近		○			○		×			- (50)	28.4

(3) 恵山支所管内

No.	施設名	所在地	指定緊急避難場所							指定避難所	収容人数		海拔(m)
			緊急避難所	緊急避難地	広域避難地	災害種別					屋内(屋外)		
						地震	津波	洪水	土砂			火山	
123	日浦会館	日浦町 82	○			○	×		×			80 (-)	6.0
124	日浦町 90 番地裏高台	日浦町 90 付近		○			○		×			- (20)	20.0

資料3 避難所関係

No.	施設名	所在地	指定緊急避難場所							指定避難所	収容人数	海拔(m)
			緊急避難所	緊急避難地	広域避難地	災害種別						
						地震	津波	洪水	土砂		火山	
125	豊浦町 18 番地裏高台	豊浦町 18 付近		○			○				- (100)	18.0
126	高岸寺	豊浦町 208	○			×	○		×		320 (-)	10.9
127	尻岸内八幡神社	大澗町 194	○			×	○		○		120 (-)	16.0
128	尻岸内会館	大澗町 146-2	○			○	○		○		110 (-)	18.5
129	中浜会館	中浜町 101-5	○			○	×		○		100 (-)	8.3
130	中浜町 113 番地裏高台	中浜町 113 付近		○			○				- (90)	27.0
131	えさん小学校	中浜町 79	○			○	×		○	○	1,010 (6,080)	6.0
132	恵山総合体育館	川上町 506	○			×	×		○	○	520 (-)	3.9
133	女那川町 52 番地裏高台	女那川町 52 付近		○			○		×		- (20)	10.0
134	女那川町 85 番地裏高台	女那川町 85 付近		○			○		×		- (80)	15.0
135	女那川町 91 番地裏高台	女那川町 91 付近		○			○		×		- (20)	18.0
136	恵山クリーンセンター	高岱町 428-1	○			○	○		○		180 (-)	130.0
137	恵山コミュニティセンター	日ノ浜町 154	○			○	×		○	○	210 (-)	4.9
138	高聖寺	古武井町 222	○			×	○		○		80 (-)	46.5
139	恵山中学校	柏野町 9	○			○	○		○	○	890 (4,750)	25.0
140	柏野会館	柏野町 31-2								○	80 (-)	27.8
141	恵山市民センター	柏野町 117-209	○			×	○		×	×	190 (-)	44.8
142	豊国寺	恵山町 375	○			×	○			×	90 (-)	21.9
143	禅龍寺	恵山町 451-2	○			○	○			×	80 (-)	28.2

No.	施設名	所在地	指定緊急避難場所					指定避難所	収容人数		海拔 (m)		
			緊急避難所	緊急避難地	広域避難地	災害種別						屋内 (屋外)	
						地震	津波		洪水	土砂			火山
144	恵山町635番地裏高台	恵山町 635付近		○			○		×			- (100)	63.0
145	御崎会館	恵山町 663-2	○			○	×		×	×		80 (-)	5.9
146	御崎町130番地高台	御崎町 130付近		○			○		×	×		- (30)	30.0

(4) 榎法華支所管内

No.	施設名	所在地	指定緊急避難場所					指定避難所	収容人数		海拔 (m)		
			緊急避難所	緊急避難地	広域避難地	災害種別						屋内 (屋外)	
						地震	津波		洪水	土砂			火山
147	ホテル恵風	恵山岬町 61-2	○			○	○		○			950 (-)	51.2
148	元村町32番地裏高台	元村町 32付近		○			○		×			- (70)	16.6
149	富浦町126番地裏高台	富浦町 126付近		○			○		×			- (30)	26.0
150	榎法華小学校	新八幡町 86-1	○			○	○		○	○		840 (2,430)	18.8
151	榎法華総合センター	新浜町 156-1	○			×	○		○	○		360 (-)	12.0
152	榎法華中学校	新浜町 151-1	○			○	×		○	○		800 (5,580)	7.2
153	銚子町94番地裏高台	銚子町 94付近		○			○		×			- (2,520)	18.0

(5) 南茅部支所管内

No.	施設名	所在地	指定緊急避難場所					指定避難所	収容人数		海拔 (m)		
			緊急避難所	緊急避難地	広域避難地	災害種別						屋内 (屋外)	
						地震	津波		洪水	土砂			火山
154	古部町423番地裏高台	古部町 270-2		○			○		×			- (560)	72.4

資料3 避難所関係

No.	施設名	所在地	指定緊急避難場所					指定避難所	収容人数	海拔(m)			
			緊急避難所	緊急避難地	広域避難地	災害種別							
						地震	津波		洪水		土砂	火山	屋内(屋外)
155	古部会館	古部町 422	○			○	×		×	○		30 (-)	5.7
156	もと木直小学校 グラウンド	木直町 991-1		○			○		×			- (1,990)	33.0
157	木直会館	木直町 433-4								○		70 (-)	4.3
158	尾札部町 28 番地裏 高台	尾札部町 28 付近		○			○		×			- (700)	36.7
159	尾札部町 119 番地裏 高台	尾札部町 119 付近		○			○		×			- (280)	32.4
160	尾札部会館	尾札部町 573-1								○		60 (-)	4.8
161	南茅部小学校	尾札部町 1609-1	○			○	○		○	○		1,430 (3,950)	48.0
162	南茅部プール	尾札部町 1608-1	○			○	○		○	○		60 (-)	56.9
163	川汲会館	川汲町 272-1	○			×	×		○			50 (-)	4.0
164	南茅部総合センター	川汲町 1520-4	○			○	○		○	○		160 (-)	27.0
165	南茅部高等学校	川汲町 1560	○			○	○		○	○		1,360 (9,970)	44.7
166	旧町民の庭	川汲町 1520		○		○	○					- (2,640)	44.7
167	南茅部中学校	川汲町 1657	○			○	○		○	○		790 (3,850)	44.5
168	安浦稲荷神社境内	安浦町 302		○			○		×			- (840)	20.8
169	安浦会館	安浦町 71-1								○		50 (-)	4.5
170	臼尻町 60 番地裏 高台	臼尻町 60 付近		○			○					- (160)	45.9
171	もと臼尻小学校 グラウンド	臼尻町 595		○			○		×			- (4,680)	45.9
172	南茅部スポーツ センター	臼尻町 604-1	○			○	○		○	○		470 (-)	47.2
173	臼尻会館	臼尻町 234-1								○		100 (-)	6.7

No.	施設名	所在地	指定緊急避難場所					指定避難所	収容人数	海拔 (m)			
			緊急避難所	緊急避難地	広域避難地	災害種別					屋内 (屋外)		
						地震	津波		洪水			土砂	火山
174	豊崎町 79 番地裏高台	豊崎町 258 付近		○			○				- (350)	39.0	
175	もと白尻中学校敷地	豊崎町 205		○			○		×		- (780)	25.0	
176	南かやべ保養センター	大船町 832-1	○			○	○		×		60 (-)	96.5	
177	大船町239 番地裏高台	大船町 239 付近		○			○				- (220)	50.7	
178	大船会館	大船町 241-2								○	70 (-)	5.1	
179	緑地広場	大船町 388-76		○		○	○				- (2,190)	81.7	
180	大船町 381 番地裏高台	大船町 388 付近		○			○				- (2,820)	81.8	
181	磯谷会館	双見町 148-9								○	40 (-)	5.4	
182	岩戸町 136 番地裏高台	岩戸町 136 付近		○			○				- (30)	23.6	

2. 津波避難ビル

(令和6年4月1日現在)

No.	施設名	所在地	施設内容 進入口	収容 人数	海拔 (m)
1	アクロス十字街	末広町 5-14	S R C 5階建 玄関	2,770	3.0
2	ヴィラコンコルディア	末広町 3-5	R C 6階建 正面玄関	360	6.2
3	メゾン・プレジデント	豊川町 16-5	S 8階建 国道側玄関	250	2.2
4	道営住宅 高田屋通団地1号棟	東川町 11-14	R C 5階建 供用玄関4箇所	450	3.1
5	道営住宅であえる 大森浜団地A棟	東川町 18-1	R C 5階建 供用玄関4箇所	610	3.3
6	道営住宅であえる 大森浜団地B棟	東川町 18-2	R C 5階建 供用玄関4箇所	610	3.6
7	市営豊川改良団地	豊川町 3-1	R C 5階建 玄関	80	3.0
8	市営豊川特定公共賃貸 住宅	豊川町 3-8	R C 6階建 玄関	430	2.7
9	豊川コモンズ	豊川町 7-24	R C 8階建 東側玄関および西側玄関	240	2.5
10	ラビスタ函館ベイ	豊川町 12-6	S R C 13階建 正面玄関および側面入口	280	0.8
11	市営旭町団地	旭町 1-14	R C 7階建 玄関	210	2.4
12	道営住宅 旭森団地1号棟	旭町 8-1	R C 5階建 供用玄関2箇所	270	2.1
13	あさひ小学校	大森町 6-11	S R C 3階建 玄関	1,480	3.7
14	函館市役所	東雲町 4-13	S R C 8階建 正面玄関および側面入口, 地階 夜間・休日受付	5,440	3.7
15	ホテル函館ロイヤル シーサイド	大森町 16-9	S R C 8階建 正面玄関および駐車場側玄関, 従業員用入口	830	3.9
16	ホテルグローバル ビュー函館	大森町 25-3	R C 9階建 正面玄関および非常階段	410	4.4
17	東横INN函館駅前 大門	松風町 5-1	R C 9階建 正面玄関	1,890	2.6
18	グランパレット函館	大手町 1-1	R C 6階建 正面玄関および駐車場側裏口	830	2.2
19	函館国際ホテル	大手町 5-10	S R C, R C, S 13階建 正面玄関, 各進入玄関	3,350	1.2
20	東横INN函館駅前 朝市	大手町 22-7	S R C 11階建 非常階段	3,700	0.7

No.	施設名	所在地	施設内容 進 入 口	収容 人数	海拔 (m)
21	ラ・ジェント・ステイ 函館駅前	若松町 12-8	R C 1 2 階建 正面玄関	900	1. 2
22	J R イン函館	若松町 12-14	R C 1 2 階建 正面玄関	840	1. 2
23	プレミアムホテルキャビン・ プレジデント函館	若松町 14-10	S R C 1 3 階建 正面玄関および裏口玄関	1, 400	1. 1
24	コンフォートホテル 函館	若松町 16-3	R C 1 1 階建 1 階エントランス, 1 階外部階段入口	370	1. 5
25	ホテルルートイングラン ティア函館駅前	若松町 21-3	S R C 1 3 階建 正面入口	80	1. 4
26	サンヴェール千歳	千歳町 3-11	R C 6 階建 正面玄関	220	4. 4
27	アートビュー千歳	千歳町 20-7	R C 7 階建 正面玄関	450	4. 4
28	函館中央郵便局	新川町 1-6	R C 3 階建 正面玄関	740	3. 2
29	函館パークホテル	新川町 29-15	R C 4 階建 正面玄関	150	3. 3
30	函館地方裁判所	上新川町 1-8	R C 5 階建 正面玄関, 当直出入口	600	3. 3
31	総合福祉センター	若松町 33-6	R C 5 階建 玄関	2,700	4. 0
32	中部小学校	新川町 30-26	R C 4 階建 玄関	1,832	4. 0
33	北星小学校	大縄町 24-26	R C 3 階建 玄関	1, 090	2. 0
34	函館港湾合同庁舎	海岸町 24-4	R C 5 階建 正面玄関	460	4. 8
35	北海道教育大学函館校	八幡町 1-2	R C 4 階建 正面玄関	490	4. 4
36	八幡小学校	八幡町 15-30	R C 3 階建 玄関	1, 750	4. 2
37	ビジネスホテル よしずみ	松川町 6-12	R C 4 階建 正面玄関	100	2. 2
38	ハイツチャフル	万代町 11-1	S 4 階建 入口 2 箇所	40	2. 1
39	市営松川改良団地	松川町 41-8	R C 5 階建 玄関	50	2. 5
40	シャトーム万代町	万代町 1-1	S R C 8 階建 屋外階段, 正面玄関	300	2. 0
41	真宗大谷派萬年寺	万代町 7-22	R C 3 階建 北口玄関および南口玄関	700	2. 2

資料3 避難所関係

No.	施設名	所在地	施設内容 進入口	収容 人数	海拔 (m)
42	北海道ガス株式会社 函館支店	万代町 8-1	R C 5階建 正面玄関, 裏玄関	210	2.1
43	万年橋小学校	吉川町 6-22	R C 4階建 玄関	1,120	4.0
44	ボヌール・ピエス	亀田町 6-39	S R C 5階建 玄関	70	3.5
45	シャトーム吉川町	吉川町 7-6	R C 5階建 北側入口3箇所	80	2.2
46	下宿喜多家	北浜町 7-17	S R C 4階建 南東側玄関	80	2.1
47	ポールスター ショッピングセンター (屋上駐車場)	港町1丁目 2-1	S 2階建 屋上駐車場入口	8,850	4.2
48	スーパーアークス 港町店(屋上駐車場)	港町1丁目 2-1	S 2階建 屋上駐車場入口	3,980	4.0
49	ネクストⅢ	港町1丁目 14-3	R C 5階建 正面玄関	120	3.6
50	ペイサージュ港町	港町1丁目 15-23	R C 4階建 正面玄関	80	3.1
51	パルティール港町	港町1丁目 15-30	R C 4階建 正面玄関	100	3.1
52	クレール港町	港町1丁目 15-32	R C 3階建 正面玄関	100	3.0
53	パークサイド ブライトネス	港町1丁目 17-32	R C 6階建 正面玄関	380	2.3
54	ファーストレジデンス	港町1丁目 17-16	R C 4階建 南側玄関5箇所	100	2.8
55	エッセーナ港町	港町1丁目 26-1	R C 9階建 国道側玄関3箇所	210	3.0
56	市営港2丁目 団地1号棟	港町2丁目 7-1	R C 6階建 玄関	770	3.4
57	市営港2丁目 団地2号棟	港町2丁目 7-2	R C 6階建 玄関	520	3.2
58	港小学校	港町1丁目 22-1	R C 3階建 玄関	1,750	2.2
59	港中学校	港町2丁目 10-1	R C 3階建 玄関	1,340	2.2
60	北海道大学水産学部 管理研究棟	港町3丁目 1-1	R C 6階建 正面玄関	780	2.9
61	北海道大学水産学部 実験研究棟	港町3丁目 1-1	R C 3階建 妻側玄関(南北2箇所)	240	2.9
62	市営港3丁目B団地	港町3丁目 2-20	R C 4階建 玄関	50	2.5

No.	施設名	所在地	施設内容 進入口	収容 人数	海拔 (m)
63	市営港3丁目改良団地	港町3丁目 7-1	R C 4階建 玄関	50	3.1
64	函館開発建設部	大川町 1-27	R C 5階 正面玄関	120	4.8
65	日乃出改良団地	日乃出町 22-1	R C 7階建 正面玄関	1,520	7.8
66	巴中学校	的場町 12-7	R C 4階建 玄関	3,480	6.8
67	大森浜小学校	金堀町 3-1	R C 3階建 玄関	1,430	8.0
68	函館競輪場	金堀町 10-8	R C 5階建 正面, 北門, 従業員出入口	1,020	8.5
69	深堀中学校	深堀町 28-1	R C 3階建 玄関	1,870	6.8
70	函館湯の川 平成館海羊亭	湯川町1丁目 3-8	S R C 1 2階建 正面玄関	880	2.9
71	望楼NOGUCHI 函館	湯川町1丁目 17-22	R C 1 3階建 正面玄関, 従業員用出入口	830	4.8
72	函館湯の川温泉 湯元啄木亭	湯川町1丁目 18-15	R C 1 1階建 正面玄関, 従業員用出入口	2,680	4.9
73	イマジンホテル & リゾート函館	湯川町3丁目 1-17	R C 8階建 正面玄関	390	4.5
74	函館湯の川温泉 海と灯	湯川町3丁目 9-20	R C 1 2階建 正面玄関	630	2.5
75	湯川小学校	湯川町 42-1	R C 3階建 玄関	1,770	9.0
76	函館アリーナ	湯川町1丁目 32-2	R C 3階建 玄関 (南北2箇所)	660	5.7
77	函館市民会館	湯川町1丁目 32-1	R C一部S, 一部S R C 3階建 玄関 (ホール棟, 管理棟2箇所)	1,020	5.7
78	函館旅館 箱だて館	湯川町1丁目 39-11	S 3階建 正面玄関	20	7.8
79	銭亀沢中学校	豊原町 140-30	R 3階建 玄関	810	9.0

R C : 鉄筋コンクリート造, S R C : 鉄骨鉄筋コンクリート造, S : 鉄骨造の略

3. 福祉避難所

(令和6年4月1日現在)

施設名	住所	種別
谷地頭緑蔭園	谷地頭町 23-5	特別養護老人ホーム
松濤	松風町 18-15	特別養護老人ホーム
俱有	松風町 19-18	特別養護老人ホーム
はくあい園	吉川町 3-16	特別養護老人ホーム
こうじゅ	亀田町 7-1	特別養護老人ホーム
函館共愛会愛泉寮	中島町 35-7	特別養護老人ホーム
函館百楽園	高丘町 3-1	特別養護老人ホーム
シンフォニー	中野町 74-1	特別養護老人ホーム
ももハウス	赤川町 390-2	特別養護老人ホーム
幸成園	桔梗町 435-28	特別養護老人ホーム
あい亀田港	亀田港町 56-12	特別養護老人ホーム
潮寿荘	釜谷町 605-1	特別養護老人ホーム
恵楽園	柏野町 117	特別養護老人ホーム
みなみかやべ荘	川汲町 986-13	特別養護老人ホーム
桔梗みのりの里	桔梗 1丁目 3-8	特別養護老人ホーム
ケンゆのかわ	湯川町 3丁目 29-15	介護老人保健施設
響の杜	陣川町 91-4	介護老人保健施設
もも太郎	赤川町 388-1	介護老人保健施設
こん	時任町 35-24	老人短期入所施設
永楽荘	高丘町 3-1	養護老人ホーム
まろにえ	西旭岡町 3丁目 239-2	養護老人ホーム
ベシアニエス (ケアハウス)	日吉町 4丁目 7-82	軽費老人ホーム
白ゆり美原	美原 2丁目 50-2	有料老人ホーム
こん	本町 29-7	介護付有料老人ホーム
白ゆり乃木	乃木町 4-53	介護付有料老人ホーム
白ゆり富岡	富岡町 1丁目 23-12	介護付有料老人ホーム
ほのぼの	新浜町 188-2	介護付有料老人ホーム
恵山恵愛会デイサービスセンター	柏野町 117	老人デイサービスセンター
潮太郎	釜谷町 605-1	小規模多機能施設
こん松濤	宇賀浦町 16-20	認知症高齢者グループホーム
函館視力障害センター	湯川町 1丁目 35-20	指定障害者支援施設
函館青年寮	石川町 42-2	指定障害者支援施設
侑ハウス	西桔梗町 783-15	指定障害者支援施設
ワークショップはこだて	石川町 41-4	指定障害福祉サービス事業所 (多機能型)
はこだて療育・自立支援センター	湯川町 2丁目 39-26	指定自立訓練事業所

施設名	住所	種別
桔梗福祉交流センター	桔梗 4 丁目 1-18	その他社会福祉施設
函館市松陰母子ホーム	若松町 35-16	母子生活支援施設
函館高砂母子ホーム	若松町 36-25	母子生活支援施設
くるみ学園	亀田中野町 38-11	児童養護施設
認定こども園函館高砂保育園	若松町 35-16	保育所
中央認定こども園	新川町 1-5	保育所
ゆりかご認定こども園	中島町 33-18	保育所
認定こども園函館市松陰保育園	松陰町 30-5	保育所
駒場認定こども園	駒場町 10-22	保育所
つくし認定こども園	榎本町 16-17	保育所
旭岡保育園	西旭岡町 1 丁目 29-10	保育所
鍛冶さくら認定こども園	鍛冶 1 丁目 11-21	保育所
赤川認定こども園	赤川町 161-2	保育所
認定こども園函館桔梗保育園	桔梗 3 丁目 1-29	保育所
つつじ保育園	日ノ浜町 172-8	保育所
南かやべ認定こども園	川汲町 1601-1	保育所
はこだて元町認定こども園	弥生町 1-24	保育所
はまなす認定こども園	千歳町 15-5	保育所
旭岡児童館	西旭岡町 2 丁目 51-1	児童館
山の手児童館	山の手 3 丁目 4-7	児童館
神山児童館	神山町 241-70	児童館
赤川児童館	赤川 1 丁目 30-35	児童館
昭和児童館	昭和 2 丁目 37-2	児童館
亀田港児童館	亀田港町 42-16	児童館
明和園	日乃出町 21-17	救護施設
高丘寮	高丘町 3-1	救護施設
戸井幼稚園	小安町 523-7	幼稚園
北海道函館盲学校	田家町 19-12	学校
北海道函館聾学校	深堀町 27-8	学校

資料4 輸送関係

1. 関係機関ヘリコプター保有状況
2. 北海道防災航空室 指定離着陸場
3. 道南ドクターヘリ ランデブーポイント（函館市内）
4. 関係機関船舶保有状況
5. 道路規制
6. 緊急輸送道路
7. 港湾・漁港

1. 関係機関ヘリコプター保有状況

(令和6年4月1日現在)

所 属	所 在 地	機 種		機数	搭乗 定員	備 考	
		型 式	定員				
北海道	札幌市東区栄町 964 番地 (陸上自衛隊駐屯地内)	B-412EP	15	1	15	最高 259km/h 巡航 204km/h	
		AS365N3+	14	1	14	最高 250km/h 巡航 210km/h	
北海道警察	航空隊 (本隊) 札幌市東区栄町 9 6 4 陸上自衛隊丘珠駐屯地内	AW139	16	2	32	だいせつ1号2号 巡航 240km/h	
		B412EP	15	1	15	だいせつ3号 巡航 213km/h	
	航空隊 (帯広分遣隊) 帯広市西 8 線中 9 番 1 1 帯広空港内	A109	8	1	8	ぎんれい1号 巡航 230km/h	
		EC135P3H	8	1	8	ぎんれい2号 巡航 230km/h	
札幌市消防局	石狩市新港東 2 丁目 札幌市消防局石狩ヘリポート	AW139	14	1	14	最高 278km/h 巡航 240km/h	
北海道開発局	札幌市東区丘珠町 (朝日航洋(株)格納庫)	B-412EPI	11	1	11	最高 230m/h 巡航 180km/h	
陸上自衛隊	札幌市東区丘珠町 丘珠駐屯地	UH-1J	13	約 20	—	巡航 198km/h	
	旭川市春光町 旭川駐屯地	UH-1J	13		—	巡航 198km/h	
	帯広市南町 7 線 帯広駐屯地	UH-1J	13		—	巡航 198km/h	
海上自衛隊	青森県むつ市大字城ヶ沢字早崎 2 大湊航空基地	SH-60K	3	約 10	—	最高 257km/h	
航空自衛隊	千歳市平和 千歳基地	UH-60J	14	3	—	巡航 235km/h	
	青森県三沢市後久保 三沢基地	CH-47 J	60	3	—	巡航 260km/h	
海上保安庁	函館市	函館航空基地	S-76D	14	2	5	巡航 260km/h
		函館海上保安部 巡視船つがる	S-76D	14	1	5	巡航 260km/h
	釧路市	釧路航空基地	S-76C	14	2	5	巡航 260km/h
		釧路海上保安部 巡視船そうや	S-76C	14	1	5	巡航 260km/h

※定員は、パイロット、整備士等を含む搭乗定員

2. 北海道防災航空室 指定離着陸場

(令和6年4月1日現在)

No	施設名	所在地	地面状況	除雪環境	管理者	電話
1	函館空港	高松町 511	アスファルト	有	函館空港長	57-1737
2	もと日新小学校 グラウンド	弁才町 279-1	土砂転圧	無	教育委員会 戸井教育事務所	82-3150
3	榎法華中学校 グラウンド	新浜町 151-1	土砂転圧	無	校長	86-2151

3. 道南ドクターヘリ ランデブーポイント (函館市内)

(令和6年4月1日現在)

No	施設名	所在地	地面状況	除雪環境	管理者	電話
1	北昭和小学校 グラウンド	昭和4丁目 38-1	土砂転圧	無	校長	45-1070
2	昭和小学校 グラウンド	昭和1丁目 5-5	土砂転圧	無	校長	41-4964
3	赤川中学校 グラウンド	赤川町 125	土砂転圧	無	校長	46-0486
4	中央小学校 グラウンド	美原2丁目 28-1	土砂転圧	無	校長	46-4910
5	北海道教育大学附属函館小 学校グラウンド	美原3丁目 48-6	土砂転圧	無	校長	46-2235
6	亀田中学校 グラウンド	美原3丁目 30-3	土砂転圧	無	校長	46-3005
7	北海道教育大学附属函館中 学校グラウンド	美原3丁目 48-6	土砂転圧	無	校長	46-2233
8	北海道函館商業高等学校 グラウンド	昭和1丁目 17-1	土砂転圧	無	校長	41-4248
9	八幡小学校 グラウンド	八幡町 15-30	土砂転圧	無	校長	41-5245
10	万年橋小学校 グラウンド	吉川町 6-22	土砂転圧	無	校長	42-0861
11	港小学校 グラウンド	港町1丁目 22-1	土砂転圧	無	校長	41-5855
12	亀田小学校 グラウンド	富岡町1丁目 18-1	土砂転圧	無	校長	41-3370
13	(欠番)					
14	港中学校 グラウンド	港町2丁目 10-1	土砂転圧	無	校長	41-5790

No	施設名	所在地	地面状況	除雪環境	管理者	電話
15	五稜郭中学校 グラウンド	富岡町1丁目 18-2	土砂転圧	無	校長	41-1332
16	北海道大学水産学部 グラウンド	亀田港町 57	土砂転圧	無	研究院長	40-5505
17	北海道教育大学函館校 グラウンド	八幡町 1-2	芝生	無	副学長	44-4411
18	北海道教育大学函館校 球技場	白鳥町 4	土砂転圧	無	副学長	44-4411
19	昭和公園	昭和町 20-6	砂地	無	土木部 公園河川管理課	21-3431
20	港町ふ頭	港町2丁目 14	コンクリート	無	港湾空港部 管理課	21-3486
21	もと西中学校 グラウンド	弥生町 11-16	土砂転圧	無	教育委員会 施設課	21-3542
22	青柳中学校 グラウンド	青柳町 10-7	土砂転圧	無	校長	23-4295
23	北海道函館西高等学校 グラウンド	元町 7-17	土砂転圧	無	校長	23-8415
24	(欠番)					
25	西ふ頭	弁天町 31	コンクリート	無	港湾空港部 管理課	21-3486
26	緑の島	大町 15	芝生	無	港湾空港部 管理課	21-3486
27	あさひ小学校 グラウンド	大森町 6-11	土砂転圧	無	校長	22-2181
28	中部小学校 グラウンド	新川町 30-26	土砂転圧	無	校長	22-2503
29	北星小学校 グラウンド	大縄町 24-26	土砂転圧	無	校長	41-3340
30	大森公園	大森町 33	草地	無	土木部 公園河川管理課	21-3431
31	新川公園野球場	上新川町 18	土砂転圧	無	教育委員会 スポーツ振興課	21-3475
32	桔梗中学校 グラウンド	桔梗町 429-4	土砂転圧	無	校長	46-9990
33	公立はこだて未来大学	亀田中野町 116-2	土砂転圧	無	学長	34-6448
34	石川公園	石川町 5-65	土砂転圧	無	土木部 公園河川管理課	21-3431

資料4 輸送関係

No	施設名	所在地	地面状況	除雪環境	管理者	電話
35	北海道立函館高等技術 専門学院	桔梗町 435	土砂転圧	無	学院長	47-1121
36	西桔梗公園	西桔梗 587-2	土砂転圧	無	土木部 公園河川管理課	21-3431
37	中の沢小学校 グラウンド	桔梗5丁目 25-5	土砂転圧	無	校長	47-1302
38	北美原小学校 グラウンド	北美原1丁目 9-16	土砂転圧	無	校長	46-1370
39	北海道函館高等支援学校 グラウンド	石川町 181-8	土砂転圧	無	校長	34-2110
40	函館大学 グラウンド	高丘町 51-1	芝生	無	校長	57-1181
41	函館大学附属有斗高等学 校 第2グラウンド	見晴町 番外地	土砂転圧	無	理事長	57-1381
42	函館工業高等専門学校 グラウンド	戸倉町 14-1	土砂転圧	無	学校長	59-6300
43	高丘小学校 グラウンド	高丘町 3-2	土砂転圧	無	校長	57-3381
44	上湯川小学校 グラウンド	上湯川町 295	土砂転圧	無	校長	57-2211
45	湯川中学校 グラウンド	湯川町2丁目 41-1	土砂転圧	無	校長	59-2008
46	函館大学附属有斗高等学 校 グラウンド	湯川町2丁目 43-1	土砂転圧	無	理事長	57-1381
47	湯川小学校 グラウンド	湯川町3丁目 42-1	土砂転圧	無	校長	57-1759
48	旭岡小学校 グラウンド	西旭岡町1丁目 33-1	土砂転圧	無	校長	50-2867
49	根崎公園 ラグビー場	湯川町3丁目 6	芝生	無	教育委員会 スポーツ振興課	21-3475
50	根崎公園 野球場	高松町 29	土砂転圧	無	教育委員会 スポーツ振興課	21-3475
51	鱒川小中学校 グラウンド	鱒川町 91	土砂転圧	無	校長	50-2911
52	銭亀沢小学校 グラウンド	銭亀町 339	土砂転圧	無	校長	58-2847
53	(欠番)					
54	旭岡公園 グラウンド	西旭岡町2丁目 38	土砂転圧	無	土木部 公園河川管理課	21-3431

No	施設名	所在地	地面状況	除雪環境	管理者	電話
55	見晴公園 グラウンド	見晴町 56	土砂転圧	無	土木部 公園河川管理課	21-3431
56	函館空港	高松町 511	アスファルト	有	函館空港長	57-1737
57	旭岡中学校 グラウンド	西旭岡町3丁目 5	土砂転圧	無	校長	50-3609
58	市立函館高等学校	柳町 11-5	土砂転圧	無	校長	52-0099
59	函館大妻高等学校 グラウンド	柳町 14-23	土砂転圧	無	校長	52-1890
60	北海道函館中部高等学校 グラウンド	時任町 11-3	土砂転圧	無	校長	52-0303
61	(欠番)					
62	(欠番)					
63	(欠番)					
64	千代田小学校 グラウンド	梁川町 23-4	土砂転圧	無	校長	52-2518
65	中島小学校 グラウンド	中島町 30-5	土砂転圧	無	校長	52-1437
66	大森浜小学校 グラウンド	金堀町 3-1	土砂転圧	無	校長	51-1023
67	駒場小学校 グラウンド	駒場町 1-6	土砂転圧	無	校長	52-2364
68	柏野小学校 グラウンド	松陰町 5-10	土砂転圧	無	校長	51-3877
69	陸上自衛隊函館駐屯地 ヘリポートA	広野町 6-18	芝生	有	函館駐屯地 業務隊長	51-9171
70	陸上自衛隊函館駐屯地 ヘリポートB	広野町 6-18	芝生	有	函館駐屯地 業務隊長	51-9171
71	千代台公園 陸上競技場	千代台町 22-24	芝生	無	文化・スポーツ 振興財団理事長	57-9734
72	北海道南茅部高等学校 グラウンド	川汲町 1560	草地	無	校長	25-5862
73	もと臼尻中学校 グラウンド	豊崎町 205	土砂転圧	無	教育委員会 南茅部事務所	25-3789
74	もと尾札部中学校 グラウンド	尾札部町 2023 番地	草地	無	教育委員会 南茅部事務所	25-3789

資料4 輸送関係

No	施設名	所在地	地面状況	除雪環境	管理者	電話
75	南茅部小学校 グラウンド	尾札部町 1609-1	土砂転圧	無	校長	63-2561
76	(欠番)					
77	本通小学校 グラウンド	本通1丁目 47-2	土砂転圧	無	校長	54-3223
78	本通中学校 グラウンド	本通2丁目 56-7	土砂転圧	無	校長	55-3141
79	鮫川遊水池A	本通4丁目 24	芝生	無	函館建設管理部 事業課	45-6500
80	神山小学校 グラウンド	神山町 233-1	土砂転圧	無	校長	32-7211
81	鍛神小学校 グラウンド	鍛冶2丁目 46-4	土砂転圧	無	校長	51-4503
82	函館大谷高等学校 グラウンド	鍛冶1丁目 2-3	土砂転圧	無	校長	52-1834
83	深堀中学校 グラウンド	深堀町 28-1	土砂転圧	無	校長	52-2682
84	日吉が丘小学校 グラウンド	日吉町2丁目 34-1	土砂転圧	無	校長	51-7072
85	石崎小学校 グラウンド	石崎町 438	土砂転圧	無	校長	58-2525
86	銭亀沢中学校 グラウンド	豊原町 140-30	土砂転圧	無	校長	58-2542
87	もと戸井西小学校 グラウンド	小安町 548-1	土砂転圧	無	教育委員会 戸井教育事務所	82-3150
88	戸井学園 グラウンド	釜谷町 227	土砂転圧	無	校長	82-2160
89	もと日新中学校 グラウンド	泊町 126	土砂転圧	無	教育委員会 戸井教育事務所	82-3150
90	恵山中学校 グラウンド	柏野町 9	土砂転圧	無	校長	85-2122
91	恵山運動広場	川上町 506	土砂転圧	無	教育委員会 恵山教育事務所	85-2222
92	えさん小学校 グラウンド	中浜町 79	土砂転圧	無	校長	84-2341
93	旧恵山高校 グラウンド	高岱町 33	土砂転圧	無	教育委員会 恵山教育事務所	85-2222
94	榎法華中学校 グラウンド	新浜町 151-1	土砂転圧	無	校長	86-2151

No	施設名	所在地	地面状況	除雪環境	管理者	電話
95	楨法華小学校 グラウンド	新八幡町 86-1	土砂転圧	無	校長	86-2051
96	市立函館恵山病院	日ノ浜町 15-10	芝生	無	恵山病院長	85-2001
97	川汲霊園駐車場	川汲町 1369	アスファルト	有	南茅部支所 産業建設課	25-5118
98	株式会社 カネサン岡田土建	陣川町 33	アスファルト	有	株式会社 カネサン岡田土建	56-1029
99	西桔梗西緑地	西桔梗町 589-65	土砂転圧	無	土木部 公園河川管理課	21-3431
100	白百合学園 中学高等学校	山の手2丁目 6-3	土砂転圧	無	校長	55-6682
101	川汲除雪ステーション	川汲町 1610	アスファルト	有	函館開発建設部 函館道路事務所	25-6635
102	矢別ダム バス停駐車場	紅葉山町 23	アスファルト	無	函館建設管理部 事業課	45-6500

4. 関係機関船舶保有状況

(1) 北海道 (令和6年4月1日現在)

定係港	所属	船舶名	主要寸法 (長さ、幅、深さ(m))	トン数	速力 (ノット)	定員
函館	水産林務部 漁業管理課	海王丸	49.20×7.80×4.19	306	16	28

(2) 地方独立行政法人北海道立総合研究機構 (令和6年4月1日現在)

定係港	所属	船舶名	主要寸法 (長さ、幅、深さ(m))	トン数	速力 (ノット)	定員
函館	函館水産 試験場	金星丸	33.79×7.10×3.05	151	12.5	19

(3) 函館海上保安部 (令和6年4月1日現在)

船舶名	船型別	総トン数	長さ(m)	備考
つがる	PLH型巡視船	3,100	105.0	ヘリコプター1機搭載
おくしり	PM型巡視船	335	56.0	
ゆきぐも	PC型巡視艇	100	32.0	
すずらん	CL型巡視艇	26	20.0	

(4) 海上自衛隊 (令和6年4月1日現在)

定係港	艦艇名	艦種	トン数	長さ(m)	速力(ノット)
大湊	おおよど	護衛艦DE	2,000	109	27
	ちくま	〃	2,000	109	27
	はまぎり	護衛艦DD	3,550	137	30
	しらぬい	〃	5,050	151	30
	ゆうだち	〃	4,550	151	30
	まきなみ	〃	4,650	151	30
	すずなみ	〃	4,650	151	30
	すおう	多目的支援艦AMS	980	65	15
函館	いずしま	掃海艇MSC	510	54	14
	あおしま	〃	510	54	14

5. 道路規制

(1) 異常気象時通行規制区間

(令和6年4月1日現在)

路線名	規制区間	延長 (km)	規制基準	気象等 観測所	危険 内容	う回路	管理者
道道41号 函館恵山線	自) 豊浦町 1-1 (豊浦ゲート) 至) 日浦町 341 (日浦ゲート)	1.5	連続雨量が120 ^{ミリ} に達した場合	尻岸内川	落石 波浪	国道278号	函館建設 管理部 事業課 45-6500
道道83号 函館南茅渚線	自) 鉄山町 143-1 (鉄山ゲート) 至) 川汲町 65-115 (川汲ゲート)	14.4	連続雨量が120 ^{ミリ} に達した場合または 斜面の積雪に亀 裂が見られる場合	矢別ダム (川汲)	道路決壊 土砂崩落 落石	国道278号	
道道970号 蛾眉野原木線	自) 蛾眉野町 197 (蛾眉野ゲート) 至) 原木町 334-1 (原木ゲート)	10.8	連続雨量が60 ^{ミリ} に達した場合	尻岸内川 戸井泊	土砂崩落	道道 函館恵山線 ～ 国道278号	
道道980号 臼尻豊崎線	自) 臼尻町 道有林 22林班 (臼尻ゲート) 至) 大船町 835-1 (豊崎ゲート)	4.1	連続雨量が80 ^{ミリ} に達した場合	岩戸	道路決壊 土砂崩落 落石	なし	

(2) 特殊通行規制区間

(令和6年4月1日現在)

路線名	規制区間	延長 (km)	規制条件	危険 内容	う回路	管理者
道道41号 函館恵山線	自) 豊浦町1-1 (豊浦ゲート) 至) 日浦町341 (日浦ゲート)	1.5	パトロールによ り越波の恐れを 予知したとき	越波	国道278号	函館建設管理部 事業課 45-6500

(3) 冬期通行規制区間

(令和6年4月1日現在)

路線名	規制区間	延長 (km)	管理者	備考
道道675号 立待岬函館停車場線	自) 函館山 (つつじ山ゲート) 至) 青柳町6-1地先 (登山口ゲート)	3.6	函館建設管理部 事業課 45-6500	規制期間は毎年管 理者が決定
道道970号 蛾眉野原木線	自) 蛾眉野町197 (蛾眉野ゲート) 至) 原木町334-1 (原木ゲート)	10.8		
道道980号 白尻豊崎線	自) 白尻町道有林22林班 (白尻ゲート) 至) 大船町835-1 (豊崎ゲート)	4.1		
市道谷地頭12号線 および谷地頭17号線	住吉町16～立待岬～ 谷地頭町4	1.4	土木部道路管理 課 21-3410	規制期間は毎年管 理者が決定 ※彼岸時期は臨時 解除
市道柏野2号線 (恵山登山道路)	恵山温泉横ゲート～ 火口原駐車場	2.3	恵山支所 産業建設課 85-2336	規制期間は毎年管 理者が決定

6. 緊急輸送道路

(1) 緊急輸送道路ネットワーク計画等内訳表

(令和6年4月1日現在)

機能区分	道路情報	路線番号	路線名	路線延長	路線現況延長 (km)		
					車線数別延長		
					4以上	4~2	2未満
1次	高速全部		北海道縦貫自動車道	443.5	235.9	207.6	0.0
1次	国道全部	5	(函館新道・黒松内新道含む)	301.0	80.2	220.8	0.0
1次	国道全部	227		69.8	14.5	55.2	0.0
1次	国道全部	228		185.3	12.5	156.8	16.0
1次	国道一部	278		125.2	7.9	116.9	0.4
1次	国道一部	279		1.7	0.0	1.7	0.0
1次	道道全部	1063	函館空港線	2.1	1.9	0.1	0.0
1次	道道一部	1083	函館南茅部線	3.9	0.2	3.7	0.0
1次	道道一部	1100	函館上磯線	9.9	9.5	0.4	0.0
1次	道道一部	3347	赤川函館線	2.3	2.2	0.2	0.0
1次	道道一部	3457	函館漁港線	0.3	0.0	0.3	0.0
1次	道道一部	3571	五稜郭公園線	1.9	1.9	0.0	0.0
1次	道道全部	3633	函館港線	0.1	0.0	0.1	0.0
1次	道道一部	4132	函館臨空工業団地線	2.1	0.2	1.9	0.0
1次	道道全部	4177	函館空港インター線	0.8	0.0	0.0	0.8
1次	市道全部		有川通	0.3	0.0	0.3	0.0
1次	市道全部		亀田港60号線	0.1	0.0	0.1	0.0
1次	市道一部		公園通2号	0.0	0.0	0.0	0.0
1次	市道一部		放射4-1号線	1.0	1.0	0.0	0.0
1次	市道一部		基板通	0.1	0.1	0.0	0.0
1次	市道一部		松代通	0.2	0.0	0.2	0.0
1次	市道一部		東雲広路	0.2	0.2	0.0	0.0
1次	市道一部		放射2-2号線	0.4	0.4	0.0	0.0
1次	市道全部		港3-7号線	0.2	0.0	0.2	0.0
1次	市道全部		上湯川団地通	1.0	0.0	1.0	0.0
1次	港湾道一部		北ふ頭6号線	0.2	0.0	0.2	0.0
1次	港湾道一部		港町ふ頭1号線	0.7	0.0	0.7	0.0
1次	港湾道一部		幹線臨港道路湾岸線	0.5	0.0	0.5	0.0
1次	港湾道一部		北ふ頭1号線	0.2	0.0	0.2	0.0
1次	港湾道一部		北ふ頭3号線	0.4	0.0	0.4	0.0
1次	港湾道一部		幹線臨港道路湾岸線	0.6	0.0	0.6	0.0

資料4 輸送関係

機能区分	道路情報	路線番号	路線名	路線延長	路線現況延長 (km)		
					車線数別延長		
					4以上	4~2	2未満
2次	国道一部	278		7.0	0.0	7.0	0.0
2次	国道一部	279		0.1	0.0	0.1	0.0
2次	道道一部	1083	函館南茅部線	26.9	0.4	26.9	0.9
2次	道道一部	3231	榎法華港線	2.9	0.0	2.9	0.0
2次	道道一部	3347	赤川函館線	1.7	1.7	0.0	0.0
2次	道道一部	3457	函館漁港線	1.2	0.0	1.2	0.0
2次	道道一部	3571	五稜郭公園線	0.4	0.0	0.4	0.0
2次	市道一部		流通西桔梗線	0.5	0.5	0.0	0.0
2次	市道全部		豊川4号線	0.2	0.0	0.2	0.0
2次	市道一部		放射2-2号線	0.4	0.4	0.0	0.0
2次	市道一部		一キロ通	0.2	0.0	0.2	0.0
2次	市道一部		東山墓園通	1.0	0.0	1.0	0.0
2次	市道一部		上湯川トラピスチヌ線	0.5	0.0	0.5	0.0
2次	市道一部		若松広路	0.1	0.1	0.0	0.0
2次	市道一部		八幡通1号	0.1	0.1	0.0	0.0
2次	市道一部		公園通2号	0.1	0.0	0.1	0.0
2次	市道全部		若松6号線	0.1	0.1	0.0	0.0
2次	市道一部		新興通	0.4	0.0	0.4	0.0
2次	市道全部		千歳4号線	0.1	0.0	0.1	0.0
2次	市道一部		千歳8号線	0.1	0.0	0.1	0.0
2次	市道全部		滝沢見晴線	1.1	0.0	1.1	0.0
2次	市道全部		文教通3号	0.4	0.0	0.4	0.0
2次	市道一部		美原学園通	0.3	0.0	0.3	0.0
2次	市道全部		白尻漁港2号線	0.4	0.0	0.4	0.0
2次	市道一部		西桔梗33号線	0.1	0.1	0.0	0.0
2次	市道一部		西桔梗37号線	0.1	0.0	0.1	0.0
2次	市道一部		赤川亀田中野線	2.2	0.0	2.2	0.0
2次	市道一部		湯川高丘線	0.6	0.0	0.6	0.0
3次	道道一部	3635	元村恵山線	2.8	0.0	2.8	0.0
3次	市道一部		富岡中道線	0.2	0.2	0.0	0.0
3次	市道一部		中央ふ頭通	0.3	0.0	0.3	0.0
3次	市道全部		末広12号線	0.1	0.0	0.1	0.0
3次	市道全部		元町19号線	0.3	0.0	0.3	0.0
3次	港湾道一部		中央ふ頭3号線	0.2	0.0	0.2	0.0

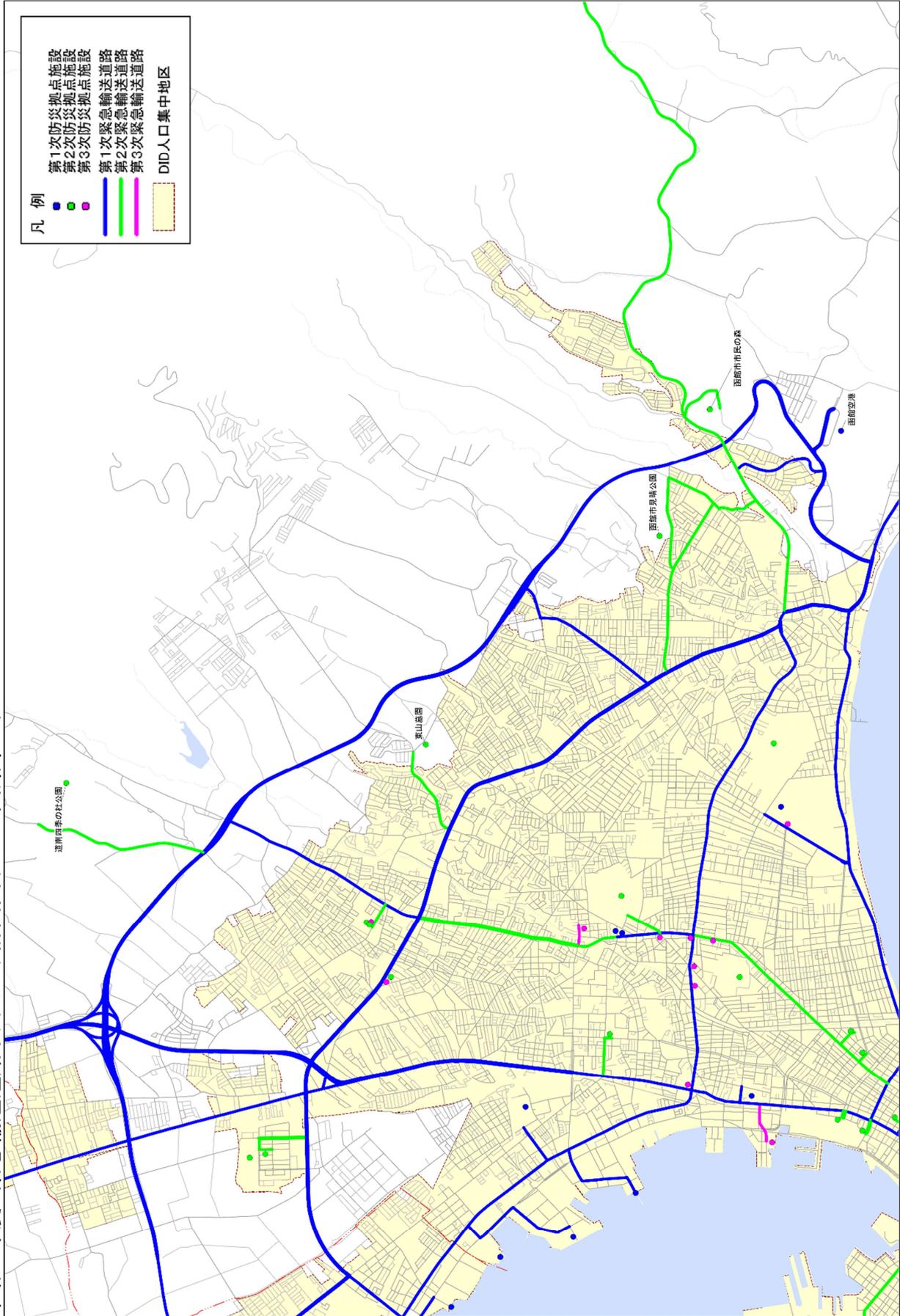
(2) 緊急輸送道路により連絡する防災拠点一覧

拠点種別	施設名称	接続道路名称	接続すべきネットワーク機能区分		
			第1次	第2次	第3次
地方公共団体	函館市役所	市道東雲広路	●		
地方公共団体	函館市恵山支所	国道 278 号		●	
地方公共団体	函館市戸井支所	国道 278 号		●	
地方公共団体	函館市南茅部支所	道道函館南茅部線		●	
地方公共団体	函館市榎法華支所	国道 278 号		●	
地方公共団体	渡島総合振興局	市道美原学園通		●	
地方公共団体	函館建設管理部	市道美原学園通		●	
地方公共団体	函館建設管理部事業課	道道函館上磯線		●	
地方公共団体	渡島保健所	市道美原学園通			●
地方公共団体	函館市総合保健センター	市道富岡中道線			●
地方公共団体	函館方面本部	市道放射 2-2 号線	●		
地方公共団体	函館西警察署	市道松代通	●		
地方公共団体	函館中央警察署	市道放射 2-2 号線	●		
地方公共団体	函館市消防本部	市道公園通 2 号	●		
地方公共団体	函館市東消防署南茅部支署	道道函館南茅部線	●		
指定地方行政機関	函館開発建設部	市道八幡通 1 号		●	
指定地方行政機関	函館港湾事務所	中央ふ頭 3 号線			●
自衛隊	自衛隊函館地方協力本部	市道放射 4-1 号線			●
自衛隊	函館駐屯地(陸自)	市道放射 4-1 号線	●		
自衛隊	函館地区(海自)	市道基板通	●		

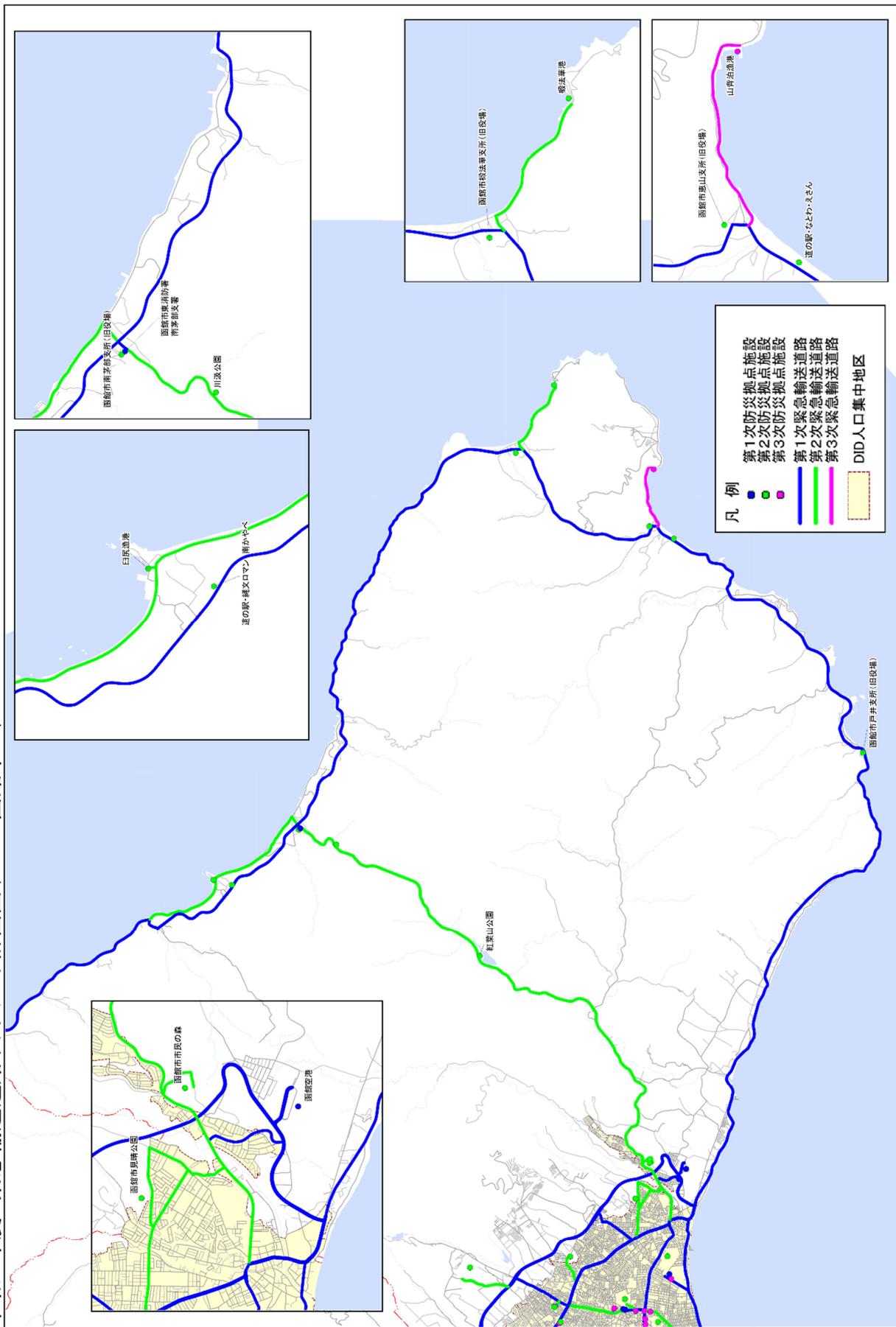
拠点種別	施設名称	接続道路名称	接続すべきネットワーク機能区分		
			第1次	第2次	第3次
指定公共機関	JR 北海道函館支社	市道若松広路		●	
指定公共機関	東日本電信電話(株) 北海道事業部 北海道南支店	市道公園通2号		●	
指定公共機関	(株)ドコモ CS 北海道支社函館支店	道道五稜郭公園線			●
指定公共機関	KDDI(株)コンシューマ 北海道支社 a u 函館支店	道道函館南茅部線			●
指定公共機関	NHK 函館放送局	市道千歳4号線		●	
指定公共機関	北海道電力ネットワーク(株)道 南統括支店	市道千歳8号線		●	
指定地方公共機関	札幌テレビ放送(株)函館放送局	道道函館上磯線			●
指定地方公共機関	北海道テレビ放送(株)函館支社	道道五稜郭公園線			●
指定地方公共機関	北海道文化放送(株)函館支社	道道五稜郭公園線			●
指定地方公共機関	北海道放送(株)函館放送局	道道五稜郭公園線			●
指定地方公共機関	函館山ロープウェイ株式会社	市道元町19号線			●
指定地方公共機関	北海道ガス(株)函館支店	国道5号			●
救援物資等の備蓄 拠点又は集積拠点	函館空港	道道函館空港線	●		
救援物資等の備蓄 拠点又は集積拠点	函館港北ふ頭	北ふ頭1号線	●		
救援物資等の備蓄 拠点又は集積拠点	函館港津軽海峡フェリー 函館ターミナル	市道港3-7号線	●		
救援物資等の備蓄 拠点又は集積拠点	函館港港町ふ頭	港町ふ頭2号線	●		
救援物資等の備蓄 拠点又は集積拠点	函館港(七重浜地区)	幹線臨港道路湾岸線	●		
救援物資等の備蓄 拠点又は集積拠点	榎法華港	道道榎法華港線		●	
救援物資等の備蓄 拠点又は集積拠点	臼尻漁港	市道臼尻漁港2号線		●	
救援物資等の備蓄 拠点又は集積拠点	函館漁港	道道函館漁港線		●	
救援物資等の備蓄 拠点又は集積拠点	山背泊漁港	道道元村恵山線			●
救援物資等の備蓄 拠点又は集積拠点	耐震強化岸壁(函館港)	北ふ頭1号線	●		

拠点種別	施設名称	接続道路名称	接続すべきネットワーク機能区分		
			第1次	第2次	第3次
救援物資等の備蓄拠点又は集積拠点	函館駅前広場	市道若松6号線		●	
救援物資等の備蓄拠点又は集積拠点	渡島地区防災資機材備蓄センター	国道279号		●	
救援物資等の備蓄拠点又は集積拠点	函館圏流通センター	市道西桔梗37号線		●	
救援物資等の備蓄拠点又は集積拠点	函館市青果物地方卸売市場	市道西桔梗33号線		●	
救援物資等の備蓄拠点又は集積拠点	函館市水産物地方卸売市場	市道豊川4号線		●	
救援物資等の備蓄拠点又は集積拠点	函館競馬場	道道函館南茅部線		●	
救援物資等の備蓄拠点又は集積拠点	東山墓園	市道東山墓園通		●	
救援物資等の備蓄拠点又は集積拠点	紅葉山公園	道道函館南茅部線		●	
救援物資等の備蓄拠点又は集積拠点	川汲公園	道道函館南茅部線		●	
救援物資等の備蓄拠点又は集積拠点	道の駅 なとわ・えさん	国道278号		●	
救援物資等の備蓄拠点又は集積拠点	道の駅 縄文ロマン南かやべ	国道278号		●	
災害医療拠点	市立函館病院	市道亀田港60号線	●		
広域避難地	函館市五稜郭公園	道道五稜郭公園線		●	
広域避難地	函館市見晴公園	市道滝沢見晴線		●	
広域避難地	函館市千代台公園	道道函館南茅部線		●	
広域避難地	函館市市民の森	市道上湯川トラピスチヌ線		●	
広域避難地	道南四季の杜公園	市道赤川亀田中野線		●	

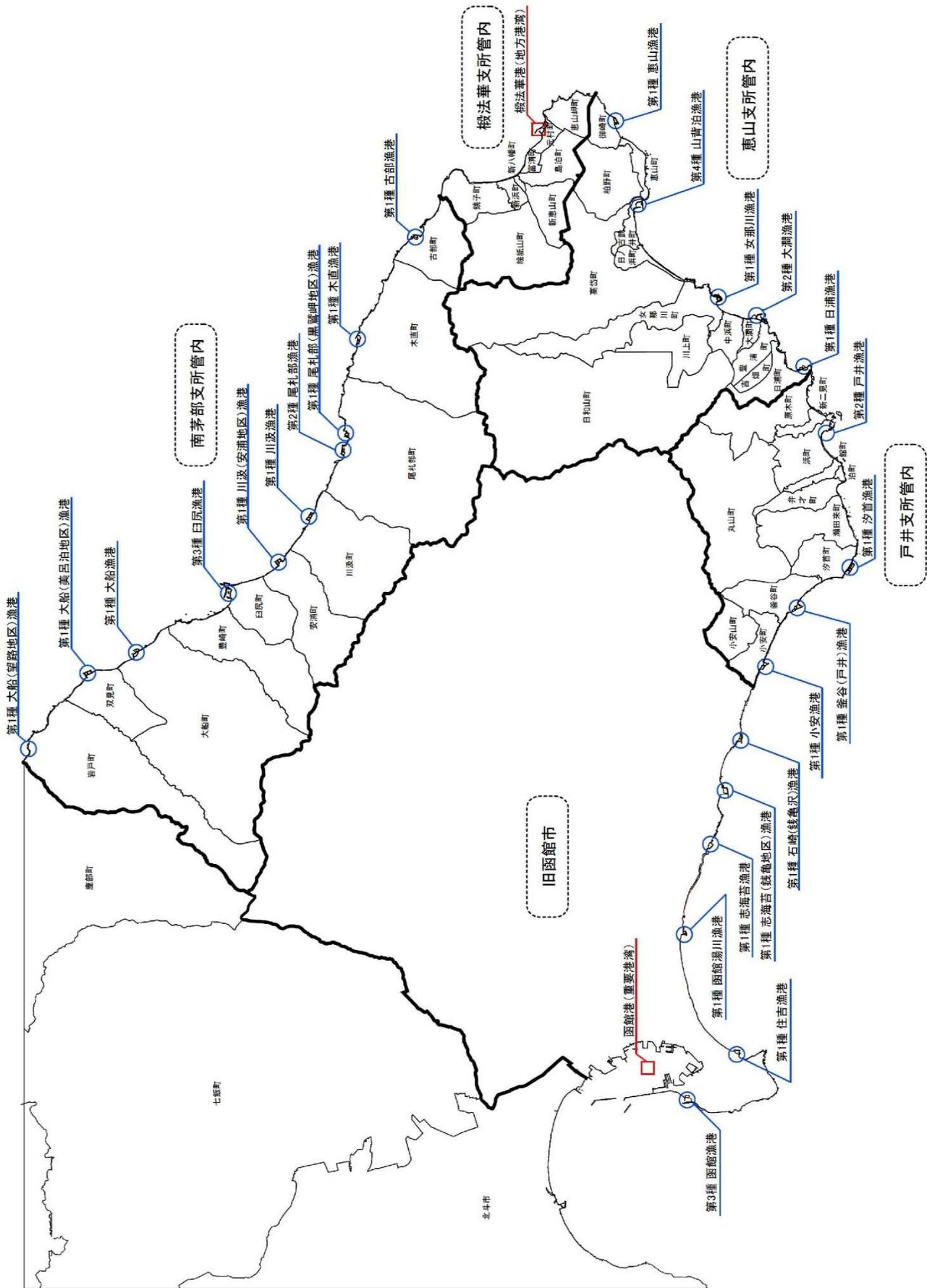
令和2年度 緊急輸送道路ネットワーク計画図(2025: 函館市03)



令和2年度 緊急輸送道路ネットワーク計画図(2025:函館市04)



7. 港湾・漁港



資料 5 自衛隊関係

1. 災害時における自衛隊への災害派遣要請について
2. 災害時における自衛隊への災害派遣要請手続等
3. 派遣および撤収要請様式

1. 災害時における自衛隊への災害派遣要請について

(平成 29 年 3 月 30 日北海道総務部危機対策局危機対策課長通知)

平成 29 年 3 月
総務部危機対策課

自衛隊への災害派遣要請にあたっての北海道の基本的な考え方について

1 基本的な考え方

自衛隊法の趣旨を踏まえ、①公共性、②緊急性、③非代替性の3要件すべてを満たす事案について、同法に基づき災害派遣を要請することを原則とする。

2 運用基準

	内 容
公共性	公共の秩序を維持するため、人命等を社会的に保護しなければならない必要があること。 【留意事項】 個人等に帰属する財産の保護など、公共性が乏しいものは対象としない。
緊急性	天災地変等、突発的な事案で、差し迫った必要があること。 【留意事項】 災害派遣要請＝ただちに活動開始を要請。
非代替性	関係行政機関等(消防や警察を含む自治体や国、民間等)の対応能力を超え、自衛隊以外に適切な手段がないこと 【留意事項】 消防や警察等の自治体や国、民間など、自衛隊以外の対応者が十分に活動していること(又は、活動すること)。

3 具体的事案

区 分	内 容
自然災害	台風・大雨・地震・津波・火山噴火による救出・救助等 ・記録的な大雨や暴風等の気象状況により発生した事態であること。 ・大規模な地震や津波により発生した事態であること。 ・火山の噴火または火山活動の活発化等により噴火の恐れがある事態であること。 (独居世帯等の孤立、道路冠水、堤防決壊、長期の大規模断水、大規模火災、人的被害等)
害	雪害による救出・救助等 ・記録的な大雪や暴風雪等の気象状況により発生した事態であること。 (独居世帯等の孤立、車両立ち往生、緊急車両道路の通行障害等)
山岳・海洋等の遭難・事故による救出・救助	・登山などによる遭難・事故等が発生した事態であること。 (行方不明、人的被害、漁船転覆等)
鳥インフルエンザ発生による防疫措置等	・家きんの殺処分を行う場合で大規模な飼養規模であること。
その他	救急患者の空輸による搬送等 ・公の機関が提供すべき標準的な医療サービスが整備されていない事態であること。 (離島を主体とする緊急時の患者、医者、手術用具の輸送等) (臓器移植のための輸送は除く)
他	その他事件・事故の発生による救出・救助等 ・突発的な事象等の発生により、緊急かつ迅速に人命等の保護が必要な事態であること。 (テロ、鉄道・道路(トンネル含む)・エネルギー施設等の重大事故等)

2. 災害時における自衛隊への災害派遣要請手続等

(1) 災害派遣要請基準

自衛隊の派遣要請は、応急対策等の実施が市の組織等を動員しても不可能または困難であり、人命または財産を保護するため自衛隊の出動が必要と認められる場合において行う。

派遣要請にあたっては、自衛隊法の趣旨を踏まえ、公共性（公共の秩序を維持するため、人命または財産を社会的に保護しなければならない必要性があること）、緊急性（差し迫った必要性があること）、非代替性（自衛隊の部隊が派遣される以外に他の適切な手段がないこと）の3要件すべてを満たすことを原則として、おおむね次のような場合において、同法に基づき要請の手続を行う。

ア 人命救助のための応援を必要とするとき。

イ 地震、洪水、津波、豪雨等による災害または災害の発生が予想され、緊急の措置に応援を必要とするとき。

ウ 大規模な災害が発生し、応急措置のため応援を必要とするとき。

エ 救助物資の輸送のため応援を必要とするとき。

オ 主要道路の応急啓開に応援を必要とするとき。

カ 応急措置のための医療、防疫、給水および通信支援等の応援を必要とするとき。

なお、市（総務対策部）は、平成26年12月4日に陸上自衛隊第11旅団第28普通科連隊（以下、「第28普通科連隊」という。）と締結した、「大規模災害時等における連携に関する協定」に基づき、北海道知事（渡島総合振興局長）への依頼が必要な場合は、あらかじめ第28普通科連隊に災害派遣を必要とする情報等の提供を行う。

その他、災害の発生する恐れのある場合において、市（総務対策部）は、災害の予測および災害対応の態勢状況等の情報を第28普通科連隊に連絡し、情報を受けた第28普通科連隊は、必要に応じ市の災害対策本部等に連絡幹部を派遣する。

(2) 災害派遣要請の手続

ア 要請の手続

市（総務対策部）は、災害派遣の必要があると認められるときは、次の事項を明らかにした文書をもって北海道知事（渡島総合振興局長）に依頼する。

また、緊急を要する場合は、口頭または電話等により依頼し、速やかに文書を提出する。

(ア) 災害の状況および自衛隊の派遣を必要とする事由

(イ) 派遣を希望する期間

(ウ) 派遣を希望する区域および活動内容

(エ) 派遣部隊との連絡方法、その他参考となる事項

イ 要請手続の特例

市（総務対策部）は、人命の緊急救助に関し、北海道知事（渡島総合振興局長）に依頼するいとまがないとき、または通信の途絶等により北海道知事（渡島総合振興局長）と指定部隊との連絡が不能である場合等については、直接指定部隊の長に通報することができる。

ただし、この場合、速やかに北海道知事（渡島総合振興局長）に連絡し、上記アの手続きを行う。

(3) 災害派遣部隊の受入体制

ア 受入れ準備の確立

市（総務対策部）は、北海道知事（渡島総合振興局長）または自衛隊より災害派遣の通知を受けたとき、次により措置する。

(ア) 宿泊所等の準備

派遣部隊の宿泊所、車両器材等の保管場所の準備、その他受入れのため必要な措置および準備をする。

(イ) 連絡職員の指名

派遣部隊および振興局との連絡者を指名し、連絡にあたらせる。

(ウ) 救援活動計画

救援活動の内容、所要人員、器材等の確保、その他について計画をたて、派遣部隊の到着と同時に救援活動ができるよう準備する。

イ 派遣部隊到着後の措置

(ア) 派遣部隊との救援活動計画等の協議

派遣部隊が到着した場合は、派遣部隊を目的地に誘導するとともに派遣部隊の責任者と救援活動計画等について協議し、調整のうえ必要な措置をとるものとする。

(イ) 道への報告

市（総務対策部）は、部隊到着後および必要に応じて次の事項を知事（渡島総合振興局長）に報告する。

- a 派遣部隊の長の官職氏名
- b 隊員数
- c 到着日時
- d 従事している救援活動の内容および状況
- e その他参考となる事項

(4) 派遣部隊撤収要請の手続

市（総務対策部）は、災害派遣要請の目的を達成したとき、またはその必要がなくなつたと認められるときは、速やかに文書をもって知事（渡島総合振興局長）に、自衛隊の撤収要請を依頼する。なお、日時を要するときは、口頭または電話等で報告し、その後文書を提出する。

(5) 派遣および撤収要請先

北海道渡島総合振興局 地域創生部危機対策室
函館市美原 4 丁目 6-16 電話 (0138) 47-9430

(6) 「大規模災害時等における連携に関する協定」に係る連絡先

函館駐屯地司令（第 28 普通科連隊第三科）
函館市広野町 6-18 電話 (0138) 51-9171～4

(7) (2) イの要請手続の特例に係る通報先

陸上自衛隊

函館駐屯地司令 (第 28 普通科連隊第三科)

函館市広野町 6-18 電話 (0138) 51-9171~4

海上自衛隊

函館基地隊司令 (警備科)

函館市大町 10-3 電話 (0138) 23-4241~2

航空自衛隊

第 2 航空団司令 (防衛部)

千歳市平和 電話 (0123) 23-3101~4 内線 2231

(8) 経費等

ア 市は、次の費用を負担する。

(ア) 資材費および機器・宿舍借上料

(イ) 電話料およびその施設費

(ウ) 電気料

(エ) 水道料

(オ) 汲み取り料

イ その他必要経費については、自衛隊および市において協議のうえ定める。

ウ 派遣部隊は、市または民間から宿泊・給食の施設、設備等の提供を受けた場合は、これを利用することができる。

(9) 派遣活動

派遣時における自衛隊の実施する活動等は、通常次のとおりである。

ア 被害状況の把握

イ 避難の援助

ウ 遭難者等の捜索救助

エ 水防・消防活動

オ 道路または水路の啓開

カ 応急医療・救護および防疫

キ 通信支援

ク 人員および物資の緊急輸送

ケ 炊飯および給水の支援

コ その他

3. 派遣および撤収要請様式

派遣要請

<p>北海道知事 ○○ ○○ 様</p> <p>災害派遣の要請について</p> <p>このことについて、次のとおり 第 8 3 条に基づく自衛隊の派遣を要請します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 災害の状況および派遣を要請する理由 2 派遣を希望する期間 3 派遣を希望する区域および活動内容 4 派遣部隊が展開できる場所 	<p>函 総 災 令和 年 月 日</p> <p>函館市長 ○○ ○○</p> <p>函館市総務部災害対策課（担当者） 電話（0138）21-3648</p>
--	---

※要請事案に係る現状や対応経過、地図等の資料を添付すること。

撤収要請

<p>北海道知事 ○○ ○○ 様</p> <p>災害派遣の撤収要請について</p> <p>令和○○年○月○日付け函総災にて依頼しました自衛隊の派遣について、 ので、次の日時をもって撤収要請します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 撤収を希望する区域 2 撤収要請日時 3 撤収を必要とする理由 	<p>函 総 災 令和 年 月 日</p> <p>函館市長 ○○ ○○</p> <p>函館市総務部災害対策課（担当者） 電話（0138）21-3648</p>
---	---

資料6 各種協定

1. 函館市協定一覽
2. 北海道協定一覽

1. 函館市協定一覧

(1) 協定数

(令和6年4月1日現在)

区 分	協定数	備 考
自治体との相互応援協定	10協定	
防災関係機関との協定	5協定	
民間等との協定	55協定	
津波避難ビル協定 (公的機関・民間企業・団体)	47協定	施設数52 ※その他、協定によらない市有施設等27施設あり、津波避難ビル総数は79施設
合 計	118協定	

(2) 自治体等との相互応援協定

(令和6年4月1日現在)

No	協定名	協定締結先	協定の概要
1	北海道広域消防相互応援協定 (平成3年4月1日)	北海道内の市、町および消防の一部事務組合	<ul style="list-style-type: none"> ・陸上応援（消防隊、救助隊、救急隊または支援隊） ・航空応援（航空隊による応援）
2	北海道消防防災ヘリコプター応援協定 (平成8年6月25日)	北海道 北海道内の市、町および消防の一部事務組合	消防防災業務 <ul style="list-style-type: none"> ・災害応急対策活動 ・救急活動、救難活動 ・火災防御活動 ・その他の防災活動
3	函館地域2市1町防災協定 (平成8年12月3日)	函館市、北斗市、七飯町	<ul style="list-style-type: none"> ・平常時の協力 災害予防、その他防災対策の充実を図るための事業 ・災害時の協力 食料、飲料水、生活必需品の供給、および人員の派遣、り災者の受け入れ等に関する協力
4	災害時における北海道及び市町村相互の応援に関する協定 (平成9年11月5日)	北海道および道内市町村	<ul style="list-style-type: none"> ・食料、生活必需品等およびその供給に必要な資機材の提供 ・り災者の救出、医療および防疫等に関する提供 ・災害応急対策活動に必要な職員の派遣
5	日本水道協会北海道地方支部 災害時相互応援に関する協定 (平成10年7月1日)	北海道地方支部 道央地区 道東地区 道南地区 道西地区 道北地区 (札幌市) (小樽市) (釧路市) (室蘭市) (函館市) (旭川市)	<ul style="list-style-type: none"> ・応急給水作業 ・応急復旧作業 ・応急復旧用資機材の提供 ・その他

No	協定名	協定締結先	協定の概要
6	中核市災害相互応援に関する協定 (平成 17 年 12 月 19 日)	全国中核市、62 市 ・北海道・東北・関東ブロック (21 市) ・中部ブロック (11 市) ・近畿・中国ブロック (20 市) ・四国・九州ブロック (10 市)	<ul style="list-style-type: none"> ・食料、飲料水および生活必需物資ならびにその供給に必要な資器材の提供 ・被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資器材および物資の提供 ・救援および救助活動に必要な車輛の提供 ・救助および応急復旧に必要な職員の派遣 ・前号に掲げる他、特に要請があった事項
7	災害時等における病院間の相互支援に関する協定 (平成 24 年 8 月 31 日)	函館市、市立函館病院 釧路市、市立釧路総合病院 名寄市、名寄市立総合病院 砂川市、砂川市立病院	<ul style="list-style-type: none"> ・医療機器、薬品類その他応急物資の支援措置 ・医師、看護師その他人員の派遣 ・患者の移送、代替診察 ・復旧のための技術者の派遣 ・被災地における協定病院の後方支援 ・前号に定めるもののほか、特に要請のあった事項
8	災害時における動物救護活動に関する協定 (平成 24 年 12 月 21 日)	北海道知事 札幌市長 旭川市長 函館市 (保健所) 社団法人北海道獣医師会 公益社団法人日本愛玩動物協会	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所等に避難した被災動物の健康管理 ・負傷した被災動物の治療・健康管理 ・飼い主不明の被災動物の保護等 ・被災者が飼育困難となった動物の一時保管等 ・動物収容施設の調整
9	北海道函館市・奈良県五條市災害時相互応援協定 (平成 27 年 6 月 23 日)	奈良県五條市	<ul style="list-style-type: none"> ・被災者支援に係る物資・機材の提供 ・食料、飲料水等の提供 ・職員の派遣
10	災害時相互応援に関する協定 (平成 29 年 3 月 18 日)	函館市 成田市 泉佐野市	<ul style="list-style-type: none"> ・応援対策ならびに応急復旧に必要な資機材および物資の提供 ・職員派遣

(3) 防災関係機関との協定

(令和 6 年 4 月 1 日現在)

No	協定名	協定締結先	協定の概要
1	函館海上保安部と函館市消防本部との船舶消火に関する業務協定 (昭和 44 年 2 月 5 日)	函館市消防本部 函館海上保安部	<ul style="list-style-type: none"> ・巡視船艇による消火活動、海上輸送および警戒 ・船舶火災の消火活動に必要な事項
2	函館空港およびその周辺における消火救難活動に関する協定 (令和 3 年 2 月 25 日)	函館空港 函館市	<ul style="list-style-type: none"> ・函館空港およびその周辺における緊急事態に際し、北海道エアポート株式会社函館空港事業所と函館市消防機関が緊密な協力のもとに、消火・救難活動を実施
3	災害時の医療救護活動に関する協定 (平成 3 年 11 月 1 日)	函館市医師会 函館市	<ul style="list-style-type: none"> ・傷病者に対する応急措置および医療 ・傷病者の収容医療機関への転送の要否および転送順位の決定 ・被災者の死亡の確認および死体の検案

No	協定名	協定締結先	協定の概要
4	函館空港医療救護活動に関する協定 (平成3年12月19日)	函館空港 函館市医師会	<ul style="list-style-type: none"> 被災者の選別 傷病者に対する応急処置及び必要な医療処置 医療機関への搬送の要否及び順位の決定 死亡の確認
5	大規模災害時等における連携に関する協定 (平成26年12月4日)	陸上自衛隊第11旅団 第28普通科連隊	<ul style="list-style-type: none"> 災害に関する計画や関係資料の共有 情報連絡や職員の派遣

(4) 民間企業・団体との協定

(令和6年4月1日現在)

No	協定名	協定締結先	協定の概要
1	函館地域2市1町における災害時の消費生活の安定および応急生活物資の供給に関する協定 (平成8年12月3日)	函館地域2市1町(函館市、北斗市、七飯町) 地元スーパー、コンビニエンスストア、生協	<ul style="list-style-type: none"> 業者が保有、製造する物資の供給および運搬 要請した市町が必要とする物資の仕入れおよび運搬
2	災害時および大規模送配水管事故等における応急活動に関する協定 (平成20年1月25日)	函館管工事業協同組合 函館市企業局	<ul style="list-style-type: none"> 水道の応急給水、応急復旧
3	災害時における電気設備の応急復旧等に関する協定 (平成21年1月16日)	函館地方電気工事協同組合	<ul style="list-style-type: none"> 公共施設の電気設備等の応急復旧
4	災害時における遺体搬送等に関する協定 (平成21年1月16日)	一般社団法人全国霊柩自動車協会	<ul style="list-style-type: none"> 霊柩自動車等による遺体の収納や搬送
5	地域情報の発信および災害時の飲料提供に関する協定 (平成21年3月23日)	北海道コココーラ ボトリング株式会社	<ul style="list-style-type: none"> 自動販売機を利用した情報発信と飲料提供
6	災害時におけるエルピーガス等の供給に関する協定 (平成21年5月25日)	一般社団法人北海道LPガス協会道南支部	<ul style="list-style-type: none"> LPガス、容器、燃焼機器やカセットボンベ、コンロ等の供給
7	災害時における都市施設の応急的な復旧等に関する協定(平成21年6月23日)	函館東建設協会	<ul style="list-style-type: none"> 都市施設の応急復旧、緊急的な障害物の除去
8	災害時における函館市内郵便局の協力に関する協定 (平成21年7月1日)	函館市内郵便局代表郵便局株式会社函館中央郵便局	<ul style="list-style-type: none"> 避難、救援等の災害情報の広報や車両の提供
9	災害時における石油類燃料の供給等に関する協定 (平成22年1月15日)	函館地方石油業協同組合	<ul style="list-style-type: none"> 公共施設や車両への燃料の供給 物資、施設、災害情報等の提供 簡易な応急手当等の支援
10	災害時における空調衛生設備の応急復旧等に関する協定(平成22年1月18日)	一般社団法人函館空調衛生工事業協会	<ul style="list-style-type: none"> 公共施設の空調や給排水設備等の応急復旧
11	災害の発生時における函館市と北海道エルピーガス災害対策協議会の応急・復旧活動の支援に関する協定 (平成22年11月8日)	北海道エルピーガス災害対策協議会	<ul style="list-style-type: none"> 公共施設のLPガス設備の応急復旧、供給に必要な関連機器の設置および撤去

資料6 各種協定

No	協定名	協定締結先	協定の概要
12	災害時における隊友会の協力に関する協定 (平成23年8月17日)	公益社団法人隊友会函館 地方隊友会	・災害情報の収集や伝達、給水や炊き出し、避難所運営、瓦礫の撤去、清掃や防疫、物資の運搬や配分等
13	災害時における建設業協会の応急対策等に関する協定 (平成24年2月21日)	一般社団法人函館建設業 協会	・被害状況の把握、河川施設、道路構造物等の 応急対策、がれき等の除去
14	災害時におけるはこほ会の 応急対策等に関する協定 (平成24年2月21日)	はこほ会	・被害状況の把握、道路施設等の応急 対策、がれき等の除去
15	災害時における造園建設業 共同組合の応急対策等に関する協定 (平成24年2月21日)	函館造園建設業共同組合	・被害状況の把握、公園施設等の応急対策、倒木等の除去
16	災害時における測量設計業 協会の応急対策等に関する 協定 (平成24年2月21日)	函館測量設計業協会	・被害状況の把握、河川施設、道路施設の 安全性の調査等の応急対策
17	災害時における災害情報の 放送に関する協力協定 (平成24年3月19日)	函館山ロープウェイ株式会社 FMいるか	・災害情報の放送
18	災害時における下水道管渠 施設の応急復旧等に関する 協定 (平成24年8月30日)	函館市排水設備指定業者 協同組合 函館市企業局	・下水道管渠施設の応急復旧
19	災害時における飲料供給に 関する協力協定 (平成24年9月25日)	株式会社 Okuda ダイドードリンコ株式会社	・自動販売機による飲料提供 ・在庫飲料の供給や搬送
20	災害時における緊急輸送等 に関する協定 (平成25年4月18日)	函館地区バス協会	・被災者等の輸送 ・災害応急対策にあたる人員等の確保
21	災害時における仮設トイレ 等レンタル機器の供給に関 する協定 (平成26年3月25日)	北海道建設機械レンタル 協会函館支部	・仮設トイレ等機器の供給
22	災害時における被災者支援 のための行政書士業務に関 する協定 (平成26年6月10日)	北海道行政書士会	・被災者支援を目的とした相談窓口の開設 および運営 ・行政書士法第1条の2および第1条の3 に定める業務
23	災害時における物資等の緊 急輸送に関する協定 (平成26年8月28日)	一般社団法人函館地区ト ラック協会	・被災者支援に必要な生活必需品等の輸送 ・災害応急対策に必要な資機材等の輸送
24	災害時における応急生活物 資の供給等に関する協定 (平成26年9月8日)	DCM株式会社	・食料、飲料水、日用品、医薬品などの供 給
25	災害時における必要な用水 等の供給に関する協定 (平成26年10月14日)	道南生コンクリート協同 組合函館支部	・飲料水を除く生活用水および消火用水の 供給

No	協定名	協定締結先	協定の概要
26	災害時における応急生活物資等の供給等に関する協定 (平成26年11月6日)	株式会社サッポロドラッグストアー	・食料品, 飲料水, 日用品, 医薬品などの供給
27	災害時における応急生活物資等の供給等に関する協定 (平成26年11月12日)	株式会社ツルハ	・食料品, 飲料水, 日用品, 医薬品などの供給
28	災害時における柔道整復師の救護活動に関する協定 (平成27年4月6日)	公益社団法人北海道柔道整復師会函館ブロック	・柔道整復師救護班の編成および派遣 ・救護所, その他市が指示する場所における被災者に対する柔道整復の施術および被災者に対する応急手当に必要な労務の提供 ・衛生材料等の提供
29	災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定 (平成27年12月3日)	公益社団法人北海道産業資源循環協会	・大規模災害が発生したときに備え, 迅速かつ円滑な災害廃棄物の処理等を行う
30	避難所等情報提供に関する協定 (平成28年1月14日)	ファーストメディア株式会社 三井住友海上火災保険株式会社	・スマートフォン用のアプリケーションを用いて避難所等の防災啓発情報を提供
31	災害時における応急生活物資の供給等に関する協定 (平成28年2月16日)	イオン北海道株式会社	・食料品, 飲料水, 日用品などの供給
32	災害時における飲料供給に関する協力協定 (平成28年2月23日)	有限会社ベンテック	・自動販売機による飲料提供 ・在庫飲料の供給や搬送
33	災害時における応急生活物資の供給等に関する協定 (平成28年4月19日)	NPO法人 コメリ災害対策センター	・作業関係, 日用品, 飲料水関係, 冷暖房機器等, 電気用品, トイレ関係などの供給
34	災害時における飲料供給に関する協定 (平成28年11月1日)	サントリービバレッジソリューション株式会社	・飲料水の供給・運搬
35	災害時における産業廃棄物の処理等に関する協定 (平成28年12月16日)	函館市清掃事業協同組合	・大規模災害が発生したときに備え, 迅速かつ円滑な災害廃棄物の処理等を行う
36	災害時における飲料供給に関する協定 (平成28年12月19日)	北海道キリンビバレッジ株式会社	・飲料水の供給・搬送
37	災害情報の放送等に関する協力協定 (平成29年5月15日)	株式会社ニューメディア 函館センター	・災害情報の伝達 ・避難所等における放送設備の提供
38	災害時および防災活動に関する協力協定 (平成30年2月5日)	一般社団法人 函館青年会議所	・災害対策本部等の運営に必要な情報の収集, 整理および伝達の補助 ・給水, 炊き出しその他の救援活動の補助 ・避難所の開設および運営の補助 ・瓦礫の撤去, 清掃および防疫の補助 ・物資, 資材の運送および配分の補助
39	災害時における公衆浴場等の協力に関する協定 (平成30年12月1日)	函館浴場協同組合	・避難所生活者や自宅の風呂が使用できない市民への風呂の提供 ・市民への生活用水の提供

資料6 各種協定

No	協定名	協定締結先	協定の概要
40	災害時における応急物資の供給等に関する協定 (平成31年2月15日)	合同容器株式会社	・段ボール製品等の供給および運搬
41	地震災害時における応急危険度判定活動連携協定 (令和元年7月30日)	一般社団法人 北海道建築士会 函館支部	・建築物の応急危険度判定活動 ・応急危険度判定士等の派遣
42	災害時における物資の保管および供給等に関する協定 (令和元年9月30日)	北海道乳業株式会社	・乳製品等の供給・運搬 ・飲料水の供給 ・土地等の一部を災害対応場所として提供
43	防災における地図製品等の供給に関する協定 (令和2年4月1日)	株式会社ゼンリン	・地図製品等の供給
44	防災に係る情報発信等に関する協定 (令和2年4月1日)	LINE ヤフー株式会社	・災害時、市ホームページのキャッシュサイトを構築 ・緊急情報の発信
45	災害時における自動車等の貸与および電力供給の協力等に関する協定 (令和2年7月30日)	函館トヨタ自動車株式会社 函館トヨペット株式会社 トヨタカローラ函館株式会社 ネットトヨタ函館株式会社 函館日産自動車株式会社 函館中央三菱自動車販売株式会社 株式会社函館マツダ 函館スズキ販売株式会社 ダイハツ北海道販売株式会社	・災害応急対策に必要な自動車や、避難所等での非常用電源となる電気自動車の貸与 ・店舗での市民等への電気供給場所の提供
46	災害時における応急生活物資の供給等に関する協定 (令和3年6月1日)	株式会社道南ラルズ	・食料品、飲料水、日用品などの供給
47	災害時等における緊急・救援輸送等に関する協定 (令和4年1月17日)	津軽海峡フェリー株式会社	・被災者や生活必需品等の輸送業務 ・施設等の一時使用
48	大規模災害時における相互協力に関する基本協定 (令和4年3月10日)	北海道電力株式会社 北海道電力ネットワーク株式会社	・情報連絡員の派遣や停電情報等の共有 ・施設、敷地、資機材、物資、人材等の資源提供
49	大規模災害時における相互協力に関する基本協定 (令和4年3月10日)	東日本電信電話株式会社北海道事業部	・情報連絡員の派遣や通信障害情報等の共有 ・施設、敷地、資機材、物資、人材等の資源提供
50	災害時における車両の移動等の協力に関する協定 (令和4年11月30日)	北海道自動車処理協同組合 函館支部	・被災自動車の撤去、移動
51	災害時における電気設備の応急復旧等に関する協定 (令和5年8月1日)	一般財団法人北海道電気保安協会	・公共施設の電力復旧のために必要な調査等の応急対策活動 ・公共施設の電力復旧工事の監督、指導および検査

No	協定名	協定締結先	協定の概要
52	災害時の応急対策および平常時の防災業務の協力に関する協定 (令和5年8月1日)	三和防災株式会社	<ul style="list-style-type: none"> ・物資の供給および運搬業務 ・施設を洪水時の一時避難場所として提供 ・施設を防災意識普及啓発に資する研修会場等として提供
53	災害時における物資の保管および電力供給等に関する協定 (令和5年10月2日)	北冷蔵株式会社	<ul style="list-style-type: none"> ・物資の一時保管や保管物資の仕分け ・非常用電源の供給や非常用電源車両の提供 ・連携事業者への協力要請および物流専門家の派遣要請
54	災害時における応急復旧等に関する協定 (令和6年2月16日)	函館どつく株式会社	<ul style="list-style-type: none"> ・応急復旧活動への人的支援や重機・オペレーターの提供 ・災害対策に必要な施設（宿泊施設、岸壁、従業員駐車場）の一時利用
55	災害時における石綿モニタリングに関する協定 (令和6年3月19日)	北海道環境計量証明事業協会	<ul style="list-style-type: none"> ・被災建設物等の解体および解体廃棄物の処理に伴う石綿（アスベスト）の飛散状況を把握するための環境モニタリングの実施

(5) 津波避難ビル協定（令和6年4月1日現在）

- ・協定名称 津波時における津波避難ビルとしての使用に関する協定
- ・協定概要 津波の発生やその恐れのある場合の 一時避難施設としての使用協力
- ・協定数 47（公的機関6協定，民間企業・団体41協定）
- ・協定施設数 52（その他、協定によらない市有施設等27施設あり、津波避難ビル総数は79施設）

No	締結年月日	施設名	住所
1	平成21年 2月19日	ホテルルートイングランディア函館駅前	若松町 21-3
2	平成21年 2月19日	ラビスタ函館ベイ	豊川町 12-6
3	平成24年 3月23日	函館港湾合同庁舎	海岸町 24-4
4	平成24年10月31日	真宗大谷派萬年寺	万代町 7-22
5	平成24年10月31日	ホテルグローバルビュー函館	大森町 25-3
6	平成24年10月31日	東横 I N N 函館駅前朝市	大手町 22-7
7	平成24年10月31日	東横 I N N 函館駅前大門	松風町 5-1
8	平成24年10月31日	北海道大学水産学部管理研究棟 " 実験研究棟	港町 3 丁目 1-1
9	平成24年10月31日	ビジネスホテルよしずみ	松川町 6-12
10	平成24年12月7日	コンフォートホテル函館	若松町 16-3
11	平成24年12月7日	ヴィラコンコルディア	末広町 3-5
12	平成24年12月7日	ハイツチャフル	万代町 11-20
13	平成24年12月7日	シャトーム吉川町	吉川町 7-6
14	平成24年12月7日	メゾン・プレジデント	豊川町 16-5
15	平成24年12月17日	北海道ガス株式会社函館支店	万代町 8-1
16	平成24年12月17日	函館パークホテル	新川町 29-15
17	平成24年12月17日	豊川コモンズ	豊川町 7-24
18	平成24年12月17日	シャトーム万代町	万代町 1-1
19	平成24年12月17日	ボヌール・ピエス	亀田町 6-39
20	平成24年12月17日	下宿喜多家	北浜町 7-17

No	締結年月日	施設名	住所
21	平成25年 1月22日	エッセーナ港町	港町1丁目 26-1
22	平成25年 1月22日	パルティール港町	港町1丁目 15-30
23	平成25年 1月22日	クレール港町	港町1丁目 15-32
24	平成25年 1月22日	ペイサージュ港町	港町1丁目 15-76
25	平成25年 1月22日	パークサイドブライトネス	港町1丁目 17-32
26	平成25年 1月22日	ファーストレジデンス	港町1丁目 17-16
27	平成25年 1月22日	ネクストⅢ	港町1丁目 14-3
28	平成25年 2月1日	道営住宅高田屋通団地1号棟	東川町 11-14
		道営住宅であえーる大森浜団地A棟	東川町 18-1
		道営住宅であえーる大森浜団地B棟	東川町 18-2
		道営住宅旭森団地1号棟	旭町 8-1
29	平成25年 2月15日	函館中央郵便局	新川町 1-6
30	平成25年 2月27日	函館湯の川平成館海羊亭	湯川町1丁目 3-8
31	平成25年 2月27日	函館湯の川温泉湯元啄木亭	湯川町1丁目 18-15
32	平成25年 2月27日	望楼NOGUCHI 函館	湯川町1丁目 17-22
33	平成26年 7月 1日	函館地方裁判所	上新川町 1-8
34	平成28年 9月 1日	プレミアムホテル-キャビン プレジデント-函館	若松町 14-10
35	平成30年 4月13日	ホテル函館ロイヤルシーサイド	大森町 16-9
36	令和4年 7月22日	函館国際ホテル	大手町 5-10
37	令和4年 7月22日	ラ・ジェント・ステイ函館駅前	若松町 12-8
38	令和4年 7月22日	J R イン函館	若松町 12-14
39	令和4年 7月22日	アートビュー千歳	千歳町 20-7
40	令和4年 7月22日	北海道教育大学函館校	八幡町 1-2
41	令和4年 7月22日	函館開発建設部	大川町 1-27

資料6 各種協定

No	締結年月日	施設名	住所
42	令和4年 7月22日	ポールスターショッピングセンター (屋上駐車場)	港町1丁目2-1
		スーパーアークス港町店 (屋上駐車場)	
43	令和4年 7月22日	イマジンホテル&リゾート函館	湯川町3丁目1-17
44	令和4年 7月22日	函館湯の川温泉海と灯	湯川町3丁目9-20
45	令和5年 4月 1日	グランパレット函館	大手町1-1
46	令和5年 4月 1日	サンヴェール千歳	千歳町3-11
47	令和6年 3月25日	函館旅宿 箱だて館	湯川町1丁目39-11

2. 北海道協定一覧（北海道地域防災計画資料編抜粋）

No	分類	協定の名称	協定の相手先	締結年月日	備考
1	新聞	災害時における報道要請に関する協定	新聞各社（22社）	S36～	
2-1	放送	災害時における放送要請に関する協定	道内放送各社（9社）	S40.5.20～	
2-2		災害時における放送要請に関する協定	日本コミュニティ放送協会北海道地区協議会	H28.12.8	
3-1	医療・福祉・医薬	災害救助法に基づく救助又はその応援の実施に関する委託協定	日本赤十字社北海道支部	S34.9.1	
3-2		災害時の医療救護活動に関する協定	（一社）北海道医師会	S62.12.22	
3-3		災害時の歯科医療救護活動に関する協定	（一社）北海道歯科医師会	H9.4.14	
3-4		災害時医薬品備蓄供給業務（委託）	（株）スズケン愛生館営業部	H13.4～	
3-5		災害時医薬品備蓄供給業務（委託）	（株）ほくやく	H13.4～	
3-6		災害時医薬品備蓄供給業務（委託）	（株）モロオ	H13.4～	
3-7		災害時医薬品備蓄供給業務（委託）	（株）竹山	H13.4～	
3-8		災害時医薬品備蓄供給業務（委託）	（株）ムトウ	H13.4～	
3-9		災害時の医療救護活動に関する協定	（一社）北海道薬剤師会	H14.2.28	
3-10		北海道 DMAT の派遣に関する協定	北海道 DMAT 指定医療機関（34 機関）	H19.9.12～	
3-11		北海道災害派遣ケアチームの派遣に関する協定	（社福）北海道社会福祉協議会	H23.9.5	
3-12		災害時における医療用ガス等の供給に関する協定	（一社）日本産業・医療ガス協会	H24.9.7	
3-13		災害時の看護職医療救護活動に関する協定	（公社）北海道看護協会	H24.12.28	
3-14		災害時における医薬品等の供給に関する協定	（一社）北海道医薬品卸売業協会	H25.3.29	
3-15		災害時における医療機器等の供給に関する協定	北海道医療機器販売業協会	H25.3.29	
3-16		災害時における柔道整復師の救護活動に関する協定	（公社）北海道柔道整復師会	H26.5.16	
3-17	災害時における社会福祉施設等の相互支援協定	北海道老人福祉施設協議会、（一社）北海道老人保健施設協議会、北海道身体障害者福祉施設協議会、（一社）北海道知的障がい福祉協会 北海道救護施設協議会、北海道児童施設協議会、北海道精神障害者社会福祉事業協議会、（公社）日本認知症グループホーム協会北海道支部、（一社）北海道認知症グループホーム協会、北海道母子生活支援施設協議会	H26.11.5 H27.3.31		
3-18	災害発生時等における宿泊施設の活用に関する協定	北海道ホテル旅館生活衛生同業組合	H29.1.27		
3-19	航空搬送拠点臨時医療施設の設置及び運営に関する協定	航空自衛隊千歳基地ほか11 団体（機関）	H31.3.28～		

資料6 各種協定

No	分類	協定の名称	協定の相手先	締結年月日	備考
3-20	医療・福祉・医薬	北海道災害派遣福祉チームの派遣に関する協定	北海道ホームヘルプサービス協議会、北海道老人保健施設協議会、北海道知的障がい福祉協会、日本認知症グループホーム協会北海道支部、北海道認知症グループホーム協会、全国介護事業者連盟北海道支部、北海道社会福祉士会、北海道介護福祉士会、北海道介護支援専門員協会、北海道理学療法士会、北海道作業療法士会	R3. 3. 30	
			北海道精神障害者社会福祉事業協議会、北海道老人福祉施設協議会、北海道身体障害者福祉施設協議会、北海道児童施設協議会、北海道救護施設協議会、北海道母子生活支援施設協議会、北海道保育協議会、北海道デイサービスセンター協議会	R3. 12. 8	
3-21		北海道災害派遣精神医療チーム（DPAT）の派遣に関する協定	北海道大学病院、札幌医科大学附属病院、北海道立子ども総合医療・療育センター、札幌市子ども発達支援総合センター、市立釧路総合病院、J A北海道厚生連俱知安厚生病院、医療法人社団正心会岡本病院、医療法人社団五稜会病院、医療法人社団慈藻会平松記念病院、医療法人社団五風会さっぽろ香雪病院		
4-1	食料・飲料・生活物資の供給等	災害時における応急生活物資供給等に関する基本協定	北海道生活協同組合連合会	H17. 11. 22	
4-2		災害時における飲料の供給等防災に関する協力協定	北海道コカ・コーラボトリング(株)	H18. 12. 22	
4-3		災害時における物資の供給等防災に関する協力協定	(株)セコマ	H18. 12. 22	帰宅者支援含む
4-4		災害時における物資の供給に関する協定	(株)ローソン	H20. 2. 21	別掲（帰宅支援）
4-5		災害時における物資の供給に関する協定	(株)セブン-イレブン・ジャパン	H20. 7. 24	別掲（帰宅支援）
4-6		災害時における物資の供給に関する協定	(株)イトーヨーカ堂	H20. 7. 24	
4-8		災害時における飲料の供給等防災に関する協定	サントリーフーズ(株)	H20. 12. 18	
4-9		災害時における物資の供給等防災に関する協力協定	イオン北海道(株)	H22. 1. 20	帰宅者支援含む
4-10		災害時における物資の供給等防災に関する協力協定	DCM(株)	H23. 3. 23	帰宅者支援含む
4-11		災害時並びに日常の防災活動に関する支援及び協力協定	日糧製パン(株)	H24. 3. 27	帰宅者支援含む

No	分類	協定の名称	協定の相手先	締結年月日	備考
4-12	食料・飲料・生活物資の供給等	災害時における物資の供給に関する協定	(株)北海道ファミリーマート、(株)ファミリーマート	H25. 11. 22	
4-13		災害時における物資の供給に関する協定	NPO 法人コメリ災害対策センター	H26. 11. 21	
4-14		災害時における物資の供給に関する協定	コストコホールセールジャパン(株)	H28. 6. 20	
4-15		災害時における段ボール製品の調達に関する協定	東日本段ボール工業組合	H29. 3. 10	
4-16		災害時等における各種コンテナ製品等の供給に関する協定	ウォレットジャパン(株)	R2. 1. 22	
4-17		災害時等における段ボール製品の調達等に関する協定	合同容器(株)	R2. 4. 6	
4-18		災害時における物資の供給等に関する協力協定	(株)ファーストリテイリング	R4. 3. 31	
4-19		災害時における物資の供給等に関する協定	(株)ニトリホールディングス	R4. 8. 26	
4-20		災害時等における資機材のレンタルに関する協定	(一社) 日本建設機械レンタル協会北海道支部	R5. 3. 28	
5-1		救助・救援等の支援	災害時における災害救助犬の出動に関する協定	NPO 法人日本レスキュー協会	H20. 4. 16
5-2	災害時における隊友会の協力に関する協定		(公社) 隊友会北海道隊友会連合会	H21. 6. 26	
5-3	災害時における動物救護活動に関する協定		動物救護関係の団体： (公社) 北海道獣医師会、 (公社) 日本愛玩動物協会	H24. 12. 21	地方自治体： 道、札幌市、 旭川市、函館市
5-4	災害時及び災害活動に関する協力協定		(公社) 日本青年会議所北海道地区協議会	H25. 1. 23	
5-5	災害時における交通誘導業務等に関する協定		(一社) 北海道警備業協会	H10. 12. 18	
5-6	災害時における応急対策業務に関する協定		(一社) 北海道建設業協会	H25. 3. 25	
5-7	建設管理部所管公共土木施設の災害時等における協力体制に関する協定		(一社) 北海道道路標示・標識業協会	H25. 4. 1	
5-8	災害時等の緊急時における業務連携に関する協定		(地独) 北海道立総合研究機構	H22. 4. 1	
5-9	大規模災害発生時における災害廃棄物の処理等の協力に関する協定		(公社) 北海道産業資源循環協会	H23. 4. 19	
5-10	災害時における協力体制に関する基本協定		(一社) 北海道測量設計業協会	H24. 10. 31	
5-11	災害時における協力体制に関する基本協定		(一社) 北海道地質調査業協会	H27. 1. 28	
5-12	土砂災害等の発生に関する情報提供に係る協定		ヤマト運輸(株) (各主管支店)	H27. 9	
5-13	災害時における協力体制に関する協定		(一社) 北海道土木コンクリートブロック協会	H29. 1. 27	
5-14	災害時における相互協力に関する協定		北海道公立大学法人札幌医科大学	H29. 12. 20	
5-15	災害時における協力体制に関する基本協定		北海道維持管理業務連絡協議会	H30. 3. 22	
5-16	災害時における下水道管路施設の復旧支援協力に関する協定		(公社) 日本下水道管路管理業協会	H30. 3. 23	
5-17	災害時における下水道施設の技術支援協力に関する協定		(一社) 全国上下水道コンサルタント協会北海道支部	H30. 3. 23	
5-18	災害時における協力体制に関する基本協定		(一社) 日本砕石協会、(一社) 日本砂利協会	H31. 1. 25	

資料6 各種協定

No	分類	協定の名称	協定の相手先	締結年月日	備考
5-19	救助・救援等の支援	災害時における協力体制に関する基本協定	(一社)プレストレスト・コンクリート建設業協会 北海道支部	H31. 3. 26	
5-20		公共土木施設災害復旧事業支援に関する協定	(一財)北海道建設技術センター	H28. 9. 7	
5-21		北海道と AUTHENTIC JAPAN 株式会社との消防活動等の協力に関する協定	AUTHENTIC JAPAN(株)	R2. 4. 9	
5-22		循環型地域社会の形成に関する協定	太平洋セメント(株)、北斗市	R2. 12. 24	
5-23		災害時等における解体・撤去等に関する協定	(一社)北海道解体工事業協会	R3. 3. 29	
5-24		大規模災害発生時における災害廃棄物の処理等の協力に関する協定	(公社)北海道浄化槽協会、(一社)北海道環境保全協会、北海道環境整備事業協同組合	R3. 4. 26	
5-25		災害時等における車両等の排除業務に関する協定	全日本ロータス同友会北海道ブロック	R5. 3. 13	
6-1	葬祭の支援	災害時における葬祭用品の供給に関する協定	北海道葬祭業協同組合	H14. 3. 29	
6-2		災害時における葬祭用品の供給に関する協定	(社)全日本冠婚葬祭互助協会	H17. 11. 1	
6-3		災害時の遺体搬送等に関する協定	(一社)全国霊柩自動車協会	H18. 6. 23	
7-1	住宅の支援	災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定	(社)プレハブ建築協会	H8. 11. 1	
7-2		災害時における民間賃貸住宅の媒介に関する協定	(公社)北海道宅地建物取引業協会	H23. 5. 2	
7-3		災害時における民間賃貸住宅の提供に関する協定	(公社)全国賃貸住宅経営者協会連合会	H24. 3. 27	
7-4		災害時における住宅の早期復興に向けた協力に関する協定	(独法)住宅金融支援機構	H27. 2. 23	
7-5		災害時における応急仮設木造住宅の建設に関する協定	(一社)全国木造建設事業協会	H29. 10. 20	
7-6		災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定	(一社)日本ムービングハウス協会	R4. 11. 22	
8-1	帰宅支援	災害時における帰宅者支援に関する協定	株式会社番屋	H20. 12. 17	
8-3		災害時における帰宅者支援に関する協定	株式会社セブン-イレブン・ジャパン	H20. 12. 17	
8-4		災害時における帰宅者支援に関する協定	株式会社北海道ファミリーマート	H20. 12. 17	
8-5		災害時における帰宅者支援に関する協定	株式会社モスフードサービス	H20. 12. 17	
8-6		災害時における帰宅者支援に関する協定	株式会社ローソン	H20. 12. 17	
8-7		災害時における帰宅者支援に関する協定	株式会社ダスキン(ミスタードーナツ店)	H24. 11. 1	
—		災害時における物資の供給等防災に関する協力協定	株式会社セコマ	H18. 12. 22	(再掲)
—		災害時における物資の供給等防災に関する協力協定	イオン北海道(株)	H22. 1. 20	(再掲)
—		災害時における物資の供給等防災に関する協力協定	DCM(株)	H23. 3. 23	(再掲)
—		災害時における石油類燃料の供給等に関する協定	北海道石油業協同組合連合会	H23. 12. 26	(再掲)
—		災害時並びに日常の防災活動に関する支援及び協力協定(帰宅者支援)	日糧製パン(株)	H24. 3. 27	(再掲)
9-1	輸送	災害応急対策用貨物自動車による物資の緊急・救援輸送等に関する協定	(公社)北海道トラック協会	H23. 10. 17	
9-2		災害時における緊急・救援輸送等に関する協定	北海道旅客船協会	H24. 3. 27	

No	分類	協定の名称	協定の相手先	締結年月日	備考	
9-3	輸送	災害時における輸送車両提供の協力に関する協定	北海道地区レンタカー協会連合会	H25. 3. 25		
9-4		災害時における航空機による緊急輸送業務の協力に関する協定	全日本空輸(株)	H25. 3. 29		
9-5		災害時における航空機による緊急輸送業務の協力に関する協定	日本航空(株)・(株)ジェイエア	H25. 3. 29		
9-6		災害時等における船舶による輸送等に関する協定	日本内航海運組合総連合会	H25. 9. 27		
9-7		災害時における航空機による緊急輸送業務の協力に関する協定	(株)AIRDO	H26. 1. 29		
9-8		災害時における物資の保管等に関する協定	苫小牧地区倉庫協会	H29. 7. 24		
9-9		災害時における物資の保管等に関する協定	小樽倉庫協会	H30. 3. 19		
9-10		災害時における物資の保管等に関する協定	札幌倉庫協会	H30. 3. 28		
9-11		災害時における物資の保管等に関する協定	道北倉庫協会	H30. 3. 28		
9-12		災害時における物資の保管等に関する協定	室蘭地区倉庫協会	H30. 3. 28		
9-13		災害時における港湾荷役の支援等に関する協定	北海道港運協会	H30. 5. 2		
9-14		災害時における物資の保管等に関する協定	函館倉庫協会	H30. 5. 10		
9-15		災害時等における緊急輸送等に関する協定	(一社)北海道ハイヤー協会	H30. 12. 18		
9-16		災害時における物資の保管等に関する協定	道東倉庫協会	H31. 3. 29		
9-17		災害時における物資の保管等に関する協定	北見地区倉庫協会	H31. 3. 29		
9-18		災害時における電動車両等の支援に関する協定	道内三菱自動車販売会社11社、三菱自動車工業	R2. 10. 28		
9-19		災害時における物資の保管等に関する協定	帯広地区倉庫協会	R5. 1. 10		
10-1		その他	災害時における石油類燃料の供給等に関する協定	北海道石油業協同組合連合会	H23. 12. 26	燃料、帰宅者支援含む
10-2			災害時における被災者支援のための行政書士業務に関する協定	北海道行政書士会	H26. 1. 29	相談
10-3	災害等による水道施設被害に係る相互応援に関する覚書		(公社)日本水道協会北海道支部	H17. 4. 8		
10-4	災害に係る情報発信等に関する協定		LINE ヤフー(株)	H27. 3. 13		
10-5	災害時における相談業務の応援に関する協定		士業7団体(弁護士、公認会計士、司法書士、不動産鑑定士、土地家屋調査士、税理士、行政書士)	H29. 6. 2	相談	
10-6	災害時における物資の供給に関する協定		丸玉産業(株)	H29. 8. 23	合板	
10-7	大規模災害発生時における相互協力に関する協定		北海道電力(株)及び北海道電力ネットワーク(株)	R3. 8. 31		
10-8	大規模災害発生時における相互協力に関する協定		東日本電信電話(株)北海道事業部	R3. 8. 31		
10-9	災害時の外国人支援に関する協定		(公社)北海道国際交流・協力総合センター	R4. 7. 1		
10-10	災害派遣時の航空機の活動拠点としての道東空港使用に関する協定		北海道エアポート(株)女満別空港事業所、陸上自衛隊北部方面隊、海上自衛隊大湊地方隊、航空自衛隊北部航空方面隊	R5. 3. 29		

資料6 各種協定

No	分類	協定の名称	協定の相手先	締結年月日	備考
11-1	行政 機 関	全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定	全国都道府県	H8. 7. 18	H30. 11. 9 改正（最新）
11-2		大規模災害時の北海道・東北8道県相互応援に関する協定	北海道、東北8道県	H7. 10. 31	H26. 10. 21 改正（最新）
11-3		災害時等における北海道及び市町村相互の応援等に関する協定	道及び全道 179 市町村	H9. 11. 5	H27. 3. 31 改正（最新）
11-4		大規模災害時の連携に係る協定	陸上自衛隊北部方面隊	H24. 6. 7	
11-5		災害時の応援に関する協定	財務省北海道財務局、 全道 179 市町村	H26. 3. 28	
11-7		北海道における災害時等の相互協力に関する協定	北海道開発局、札幌市	H28. 12. 9	
11-8		大規模災害に備えた北海道と陸上自衛隊北部方面隊との連携・協力に関する覚書	陸上自衛隊北部方面隊	H28. 3. 17	
11-9		災害派遣活動拠点としての道立公園の使用等に関する覚書	陸上自衛隊北部方面隊	R4. 3. 10	

資料 7 火山、水防、土砂災害警戒区域等

1. 重要水防箇所
2. 指定河川、水位周知区間、基準水位観測所および水防警報区
3. 土砂災害警戒区域等
4. 伐木・掘削計画（北海道管理河川）
5. 洪水浸水想定区域、津波災害警戒区域および土砂災害警戒区域等内における要配慮者利用施設の名称、住所等
6. 火山災害警戒区域内における避難促進施設の名称、住所等

1. 重要水防箇所（2級河川）

（令和6年4月1日現在）

No.	水系名 河川名	右岸・ 左岸	地区名		位置名称	距離 (km)	区域 延長 (km)	重要 度	築堤	備考
			起点	終点						
1	亀田川 亀田川	左岸	起点	中道2丁目	(市)富岡橋から0.05km下流	4.50	0.40	B	有	樋門
			終点	中道2丁目	(市)中道橋	4.90				
2	亀田川 亀田川	左岸	起点	神山1丁目	(道)歓喜橋から0.20km上流	5.70	1.40	B	無	
			終点	神山町	(市)亀田衛生センター前 人道橋から0.30km上流	7.10				
3	亀田川 亀田川	右岸	起点	富岡町2丁目	(市)戸井線橋	4.20	0.70	B	有	樋門
			終点	富岡町3丁目	(市)中道橋から0.05km上流	4.90				
4	亀田川 亀田川	右岸	起点	美原2丁目	(道)歓喜橋	5.50	1.60	B	無	
			終点	神山町	(市)亀田衛生センター前 人道橋から0.30km上流	7.10				
5	松倉川 松倉川	左岸	起点	上湯川町	(道)松聖橋から0.10km上流	2.40	0.60	B	有	
			終点	上湯川町	(道)松聖橋から0.70km上流	3.00				
6	松倉川 松倉川	右岸	起点	湯川町1丁目	(国)汐見橋から0.20km下流	0.00	0.70	B	有	
			終点	湯川町3丁目	(道)松倉橋	0.70				
7	松倉川 鮫川	右岸	起点	深堀町	(市)学園橋から0.10km上流	1.80	0.20	B	有	
			終点	深堀町	(市)つつじ橋から0.10km上流	2.00				
8	常盤川 常盤川	左岸	起点	西桔梗町	(道)常盤橋	2.65	0.35	B	有	樋門
			終点	西桔梗町	(市)西桔梗三号橋	3.00				
9	久根別川 蒜沢川	左岸	起点	追分	久根別川との合流点	0.00	0.70	B	有	樋門
			終点	西桔梗町	(市)小松橋から0.32km上流	0.70				
10	矢尻川 矢尻川	左岸	起点	銚子	(市)矢尻大橋から0.05km下流	0.15	0.10	B	有	
			終点	銚子	(国)矢尻川橋	0.25				
11	矢尻川 矢尻川	右岸	起点	新浜町	(市)矢尻大橋	0.15	0.10	B	有	
			終点	新浜町	(国)矢尻川橋から0.05km上流	0.25				
12	尻岸内川 尻岸内川	右岸	起点	中浜	(国)女那川橋から0.30km下流	0.60	0.30	A	有	樋門
			終点	中浜	(国)女那川橋	0.90				
13	原木川 原木川	左岸	起点	原木町	河口	0.00	0.30	B	有	
			終点	原木町	(市)元原木橋から0.10km上流	0.30				

資料7 火山、水防、土砂災害警戒区域等

No.	水系名 河川名	右岸 ・ 左岸	地区名		位置名称	距離 (km)	区域 延長 (km)	重要 度	築堤	備考
			起点							
14	戸井川 戸井川	左岸	起点	弁才町	河口	0.00	0.50	B	有	
			終点	弁才町	(市)戸井川橋から0.30km上流	0.50				
15	戸井川 戸井川	左岸	起点	弁才町	(市)戸井川橋から0.30km上流	0.50	0.10	B	有	
			終点	弁才町	(市)戸井川橋から0.40km上流	0.60				
16	戸井川 戸井川	右岸	起点	瀬田来町	(国)弁才橋から0.07km上流	0.10	0.15	B	有	
			終点	瀬田来町	(市)戸井川橋から0.05km上流	0.25				
17	汐泊川 汐泊川	左岸	起点	古川町	河口から0.10km上流	0.10	0.10	B	有	樋門
			終点	古川町	河口から0.20km上流	0.20				
18	汐泊川 汐泊川	左岸	起点	豊原町	(市)豊倉橋	1.10	0.30	B	有	樋門
			終点	豊原町	(市)豊倉橋から0.30km上流	1.40				
19	汐泊川 汐泊川	左岸	起点	豊原町	(市)豊倉橋から0.30km上流	1.40	1.50	B	有	樋門
			終点	豊原町	(道)椽の木橋から0.10km上流	2.90				

1. 重要水防箇所（準用河川・普通河川）

（令和6年4月1日現在）

No.	水系名 河川名	右岸 ・ 左岸	地区名		位置名称	距離 (km)	区域 延長 (km)	重要 度	築堤	備考
			起点							
1	汐泊川 温川	両岸	起点	鉄山町	(道)鉄山橋から 0.10 km上流	1.50	6.00	B	無	
			終点	蛾眉野町	(道)糸川橋から 0.10 km下流	7.50				
2	志海苔川 志海苔川	両岸	起点	瀬戸川町	河口から 0.90 km上流	0.90	3.40	B	無	
			終点	旭岡町	(市)旭岡中央橋から 0.15 km 下流	4.30				
3	松倉川 深堀川	両岸	起点	川原町	(市)第五深堀橋	0.60	1.60	A	無	
			終点	本通1丁目	(市)川原二号橋から 0.85 km 上流	2.20				
4	松倉川 寺の沢川	両岸	起点	山の手2丁目	鮫川との合流点から 0.80 km 上流	0.80	0.40	B	無	
			終点	山の手2丁目	鮫川との合流点から 1.20 km 上流	1.20				
5	小田島川 小田島川	両岸	起点	昭和町	(市)昭和1号橋から 0.01 km 上流	1.52	0.40	A	無	
			終点	昭和4丁目	(市)機関区橋から 0.11 km 上流	1.92				
6	久根別川 タタラ沢川	両岸	起点	桔梗町	蒜沢川との合流点	0.00	1.50	B	無	
			終点	桔梗町	(市)中の沢橋から 0.30 km 上流	1.50				
7	尻岸内川 冷水川	両岸	起点	川上町	(道)冷水橋から 0.05 km下流	0.05	0.28	B	無	
			終点	川上町	(道)冷水橋から 0.23 km上流	0.33				
8	矢尻川 矢尻小川	両岸	起点	新浜町	(国)矢尻川橋から 0.05 km 下流	0.00	0.70	A	無	
			終点	新浜町	矢尻川との合流点から 0.70 km 上流	0.70				
9	八木川 八木川	両岸	起点	尾札部町	(国)八木川橋から 0.10 km上 流	0.15	1.20	B	無	
			終点	尾札部町	(国)八木川橋から 1.30 km上 流	1.35				

2. 指定河川、水位周知区間、基準水位観測所および水防警報区

(令和6年4月1日現在)

水系名		松倉川		常盤川			久根別川	
河川名		松倉川	鮫川	常盤川		石川	久根別川	
水位周知区間	起点	銅山町 54-1 地先	鍛冶2丁目 150-31 地先 ボックスカルバート 下流端	西桔梗 510 地先 西桔梗三号橋 下流端	石川との 合流点	昭和3丁目 60-10 地先 石昭橋下流端	蒜沢川との 合流点	
	終点	海	松倉川への 合流点	石川との 合流点	海	常盤川への 合流点	海	
基準水位観測所	名称	松倉川	鮫川	常盤川		石川	久根別	
	位置	海から 2.0 km	松倉川への 合流点から 1.6 km	海から 1.9 km		常盤川への 合流点から 1.4 km	海から 2.2km	
	所在地	上湯川町 22-47 地先 河川敷	深堀町 1-129 地先 河川敷	西桔梗町 215 先 河川敷		昭和4丁目 188-9 地先 河川敷	北斗市萩野 30-28 地先 河川敷	
水防警報区 (洪水・津波※)	左岸	起点	銅山町 54-1 地先	鍛冶2丁目 150-31 地先 ボックスカルバート 下流端	西桔梗 510 地先 西桔梗三号橋 下流端	石川との 合流点	昭和3丁目 60-10 地先 石昭橋 下流端	亀田郡七飯町 峠下 262-2 地先の峠下橋
		終点	海	松倉川への 合流点	石川との 合流点	海	常盤川への 合流点	海
	右岸	起点	見晴町 82 地先	鍛冶2丁目 173-1 地先 ボックスカルバート 下流端	西桔梗 246-45 地先 西桔梗三号橋 下流端	石川との 合流点	昭和3丁目 60-15 地先 石昭橋下流端	亀田郡七飯町 仁山 546-4 地先の峠下橋
		終点	海	松倉川への 合流点	石川との 合流点	海	常盤川への 合流点	海
水位(m)	水防団待機	待機	6.36	3.57	2.13		12.10	3.32
			6.79	3.96	2.42		12.16	3.68
	氾濫注意水位 避難判断水位	準備	7.21	4.35	2.70		12.22	4.04
		出動	7.96	4.48	3.12		12.42	4.39
	氾濫危険水位	指示	8.17	5.17	3.32		12.82	5.45
	計画高水位		8.58	5.98	3.51		13.17	5.77

※水防警報区（津波）の観測点名称はいずれも「函館」

3. 土砂災害警戒区域等

(1) 土砂災害警戒区域等の指定状況

(令和6年4月1日現在)

区 分		旧函館	戸井	恵山	椴法華	南茅部	計
急傾斜地の崩壊	箇所数	161	54	39	8	72	334
	指定済	161	54	39	8	72	334
	特別警戒区域含む	151	52	39	8	71	321
土石流	箇所数	28	19	29	8	50	134
	指定済	28	19	29	8	50	134
	特別警戒区域含む	9	12	22	6	34	83
地すべり	箇所数	0	1	1	0	1	3
	指定済	0	1	1	0	1	3
	特別警戒区域含む	0	0	0	0	0	0
合 計	箇所数	189	74	69	16	123	471
	指定済	189	74	69	16	123	471
	特別警戒区域含む	160	64	61	14	105	404

※基礎調査については、令和元年度迄に実施済み

(2) 土砂災害危険箇所（急傾斜地崩壊危険箇所）

（令和6年4月1日現在）

№	所在地	区域の名称 区域番号	指定状況			5 km メッシュ 番号
			指定	特別 警戒 区域	指定年月日	
1	入舟町	函館山背泊 1 I-2-13-1051	済	有	平成22年1月26日	41401511
2	入舟町	函館入舟 I-2-14-1052	済	有	平成26年2月4日	41401511
3	船見町	函館船見 1 II-2-4-787	済	有	平成26年2月4日	41401511
4	船見町	函館船見 2 I-2-7-1045	済	有	平成26年2月4日	41401511
5	船見町	函館船見 3 I-2-8-1046	済	有	平成26年2月4日	41401511
6	船見町	函館船見 4 I-2-9-1047	済	有	平成26年2月4日	41401511
7	船見町	函館船見 5 I-2-10-1048	済	有	平成26年2月4日	41401511
8	船見町	函館船見 6 I-2-11-1049	済	有	平成26年2月4日	41401511
9	船見町	函館船見 7 I-2-12-1050	済	有	平成26年2月4日	41401511
10	末広町	函館末広 I-2-603-3052	済	有	平成26年2月4日	41401511
11	元町	函館元町 1 I-2-604-3053	済	有	平成26年2月4日	41401511
12	元町	函館元町 2 I-2-5-1043	済	有	平成22年8月3日	41401511
13	元町	函館元町 3 I-2-6-1044	済	有	平成26年2月4日	41401511
14	青柳町	函館青柳 1 I-2-19-1057	済	有	平成24年2月4日	41401511
15	青柳町	函館青柳 2 I-2-20-1058	済	有	令和3年12月7日	41401511
16	青柳町	函館青柳 3 I-2-21-1059	済	有	令和3年12月7日	41401511
17	谷地頭町	函館谷地頭 1 I-2-15-1053	済	有	令和3年12月7日	41401411
18	谷地頭町	函館谷地頭 2 I-2-16-1054	済	有	令和3年12月7日	41401411 41401511
19	谷地頭町	函館谷地頭 3 I-2-605-3054	済	有	令和3年12月7日	41401411 41401511
20	谷地頭町	函館谷地頭 4 I-2-17-1055	済	有	令和3年12月7日	41401411 41401511

No	所在地	区域の名称 区域番号	指定状況			5 km メッシュ 番号
			指定	特別 警戒 区域	指定年月日	
21	谷地頭町	函館谷地頭5 I-2-18-1056	済	有	令和3年12月7日	41401511
22	住吉町	函館住吉1-(1) II-2-5-788	済	有	平成25年4月5日	41401411
23	住吉町	函館住吉1-(2) II-2-6-789	済	有	平成25年4月5日	41401411
24	湯川町2丁目 花園町	函館湯川二丁目1 I-2-37-1075	済	有	令和2年10月13日	41401512
25	湯川町2丁目	函館湯川二丁目2 I-2-38-1076	済	有	令和2年10月13日	41401512
26	湯川町2丁目	函館湯川二丁目3 I-2-39-1077	済	有	平成30年3月2日	41401512
27	戸倉町	函館戸倉 I-2-48-1086	済	有	平成30年3月2日	41401512
28	戸倉町	函館戸倉1 II-2-19-802	済	有	令和3年6月8日	41401512
29	榎本町	函館榎本 I-2-47-1085	済	有	令和2年10月13日	41401512
30	日吉町1丁目	函館日吉1丁目 I-2-40-1078	済	有	令和2年10月13日	41401512
31	日吉町2丁目	函館日吉2丁目1 I-2-41-1079	済	有	平成30年3月2日	41401512
32	日吉町2丁目	函館日吉2丁目2 I-2-42-1080	済	有	平成30年3月2日	41401512
33	日吉町4丁目	函館日吉4丁目1 I-2-43-1081	済	有	平成30年3月2日	41401612
34	日吉町4丁目	函館日吉4丁目2 I-2-44-1082	済	有	平成30年3月2日	41401612
35	上野町	函館上野 I-2-46-1084	済	有	令和2年10月13日	41401512
36	高丘町	函館高丘1 II-2-20-803	済	有	平成30年3月2日	41401512
37	高丘町	函館高丘2 I-2-49-1087	済	有	平成30年3月2日	41401512
38	滝沢町 東山町	函館滝沢1 II-2-15-798	済	有	令和3年6月8日	41401612
39	滝沢町	函館滝沢2 II-2-16-799	済	有	令和3年6月8日	41401612
40	滝沢町	函館滝沢町3 II-2-17-800	済	有	令和3年6月8日	41401512
41	滝沢町	函館滝沢町4 III-2-6-387	済	有	令和3年6月8日	41401512

資料7 火山、水防、土砂災害警戒区域等

No	所在地	区域の名称 区域番号	指定状況			5 km メッシュ 番号
			指定	特別 警戒 区域	指定年月日	
42	滝沢町 見晴町	函館滝沢町5 Ⅱ-2-18-801	済	有	令和3年6月8日	41401512
43	滝沢町 鈴蘭丘町 見晴町	函館滝沢町6 Ⅰ-2-45-1083	済	有	令和3年6月8日	41401612 41401613
44	見晴町	函館見晴2 Ⅱ-2-23-806	済	有	令和3年6月8日	41401513
45	上湯川町	函館上湯川1 Ⅱ-2-25-808	済	有	令和3年6月8日	41401513
46	上湯川町	函館上湯川2 Ⅲ-2-12-393	済	有	令和3年6月8日	41401513
47	上湯川町	函館上湯川3 Ⅰ-2-50-1088	済	有	令和3年6月8日	41401513
48	上湯川町	函館上湯川5 Ⅱ-2-27-810	済	有	令和3年6月8日	41401513
49	上湯川町	函館上湯川6 Ⅰ-2-51-1089	済	有	令和3年6月8日	41401512 41401513
50	上湯川町	函館上湯川7 Ⅰ-2-52-1090	済	有	平成30年3月2日	41401512
51	銅山町	函館銅山1 Ⅲ-2-9-390	済	有	令和3年6月8日	41401613
52	銅山町	函館銅山2 Ⅲ-2-10-391	済	有	令和3年6月8日	41401613
53	銅山町	函館銅山3 Ⅲ-2-11-392	済	有	令和3年6月8日	41401513 41401613
54	旭岡町	函館旭岡1 Ⅱ-2-32-815	済	有	令和3年6月8日	41401513
55	旭岡町	函館旭岡2 Ⅲ-2-16-397	済	有	令和3年6月8日	41401513
56	旭岡町	函館旭岡3 Ⅱ-2-33-816	済	有	令和3年6月8日	41401513
57	旭岡町	函館旭岡4 Ⅱ-2-34-817	済	有	令和3年6月8日	41401513
58	旭岡町	函館旭岡4-(1) Ⅱ-2-34-817-1	済	有	令和3年6月8日	41401513
59	鱒川町	函館鱒川1 Ⅲ-2-7-388	済	有	令和3年6月8日	41401613
60	鱒川町	函館鱒川2 Ⅲ-2-8-389	済	有	令和3年6月8日	41401613
61	鱒川町	函館鱒川3 Ⅱ-2-24-807	済	有	令和3年6月8日	41401613

No	所在地	区域の名称 区域番号	指定状況			5 km メッシュ 番号
			指定	特別 警戒 区域	指定年月日	
62	庵原町 亀尾町	函館庵原 1 Ⅱ-2- 42- 825	済	有	令和3年 6月 8日	41401513
63	庵原町	函館庵原 2 Ⅱ-2- 43- 826	済	有	令和3年 6月 8日	41401613
64	亀尾町	函館亀尾 1 Ⅱ-2- 38- 821	済	有	令和3年 6月 8日	41401513
65	亀尾町	函館亀尾 2 Ⅱ-2- 39- 822	済	有	令和3年 6月 8日	41401513
66	亀尾町	函館亀尾 3 Ⅰ-2- 67-1105	済	有	令和3年 6月 8日	41401513
67	亀尾町	函館亀尾 4 Ⅱ-2- 40- 823	済	有	令和3年 6月 8日	41401513
68	亀尾町	函館亀尾 5 Ⅱ-2- 41- 824	済	有	令和3年 6月 8日	41401513
69	亀尾町	函館亀尾 6 Ⅲ-2- 19- 400	済	有	令和3年 6月 8日	41401513
70	亀尾町 米原町	函館亀尾 1 - (1) Ⅱ-2- 38- 821- 1	済		令和3年 6月 8日	41401513
71	米原町	函館米原 Ⅱ-2- 37- 820	済	有	令和3年 6月 8日	41401513
72	米原町	函館米原 - (1) Ⅱ-2- 37- 820- 1	済	有	令和3年 6月 8日	41401513
73	米原町 亀尾町	函館米原 - (2) Ⅱ-2- 37- 820- 2	済	有	令和3年 6月 8日	41401513
74	東畑町	函館東畑 1 Ⅰ-2- 68-1106	済	有	令和3年 6月 8日	41401614
75	東畑町	函館東畑 2 Ⅱ-2- 44- 827	済	有	令和3年 6月 8日	41401614
76	根崎町	函館根崎 1 Ⅰ-2- 54-1092	済		平成29年 3月 31日	41401512
77	根崎町 高松町	函館根崎 2 Ⅰ-2- 55-1093	済	有	令和3年 6月 8日	41401512
78	根崎町 高松町	函館根崎 3 Ⅰ-2- 56-1094	済	有	令和3年 6月 8日	41401512
79	根崎町 高松町	函館根崎 3 - (1) Ⅰ-2- 56-1094- 1	済	有	令和3年 6月 8日	41401512
80	根崎町 高松町 志海苔町	函館根崎 4 Ⅰ-2- 57-1095	済	有	令和3年 6月 8日	41401512 41401513
81	高松町	函館高松 1 Ⅰ-2- 53-1091	済	有	平成30年 3月 2日	41401512

資料7 火山、水防、土砂災害警戒区域等

No	所在地	区域の名称 区域番号	指定状況			5 km メッシュ 番号
			指定	特別 警戒 区域	指定年月日	
82	高松町 戸倉町	函館高松 2 Ⅲ-2- 13- 394	済	有	令和 3 年 6 月 8 日	41401512
83	高松町	函館高松 3 Ⅱ-2- 28- 811	済	有	令和 3 年 6 月 8 日	41401512
84	高松町	函館高松 4 Ⅲ-2- 14- 395	済	有	令和 3 年 6 月 8 日	41401512
85	高松町 湯川 3 丁目	函館高松 5 Ⅱ-2-391-2368	済		令和 3 年 6 月 8 日	41401512
86	高松町	函館高松 6 Ⅲ-2- 15- 396	済	有	令和 3 年 6 月 8 日	41401512 41401513
87	志海苔町	函館志海苔 1 Ⅰ-2- 58-1096	済	有	平成 30 年 3 月 2 日	41401513
88	志海苔町	函館志海苔 2 Ⅰ-2- 59-1097	済	有	平成 29 年 3 月 31 日	41401513
89	志海苔町	函館志海苔 3 Ⅱ-2- 29- 812	済	有	平成 30 年 3 月 2 日	41401513
90	瀬戸川町	函館瀬戸川 1 Ⅱ-2- 30- 813	済	有	令和 3 年 6 月 8 日	41401513
91	瀬戸川町 赤坂町	函館瀬戸川 2 Ⅱ-2- 31- 814	済	有	令和 3 年 6 月 8 日	41401513
92	銭亀町	函館銭亀 1 Ⅰ-2- 60-1098	済	有	平成 29 年 3 月 31 日	41401513
93	銭亀町	函館銭亀 2-(1) Ⅰ-2- 61-1099	済		平成 30 年 3 月 2 日	41401513
94	銭亀町 新湊町	函館銭亀 2-(2) Ⅰ-2- 62-1100	済	有	平成 30 年 3 月 2 日	41401513
95	新湊町 銭亀町	函館新湊 1-(1) Ⅰ-2- 63-1101	済		平成 30 年 3 月 2 日	41401513
96	新湊町 古川町	函館新湊 1-(2) Ⅰ-2- 64-1102	済	有	平成 30 年 3 月 2 日	41401513
97	新湊町	函館新湊 2 Ⅰ-2- 66-1104	済	有	平成 29 年 3 月 31 日	41401513
98	新湊町	函館新湊 3 Ⅱ-2-392-2369	済	有	平成 30 年 3 月 2 日	41401513
99	新湊町	函館新湊 4 Ⅰ-2- 65-1103	済	有	平成 30 年 3 月 2 日	41401513
100	石倉町	函館石倉 1 Ⅲ-2- 17- 398	済	有	平成 30 年 3 月 2 日	41401513
101	石倉町	函館石倉 2 Ⅲ-2- 18- 399	済	有	平成 30 年 3 月 2 日	41401513
102	石倉町 東畑町	函館石倉 3 Ⅱ-2- 35- 818	済	有	平成 30 年 3 月 2 日	41401513

No	所在地	区域の名称 区域番号	指定状況			5 km メッシュ 番号
			指定	特別 警戒 区域	指定年月日	
103	石倉町	函館石倉4 Ⅱ-2-36-819	済	有	平成30年3月2日	41401513
104	古川町 石崎町	函館古川1-(1) Ⅰ-2-71-1109	済	有	平成30年3月2日	41401513
105	石崎町	函館古川1-(2) Ⅱ-2-49-832	済	有	平成29年3月31日	41401513
106	古川町	函館古川2 Ⅰ-2-70-1108	済	有	平成30年3月2日	41401513
107	古川町	函館古川3 Ⅱ-2-48-831	済	有	平成30年3月2日	41401513
108	豊原町 東畑町	函館豊原1 Ⅲ-2-20-401	済	有	平成30年3月2日	41401513
109	豊原町	函館豊原2 Ⅱ-2-46-829	済	有	平成30年3月2日	41401513
110	豊原町	函館豊原3 Ⅲ-2-21-402	済	有	平成30年3月2日	41401513
111	豊原町 古川町	函館豊原4 Ⅰ-2-69-1107	済	有	平成30年3月2日	41401513
112	豊原町 古川町	函館豊原5 Ⅱ-2-47-830	済	有	平成30年3月2日	41401513
113	石崎町	函館石崎1 Ⅰ-2-72-1110	済	有	平成29年3月31日	41401513 41401514
114	石崎町	函館石崎2 Ⅰ-2-74-1112	済	有	平成29年3月31日	41401514
115	石崎町 鶴野町	函館石崎3 Ⅰ-2-75-1113	済		平成29年3月31日	41401514
116	石崎町 鶴野町 白石町	函館石崎4 Ⅰ-2-76-1114	済	有	平成29年3月31日	41401514
117	石崎町 白石町	函館石崎5 Ⅰ-2-77-1115	済		平成29年3月31日	41401514
118	石崎町 白石町	函館石崎6 Ⅰ-2-78-1116	済	有	平成29年3月31日	41401514
119	石崎町	函館石崎7 Ⅰ-2-79-1117	済		平成29年3月31日	41401414 41401514
120	石崎町	函館石崎8 Ⅱ-2-50-833	済	有	平成29年3月31日	41401513
121	石崎町	函館石崎9 Ⅰ-2-73-1111	済		平成29年3月31日	41401514
122	石崎町	函館石崎10 Ⅱ-2-51-834	済	有	平成29年3月31日	41401514

資料7 火山、水防、土砂災害警戒区域等

No	所在地	区域の名称 区域番号	指定状況			5 km メッシュ 番号
			指定	特別 警戒 区域	指定年月日	
123	石崎町 鶴野町	函館石崎 1 1 Ⅱ-2- 52- 835	済	有	平成 29 年 3 月 31 日	41401514
124	白石町	函館白石 Ⅰ-2- 80-1118	済	有	平成 30 年 3 月 2 日	41401514
125	山の手 1 丁目	函館山の手 1 丁目 1 Ⅰ-2- 35-1073	済	有	平成 30 年 3 月 2 日	41401612
126	山の手 1 丁目	函館山の手 1 丁目 2 Ⅰ-2- 36-1074	済	有	平成 30 年 3 月 2 日	41401612
127	陣川町	函館陣川 2 Ⅰ-2- 27-1065	済	有	令和 3 年 6 月 8 日	41401612
128	陣川町	函館陣川 3 Ⅱ-2- 10- 793	済	有	令和 2 年 10 月 13 日	41401612
129	陣川町	函館陣川 4 Ⅰ-2-606-3055	済	有	令和 2 年 10 月 13 日	41401612
130	陣川町	函館陣川 5 Ⅰ-2-607-3056	済	有	令和 2 年 10 月 13 日	41401612
131	陣川町	函館陣川 5 - (1) Ⅰ-2-607-3056- 1	済	有	令和 2 年 10 月 13 日	41401612
132	陣川町	函館陣川 7 Ⅰ-2-608-3057	済	有	令和 2 年 10 月 13 日	41401612
133	陣川 1 丁目	函館陣川 1 丁目 Ⅰ-2- 28-1066	済	有	平成 30 年 3 月 2 日	41401612
134	陣川 2 丁目	函館陣川二丁目 Ⅰ-2- 29-1067	済	有	令和 2 年 10 月 13 日	41401612
135	陣川 2 丁目	函館陣川二丁目 - (1) Ⅰ-2- 29-1067- 1	済	有	令和 2 年 10 月 13 日	41401612
136	神山町	函館神山 Ⅰ-2- 30-1068	済	有	令和 2 年 10 月 13 日	41401612
137	神山 2 丁目	函館神山 2 丁目 Ⅰ-2- 31-1069	済	有	平成 30 年 3 月 2 日	41401612
138	東山町 東山 3 丁目	函館東山 1 Ⅰ-2- 32-1070	済	有	令和 2 年 10 月 13 日	41401612
139	東山町	函館東山 2 Ⅱ-2- 11- 794	済	有	令和 2 年 10 月 13 日	41401612
140	東山町	函館東山 3 Ⅲ-2- 5- 386	済	有	令和 2 年 10 月 13 日	41401612
141	東山町	函館東山 6 Ⅰ-2- 33-1071	済	有	令和 2 年 10 月 13 日	41401612 41401613
142	東山町	函館東山 7 Ⅰ-2- 34-1072	済	有	令和 2 年 10 月 13 日	41401612 41401613
143	東山 3 丁目 東山町	函館東山三丁目 1 Ⅰ-2-609-3058	済	有	令和 2 年 10 月 13 日	41401612

No	所在地	区域の名称 区域番号	指定状況			5 km メッシュ 番号
			指定	特別 警戒 区域	指定年月日	
144	東山3丁目 山の手1丁目	函館東山三丁目2 I-2-610-3059	済	有	令和2年10月13日	41401612
145	東山3丁目	函館東山三丁目3 II-2-14-797	済	有	令和2年10月13日	41401612
146	赤川町	函館赤川1 I-2-22-1060	済	有	令和2年10月13日	41401612
147	赤川町	函館赤川2 I-2-23-1061	済	有	令和2年10月13日	41401612
148	亀田中野町	函館亀田中野1 II-2-7-790	済	有	令和2年10月13日	41401612
149	亀田中野町	函館亀田中野2 II-2-8-791	済	有	令和2年10月13日	41401612
150	亀田中野町	函館亀田中野3 I-2-24-1062	済	有	令和2年10月13日	41401612
151	亀田中野町	函館亀田中野4 II-2-9-792	済	有	令和2年10月13日	41401612
152	亀田中野町 赤川町	函館亀田中野5 I-2-25-1063	済	有	令和2年10月13日	41401612
153	亀田中野町	函館亀田中野6 III-2-2-383	済	有	令和2年10月13日	41401712
154	亀田中野町 赤川町	函館亀田中野7 I-2-26-1064	済	有	令和2年10月13日	41401712
155	桔梗5丁目	函館桔梗1 II-2-1-784	済	有	令和2年10月13日	41401711
156	桔梗4丁目	函館桔梗2 II-2-2-785	済	有	令和2年10月13日	41401711
157	桔梗町	函館桔梗3 I-2-1-1039	済	有	平成30年3月2日	41401711
158	桔梗町	函館桔梗4 II-2-3-786	済	有	令和2年10月13日	41401711
159	西桔梗町	函館西桔梗 I-2-2-1040	済		令和2年10月13日	41401611
160	亀田本町	函館亀田本町1 I-2-3-1041	済	有	令和2年10月13日	41401611
161	亀田本町	函館亀田本町2 I-2-4-1042	済	有	令和2年10月13日	41401611
小計			161	151		

【戸井支所管内】

№	所在地	区域の名称 区域番号	指定状況			5 km メッシュ 番号
			指定	特別 警戒 区域	指定年月日	
1	小安町	戸井小安 1. 2-(1) I-2-81-1119	済	有	平成 26 年 3 月 25 日	41401414
2	小安町	戸井小安 1. 2-(2) I-2-82-1120	済	有	平成 26 年 3 月 25 日	41401414
3	小安町	戸井小安 3 I-2-83-1121	済	有	平成 26 年 3 月 25 日	41401414
4	小安町	戸井小安 4 I-2-84-1122	済	有	平成 26 年 3 月 25 日	41401414
5	小安町	戸井小安 5 I-2-85-1123	済	有	平成 26 年 3 月 25 日	41401414
6	小安町	戸井小安 6 II-2-55-838	済	有	平成 26 年 3 月 25 日	41401414
7	小安町	戸井小安 7 II-2-53-836	済	有	平成 26 年 3 月 25 日	41401414
8	小安町	戸井小安 8 II-2-54-837	済	有	平成 26 年 3 月 25 日	41401414
9	釜谷町	戸井釜谷 1 I-2-86-1124	済	有	平成 26 年 3 月 25 日	41401414
10	釜谷町	戸井釜谷 2 I-2-87-1125	済	有	平成 26 年 3 月 25 日	41401414
11	釜谷町	戸井釜谷 3 I-2-91-1129	済	有	平成 26 年 3 月 25 日	41401415
12	釜谷町	戸井釜谷 5 I-2-88-1126	済	有	平成 18 年 4 月 28 日	41401614 41401615
13	釜谷町	戸井釜谷 6 I-2-89-1127	済	有	平成 26 年 3 月 25 日	41401415
14	釜谷町	戸井釜谷 7 I-2-90-1128	済	有	平成 26 年 3 月 25 日	41401415
15	釜谷町	戸井釜谷 8 I-2-611-3060	済		平成 26 年 3 月 25 日	41401415
16	汐首町	戸井汐首 1-(1) I-2-92-1130	済	有	平成 28 年 3 月 18 日	41401415
17	汐首町	戸井汐首 1-(2) I-2-93-1131	済	有	平成 26 年 6 月 27 日	41401415
18	汐首町	戸井汐首 2 I-2-95-1133	済	有	平成 26 年 6 月 27 日	41401415
19	汐首町	戸井汐首 3 I-2-94-1132	済	有	平成 28 年 3 月 18 日	41401415
20	汐首町	戸井汐首 4 III-2-22-403	済	有	平成 28 年 3 月 18 日	41401415

No	所在地	区域の名称 区域番号	指定状況			5 km メッシュ 番号
			指定	特別 警戒 区域	指定年月日	
21	瀬田来町	戸井瀬田来1 Ⅱ-2-56-839	済	有	平成26年6月27日	41401415
22	瀬田来町	戸井瀬田来2 Ⅰ-2-97-1135	済	有	平成26年6月27日	41401415
23	瀬田来町	戸井瀬田来3-(1) Ⅰ-2-98-1136	済	有	平成29年4月11日	41401415
24	瀬田来町 弁才町	戸井瀬田来3-(2) Ⅰ-2-99-1137	済	有	平成29年4月11日	41401415
25	瀬田来町	戸井瀬田来4 Ⅰ-2-96-1134	済	有	平成28年3月18日	41401415
26	瀬田来町	戸井瀬田来5 Ⅲ-2-23-404	済	有	平成29年4月11日	41401415
27	瀬田来町	戸井瀬田来6 Ⅱ-2-57-840	済	有	平成26年6月27日	41401415
28	瀬田来町	戸井瀬田来7 Ⅱ-2-58-841	済	有	平成26年6月27日	41401415
29	瀬田来町	戸井瀬田来8 Ⅰ-2-100-1138	済	有	平成29年4月11日	41401415
30	弁才町	戸井弁才1 Ⅱ-2-59-842	済	有	平成26年6月27日	41401415
31	弁才町	戸井弁才2 Ⅰ-2-101-1139	済	有	平成26年6月27日	41401415
32	弁才町	戸井弁才3 Ⅰ-2-102-1140	済	有	平成29年4月11日	41401415
33	弁才町	戸井弁才(1) Ⅰ-2-103-1141	済	有	平成26年6月27日	41401415
34	弁才町 泊町	戸井弁才(2)・泊 Ⅰ-2-104-1142	済	有	平成29年4月11日	41401415
35	泊町	戸井泊1 Ⅰ-2-105-1143	済	有	平成26年6月27日	41411400
36	館町	戸井館町1 Ⅰ-2-106-1144	済	有	平成26年10月14日	41411400
37	館町	戸井館町2 Ⅰ-2-107-1145	済	有	平成26年10月14日	41411400
38	浜町	戸井浜町1 Ⅰ-2-108-1146	済	有	平成26年10月14日	41411400
39	浜町	戸井浜町2 Ⅰ-2-109-1147	済	有	平成26年10月14日	41411400
40	浜町	戸井浜町3 Ⅱ-2-60-843	済	有	平成26年10月14日	41411400

資料7 火山、水防、土砂災害警戒区域等

No	所在地	区域の名称 区域番号	指定状況			5 km メッシュ 番号
			指定	特別 警戒 区域	指定年月日	
41	浜町	戸井浜町 4 I-2-110-1148	済	有	平成 26 年 10 月 14 日	41411400
42	浜町	戸井浜町 5 I-2-111-1149	済	有	平成 26 年 10 月 14 日	41411400
43	浜町	戸井浜町 6 I-2-112-1150	済	有	平成 26 年 10 月 14 日	41411400
44	浜町	戸井浜町 7 II-2- 61- 844	済	有	平成 29 年 4 月 11 日	41411400
45	浜町	戸井浜町 8 II-2- 62- 845	済	有	平成 26 年 10 月 14 日	41411400
46	新二見町	戸井二見(1) I-2-113-1151	済	有	平成 26 年 10 月 14 日	41411400
47	新二見町 原木町	戸井二見(2) II-2- 63- 846	済	有	平成 29 年 4 月 11 日	41411400
48	新二見町 原木町	戸井二見(3) II-2- 64- 847	済	有	平成 29 年 4 月 11 日	41411400
49	原木町	戸井原木 1 I-2-114-1152	済	有	平成 29 年 4 月 11 日	41411400
50	原木町	戸井原木 2 I-2-116-1154	済	有	平成 26 年 10 月 14 日	41411400
51	原木町	戸井原木 3 I-2-117-1155	済	有	平成 29 年 4 月 11 日	41411400
52	原木町	戸井原木 4 III-2- 24- 405	済		平成 29 年 4 月 11 日	41411400
53	原木町	戸井原木 5 I-2-115-1153	済	有	平成 29 年 4 月 11 日	41411400
54	原木町	戸井原木 6 II-2- 65- 848	済	有	平成 29 年 4 月 11 日	41411400
戸井支所管内 計			54	52		

【恵山支所管内】

№	所在地	区域の名称 区域番号	指定状況			5 km メッシュ 番号
			指定	特別 警戒 区域	指定年月日	
1	日浦町	恵山日浦 1 I-2-118-1156	済	有	令和 2 年 3 月 13 日	41411400
2	日浦町	恵山日浦 2 I-2-121-1159	済	有	令和 2 年 3 月 13 日	41411400
3	日浦町	恵山日浦 3 I-2-119-1157	済	有	令和 3 年 6 月 8 日	41411400
4	日浦町	恵山日浦 4 II-2-66-849	済	有	令和 2 年 3 月 13 日	41411400
5	日浦町	恵山日浦 5 I-2-120-1158	済	有	令和 2 年 3 月 13 日	41411400
6	豊浦町	恵山豊浦 1 II-2-67-850	済	有	平成 31 年 3 月 26 日	41411401
7	豊浦町	恵山豊浦(1) I-2-122-1160	済	有	平成 31 年 3 月 26 日	41411401
8	豊浦町	恵山豊浦(2) I-2-123-1161	済	有	平成 31 年 3 月 26 日	41411401
9	大濶町 豊浦町	恵山大濶 I-2-124-1162	済	有	平成 31 年 3 月 26 日	41411401
10	中浜町	恵山中浜 1 II-2-68-851	済	有	平成 31 年 3 月 26 日	41411501
11	中浜町	恵山中浜 2 II-2-69-852	済	有	平成 31 年 3 月 26 日	41411501
12	女那川町	恵山女那川 1 I-2-126-1164	済	有	令和 2 年 3 月 13 日	41411501
13	女那川町	恵山女那川 2 I-2-127-1165	済	有	令和 2 年 3 月 13 日	41411501
14	女那川町	恵山女那川 3 I-2-125-1163	済	有	令和 2 年 3 月 13 日	41411501
15	女那川町	恵山女那川 4 II-2-70-853	済	有	令和 2 年 3 月 13 日	41411501
16	女那川町	恵山寄歌会(1) I-2-128-1166	済	有	令和 2 年 3 月 13 日	41411501
17	女那川町	恵山寄歌会(2) I-2-129-1167	済	有	令和 2 年 3 月 13 日	41411501
18	日ノ浜町	恵山日ノ浜 1 I-2-130-1168	済	有	平成 29 年 4 月 11 日	41411501
19	日ノ浜町	恵山日ノ浜 2 I-2-131-1169	済	有	平成 29 年 4 月 11 日	41411501
20	日ノ浜町	恵山日ノ浜 3 I-2-132-1170	済	有	平成 29 年 4 月 11 日	41411501

資料7 火山、水防、土砂災害警戒区域等

No	所在地	区域の名称 区域番号	指定状況			5 km メッシュ 番号
			指定	特別 警戒 区域	指定年月日	
21	古武井町	恵山古武井(1) I-2-133-1171	済	有	平成29年4月11日	41411501
22	古武井町	恵山古武井(2) I-2-134-1172	済	有	平成29年4月11日	41411501
23	古武井町	恵山古武井(3) I-2-135-1173	済	有	平成29年4月11日	41411502
24	古武井町	恵山古武井(4) II-2-71-854	済	有	平成29年4月11日	41411502
25	恵山町 古武井町	恵山恵山1 I-2-136-1174	済	有	平成29年4月11日	41411502
26	恵山町	恵山恵山2 I-2-137-1175	済	有	平成29年4月11日	41411502
27	恵山町	恵山恵山3 II-2-72-855	済	有	平成29年4月11日	41411502
28	恵山町	恵山恵山4 II-2-73-856	済	有	平成29年4月11日	41411502
29	恵山町	恵山恵山5 I-2-138-1176	済	有	平成29年4月11日	41411502
30	恵山町	恵山恵山6 I-2-139-1177	済	有	平成29年4月11日	41411502
31	恵山町	恵山恵山7 I-2-140-1178	済	有	平成29年4月11日	41411502
32	恵山町	恵山恵山8 I-2-141-1179	済	有	平成29年4月11日	41411502
33	恵山町	恵山恵山9 II-2-74-857	済	有	平成29年4月11日	41411502
34	柏野町	恵山柏野1 I-2-142-1180	済	有	平成29年4月11日	41411502
35	柏野町	恵山柏野2 I-2-143-1181	済	有	平成29年4月11日	41411502
36	柏野町 恵山町	恵山御崎1-(1) I-2-144-1182	済	有	平成30年1月26日	41411502
37	柏野町 恵山町 御崎町	恵山御崎1-(2) I-2-145-1183	済	有	平成30年1月26日	41411502
38	御崎町	恵山御崎1-(3) I-2-146-1184	済	有	平成30年1月26日	41411502
39	柏野町 御崎町	恵山御崎1-(4) I-2-147-1185	済	有	平成30年1月26日	41411502 41411602
恵山支所管内 計			39	39		

【椴法華支所管内】

No	所在地	区域の名称 区域番号	指定状況			5 km メッシュ 番号
			指定	特別 警戒 区域	指定年月日	
1	恵山岬町	椴法華恵山岬 1 Ⅱ-2-75-858	済	有	平成 30 年 7 月 20 日	41411602
2	恵山岬町	椴法華恵山岬 2 Ⅰ-2-148-1186	済	有	平成 30 年 7 月 20 日	41411602
3	元村町	椴法華元村 1 Ⅰ-2-149-1187	済	有	平成 30 年 7 月 20 日	41411602
4	元村町	椴法華元村 2 Ⅰ-2-150-1188	済	有	平成 30 年 7 月 20 日	41411602
5	元村町	椴法華元村 3 Ⅰ-2-151-1189	済	有	平成 30 年 7 月 20 日	41411602
6	元村町	椴法華元村 4 Ⅰ-2-152-1190	済	有	平成 30 年 7 月 20 日	41411602
7	富浦町	椴法華富浦 Ⅰ-2-153-1191	済	有	令和元年 7 月 12 日	41411602
8	島泊町	椴法華島泊 Ⅰ-2-154-1192	済	有	令和元年 7 月 12 日	41411602
椴法華支所管内 計			8	8		

【南茅部支所管内】

No	所在地	区域の名称 区域番号	指定状況			5 km メッシュ 番号
			指定	特別 警戒 区域	指定年月日	
1	古部町	南茅部古部 1 Ⅰ-2-155-1193	済	有	平成 31 年 3 月 5 日	41411701
2	古部町	南茅部古部 2 Ⅰ-2-156-1194	済	有	平成 31 年 3 月 5 日	41411701
3	木直町	南茅部木直 Ⅰ-2-160-1198	済	有	平成 30 年 9 月 14 日	41411701
4	木直町	南茅部木直 1 Ⅱ-2-76-859	済	有	平成 30 年 9 月 14 日	41411701
5	木直町	南茅部木直 2 Ⅱ-2-77-860	済	有	平成 30 年 9 月 14 日	41411701
6	木直町	南茅部木直 3 Ⅱ-2-78-861	済	有	平成 30 年 9 月 14 日	41411701
7	木直町	南茅部木直 4 Ⅱ-2-80-863	済	有	平成 30 年 9 月 14 日	41411701
8	木直町	南茅部木直 5 Ⅱ-2-81-864	済	有	平成 30 年 9 月 14 日	41411701

資料7 火山、水防、土砂災害警戒区域等

No	所在地	区域の名称 区域番号	指定状況			5 km メッシュ 番号
			指定	特別 警戒 区域	指定年月日	
9	木直町	南茅部木直 6 I - 2 - 161 - 1199	済	有	平成 30 年 9 月 14 日	41411701
10	木直町	南茅部木直 7 I - 2 - 162 - 1200	済	有	平成 30 年 9 月 14 日	41411701
11	木直町	南茅部木直 8 II - 2 - 83 - 866	済	有	平成 30 年 9 月 14 日	41411700
12	木直町	南茅部木直 9 II - 2 - 84 - 867	済	有	平成 30 年 9 月 14 日	41411700
13	木直町	南茅部木直 10 I - 2 - 167 - 1205	済	有	平成 30 年 9 月 14 日	41411700
14	木直町	南茅部ポン木直 1 - (1) II - 2 - 82 - 865	済		平成 30 年 9 月 14 日	41411700
15	木直町	南茅部ポン木直 1 - (2) I - 2 - 165 - 1203	済	有	平成 30 年 9 月 14 日	41411700
16	木直町	南茅部ポン木直 2 I - 2 - 166 - 1204	済	有	平成 30 年 9 月 14 日	41411700
17	木直町	南茅部白井川 I - 2 - 158 - 1196	済	有	平成 30 年 9 月 14 日	41411701
18	木直町	南茅部割石(1) II - 2 - 79 - 862	済	有	平成 30 年 9 月 14 日	41411701
19	木直町	南茅部割石(2) I - 2 - 159 - 1197	済	有	平成 30 年 9 月 14 日	41411701
20	木直町	南茅部西部 I - 2 - 163 - 1201	済	有	平成 30 年 9 月 14 日	41411701
21	木直町	南茅部ピリカ浜 I - 2 - 164 - 1202	済	有	平成 30 年 9 月 14 日	41411700 41411701
22	木直町 川汲町	南茅部大梶 I - 2 - 157 - 1195	済	有	平成 30 年 9 月 14 日	41411701
23	尾札部町	南茅部尾札部 1 II - 2 - 85 - 868	済	有	平成 29 年 5 月 2 日	41411700
24	尾札部町	南茅部尾札部 2 - 2 I - 2 - 176 - 1214	済	有	平成 29 年 5 月 2 日	41411700
25	尾札部町	南茅部尾札部 3 I - 2 - 177 - 1215	済	有	平成 29 年 5 月 2 日	41411700 41401715 41401815
26	尾札部町	南茅部尾札部 4 II - 2 - 86 - 869	済	有	平成 29 年 5 月 2 日	41411700
27	尾札部町	南茅部尾札部 5 II - 2 - 87 - 870	済	有	平成 29 年 5 月 2 日	41411700
28	尾札部町	南茅部尾札部 6 I - 2 - 170 - 1208	済	有	平成 29 年 5 月 2 日	41411700

No	所在地	区域の名称 区域番号	指定状況			5 km メッシュ 番号
			指定	特別 警戒 区域	指定年月日	
29	尾札部町	南茅部尾札部 7 II-2-88-871	済	有	平成 29 年 5 月 2 日	41411700
30	尾札部町	南茅部尾札部 8 II-2-89-872	済	有	平成 29 年 5 月 2 日	41411700
31	尾札部町	南茅部尾札部 9 II-2-90-873	済	有	平成 29 年 5 月 2 日	41411700
32	尾札部町	南茅部尾札部 1 0 I-2-172-1210	済	有	平成 23 年 3 月 29 日	41411700
33	尾札部町	南茅部尾札部 1 1 I-2-173-1211	済	有	平成 23 年 3 月 29 日	41411700
34	尾札部町	南茅部尾札部 1 2 I-2-174-1212	済	有	平成 29 年 5 月 2 日	41411700
35	尾札部町	南茅部尾札部 1 3 I-2-175-1213	済	有	平成 29 年 5 月 2 日	41411700
36	尾札部町	南茅部黒鷲 I-2-171-1209	済	有	平成 29 年 5 月 2 日	41411700
37	川汲町	南茅部川汲 I-2-178-1216	済	有	平成 22 年 6 月 25 日	41401715 41401815
38	川汲町	南茅部川汲 1 I-2-179-1217	済	有	平成 27 年 6 月 26 日	41401815
39	川汲町	南茅部川汲 2 I-2-180-1218	済	有	平成 31 年 3 月 5 日	41401715
40	川汲町	南茅部川汲 3 I-2-181-1219	済	有	平成 31 年 3 月 5 日	41401715
41	川汲町 安浦町	南茅部川汲 4 I-2-182-1220	済	有	平成 27 年 6 月 26 日	41401815
42	川汲町	南茅部見日 1-(1) I-2-168-1206	済	有	平成 29 年 5 月 2 日	41411700
43	川汲町	南茅部見日 1-(2) I-2-169-1207	済	有	平成 29 年 5 月 2 日	41411700
44	安浦町	南茅部安浦・臼尻 3 I-2-183-1221	済	有	平成 31 年 3 月 5 日	41401815
45	臼尻町	南茅部臼尻 1 I-2-184-1222	済	有	平成 31 年 3 月 5 日	41401815
46	豊崎町 臼尻町	南茅部豊崎 1 I-2-185-1223	済	有	平成 31 年 3 月 5 日	41401814 41401815
47	豊崎町	南茅部豊崎 2 I-2-186-1224	済	有	平成 31 年 3 月 5 日	41401814 41401914
48	豊崎町	南茅部豊崎 3-(1) I-2-187-1225	済	有	平成 31 年 3 月 5 日	41401914

資料7 火山、水防、土砂災害警戒区域等

No	所在地	区域の名称 区域番号	指定状況			5 km メッシュ 番号
			指定	特別 警戒 区域	指定年月日	
49	豊崎町	南茅部豊崎 3-(2) II-2-91-874	済	有	平成31年3月5日	41401914
50	豊崎町	南茅部豊崎 4 II-2-92-875	済	有	平成31年3月5日	41401914
51	豊崎町	南茅部豊崎 5 I-2-188-1226	済	有	平成31年3月5日	41401914
52	豊崎町	南茅部豊崎 6 II-2-93-876	済	有	平成31年3月5日	41401914
53	豊崎町	南茅部豊崎 7 II-2-94-877	済	有	平成31年3月5日	41401914
54	豊崎町	南茅部豊崎 8 I-2-189-1227	済	有	平成31年3月5日	41401914
55	豊崎町	南茅部豊崎 9 II-2-95-878	済	有	平成31年3月5日	41401914
56	大船町	南茅部大船 1 I-2-192-1230	済	有	平成31年3月5日	41401914
57	大船町	南茅部大船 2 I-2-193-1231	済	有	平成31年3月5日	41401914
58	大船町	南茅部大船 3 I-2-190-1228	済	有	平成31年3月5日	41401814
59	大船町	南茅部大船 4 II-2-96-879	済	有	平成31年3月5日	41401814
60	大船町	南茅部大船 5 I-2-191-1229	済	有	平成31年3月5日	41401914
61	双見町	南茅部磯谷 1 II-2-98-881	済	有	平成31年3月5日	41401914
62	双見町	南茅部磯谷 2 II-2-99-882	済	有	平成31年3月5日	41401914
63	双見町 岩戸町	南茅部磯谷 3 I-2-195-1233	済	有	平成31年3月5日	41401914
64	双見町	南茅部双見 II-2-97-880	済	有	平成31年3月5日	41401914
65	双見町	南茅部美呂泊 I-2-194-1232	済	有	平成31年3月5日	41401914
66	岩戸町	南茅部岩戸 1 I-2-196-1234	済	有	平成31年3月5日	41401914
67	岩戸町	南茅部岩戸 2 I-2-197-1235	済	有	平成31年3月5日	41401914
68	岩戸町	南茅部岩戸 3 II-2-100-883	済	有	平成31年3月5日	41401914

№	所在地	区域の名称 区域番号	指定状況			5 km メッシュ 番号
			指定	特別 警戒 区域	指定年月日	
69	岩戸町	南茅部岩戸 4 I-2-198-1236	済	有	平成 31 年 3 月 5 日	41401914 42400014
70	岩戸町	南茅部岩戸 5 II-2-101-884	済	有	平成 31 年 3 月 5 日	42400014
71	岩戸町	南茅部岩戸 6 I-2-199-1237	済	有	平成 31 年 3 月 5 日	41401914
72	岩戸町	南茅部岩戸 7 II-2-102-885	済	有	平成 31 年 3 月 5 日	41401914
南茅部支所管内 計			72	71		

(3) 土砂災害危険箇所（土石流危険溪流）

(令和3年4月1日現在)

No	所在地	区域の名称 区域番号	指定状況			5 km メッシュ 番号
			指定	特別 警戒 区域	指定年月日	
1	船見町	火葬場の沢川 I-21-0380	済	有	平成26年2月4日	41401511
2	青柳町	護国神社の沢川 I-21-0400	済	有	令和3年12月7日	41401511
3	谷地頭町	館山沢川 I-21-0390	済	有	令和3年12月7日	41401411 41401511
4	滝沢町	後藤の沢川 II-21-0430	済		令和3年6月8日	41401612
5	鈴蘭丘町	鈴蘭丘1号沢川 III-21-036	済	有	令和3年6月8日	41401613
6	鈴蘭丘町	鈴蘭丘2号沢川 III-21-037	済		令和3年6月8日	41401613
7	鈴蘭丘町	鈴蘭丘3号沢川 III-21-038	済		令和3年6月8日	41401613
8	鱒川町	プレカットの沢川 I-21-0440	済	有	令和3年6月8日	41401613
9	鱒川町	田村の沢川 II-21-0450	済		令和3年6月8日	41401613
10	鱒川町	水沢の沢川 II-21-0460	済		令和3年6月8日	41401613
11	鱒川町	神社の沢川 II-21-0470	済		令和3年6月8日	41401613
12	紅葉山町	上出の沢川 II-21-0480	済		令和3年6月8日	41401614
13	紅葉山町	藤野の沢川 II-21-0490	済	有	令和3年6月8日	41401714
14	庵原町	庵原1号沢川 III-21-044	済		令和3年6月8日	41401613
15	亀尾町	亀尾3号沢川 III-21-043	済		令和3年6月8日	41401513
16	米原町	米原1号沢川 III-21-039	済		令和3年6月8日	41401513
17	米原町	米原2号沢川 III-21-040	済		令和3年6月8日	41401513
18	東畑町	小山の沢川 I-21-0520	済		令和3年6月8日	41401513 41401514 41401613 41401614
19	東畑町	東畑1号沢川 III-21-047	済		令和3年6月8日	41401513

No	所在地	区域の名称 区域番号	指定状況			5 km メッシュ 番号
			指定	特別 警戒 区域	指定年月日	
20	鉄山町	鉄山1号沢川 Ⅲ-21-045	済	有	令和3年6月8日	41401614
21	鉄山町	鉄山2号沢川 Ⅲ-21-046	済		令和3年6月8日	41401614
22	蛾眉野町	蛾眉野学校沢川 Ⅰ-21-0500	済		令和3年6月8日	41401515
23	蛾眉野町 鉄山町	工藤の沢川 Ⅱ-21-0510	済	有	令和3年6月8日	41401514
24	豊原町	豊原1号沢川 Ⅲ-21-048	済		平成30年3月2日	41401513
25	白石町	白石川 Ⅱ-21-0530	済		平成30年3月2日	41401514
26	白石町	大槻の沢川 Ⅱ-21-0540	済	有	平成30年3月2日	41401514
27	東山町	佐藤の沢川 Ⅱ-21-0420	済		令和2年10月13日	41401612 41401613
28	亀田中野町 赤川町	ユアサの沢川 Ⅱ-21-0410	済		令和2年10月13日	41401712
小計			28	9		

【戸井支所管内】

No	所在地	区域の名称 区域番号	指定状況			5 km メッシュ 番号
			指定	特別 警戒 区域	指定年月日	
1	小安町	小安川 Ⅰ-21-0550	済	有	平成26年3月25日	41401414
2	釜谷町	ウエン川 Ⅰ-21-0560	済		平成26年3月25日	41401414 41401415
3	釜谷町	釜石右の沢川 Ⅰ-21-0570	済	有	平成26年3月25日	41401415
4	汐首町	墓地の沢川 Ⅱ-21-0580	済	有	平成28年3月18日	41401415
5	瀬田来町	蓬内川 Ⅰ-21-0590	済		平成26年6月27日	41401415
6	弁才町	マルカの沢川 Ⅱ-21-0600	済	有	平成29年4月11日	41401415
7	弁才町	弁才町学校沢川 Ⅰ-21-0610	済		平成29年4月11日	41401415
8	弁才町	弁才右1の沢川 Ⅰ-21-0620	済	有	平成29年4月11日	41401415

資料7 火山、水防、土砂災害警戒区域等

No	所在地	区域の名称 区域番号	指定状況			5 km メッシュ 番号
			指定	特別 警戒 区域	指定年月日	
9	館町 泊町	水準点沢川 I-21-0630	済		平成29年4月11日	41411400
10	浜町 館町	蛭子川 I-21-0631	済		平成29年4月11日	41411400
11	浜町	熊別川支流沢川 I-21-0640	済	有	平成29年4月11日	41411400
12	浜町	浜町1の沢川 I-21-0650	済		平成29年4月11日	41411400
13	浜町	浜町2の沢川 I-21-0660	済		平成29年4月11日	41411400
14	浜町	白鳥の沢川 I-21-0670	済	有	平成29年4月11日	41411400
15	浜町	宇都の沢川 I-21-0680	済	有	平成29年4月11日	41411400
16	新二見町	鎌歌の沢川 II-21-0690	済	有	平成29年4月11日	41411400
17	原木町	原木神社沢川 II-21-0700	済	有	平成29年4月11日	41411400
18	原木町	原木2の沢川 II-21-0710	済	有	平成29年4月11日	41411400
19	原木町	原木1の沢川 II-21-0720	済	有	平成29年4月11日	41411400
戸井支所管内 計			19	12		

【恵山支所管内】

No	所在地	区域の名称 区域番号	指定状況			5 km メッシュ 番号
			指定	特別 警戒 区域	指定年月日	
1	日浦町	郵便局裏の沢川 I-21-0730	済	有	令和2年3月13日	41411400
2	日浦町	学校裏の沢川 II-21-0740	済	有	令和2年3月13日	41411400
3	日浦町	小沢川 I-21-0750	済	有	令和2年3月13日	41411400
4	大澗町	野呂の沢川 I-21-0760	済		平成31年3月26日	41411401
5	女那川町	杉沢の川 II-21-0780	済		平成31年3月26日	41411501

No	所在地	区域の名称 区域番号	指定状況			5 km メッシュ 番号
			指定	特別 警戒 区域	指定年月日	
6	女那川町	学校横沢川 Ⅱ-21-0790	済		平成31年3月26日	41411501
7	女那川町	山崎の沢川 Ⅱ-21-0800	済	有	令和2年3月13日	41411501
8	女那川町	メノコ内川 Ⅰ-21-0810	済		令和2年3月13日	41411501
9	女那川町	寄貝歌川 Ⅱ-21-0820	済		令和2年3月13日	41411501
10	高岱町	理研の沢川 Ⅱ-21-0830	済	有	令和2年3月13日	41411501
11	日ノ浜町	役所沢川 Ⅰ-21-0840	済	有	平成21年8月21日	41411501
12	古武井町	斉藤の沢川 Ⅱ-21-0850	済	有	平成29年4月11日	41411501
13	古武井町	1号川 Ⅱ-21-0860	済	有	平成29年4月11日	41411501
14	古武井町	工藤の沢川 Ⅱ-21-0870	済	有	平成29年4月11日	41411501
15	古武井町	古武井神社横の沢川 Ⅱ-21-0880	済	有	平成29年4月11日	41411501
16	古武井町	2号川 Ⅱ-21-0890	済	有	平成29年4月11日	41411501
17	古武井町	3号川 Ⅰ-21-0900	済	有	平成29年4月11日	41411501
18	古武井町	山田の沢川 Ⅱ-21-0910	済	有	平成29年4月11日	41411501
19	古武井町	成田の沢川 Ⅱ-21-0920	済	有	平成29年4月11日	41411501
20	古武井町	4号川 Ⅰ-21-0930	済	有	平成29年4月11日	41411502
21	古武井町	中西の沢川 Ⅱ-21-0940	済	有	平成29年4月11日	41411502
22	恵山町	イノウエ川 Ⅱ-21-0970	済	有	平成30年1月26日	41411502
23	柏野町	平島沢川 Ⅰ-21-0950	済	有	平成29年4月11日	41411502
24	柏野町	白浜川 Ⅰ-21-0960	済		平成29年4月11日	41411502
25	御崎町	神社川 Ⅱ-21-0980	済	有	平成30年1月26日	41411502
26	御崎町	滝沢川 Ⅱ-21-0990	済	有	平成30年1月26日	41411502

資料7 火山、水防、土砂災害警戒区域等

№	所在地	区域の名称 区域番号	指定状況			5 km メッシュ 番号
			指定	特別 警戒 区域	指定年月日	
27	御崎町	温泉川 I-21-1000	済		平成30年1月26日	41411502
28	御崎町	岩田川 I-21-1010	済	有	平成30年1月26日	41411502
29	御崎町	小荒の沢川 II-21-1020	済	有	平成30年1月26日	41411502
恵山支所管内 計			29	22		

【椴法華支所管内】

№	所在地	区域の名称 区域番号	指定状況			5 km メッシュ 番号
			指定	特別 警戒 区域	指定年月日	
1	恵山岬町	水無沢川 I-21-1030	済	有	平成30年7月20日	41411602
2	元村町	元村川 I-21-1040	済	有	平成30年7月20日	41411602
3	元村町	元村の沢川 II-21-1050	済	有	平成30年7月20日	41411602
4	元村町	小野沢川 II-21-1060	済	有	平成30年7月20日	41411602
5	富浦町	三ツ石の沢川 II-21-1070	済		令和元年7月12日	41411602
6	富浦町 島泊町	番屋の沢川 I-21-1080	済	有	令和元年7月12日	41411602
7	島泊町 新八幡町	八幡川 I-21-1090	済		令和元年7月12日	41411602
8	絵紙山町	絵紙左の沢川 II-21-1100	済	有	令和元年7月12日	41411701
椴法華支所管内 計			8	6		

【南茅部支所管内】

№	所在地	区域の名称 区域番号	指定状況			5 km メッシュ 番号
			指定	特別 警戒 区域	指定年月日	
1	古部町	海岸沢川 Ⅱ-21-1110	済	有	平成31年3月5日	41411701
2	古部町	山葉の沢川 Ⅱ-21-1120	済		平成31年3月5日	41411701
3	古部町	学校の沢川 Ⅰ-21-1130	済	有	平成31年3月5日	41411701
4	木直町	弁慶の沢川 Ⅱ-21-1140	済	有	平成30年9月14日	41411701
5	木直町	立岩川 Ⅱ-21-1150	済	有	平成30年9月14日	41411701
6	木直町	前野の沢川 Ⅱ-21-1160	済	有	平成30年9月14日	41411701
7	木直町	小田原川 Ⅱ-21-1170	済	有	平成30年9月14日	41411701
8	木直町	大滝川 Ⅱ-21-1180	済	有	平成30年9月14日	41411701
9	木直町	白井川 Ⅰ-21-1181	済	有	平成30年9月14日	41411701
10	木直町	白井川神社沢川 Ⅰ-21-1190	済	有	平成30年9月14日	41411701
11	木直町	汐谷の沢川 Ⅱ-21-1200	済	有	平成30年9月14日	41411701
12	木直町	川口の沢川 Ⅱ-21-1210	済	有	平成30年9月14日	41411701
13	木直町	木直右1の沢川 Ⅰ-21-1220	済	有	平成30年9月14日	41411701
14	木直町	木直右2の沢川 Ⅰ-21-1230	済	有	平成30年9月14日	41411701
15	木直町	木直右3の沢川 Ⅰ-21-1240	済		平成30年9月14日	41411701
16	木直町	木直神社川 Ⅰ-21-1250	済	有	平成30年9月14日	41411701
17	木直町	神津の沢川 Ⅱ-21-1260	済	有	平成30年9月14日	41401701
18	木直町	ピリカの沢川 Ⅱ-21-1270	済	有	平成30年9月14日	41401700
19	木直町	押出の沢川 Ⅱ-21-1280	済	有	平成30年9月14日	41411700
20	木直町	下の沢川 Ⅰ-21-1290	済	有	平成30年9月14日	41411700

資料7 火山、水防、土砂災害警戒区域等

№	所在地	区域の名称 区域番号	指定状況			5 km メッシュ 番号
			指定	特別 警戒 区域	指定年月日	
21	木直町	木直の沢川 Ⅱ-21-1300	済	有	平成30年9月14日	41411700
22	尾札部町	島歌川 Ⅱ-21-1310	済	有	平成29年5月2日	41411700
23	尾札部町	見日右沢川 Ⅱ-21-1320	済		平成29年5月2日	41411700
24	尾札部町	見日川 Ⅰ-21-1321	済	有	平成29年5月2日	41411700
25	川汲町	築上川 Ⅰ-21-1330	済		平成29年5月2日	41401715 41401815
26	川汲町	川汲小板川 Ⅰ-21-1340	済		平成27年6月26日	41401715 41401815
27	川汲町	川汲清水川 Ⅰ-21-1350	済		平成27年6月26日	41401815
28	川汲町	寺社裏の沢川 Ⅰ-21-1360	済	有	平成27年6月26日	41401815
29	臼尻町	垣の島川 Ⅰ-21-1370	済	有	平成31年3月5日	41401815
30	臼尻町	学校横沢川 Ⅰ-21-1380	済	有	平成31年3月5日	41401815
31	臼尻町	魚住の沢川 Ⅰ-21-1390	済		平成31年3月5日	41401815
32	豊崎町 臼尻町	入久川 Ⅰ-21-1400	済		平成31年3月5日	41401814 41401815
33	豊崎町	豊崎紅葉川 Ⅱ-21-1410	済		平成31年3月5日	41401814
34	豊崎町	葡萄川 Ⅱ-21-1420	済	有	平成31年3月5日	41401814
35	豊崎町	茂佐尻川 Ⅱ-21-1430	済		平成31年3月5日	41401814
36	豊崎町	佐藤川 Ⅱ-21-1440	済	有	平成31年3月5日	41401814
37	大船町	阿部の沢川 Ⅱ-21-1450	済		平成31年3月5日	41401914
38	大船町	金沢の沢川 Ⅱ-21-1460	済	有	平成31年3月5日	41401914
39	大船町	神社下川 Ⅰ-21-1470	済	有	平成31年3月5日	41401914
40	大船町	大船中村川 Ⅰ-21-1480	済		平成31年3月5日	41401914

No	所在地	区域の名称 区域番号	指定状況			5 km メッシュ 番号
			指定	特別 警戒 区域	指定年月日	
41	大船町	入美川 I-21-1490	済	有	平成31年3月5日	41401914
42	大船町	大船村上川 I-21-1500	済	有	平成31年3月5日	41401914
43	大船町	大船鎌田川 II-21-1510	済	有	平成31年3月5日	41401914
44	大船町	角張川 II-21-1520	済	有	平成31年3月5日	41401914
45	大船町 双見町	太夫川 II-21-1530	済		平成31年3月5日	41401914
46	双見町 大船町	美呂泊佐々木川 I-21-1540	済		平成31年3月5日	41401914
47	双見町	美呂泊笹口川 II-21-1550	済		平成31年3月5日	41401914
48	双見町	美呂泊川 I-21-1560	済	有	平成31年3月5日	41401914
49	岩戸町	対馬の沢川 II-21-1580	済		平成31年3月5日	41401914
50	岩戸町	上野沢川 II-21-1590	済	有	平成31年3月5日	42400013
南茅部支所管内 計			50	34		

資料7 火山、水防、土砂災害警戒区域等

(4) 土砂災害危険箇所（地すべり危険箇所）

(令和3年4月1日現在)

【戸井支所管内】

No	所在地	区域の名称 区域番号	指定状況			5 km メッシュ 番号
			指定	特別 警戒 区域	指定年月日	
1	浜町 館町	神社地先 <3>-2-202-339-0002	済		令和2年3月13日	41411400
戸井支所管内 計			1			

【恵山支所管内】

No	所在地	区域の名称 区域番号	指定状況			5 km メッシュ 番号
			指定	特別 警戒 区域	指定年月日	
1	女那川町	女那川 2-24-454	済		令和2年3月13日	41411501
恵山支所管内 計			1			

【南茅部支所管内】

No	所在地	区域の名称 区域番号	指定状況			5 km メッシュ 番号
			指定	特別 警戒 区域	指定年月日	
1	古部町	古部川 <3>-2-202-342-0001	済		令和3年10月1日	41411701
南茅部支所管内 計			1			

4. 伐採・掘削計画（北海道管理河川）

（令和6年4月1日現在）

番号	建管	出張所	市町村	水系名	河川名	管理延長 (km)
03-01-02-004	函館	事業課	函館市	磯谷川	磯谷川	5.2
03-01-02-005	函館	事業課	函館市	大舟川	大舟川	4.0
03-01-02-006	函館	事業課	函館市	大舟川	ガロー川	2.0
03-01-02-007	函館	事業課	函館市	矢尻川	矢尻川	1.0
03-01-02-008	函館	事業課	函館市	古武井川	古武井川	2.5
03-01-02-009	函館	事業課	函館市	尻岸内川	尻岸内川	6.0
03-01-02-010	函館	事業課	函館市	原木川	原木川	2.0
03-01-02-011	函館	事業課	函館市	熊別川	熊別川	1.5
03-01-02-012	函館	事業課	函館市	戸井川	戸井川	1.0
03-01-02-013	函館	事業課	函館市	汐泊川	汐泊川	15.0
03-01-02-014	函館	事業課	函館市	松倉川	松倉川	18.1
03-01-02-015	函館	事業課	函館市	松倉川	鮫川	4.2
03-01-02-016	函館	事業課	函館市	松倉川	寺の沢川	0.1
03-01-02-017	函館	事業課	函館市	松倉川	湯の川	3.2
03-01-02-018	函館	事業課	函館市	松倉川	湯の沢川	2.6
03-01-02-019	函館	事業課	函館市	亀田川	亀田川	14.0
03-01-02-020	函館	事業課	函館市	小田島川	小田島川	1.7
03-01-02-021	函館	事業課	函館市 北斗市	常盤川	常盤川	6.2
03-01-02-022	函館	事業課	函館市	常盤川	石川	3.8
03-01-02-023	函館	事業課	函館市	常盤川	中野川	2.1
				13 水系	20 河川	96.2

5. 洪水浸水想定区域、津波災害警戒区域および土砂災害警戒区域等内における要配慮者利用施設の名称、住所等

(1) 社会福祉施設

(令和6年4月1日現在)

No	施設種別	施設名	住所	災害種別			
				津波災害警戒区域	浸水想定区域	土砂災害警戒区域等	
						対象河川名	現象名
1	介護老人福祉施設 (特養)	特別養護老人ホーム おおぞら	銅山町 12		松倉川 ・ 鮫川		
2	介護老人福祉施設 (特養)	福寿荘さくら館	石川町 189-19		常盤川 ・ 石川		
3	介護老人福祉施設 (特養)	特別養護老人ホーム あい亀田港	亀田港町 56-12	○	常盤川 ・ 石川		
4	介護老人福祉施設 (特養)	特別養護老人ホーム 潮寿荘	釜谷町 605-1			急傾斜地 の崩壊	戸井釜谷 8 I-2-611-3060
5	介護老人福祉施設 (特養)	特別養護老人ホーム 俱有	松風町 19-18	○			
6	介護老人福祉施設 (特養)	地域密着型特別養護老 人ホームこうじゅ	亀田町 7-1	○			
7	介護老人福祉施設 (特養)	地域密着型特別養護老 人ホーム谷地頭緑蔭園	谷地頭町 23-5	○			
8	介護老人福祉施設 (特養)	特別養護老人ホーム 「松溝」	松風町 18-15	○			
9	介護老人福祉施設 (特養)	函館共愛会 愛泉寮	中島町 35-7	○			
10	介護老人福祉施設 (特養)	特別養護老人ホーム 函館はくあい園	吉川町 3-16	○			
11	介護老人保健施設	介護老人保健施設 ロイヤルヒルズ日吉	日吉町 4 丁 目 7-81			急傾斜地 の崩壊	函館日吉 4 丁目 1 I-2-43-1081
12	介護老人保健施設	介護老人保健施設 グランドサン亀田	石川町 191-4		常盤川 ・ 石川		
13	介護老人保健施設	介護老人保健施設 ケンゆのかわ	湯川町 3 丁 目 29-15	○			
14	介護老人保健施設	介護老人保健施設 ゆとりろ	宝来町 14-27	○			
15	短期入所生活介護	はこだてケアセンター そよ風	湯川町 2 丁 目 14-22	○	松倉川 ・ 鮫川		
16	短期入所生活介護	短期入所生活介護事業 所 おおぞら	銅山町 12		松倉川 ・ 鮫川		
17	短期入所生活介護	福寿荘さくら館 短期入所生活介護事業 所	石川町 189-19		常盤川 ・ 石川		

No	施設種別	施設名	住所	災害種別			
				津波 災害 警戒 区域	浸水想 定区域	土砂災害警戒区域等	
						対象 河川名	現象名
18	短期入所生活介護	短期入所生活介護事業 所 潮寿荘	釜谷町 605-1			急傾斜地 の崩壊	戸井釜谷 8 I-2-611-3060
19	短期入所療養介護	介護老人保健施設 ロイヤルヒルズ日吉	日吉町 4 丁 目 7-81			急傾斜地 の崩壊	函館日吉 4 丁目 1 I-2-43-1081
20	短期入所療養介護	介護老人保健施設 グランドサン亀田	石川町 191-4		常盤川 ・石川		
21	短期入所生活介護	短期入所施設 のぞみ大門	東雲町 15-16	○			
22	短期入所生活介護	ショートステイ ハート To ハート北浜	北浜町 5-12	○			
23	短期入所生活介護	短期入所生活介護 函館はくあい園	吉川町 3-16	○			
24	短期入所生活介護	短期入所施設 俱有	松風町 19-18	○			
25	短期入所生活介護	短期入所生活介護事業 所こうじゅ	亀田町 7-1	○			
26	短期入所生活介護	短期入所施設「松濤」	松風町 18-15	○			
27	短期入所療養介護	介護老人保健施設 ケンゆのかわ	湯川町 3 丁 目 29-15	○			
28	短期入所療養介護	介護老人保健施設 ゆとりろ	宝来町 14-27	○			
29	軽費老人ホーム	ケアハウスおおぞら	銅山町 11-4		松倉川 ・鮫川		
30	軽費老人ホーム	ケアハウス菜の花	宝来町 14-26	○			
31	有料老人ホーム	もえ 2 号館	湯川町 1 丁 目 5-10	○	松倉川 ・鮫川		
32	有料老人ホーム	シルバーハウス 北の宿本館	湯川町 1 丁 目 14-3	○	松倉川 ・鮫川		
33	有料老人ホーム	シルバーハウス 北の宿 2 号館	湯川町 1 丁 目 14-7	○	松倉川 ・鮫川		
34	有料老人ホーム	もえ本館	湯川町 2 丁 目 12-5	○	松倉川 ・鮫川		
35	有料老人ホーム	もえ 3 号館	湯川町 2 丁 目 13-1	○	松倉川 ・鮫川		
36	有料老人ホーム	湯川荘	湯川町 2 丁 目 18-3	○	松倉川 ・鮫川		

資料7 火山、水防、土砂災害警戒区域等

No	施設種別	施設名	住所	災害種別			
				津波災害警戒区域	浸水想定区域	土砂災害警戒区域等	
					対象河川名	現象名	対象区域名 区域番号
37	有料老人ホーム	住宅型有料老人ホーム てらすⅡ	上湯川町 28-26		松倉川 ・ 鮫川		
38	有料老人ホーム	住宅型有料老人ホーム てらすⅢ	上湯川町 28-27		松倉川 ・ 鮫川		
39	有料老人ホーム	住宅型有料老人ホーム てらす	上湯川町 28-29		松倉川 ・ 鮫川		
40	有料老人ホーム	住宅型有料老人ホーム やまつつじ花通	本通 3 丁目 26-15		松倉川 ・ 鮫川		
41	有料老人ホーム	グッドタイムホーム・ 鍛冶	鍛冶 2 丁目 35-22		松倉川 ・ 鮫川		
42	有料老人ホーム	住宅型有料老人ホーム ベーネ函館 悠楽	石川町 464-1		常盤川 ・ 石川		
43	有料老人ホーム	有料老人ホーム 幸優ききょう	桔梗町 426-20		常盤川 ・ 石川		
44	有料老人ホーム	ワズボホーム	亀田港町 52-5	○	常盤川 ・ 石川		
45	有料老人ホーム	下宿赤とんぼパートⅠ	大森町 3-10	○			
46	有料老人ホーム	下宿赤とんぼパートⅡ	大森町 17-6	○			
47	有料老人ホーム	こうじゅ三号館	宮前町 20-14	○			
48	有料老人ホーム	コミュニティハウス よしずみ	白鳥町 16-1	○			
49	有料老人ホーム	コミュニティハウス まつかわ	松川町 30-7	○			
50	有料老人ホーム	住宅型有料老人ホーム かめだ	亀田町 3-13	○			
51	有料老人ホーム	シルバーホーム白山	栄町 7-3	○			
52	有料老人ホーム	ネーブル函館	中島町 38-1	○			
53	有料老人ホーム	ピュアパレス啄木	日乃出町 24-10	○			
54	有料老人ホーム	住宅型有料老人ホーム ふかせ	松川町 30-12	○			
55	有料老人ホーム	有料老人ホーム いづみ	万代町 14-5	○			

№	施設種別	施設名	住所	災害種別			
				津波 災害 警戒 区域	浸水想 定区域	土砂災害警戒区域等	
						対象 河川名	現象名
56	有料老人ホーム	住宅型有料老人ホーム 楽々	若松町 31-6	○			
57	有料老人ホーム	有料老人ホーム フルールビネはこだて	谷地頭町 8-27	○			
58	有料老人ホーム	グッドタイムホーム・ 湯川	湯川町1丁 目11-6	○			
59	有料老人ホーム	ばんだい	万代町 6-23	○			
60	有料老人ホーム	みやまえ	宮前町 7-15	○			
61	有料老人ホーム	悠	海岸町 5-25	○			
62	有料老人ホーム	こうじゅ	亀田町 7-1	○			
63	有料老人ホーム	住宅型有料老人ホーム ベーネ函館和楽	石川町 464-1		常盤川 ・石川		
64	有料老人ホーム	ピュアパレス海峡	金堀町 8-12	○			
65	サービス付き 高齢者向け住宅	グランメゾン迎賓館 函館湯の川	湯川町1丁 目13-3	○	松倉川 ・鮫川		
66	サービス付き 高齢者向け住宅	サービス付き高齢者向 け住宅あじさい	湯川町2丁 目15-3	○	松倉川 ・鮫川		
67	サービス付き 高齢者向け住宅	ライフシップ湯の川	湯川町3丁 目12-15	○	松倉川 ・鮫川		
68	サービス付き 高齢者向け住宅	翠の杜	本通1丁目 20-3		松倉川 ・鮫川		
69	サービス付き 高齢者向け住宅	サルデーテ石川	石川町 464-4		常盤川 ・石川		
70	サービス付き 高齢者向け住宅	野さと	桔梗町 426-48		常盤川 ・石川		
71	サービス付き 高齢者向け住宅	野さと別館	桔梗町 427-46		常盤川 ・石川		
72	サービス付き 高齢者向け住宅	サービス付き高齢者住 宅 こなつ	桔梗2丁目 1-32		常盤川 ・石川		
73	サービス付き 高齢者向け住宅	シニアマンション 函館・桔梗	桔梗2丁目 38-8		常盤川 ・石川		
74	サービス付き 高齢者向け住宅	SOMPOケア そんぼの家S函館昭和	昭和4丁目 30-35		常盤川 ・石川		

資料7 火山、水防、土砂災害警戒区域等

№	施設種別	施設名	住所	災害種別			
				津波災害警戒区域	浸水想定区域	土砂災害警戒区域等	
					対象河川名	現象名	対象区域名 区域番号
75	サービス付き 高齢者向け住宅	シニアマンション 函館・亀田港	亀田港町 60-13	○	常盤川 ・石川		
76	サービス付き 高齢者向け住宅	シニアマンション 函館・亀田港Ⅱ	亀田港町 60-30	○	常盤川 ・石川		
77	サービス付き 高齢者向け住宅	サービス付き高齢者向 け住宅はこだてっ潮	釜谷町 605-1			急傾斜地 の崩壊	戸井釜谷 8 I-2-611-3060
78	サービス付き 高齢者向け住宅	サンライズ函館	日乃出町 20-17	○			
79	サービス付き 高齢者向け住宅	リバーラ湯の川	湯川町 2 丁 目 5-15	○	松倉川 ・鮫川		
80	通所介護	デイサービス北の宿も え	湯川町 2 丁 目 12-5	○	松倉川 ・鮫川		
81	通所介護	はこだてケアセンター そよ風	湯川町 2 丁 目 14-22	○	松倉川 ・鮫川		
82	通所介護	デイサービスセンター あじさい	湯川町 2 丁 目 15-3	○	松倉川 ・鮫川		
83	通所介護	デイサービスセンター ここみ湯川	湯川町 2 丁 目 25-21	○	松倉川 ・鮫川		
84	通所介護	ライフカレッジ湯の川	湯川町 3 丁 目 12-15	○	松倉川 ・鮫川		
85	通所介護	リハビリ特化型デイサ ービスカラダラボ函 館湯川	湯川町 3 丁 目 44-17	○	松倉川 ・鮫川		
86	通所介護	デイサービスセンター おおぞら	銅山町 12		松倉川 ・鮫川		
87	通所介護	デイサービスセンター 里のどか	桔梗町 427-43		常盤川 ・石川		
88	通所介護	デイホームひまわり	桔梗 2 丁目 1-32		常盤川 ・石川		
89	通所介護	デイサービスセンター ひなたぼっこ	西桔梗町 783-8	○	久根別川		
90	通所介護	SOMPOケア 函館昭和デイサービス	昭和 4 丁目 30-35		常盤川 ・石川		
91	通所介護	デイサービスセンター こうじゅ	亀田町 7-1	○			
92	通所介護	デイサービスセンター あーる	宮前町 10-9	○			
93	通所介護	デイサービスセンター あさひ	旭町 4-12	○			

No	施設種別	施設名	住所	災害種別			
				津波 災害 警戒 区域	浸水想 定区域	土砂災害警戒区域等	
						対象 河川名	現象名
94	通所介護	さくらリハビリデイサービス	高盛町 19-15	○			
95	通所介護	デイサービス シルバーおおなわ	大縄町 1-4	○			
96	通所介護	はこだて元気シニアる ーむ (通所C)	末広町 5-17	○			
97	通所介護	プラトーステージ 本店	北浜町 3-8	○			
98	通所介護	デイサービスセンター フルルビネはこだて	谷地頭町 8-27	○			
99	通所介護	デイサービスミント	日乃出町 20-17	○			
100	通所介護	デイサービス よしずみ白鳥	白鳥町 16-1	○			
101	通所介護	デイサービスセンター 凜	金堀町 8-20	○			
102	通所介護	デイサービス レモン	高盛町 9-10	○			
103	通所介護	共愛会病院 指定通所介護事業所	中島町 7-21	○			
104	通所介護	社会福祉法人青雲の森 デイサービスセンター 赤とんぼ	大森町 3-10	○			
105	通所介護	デイサービスセンター 「松濤」	松風町 18-15	○			
106	通所介護	デイサービス ハート To ハート北浜	北浜町 5-12	○			
107	通所介護	デイサービスセンター 函館はくあい園	吉川町 3-16	○			
108	通所介護	本通デイサービス	本通2丁目 14-18		松倉川 ・鮫川		
109	認知症対応型 通所介護	デイサービス秋桜	宝来町 14-25	○			
110	認知症対応型 通所介護	認知症対応型デイサー ビスまつかわ	松川町 41-17	○			
111	認知症対応型 通所介護	認知症対応型デイサー ビスまつかわ	亀田町 7-1	○			
112	通所リハビリテー ション	介護老人保健施設 ロイヤルヒルズ日吉	日吉町 4 丁 目 7-81			急傾斜地 の崩壊	函館日吉4丁目1 I-2-43-1081

資料7 火山、水防、土砂災害警戒区域等

№	施設種別	施設名	住所	災害種別			
				津波災害警戒区域	浸水想定区域	土砂災害警戒区域等	
					対象河川名	現象名	対象区域名 区域番号
113	通所リハビリテーション	平山医院通所リハビリセンター	東雲町 6-11	○			
114	通所リハビリテーション	介護老人保健施設 グランドサン亀田	石川町 191-4		常盤川 ・石川		
115	小規模多機能型 居宅介護	小規模多機能ばるむ	本通 4 丁目 3-21		松倉川 ・鮫川		
116	小規模多機能型 居宅介護	小規模多機能型居宅介護事業所 潮太郎	釜谷町 605-1			急傾斜地の崩壊	戸井釜谷 8 I-2-611-3060
117	小規模多機能型 居宅介護	小規模多機能型居宅介護事業所 海翔	川汲町 586-1	○		急傾斜地の崩壊	南茅部川汲 4 I-2-182-1220
118	小規模多機能型 居宅介護	小規模多機能型居宅介護事業所 あんじゅう 日の出	日乃出町 3-9	○			
119	小規模多機能型 居宅介護	グッドケア・松風	松風町 13-15	○			
120	小規模多機能型 居宅介護	小規模多機能ホーム しゅうどう	北浜町 1-9	○			
121	小規模多機能型 居宅介護	小規模多機能ホーム なでしこ	大縄町 20-19	○			
122	小規模多機能型 居宅介護	小規模多機能型居宅介護事業所 ゆのかわわ とな	湯川町 1 丁目 2-9	○			
123	小規模多機能型 居宅介護	小規模多機能施設 こうじゅ三号館	宮前町 20-14	○			
124	認知症対応型 共同生活介護	グループホーム にしぼり	川原町 5-1		松倉川 ・鮫川		
125	認知症対応型 共同生活介護	グループホーム ひなた園	湯川町 2 丁目 16-1	○	松倉川 ・鮫川		
126	認知症対応型 共同生活介護	グループホーム あい戸倉	戸倉町 161-1		松倉川 ・鮫川		
127	認知症対応型 共同生活介護	ふれあいの里 グループホームグース	花園町 24-3		松倉川 ・鮫川		
128	認知症対応型 共同生活介護	グループホーム てらす	上湯川町 28-32		松倉川 ・鮫川		
129	認知症対応型 共同生活介護	グッドケア・鍛冶	鍛冶 2 丁目 35-22		松倉川 ・鮫川		
130	認知症対応型 共同生活介護	グループホーム 第3やわらぎ	桔梗町 379-48		常盤川 ・石川		
131	認知症対応型 共同生活介護	グループホーム のぞみ 2 号館	亀田港町 60-23	○	常盤川 ・石川		

No	施設種別	施設名	住所	災害種別			
				津波災害警戒区域	浸水想定区域	土砂災害警戒区域等	
						対象河川名	現象名
132	認知症対応型 共同生活介護	グループホーム のぞみ	亀田港町 60-28	○	常盤川 ・石川		
133	認知症対応型 共同生活介護	社会医療法人高橋病院 認知症高齢者グループ ホームなでしこ	大縄町 20-19	○			
134	認知症対応型 共同生活介護	グループホーム光風園	宮前町 11-8	○			
135	認知症対応型 共同生活介護	グループホーム こん松濤	宇賀浦町 16-20	○			
136	認知症対応型 共同生活介護	グループホーム そよかぜ	松風町 14-7	○			
137	認知症対応型 共同生活介護	株式会社サポートライ フグループホーム泰安 の郷海願	海岸町 9-30	○			
138	認知症対応型 共同生活介護	グループホーム まつかわ	松川町 41-17	○			
139	認知症対応型 共同生活介護	医療法人向仁会グルー プホームよろこびの家 住慶	谷地頭町 31-8			土石流	館山沢川 I-21-0390
140	認知症対応型 共同生活介護	医療法人向仁会グルー プホームよろこびの家	栄町 16-16	○			
141	認知症対応型 共同生活介護	認知症高齢者グルー プホーム秋桜	宝来町 14-25	○			
142	認知症対応型 共同生活介護	グループホーム来夢	若松町 22-1	○			
143	認知症対応型 共同生活介護	グループホームふかせ	松川町 30-12	○			
144	地域密着型特定施 設（特定施設入居 者生活介護）	有料老人ホーム フルールハピネスみな と	港町3丁目 4-2	○	常盤川 ・石川		
145	地域密着型特定施 設（特定施設入居 者生活介護）	介護付有料老人ホーム こうじゅ	亀田町 7-1	○			
146	地域密着型特定施 設（特定施設入居 者生活介護）	グッドタイムホーム・ 松風	松風町 13-15	○			
147	地域密着型特定施 設（特定施設入居 者生活介護）	介護付有料老人ホーム 光風園	宮前町 11-8	○			
148	地域密着型特定施 設（特定施設入居 者生活介護）	地域密着型特定施設 花水季	栄町 7-4	○			

資料7 火山、水防、土砂災害警戒区域等

№	施設種別	施設名	住所	災害種別			
				津波災害警戒区域	浸水想定区域	土砂災害警戒区域等	
					対象河川名	現象名	対象区域名 区域番号
149	地域密着型介護老人福祉施設（介護老人福祉施設入所者生活介護）	特別養護老人ホーム 福寿荘	石川町 191-1		常盤川・石川		
150	地域密着型介護老人福祉施設（介護老人福祉施設入所者生活介護）	こうじゅ	亀田町 7-1	○			
151	地域密着型介護老人福祉施設（介護老人福祉施設入所者生活介護）	谷地頭緑蔭園	谷地頭町 23-5	○			
152	看護小規模多機能型居宅介護（旧複合型サービス）	看護小規模多機能型居宅介護事業所 てらす	上湯川町 28-32		松倉川・鮫川		
153	看護小規模多機能型居宅介護（旧複合型サービス）	SOMPOケア函館昭和看護小規模多機能	昭和4丁目 30-35		常盤川・石川		
154	看護小規模多機能型居宅介護（旧複合型サービス）	谷地頭緑蔭園	谷地頭町 23-5	○			
155	看護小規模多機能型居宅介護（旧複合型サービス）	看護小規模多機能型サテライトてらす	日乃出町 22-36	○			
156	地域密着型通所介護	グランユニライフ デイサービスセンター 函館湯の川	湯川町1丁目 13-3	○	松倉川・鮫川		
157	地域密着型通所介護	デイサービスセンター みずほ本通	本通1丁目 10-2		松倉川・鮫川		
158	地域密着型通所介護	デイサービス PeakAssistance 函館本通	本通1丁目 36-30		松倉川・鮫川		
159	地域密着型通所介護	デイサービスセンター ほたる	本通2丁目 55-16-1F		松倉川・鮫川		
160	地域密着型通所介護	アースサポート函館亀田港町	亀田港町 43-18	○	常盤川・石川		
161	地域密着型通所介護	プラト-予防センター函館本店	港町1丁目 12-30	○			
162	地域密着型通所介護	萌だいこく	弁天町 11-4	○			
163	地域密着型通所介護	デイサービスみやまえ	宮前町 27-11	○			
164	地域密着型通所介護	デイサロンねむの木	湯川町1丁目 40-4	○			

№	施設種別	施設名	住所	災害種別			
				津波 災害 警戒 区域	浸水想 定区域	土砂災害警戒区域等	
					対象 河川名	現象名	対象区域名 区域番号
165	地域密着型 通所介護	デイサービス チャコ	本通 2 丁目 52-11		松倉川 ・ 鮫川		
166	地域密着型 通所介護	社会福祉法人仁生会 よいあすデイサービス センター	本通 2 丁目 32-1		松倉川 ・ 鮫川		
167	障害者支援施設	函館視力障害センター	湯川町 1 丁 目 35-20	○	松倉川 ・ 鮫川		
168	障害者支援施設	函館リハビリセンター	石川町 191-6		常盤川 ・ 石川		
169	障害者支援施設	侑ハウス	西桔梗町 783-15	○	久根別川		
170	障害者支援施設	函館青年寮	石川町 42-2		常盤川 ・ 石川		
171	共同生活援助 (グループホーム)	クリアコート凜	深堀町 39-18		松倉川 ・ 鮫川		
172	共同生活援助 (グループホーム)	グループホーム ゆのかわ	湯川町 2 丁 目 24-8	○	松倉川 ・ 鮫川		
173	共同生活援助 (グループホーム)	グループホーム えのぐばこ	本通 2 丁目 53-24		松倉川 ・ 鮫川		
174	共同生活援助 (グループホーム)	クリアコート結	本通 4 丁目 1-11		松倉川 ・ 鮫川		
175	共同生活援助 (グループホーム)	障がい者グループホー ム ピアポート本通	本通 4 丁目 8-2		松倉川 ・ 鮫川		
176	共同生活援助 (グループホーム)	グループホーム あいあるの家	深堀町 38-9		松倉川 ・ 鮫川		
177	共同生活援助 (グループホーム)	結	石川町 189-13		常盤川 ・ 石川		
178	共同生活援助 (グループホーム)	ピアポート昭和	昭和 3 丁目 31-24		常盤川 ・ 石川		
179	共同生活援助 (グループホーム)	あまいろ	海岸町 18-23	○			
180	共同生活援助 (グループホーム)	グループホーム ブライト one	昭和 4 丁目 6-17	○			
181	共同生活援助 (グループホーム)	グループホームふる る	古川町 191	○			
182	共同生活援助 (グループホーム)	グループホームわふと	追分町 5-16-3	○			
183	共同生活援助 (グループホーム)	ケアホームあみかる	北浜町 5-24	○			

資料7 火山、水防、土砂災害警戒区域等

№	施設種別	施設名	住所	災害種別			
				津波災害警戒区域	浸水想定区域	土砂災害警戒区域等	
					対象河川名	現象名	対象区域名 区域番号
184	共同生活援助 (グループホーム)	ケアホームあみかる・2	追分町 5-23-2	○			
185	共同生活援助 (グループホーム)	サテライト エルム大川	大川町6-18 201号室	○			
186	共同生活援助 (グループホーム)	障がい者グループホームピアポート若松	若松町 32-11	○			
187	共同生活援助 (グループホーム)	セルフサポート高砂通り	新川町 17-7	○			
188	共同生活援助 (グループホーム)	ともえ荘	港町1丁目 25-10	○			
189	共同生活援助 (グループホーム)	障がい者グループホームピアポート追分	追分町 5-8	○			
190	共同生活援助 (グループホーム)	障がい者グループホームピアポート新川	新川町 27-6	○			
191	共同生活援助 (グループホーム)	障がい者グループホームピアポート湯浜	湯浜町 8-13	○			
191	共同生活援助 (グループホーム)	グループホームはこだて	広野町 1-8	○			
193	共同生活援助 (グループホーム)	障がい者グループホームピアポートシーサイドA	港町1丁目 33-20 ハイッ -サイト [®] 2号 館1F	○			
194	共同生活援助 (グループホーム)	障がい者グループホームピアポートシーサイドB	港町1丁目 33-20 ハイッ -サイト [®] 2号 館2F	○			
195	共同生活援助 (グループホーム)	セルフサポート新川	新川町13-7 ホワイトタイム 4 階	○			
196	共同生活援助 (グループホーム)	セルフサポート日乃出	日乃出町4- 7 コーポ [®] 鎌田 II 2階	○			
197	共同生活援助 (グループホーム)	ライフサポート 「すまいる」	宮前町2-21	○			
198	共同生活援助 (サテライト)	サテライト大縄	大縄町 12-21-102	○			
199	短期入所	函館リハビリセンター	石川町 191-6		常盤川 ・石川		
200	短期入所	侑ハウス	西桔梗町 783-15	○	久根別川		
201	短期入所	共愛会病院 短期入所	中島町 7-21	○			

No	施設種別	施設名	住所	災害種別			
				津波 災害 警戒 区域	浸水想 定区域	土砂災害警戒区域等	
					対象 河川名	現象名	対象区域名 区域番号
202	短期入所	こうじゅ	亀田町 7-1	○			
203	短期入所	ショートステイ ピアポート若松	若松町 32-11	○			
204	短期入所	ショートステイ ピアポート新川	新川町 27-6	○			
205	短期入所	ショートステイ ピアポート追分	追分町 5-8	○			
206	短期入所	函館青年寮	石川町 42-2		常盤川 ・石川		
207	生活介護	函館青年寮通所部	石川町 41-2		常盤川 ・石川		
208	生活介護	ワークショップ はこだて	石川町 41-4		常盤川 ・石川		
209	生活介護	函館リハビリセンター	石川町 191-6		常盤川 ・石川		
210	生活介護	侑ハウス	西桔梗町 783-15	○	久根別川		
211	生活介護	L I F E なかじま	中島町 25-18	○			
212	生活介護	Life みなと	港町2丁目 7-1	○			
213	生活介護	生活介護しずく	堀川町 30-11	○			
214	生活介護	ふっと	北浜町 5-23	○			
215	生活介護	多機能型障がい者福祉 サービスふれあい	堀川町 21-4	○			
216	生活介護	障がい福祉サービスみ らいサロン	湯浜町 12-5	○			
217	福祉ホーム	啓明ホーム	湯川町2丁 目 33-18	○	松倉川 ・鮫川		
218	救護施設	明和園	日乃出町 21-17	○			
219	地域活動支援セン ター	あいよる21	若松町 33-6	○			
220	地域活動支援セン ター	函館夢ファクトリー	鍛冶2丁目 20-28		松倉川 ・鮫川		

資料7 火山、水防、土砂災害警戒区域等

№	施設種別	施設名	住所	災害種別			
				津波災害警戒区域	浸水想定区域	土砂災害警戒区域等	
					対象河川名	現象名	対象区域名 区域番号
221	就労移行支援	ファニー湯川	湯川町2丁目7-12	○	松倉川・鮫川		
222	就労移行支援	函館視力障害センター	湯川町1丁目35-20	○	松倉川・鮫川		
223	就労移行支援	多機能型事業所 Asurara<あすらら>	千歳町22-6	○			
224	就労移行支援	多機能型事業所 ワークス一条	大川町4-26	○			
225	就労継続支援A型	軽食喫茶らあ〜ふ	港町1丁目10-1	○			
226	就労継続支援B型	就労継続支援B型事業所あいらす	湯川町2丁目5-15	○	松倉川・鮫川		
227	就労継続支援B型	ワークショップ はこだて	石川町41-4		常盤川・石川		
228	就労継続支援B型	多機能型事業所 ワークス一条	大川町4-26	○			
229	就労継続支援B型	多機能型事業所 asurara<あすらら>	千歳町22-6	○			
230	就労継続支援B型	オリーブ	追分町5-23-1	○			
231	就労継続支援B型	かいせい東川	東川町1-11	○			
232	就労継続支援B型	コロポックルはこだて	入舟町6-17	○			
233	就労継続支援B型	しまりすBS新川	新川町12-11	○			
234	就労継続支援B型	しまりすBS函館駅前	若松町19-6	○			
235	就労継続支援B型	ジョブサポートひびき	中島町5-4	○			
236	就労継続支援B型	ジョブハウス勇氣	若松町26-7	○			
237	就労継続支援B型	多機能型障がい者福祉サービスふれあい	堀川町21-4	○			
238	就労継続支援B型	チョコゆのはま	湯浜町7-8	○			
239	就労継続支援B型	ポラリスパス	大縄町3-3	○			

No	施設種別	施設名	住所	災害種別			
				津波 災害 警戒 区域	浸水想 定区域	土砂災害警戒区域等	
						対象 河川名	現象名
240	就労継続支援B型	共生型就労支援事業所 来夢の郷	若松町 22-1	○			
241	就労継続支援B型	軽食喫茶たんぼぼ	若松町 33-6	○			
242	就労継続支援B型	工房・虹と夢	日乃出町 24-5	○			
243	就労継続支援B型	自立支援センター翔栄	中島町 34-7	○			
244	就労継続支援B型	地域サービスセンター はこだて	中島町 25-18	○			
245	就労継続支援B型	ファニー湯川	湯川町 2 丁 目 7-12	○	松倉川 ・ 鮫川		
246	就労継続支援B型	就労継続支援B型 るみえる	港町 1 丁目 14-16	○			
247	就労継続支援B型	百年の森 函館	大川町 15-20	○			
248	就労継続支援B型	アリス函館	千歳町 8-9	○			
249	就労継続支援B型	就労継続支援B型事業 所 ONE PIECE	大縄町 24-13	○			
250	就労継続支援B型	サンアップ函館事業所	湯川町 3 丁 目 32-7	○	松倉川 ・ 鮫川		
251	就労継続支援B型	でじるみ函館吉川	吉川町 3-30	○			
252	就労継続支援B型	就労継続支援B型事業 所 e-project	広野町 2-2	○			
253	自立訓練	函館視力障害センター	湯川町 1 丁 目 35-20	○	松倉川 ・ 鮫川		
254	児童発達支援	児童発達支援 りずむ おりーぶ	本通 2 丁目 30-12		松倉川 ・ 鮫川		
255	児童発達支援	児童通所支援センター ラブリアス函館若松	若松町 26-7	○			
256	児童発達支援	障害児通所支援事業 のんのルーム港店	港町 1 丁目 14-1	○			
257	児童発達支援	児童発達支援センターうみ のほし	日乃出町 27-3	○			
258	児童発達支援	百年の森函館	大川町 15-20	○			

資料7 火山、水防、土砂災害警戒区域等

№	施設種別	施設名	住所	災害種別			
				津波災害警戒区域	浸水想定区域	土砂災害警戒区域等	
					対象河川名	現象名	対象区域名 区域番号
259	児童発達支援	多機能型事業所 ころあ	本通2丁目 34-2		松倉川 ・鮫川		
260	児童発達支援	あるく・ごお	本通4丁目 8-6 1階		松倉川 ・鮫川		
261	放課後等 デイサービス	放課後等デイサービス りずむ すてっぷ	深堀町 27-1-3		松倉川 ・鮫川		
262	放課後等 デイサービス	音の森はこだて花園	花園町 25-4		松倉川 ・鮫川		
263	放課後等 デイサービス	放課後等デイサービス りずむ じゃんぷ	本通2丁目 30-11		松倉川 ・鮫川		
264	放課後等 デイサービス	放課後等デイサービス りずむ	本通2丁目 30-13		松倉川 ・鮫川		
265	放課後等 デイサービス	児童通所支援センター ラブアリス函館若松	若松町 26-7	○			
266	放課後等 デイサービス	障害児通所支援事業 のんのルーム港店	港町1丁目 14-1	○			
267	放課後等 デイサービス	あおぞら	中島町 24-13	○			
268	放課後等 デイサービス	ひまわり	中島町 23-6	○			
269	放課後等 デイサービス	放課後等デイサービス あすも北浜	北浜町 5-11	○			
270	放課後等 デイサービス	ポラリスひろば	大川町 15-22	○			
271	放課後等 デイサービス	わらさんど	中島町 25-18	○			
272	放課後等 デイサービス	ギフトッド湯川	湯川町3丁目 41-1	○	松倉川 ・鮫川		
273	放課後等 デイサービス	放課後等デイサービス りずむ ほっぷ	本通2丁目 30-13		松倉川 ・鮫川		
274	放課後等 デイサービス	放課後等デイサービス チルドレア	高盛町 14-10	○			
275	放課後等デイサー ビス	多機能型事業所 ころあ	本通2丁目 34-2		松倉川 ・鮫川		
276	放課後等デイサー ビス	LEIF 函館	本通3丁目 23-10 ルピ ナス1階		松倉川 ・鮫川		
277	放課後等デイサー ビス	あるく・ごお	本通4丁目 8-6号 1階		松倉川 ・鮫川		

No	施設種別	施設名	住所	災害種別			
				津波 災害 警戒 区域	浸水想 定区域	土砂災害警戒区域等	
					対象 河川名	現象名	対象区域名 区域番号
278	認可保育所	おおぞら保育園	上湯川町 45-29		松倉川 ・鮫川		
279	認可保育所	青い鳥保育園	大川町 4-27	○			
280	認定こども園	認定こども園 函館深堀保育園	深堀町 27-2		松倉川 ・鮫川		
281	認定こども園	認定こども園 函館上湯川保育園	上湯川町 10-12		松倉川 ・鮫川		
282	認定こども園	函館大谷短期大学附属 認定こども園	鍛冶1丁目 2-3		松倉川 ・鮫川		
283	認定こども園	認定こども園 つぐみ保育園	鍛冶2丁目 3-9		松倉川 ・鮫川		
284	認定こども園	認定こども園 函館石川保育園	石川町 39-8		常盤川 ・石川		
285	認定こども園	認定こども園 ききょう幼稚園	西桔梗町 218-43	○	常盤川 ・石川		
286	認定こども園	函館花園認定こども園	花園町 32-1		松倉川 ・鮫川		
287	認定こども園	認定こども園 函館亀田港保育園	亀田港町 52-14	○	常盤川 ・石川		
288	認定こども園	いづみ認定こども園	堀川町 30-3	○			
289	認定こども園	函館大谷短期大学附属 港認定こども園	港町1丁目 25-1	○			
290	認定こども園	認定こども園 眞宗寺保育園	中島町 32-13	○			
291	認定こども園	うみの星認定こども園	日乃出町 27-3	○			
292	認定こども園	認定こども園 函館高砂保育園	若松町 35-16	○			
293	認定こども園	認定こども園 第二太陽の子幼稚園	亀田港町 13-5	○			
294	認定こども園	はまなす認定こども園	千歳町 15-5	○			
295	認定こども園	中央認定こども園	新川町 1-5	○			
296	認定こども園	認定こども園 龍谷幼稚園	東川町 12-24	○			

資料7 火山、水防、土砂災害警戒区域等

№	施設種別	施設名	住所	災害種別			
				津波災害警戒区域	浸水想定区域	土砂災害警戒区域等	
					対象河川名	現象名	対象区域名 区域番号
297	認定こども園	亀田認定こども園	亀田町 5-19	○			
298	認定こども園	つくし認定こども園	榎本町 16-17	○			
299	認定こども園	認定こども園 函館藤幼稚園	宮前町 26-6	○			
300	認可外保育施設	函館渡辺病院 ふじ保育園	湯川町1丁目 31-1	○	松倉川 ・ 鮫川		
301	認可外保育施設	やしの夢	鍛冶1丁目 1-16		松倉川 ・ 鮫川		
302	認可外保育施設	石川かめっこ保育園	石川町 165-40		常盤川 ・ 石川		
303	認可外保育施設	きっずぱーく桔梗園	桔梗町 379-16		常盤川 ・ 石川		
304	認可外保育施設	市立函館病院 愛児園	港町1丁目 5-10	○			
305	認可外保育施設	函館共愛会病院 たんぼぼ保育園	中島町 7-15	○			
306	認可外保育施設	保育所くゆう	松風町 19-18	○			
307	認可外保育施設	もえっこクラブ函館	谷地頭町 8-27	○			
308	認可外保育施設	エンゼルハウス	北浜町 5-18	○			
309	児童厚生施設	深堀児童館	深堀町 14-6		松倉川 ・ 鮫川		
310	児童厚生施設	湯川児童館	湯川町2丁目 13-16	○	松倉川 ・ 鮫川		
311	児童厚生施設	亀田港児童館	亀田港町 42-16	○	常盤川 ・ 石川		
312	児童厚生施設	西部児童館	入舟町 6-17	○			
313	児童厚生施設	谷地頭児童館	谷地頭町 9-5	○			
314	児童厚生施設	東川児童館	東川町 11-12	○			
315	児童厚生施設	大森浜児童館	金堀町 3-2	○			

No	施設種別	施設名	住所	災害種別			
				津波 災害 警戒 区域	浸水想 定区域	土砂災害警戒区域等	
					対象 河川名	現象名	対象区域名 区域番号
316	児童厚生施設	児童センター	若松町 33-6	○			
317	児童厚生施設	湯浜児童館	湯浜町 14-3	○			
318	児童厚生施設	古川母と子の家	古川町 7-1	○			
319	児童厚生施設	宮前児童館	宮前町 25-15	○			
320	児童厚生施設	大川児童館	大川町 9-8	○			
321	放課後児童クラブ	学童保育所 スマイルキッズクラブ	深堀町 14-10		松倉川 ・鮫川		
322	放課後児童クラブ	学童保育所 スマイルキッズクラブ II	深堀町 14-7-1		松倉川 ・鮫川		
323	放課後児童クラブ	共同学童保育所 本通クラブ	鍛冶1丁目 25-26		松倉川 ・鮫川		
324	放課後児童クラブ	学童保育所 いちばん星クラブ いちばん	桔梗1丁目 8-7		常盤川 ・石川		
325	放課後児童クラブ	学童保育所 いちばん星クラブ ほし	桔梗1丁目 8-7		常盤川 ・石川		
326	放課後児童クラブ	アフタースクール ライラック	西桔梗町 218-43 ききょう幼 稚園内	○	常盤川 ・石川		
327	放課後児童クラブ	学童保育所 たんぼぼクラブ	亀田港町 42-16 亀田港児童 館内	○	常盤川 ・石川		
328	放課後児童クラブ	学童クラブひのてん	末広町 9-9	○			
329	放課後児童クラブ	共同学童保育所 どんぐりクラブ	東雲町 1-3	○			
330	放課後児童クラブ	学童クラブさんさん さん	上新川町 9-14	○			
331	放課後児童クラブ	学童保育所こぼとクラ ブ	大縄町 24-26 北星小学校 内	○			

資料7 火山、水防、土砂災害警戒区域等

№	施設種別	施設名	住所	災害種別			
				津波災害警戒区域	浸水想定区域	土砂災害警戒区域等	
					対象河川名	現象名	対象区域名 区域番号
332	放課後児童クラブ	共同学童保育所 第1風の子クラブ	八幡町 7-7	○			
333	放課後児童クラブ	共同学童保育所 第2風の子クラブ	八幡町 15-30 八幡小学校 内	○			
334	放課後児童クラブ	共同学童保育所 第3風の子クラブ	八幡町 3-10	○			
335	放課後児童クラブ	学童保育所 第二たんぼぼクラブ	亀田港町 30-12	○			
336	放課後児童クラブ	大森浜学童保育所あかねキッズクラブ大森浜	金堀町 3-2 大森浜児童館内	○			
337	放課後児童クラブ	学童保育所 いちばん星クラブすばる	桔梗1丁目 8-7		常盤川 ・石川		
338	放課後児童クラブ	学童保育所 ひだまりクラブ	港町1丁目 19-6	○			
339	母子生活支援施設	函館市松陰母子ホーム	若松町 35-16	○			
340	母子生活支援施設	函館高砂母子ホーム	若松町 36-25	○			
341	児童養護施設	函館国の子寮	鈴蘭丘町 38-7		松倉川 ・鮫川		

(2) 医療施設

(令和6年4月1日現在)

No	施設種別	施設名	住所	災害種別			
				津波災害警戒区域	浸水想定区域	土砂災害警戒区域等	
					対象河川名	現象名	対象区域名 区域番号
1	病院	函館渡辺病院	湯川町1丁目 31-1	○	松倉川 ・ 鮫川		
2	病院	亀田花園病院	花園町 24-5		松倉川 ・ 鮫川		
3	病院	医療法人社団玄心会 吉田眼科病院	本通2丁目 31-8		松倉川 ・ 鮫川		
4	病院	秋山記念病院	石川町 41-9		常盤川 ・ 石川		
5	病院	亀田北病院	石川町 191-4		常盤川 ・ 石川		
6	病院	医療法人雄心会 函館新都市病院	石川町 331-1		常盤川 ・ 石川		
7	病院	医療法人敬仁会 函館おしま病院	的場町 19-6	○			
8	病院	医療法人同仁会 函館記念病院	亀田本町 36-1	○			
9	病院	江口眼科病院	末広町 7-13	○			
10	病院	共愛会病院	中島町 7-21	○			
11	病院	市立函館病院	港町1丁目 10-1	○			
12	病院	市立函館南茅部病院	安浦町 92	○			
13	病院	函館赤十字病院	堀川町 6-21	○			
14	有床診療所	平田泌尿器科	本通2丁目 39-24		松倉川 ・ 鮫川		
15	有床診療所	中島内科循環器科 メンタルクリニック	大森町 19-13	○			
16	有床診療所	ひでしま内科クリニ ック	北浜町 2-2	○			
17	有床診療所	深瀬医院	松川町 30-12	○			
18	有床診療所	湯の川女性クリニ ック	湯川町2丁 目 17-8	○	松倉川 ・ 鮫川		

(3) 学校

(令和6年4月1日現在)

No	施設種別	施設名	住所	災害種別			
				津波災害警戒区域	浸水想定区域	土砂災害警戒区域等	
					対象河川名	現象名	対象区域名 区域番号
1	小学校	深堀小学校	深堀町 14-2		松倉川 ・鮫川		
2	小学校	湯川小学校	湯川町3丁目 42-1	○	松倉川 ・鮫川		
3	小学校	本通小学校	本通1丁目 47-2		松倉川 ・鮫川		
4	小学校	南本通小学校	本通3丁目 10-1		松倉川 ・鮫川		
5	小学校	北昭和小学校	昭和4丁目 38-1		常盤川 ・石川		
6	小学校	赤川小学校	赤川町 367			急傾斜地 の崩壊	函館赤川1 I-2-22-1060
7	小学校	あさひ小学校	大森町 6-11	○			
8	小学校	中部小学校	新川町 30-26	○			
9	小学校	北星小学校	大縄町 24-26	○			
10	小学校	八幡小学校	八幡町 15-30	○			
11	小学校	万年橋小学校	吉川町 6-22	○			
12	小学校	港小学校	港町1丁目 22-1	○			
13	小学校	大森浜小学校	金堀町 3-1	○			
14	小学校	えさん小学校	中浜町 79	○			
15	中学校	青柳中学校	青柳町 10-7			土石流	護国神社の沢川 I-21-0400
16	中学校	深堀中学校	深堀町 28-1	○	松倉川 ・鮫川		
17	中学校	銭亀沢中学校	豊原町 140-30	○		急傾斜地 の崩壊	函館豊原5 II-2-47-830
18	中学校	本通中学校	本通2丁目 56-7		松倉川 ・鮫川		

№	施設種別	施設名	住所	災害種別			
				津波災害警戒区域	浸水想定区域	土砂災害警戒区域等	
					対象河川名	現象名	対象区域名 区域番号
19	中学校	桔梗中学校	桔梗町 429-4		常盤川 ・石川		
20	中学校	港中学校	港町2丁目 10-1	○			
21	中学校	巴中学校	的場町 12-7	○			
22	中学校	楸法華中学校	新浜町 151-1	○			
23	高等学校	函館高等学校	柳町 11-5		松倉川 ・鮫川		
24	高等学校	函館大妻高等学校	柳町 14-23		松倉川 ・鮫川		
25	高等学校	函館工業高等学校	川原町 5-13		松倉川 ・鮫川		
26	高等学校	函館大谷高等学校	鍛冶1丁目 2-3		松倉川 ・鮫川		
27	高等学校	函館大学付属有斗高等学校	湯川町2丁目 43-1			急傾斜地 の崩壊	函館湯川二丁目1 I-2-37-1075
28	特別支援学校	函館聾学校	深堀町 27-8		松倉川 ・鮫川		

6. 火山災害警戒区域内における避難促進施設の名称、住所等

(令和6年4月1日現在)

地区	噴火警戒レベル	火口からの距離(km)	施設名	所在地	連絡先
恵山	5-1	1.9	函館市恵山福祉センター	柏野町 117番地209	0138-85-2800
	5-1	1.9	函館市恵山市民センター	柏野町 117番地209	0138-85-2800
	5-1	1.5	恵山温泉旅館	柏野町 117番地150	0138-85-2041
	5-1	2.0	石田温泉旅館	柏野町 117番地7	0138-85-2350
	5-1	1.8	特養老人ホーム恵楽園	柏野町 117番地	0138-85-2893
	5-3	2.8	恵山中学校	柏野町 9	0138-85-2122
椴法華	5-1	1.5	ホテル恵風	恵山岬町 61番地2	0138-86-2121
	5-3	3.8	函館市椴法華高齢者福祉総合センター	新浜町 188番地2	0138-86-2811
	5-3	3.4	椴法華小学校	新八幡町 86番地1	0138-86-2051
	5-3	4.0	椴法華中学校	新浜町 151番地1	0138-86-2151
	5-3	3.6	椴法華クリニック	新浜町 171番地9	0138-86-2807

資料 8 防災資機材等

1. 市の消防施設と車両等
2. 市の備蓄状況
3. 渡島管内防災備蓄倉庫

1. 市の消防施設と車両等

(庁 舎)

(令和6年4月1日現在)

名 称		所 在 地
消 防 本 部		東雲町 5-9
北 消 防 署	北消防署	美原 3 丁目 36-10
	亀田本町支署	亀田本町 4-1
	末広出張所	末広町 21-3
	大縄出張所	大縄町 20-1
	桔梗出張所	桔梗町 386-1
東 消 防 署	東消防署	高松町 269-2
	的場支署	的場町 25-34
	本通出張所	本通 4 丁目 17-35
	南茅部支署	川汲町 1520-2
	小安出張所	小安町 525-1
	日ノ浜出張所	日ノ浜町 170-7

(車 両)

(令和6年4月1日現在)

配 置	消 防 車 両 等										そ の 他 の 車 両	計
	ポ ン プ 車	タ ン ク 車	指 揮 車	救 助 工 作 車	水 難 救 助 車	は し ご 車	屈 折 は し ご 車	化 学 車	搬 送 車	救 急 車		
消防本部		1		2	1					2	11	17
北消防署	1	2	1				1			2	3	10
亀田本町支署	1	1						1	1	1	1	6
末広出張所		2								1		3
大縄出張所		3									1	4
桔梗出張所		2										2
東消防署	1	2	1			1				2	3	10
的場支署	1	1						1	1	1	1	6
本通出張所		2								1		3
南茅部支署		2								2	1	5
小安出張所		2								1		3
日ノ浜出張所		2								2		4
榎法華消防団本部		1										1
消防車両等合計	4	23	2	2	1	1	1	2	2	15		53
その他の車両合計											21	21
総 数												74

資料8 防災資機材等

(水 利)

(令和6年4月1日現在)

		地上式消火栓		地下式消火栓		防火水槽	
		公設	私設	公設	私設	公設	私設
北 消 防 署	本署	201	5			54	6
	亀田本町支署	281	13	4		52	6
	末広出張所	237	7	17	2	36	6
	大縄出張所	253		19		30	1
	桔梗出張所	207	5			56	15
	小計	1,179	30	40	2	228	34
東 消 防 署	本署	255	17			43	23
	的場支署	333	25	12		39	3
	本通出張所	379	14			79	11
	(計)	967	56	12		161	37
	南茅部出張所	124				75	1
	小安出張所	92				54	
	日ノ浜出張所	80				100	
	(計)	296				229	1
小計	1,263	56	12		390	38	
総 数		2,442	86	52	2	618	72
		2,528		54		690	
		2,582					
		3,272					

2. 市の備蓄状況

(令和6年4月1日現在)

品 目	内 容	備 蓄 数
災害備蓄保存用パン	5年保存、2個入り	29,514
レトルトご飯	7年保存、スプーン付き	18,840
レトルトご飯 (おかゆ)	5年保存	6,800
アルファ米	5年保存、スプーン付き	17,005
ゼリー	5年保存	3,980
水	500ml ペットボトル	81,677
粉ミルク	1年保存、300g入り	96
粉ミルク (アレルギー用)	1年保存、300g入り	12
液体ミルク	1年保存、200ml	1,152
ほ乳瓶	200ml用	605
ほ乳瓶用乳首	1年保存 サイズ混在	350
毛布	真空パック	27,946
生理用品	標準品 個包装	41,040
紙おむつ	乳幼児用	2,628
	高齢者用	2,352
簡易トイレ	段ボール組立式、袋と凝固剤使用	615
トイレ交換キット	1袋20回分入り、袋・凝固剤など	1,820
トイレトペーパー	長さ55m	25,200
からだふきタオル	1袋30枚入り	250
アルミマット	サイズ1m×1.8m	500
可搬型発電機	インバーター発電機	114
石油ストーブ	ポータブルストーブ	582
非常用照明	投光器、三脚スタンド、コードリール	390
エアーマット	サイズ(cm):180cm×80cm	5,400
ダンボールベッド	サイズ(mm):900mm×1900mm×400mm	520
カセットコンロ	カセットボンベ付	150
やかん	容量3L	150
使い捨てカイロ	6年保存	2,000

資料8 防災資機材等

品 目	内 容	備 蓄 数
使い捨てマスク	サージカルマスク	202,100
非接触赤外線体温計	指定管理医療機器	105
ハンドソープ	250ml 入り	2,525
手指消毒液	消毒用アルコール 500ml 入	2,520
消毒液	塩素系台所用漂白剤 600ml 入	105
スプレーボトル	容量 500ml トリガータイプ	1,420
ペーパータオル	サイズ(mm):170mm×210mm 200枚入	9,792
ウェットティッシュ	アルコール除菌タイプ 80枚入	481
使い捨て手袋	M/Lサイズ ニトリルゴム 粉なし	各 20,150
フェイスシールド	サイズ(mm):330mm×220mm	2,025
ビニールエプロン	ポリエチレン フリーサイズ	20,210
ポリ袋	90L 透明	40,200
紙コップ	容量 205ml 100個入	6,076
嘔吐処理用具	凝固剤等同梱	406
蓋付きゴミ箱	ペダル式 容量 30L	202
屋内テント(2人用)	W205cm×D205cm×H170cm 専用目隠しシート有	2,196
屋内テント(1人用)	W205cm×D105cm×H155cm 専用目隠しシート有	584
避難所用 パーティション	W210cm×D210cm×H180cm	屋根付き 203 屋根なし 302
パーティション	サイズ(mm):1,810mm×1,668mm	390
ブルーシート	サイズ(m):3.6m×5.4m #3,000厚	8,622
養生テープ	長さ 25m 赤/白	10,143
抗菌スリッパ	底寸 Mサイズ 約 26.5cm	5,100
自動ラップ式トイレ	組立式 専用フレーム付属	100
自動ラップ式トイレ 専用消耗品セット	5年保存 フィルムロール・凝固剤・ ウェットティッシュ(約50回分)	707
クリップ付きペンシル	黒軸 HB	50,950

3. 渡島管内防災備蓄倉庫

1 名称 渡島管内防災資機材備蓄センター

2 所在地 函館市末広町15番11号

3 保有状況 令和6年4月1日現在

資器材名	規格	呼称	数量
布袋類	480mm×620mm	枚	6,000
丸太	3,650mm×120mm	本	100
丸太	1,200mm×120mm	本	300
木杭		本	220
照明投光器	R-500 500ワット	機	6
三脚	照明投光器用	脚	6
コードリール		台	3
発電機		機	6
救命ボート		艇	2
船外機		機	2
救命胴衣		枚	8
救命浮き輪		個	2
掛矢(かけや)	木製 900mm	本	28
鋸(のこぎり)	両刃 270mm	丁	30
マサカリ	900mm	本	32
スコップ		丁	64
蛸鎚(たこつち)	二本足	本	14
鎌	150mm	本	70
ツルハシ		本	30
しの	16mm	本	18
鉄線	#10 50kg	巻	24
ロープ	6mm×200m	束	10
むしろ	1,100mm×1,750mm	枚	300
竹(金)針		束	40
ペンチ		本	3
カッター		個	4
布バケツ		個	2
アンカー		個	2
黒球		個	2
電動空気ポンプ		個	2
信号灯		個	2
パール		本	6
ハンマー	両口 3.5kg	本	6

資料8 防災資機材等

資 器 材 名	規 格	呼 称	数 量
針金		束	2
スノーラップHK	(南渡島保管)	L	19,500
スノーラップE	(南渡島保管)	L	25,000
油吸着マット	木質系	枚	3,500
油吸着マット	石化系	枚	1,500
オイルフェンス	(南渡島保管)	m	320
泡消火薬剤	(渡島西部保管)	L	21,460
消火薬剤 (超耐寒用)	(渡島西部保管)	L	3,980
泡放射砲	(南渡島保管)	個	1
林野火災用薬剤	18 リットル	缶	19

防災資機材払い出し申請書

〇〇〇〇第 号
令和 年 月 日

渡島総合振興局長 様

□□□市町長

防災資機材備蓄センターに係る次の資器材を使用したいので、防災資機材備蓄センター管理運営要領に基づき払い出しを要請します。

記

- 1 使用する資機材の品名及び数量
- 2 使用する時期及び場所
- 3 使用する理由
- 4 払い出し日時

資料 9 被害想定

1. 地震被害想定

地震被害想定

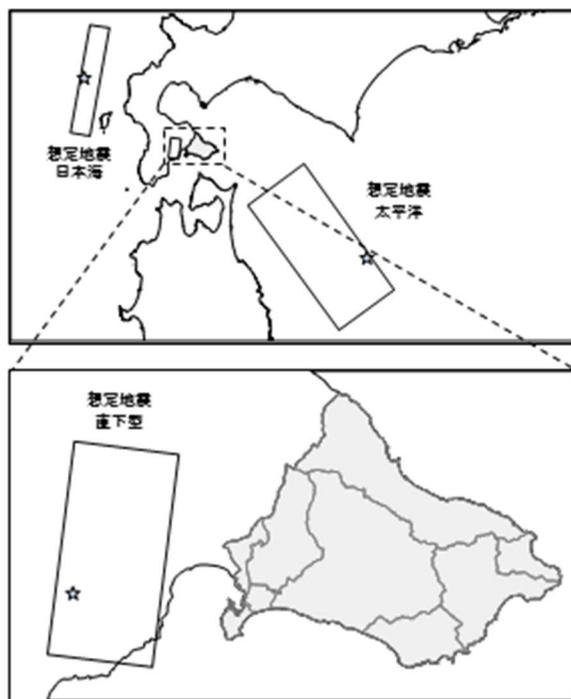
北海道の地震被害想定等調査結果報告書（平成30年2月）の公表を受け、同年9月に市が実施した地震被害想定に関する調査の結果は次のとおりである。

第1 想定地震

市に被害を与える危険性のある地震は、市周辺の地震活動および活断層の分布とその活動度を参照して、以下の3地震を設定した。

函館市の想定地震

- ① 日本海東縁部の地震 M8.0（略称：日本海の地震）
 - ・北海道南西沖地震(1993)の近傍
- ② 太平洋の地震 M8.3
 - ・三陸沖北部
- ③ 活断層を震源とする内陸直下型の地震 M6.6
 - ・函館平野西縁断層帯(渡島大野断層、富川断層)



第2 地震動・液状化の危険性

1. 地震動

各想定地震の予測震度（市内最大・最小）は、次のとおりである。

函館市における最大震度は、直下型の地震で震度6強(6.4)である。

地区別で見ると、西部・中央部・北東部・北部の最大震度は、震源が近い直下型の地震が想定され、いずれも震度6強と比較的強い揺れが想定される。

特に北部では、震度6強の領域が広い。東央部は直下型および太平洋の地震で最大となり、東部は太平洋の地震で最大震度となり、最大震度6弱(5.8)が想定される。東部は太平洋の地震で最大震度となり、恵山が6強(6.0)、戸井・楸法華・南茅部で6弱の揺れが想定される。震度6弱の領域は、沿岸地域である。

〈市内最大・最小震度〉

想定地震	①日本海	②太平洋	③直下型
市内最大震度	震度6弱 (5.8)	震度6強 (6.0)	震度6強 (6.4)
市内最小震度	震度4 (4.4)	震度5弱 (4.7)	震度4 (4.1)

〈地区別最大震度〉

想定地震	西部	中央部	東央部	北東部	北部	戸井	恵山	楸法華	南茅部
①日本海 最大震度	6弱 (5.6)	6弱 (5.6)	6弱 (5.6)	6弱 (5.8)	6弱 (5.8)	5強 (5.4)	6弱 (5.5)	5強 (5.2)	6弱 (5.5)
②太平洋 最大震度	6弱 (5.8)	6弱 (5.7)	6弱 (5.8)	6弱 (5.9)	6弱 (5.9)	6弱 (5.8)	6強 (6.0)	6弱 (5.6)	6弱 (5.7)
③直下型 最大震度	6強 (6.1)	6強 (6.1)	6弱 (5.8)	6強 (6.2)	6強 (6.4)	5強 (5.3)	5強 (5.3)	5弱 (4.8)	5強 (5.4)

2. 液状化

各想定地震の液状化危険度の予測結果は、次のとおりである。

(1) 日本海

西部・中央部・北部・東央部の市街地で液状化発生確率の高い地域（1-10%以上）が想定される。3想定地震のなかで1%未満の低い発生確率の地域が多い。

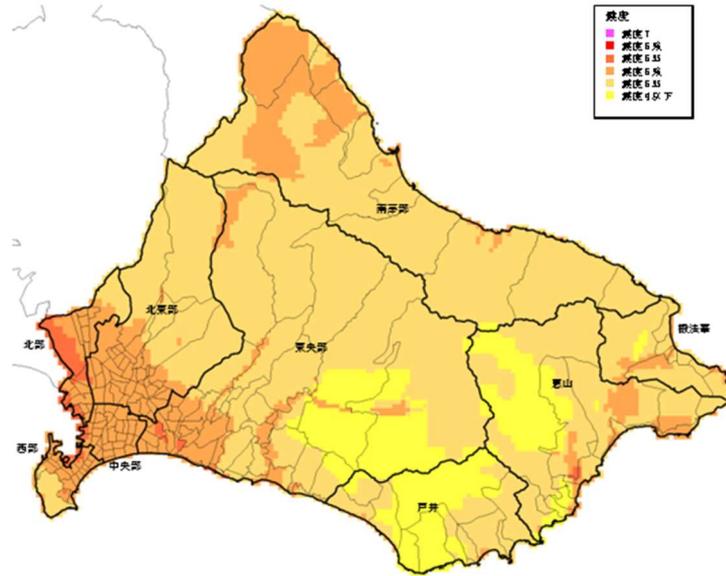
(2) 太平洋

西部・中央部・東央部・北部の市街地で液状化発生率の高い地域（1-10%以上）が想定される。北東部市街地で0.1-1%の低い発生確率が多くなっている。また、東央部では山間にある「谷底低地」の沢沿いの地形で0.1-1%の発生確率が多くなっている。恵山・戸井・楸法華・南茅部では、3想定地震のうち、発生確率が高い1-10%の地域が最も広く想定され、海岸沿いの地形に点在している。

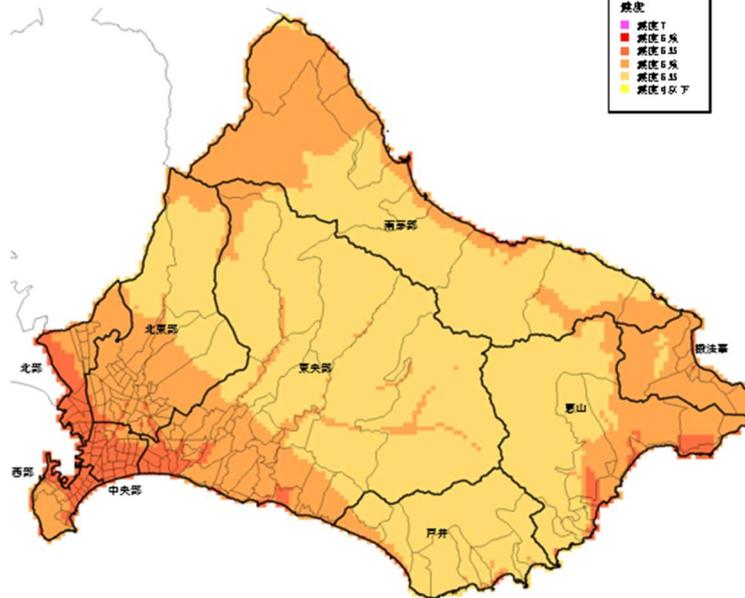
(3) 直下型

西部・中央部・東央部・北部の市街地では、液状化発生率の高い地域（1-10%以上）が、3想定地震のうち最も広く想定される。特に西部・中央部・北部の西側海岸部にある「埋立地」の地形・地盤分類で発生確率が10-20%とかなり高い。北東部の市街地で0.1-1%の低い発生確率の地域が多くなっている。

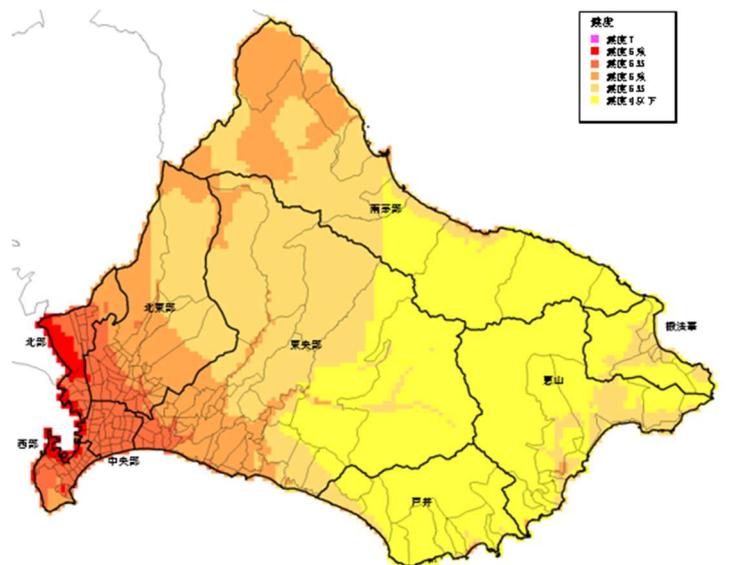
想定地震日本海の震度分布



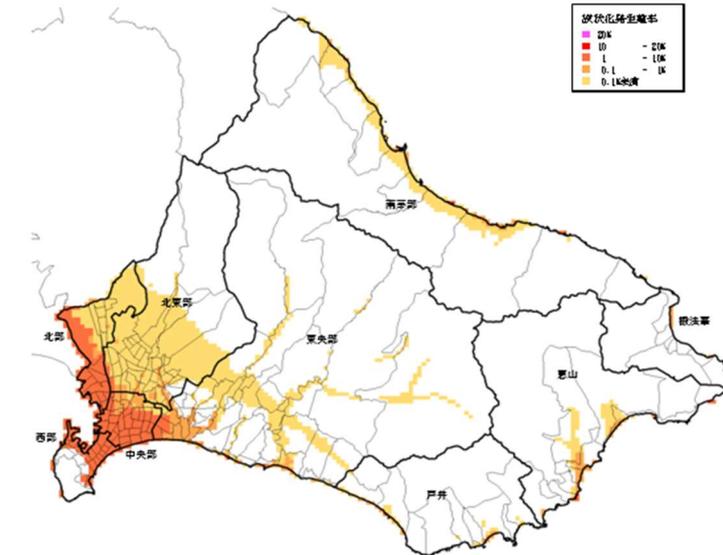
想定地震太平洋の震度分布



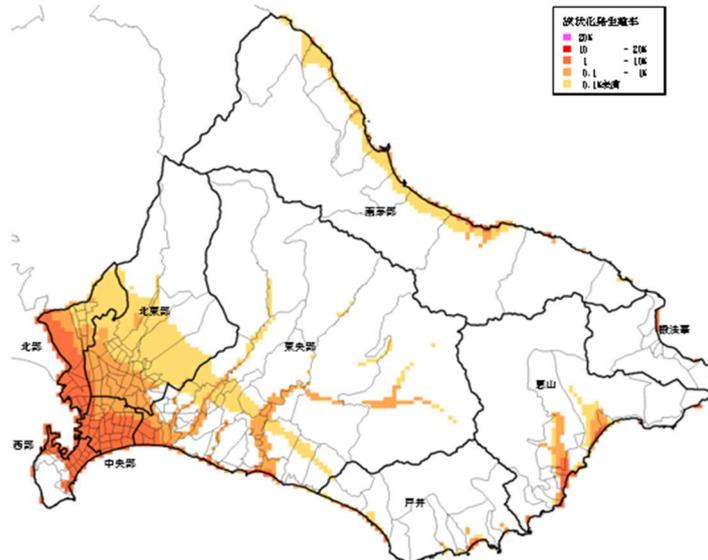
想定地震直下型の震度分布



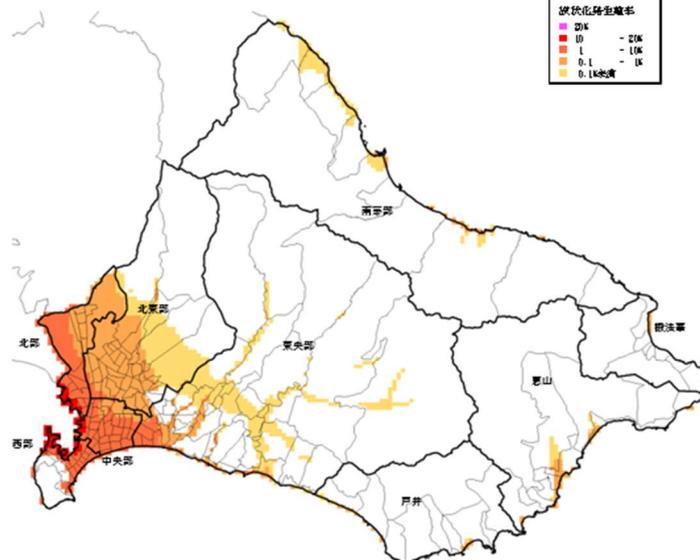
想定地震日本海の液状化危険度



想定地震太平洋の液状化危険度

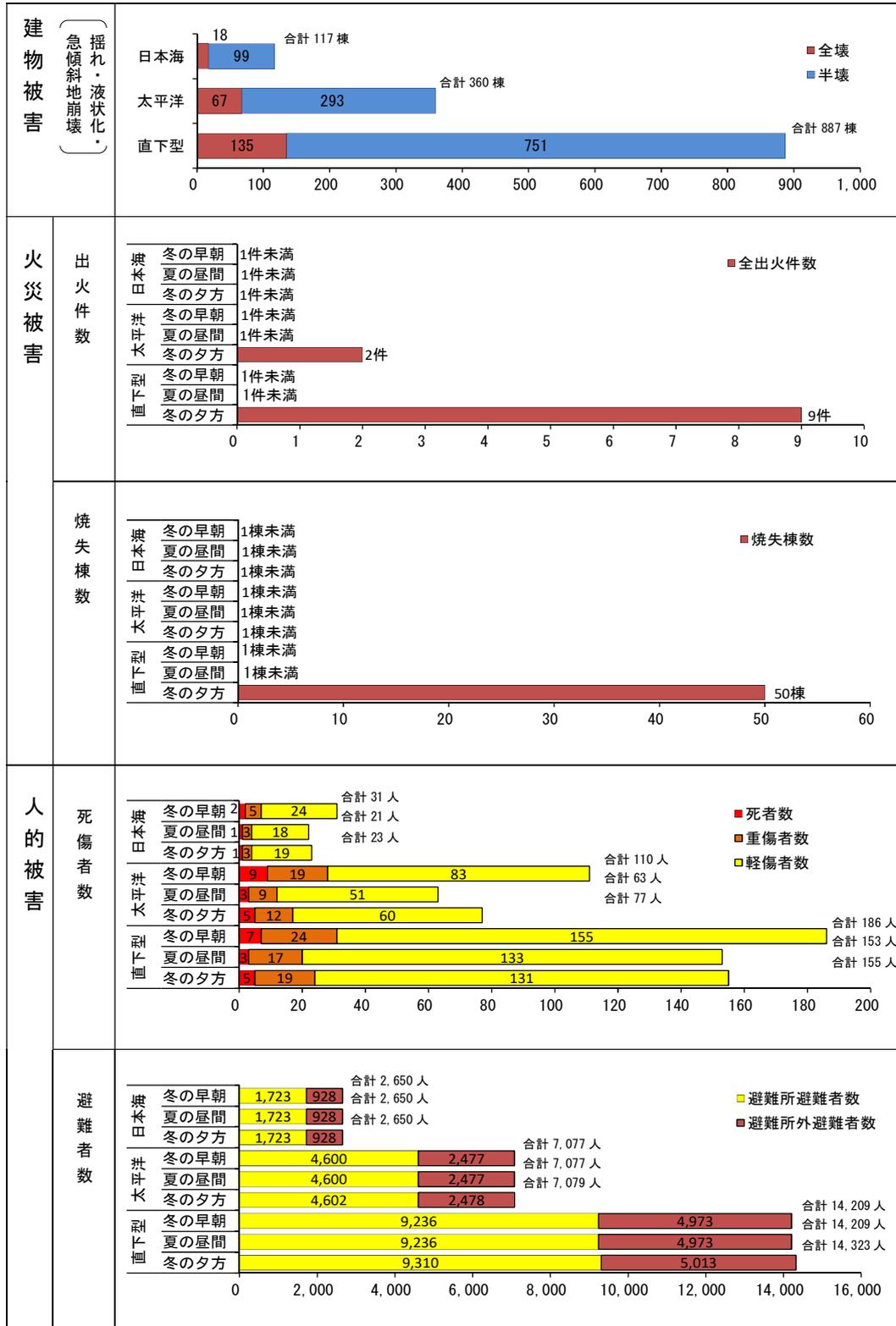


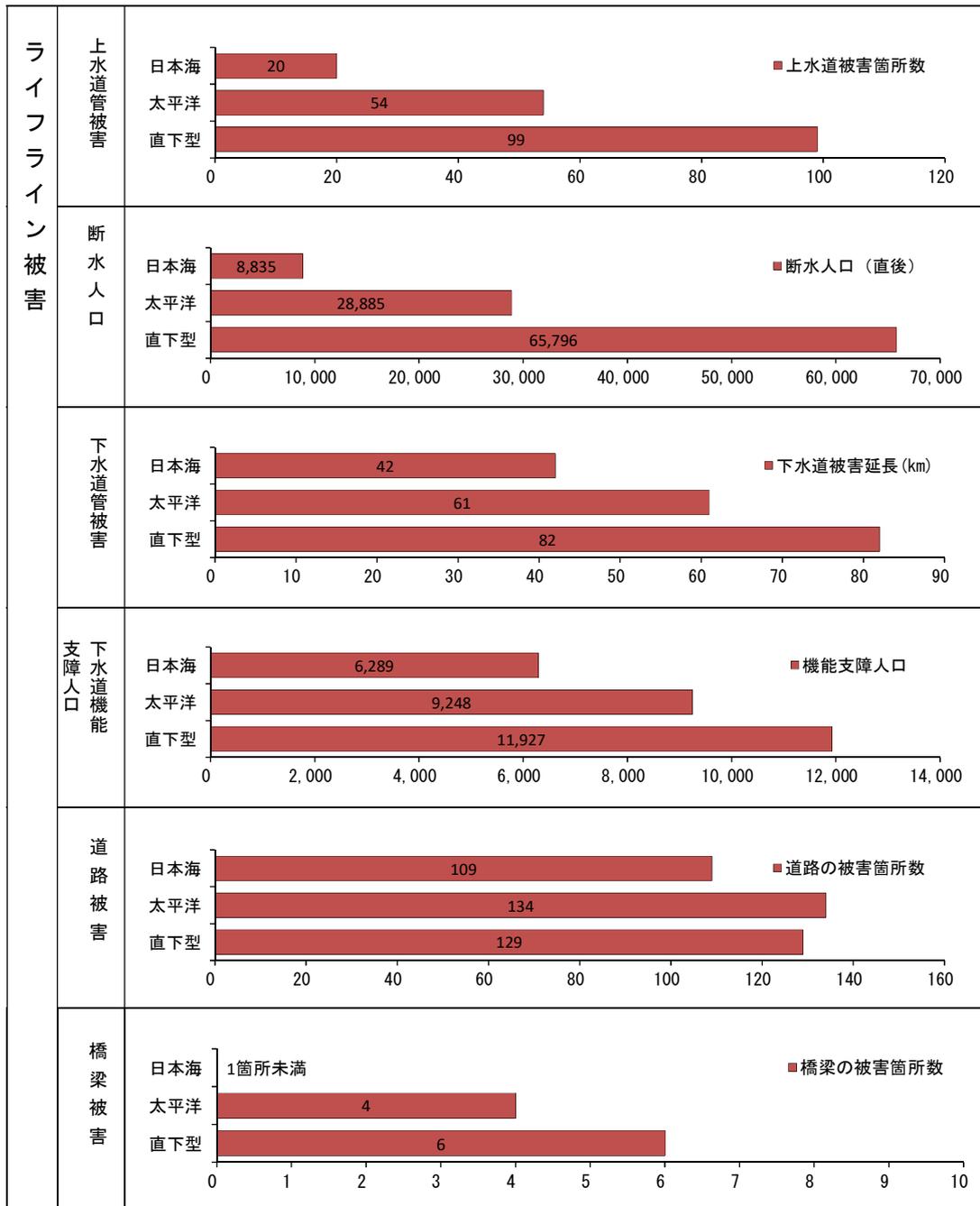
想定地震直下型の液状化危険度



第3 被害予測

被害予測は、各想定地震における建物被害（木造・非木造）、火災被害（出火・焼失棟数）、人的被害、ライフライン被害（上水、下水、道路、橋梁）について予測を行った。





1. 斜面被害

崩壊危険度の想定は、北海道が指定する急傾斜地崩壊危険箇所の分類Ⅰ～Ⅲのうち特に人家に影響のある地域として、ⅠおよびⅡの箇所を対象とした。

斜面被害予測結果は次のとおりである。

想定地震	斜面危険度（箇所数）		
	A （崩壊の危険性が高い）	B （崩壊の危険性がある）	C （崩壊の危険性が低い）
日本海側	16	74	221
太平洋側	40	123	148
直下型	23	88	200

函館市において急傾斜地崩壊危険度の高い地域（A：崩壊の可能性が高い）が最も多いのは、太平洋側の地震で40ヶ所となった。

地区別でみると、西部で危険度Aランクが最も多いのは、直下型の地震で8ヶ所となった（船見町、函館山、入船町、末広町）。北東部で危険度Aランクが最も多いのは、直下型および太平洋の地震で4ヶ所となった（東山町、陣川町、亀田中野町）。

東央部・戸井・恵山・楸法華・南茅部地区では、太平洋側の地震で危険度Aランクが最も多い。戸井地区3ヶ所、恵山地区9ヶ所、楸法華地区1ヶ所、南茅部地区6ヶ所である。

中央部は、被害想定の対象となる急傾斜地がない。北部地区については、対象となる急傾斜地はあるが、想定される危険度は3地震ともBランク以下となった。

2. 道路・橋梁被害

3想定地震では、地震動による道路路盤等の破損などにより、東央部・北東部・中央部地区に車両の通行不能箇所が比較的多く想定される。また、直下型の地震では北部地区に橋梁被害がみられる。

道路通行制限や不通に伴い、震災直後の消防活動や救助・救出活動等に支障をきたす危険性が高い。災害対策本部や消防本部の応急対策活動の遅延、緊急輸送道路の機能低下が予想される。

		西部	中央部	東央部	北東部	北部	戸井	恵山	楸法華	南茅部
日本海	道路	9	17	27	25	15	2	5	2	6
	橋梁	1未満	0	0	1未満	1未満	0	1未満	0	0
太平洋	道路	12	22	33	27	17	4	7	3	8
	橋梁	1未満	1未満	1	1未満	1	1未満	1未満	1未満	0
直下型	道路	14	23	30	32	20	1	3	1	5
	橋梁	1未満	1未満	1未満	1	3	0	0	0	0

資料 10 過去の災害状況

1. 過去の災害記録

1. 過去の災害記録

年月日	地区	種別	被害状況
昭和 23. 1. 6	函館	暴風	死者 16 人、家屋倒壊 335 棟、船舶被害 11 隻
〃 23. 8. 13	函館	大雨	浸水家屋 484 棟、その他土木被害
〃 23. 9. 13	函館	大雨	流失浸水家屋 1,084 棟、負傷者 75 人、土木被害 6 件
〃 25. 7. 15	函館	大雨	浸水家屋 326 棟、田畑冠水埋没 348 町、土木被害 5 件
〃 27. 3. 4	南茅部	地震・津波 (十勝沖の地震)	発生日時 S27. 3. 4 10:22 震源規模 十勝沖 (北緯 41° 42.3' 東経 144° 09.0') 深さ 54 km マグニチュード 8.2 震度 4 : 函館 津波の高さ函館港 : 70 cm 津波による被害
〃 27. 11. 5	函館	津波 (カムチャッカ半島東方沖の地震)	発生日時 S27. 11. 5 01:58 震源規模 カムチャッカ東方沖 (北緯 52° 18.0' 東経 161° 00.0') 深さ 40 km マグニチュード 9.0 津波の高さ函館港 : 55 cm 函館港沿岸地域の会社、工場、倉庫等に浸水被害
〃 28. 7. 7	函館	台風	浸水家屋 97 棟、田畑冠水 1,476 町、水産被害 72 件、土木被害 3 件
〃 29. 9. 26	函館	台風	青函連絡船沈没 5 隻、人的被害 1,600 余人、家屋損壊 5,987 棟 漁船被害 1,865 隻、被害農地面積 30 万 ha、立木被害 512 万 m ² (災害救助法適用)
	恵山		住宅全壊 587 棟、漁船破損 84 隻、公共施設被害
	樞法華		公共施設倒壊 1 件、住家全壊 24 棟、住家半壊 434 棟、寺院倒壊、漁船流出、民家被害甚大
	南茅部		支所管内被害甚大
〃 30. 3. 17	函館	暴風雨	死者 2 人、家屋損壊 20 棟、浸水家屋 211 棟、土木被害 12 件
〃 30. 5. 29	函館	暴風雨	死者 3 人、浸水家屋 250 棟、田畑冠水 226 町、土木被害 288 件
〃 30. 10. 7	函館	暴風雨	浸水家屋 847 棟、田畑冠水 503 町、土木被害 15 件
〃 30. 12. 27	函館	暴風雨	死者 4 人、浸水家屋 24 棟、家屋損壊 32 棟、水産被害 113 件
〃 31. 8. 19	樞法華	台風	海岸護岸、船揚場破損
〃 33. 1. 22	函館	暴雨風	浸水家屋 18 棟、家屋損壊 4 棟、水産被害 215 件
〃 33. 8. 19	函館	大雨	死者 3 人、浸水家屋 3,330 棟、家屋損壊 24 棟、田畑冠水 495 町
〃 33. 8. 20	樞法華	大雨	山腹崩壊、民家 3 戸崩壊
〃 33. 8. 27	樞法華	台風	山腹崩壊、民家 2 戸崩壊、浸水家屋 10 棟
〃 33. 9. 27	函館	台風	死者 1 人、行方不明 1 人、負傷者 4 人、家屋倒壊 13 棟、浸水家屋 84 棟
〃 34. 9. 27	南茅部	台風	被害全地区に及ぶ
〃 35. 5. 24	函館	津波 「チリ地震 津波」	地震発生 S35. 5. 23 4:11 (日本時間) 震源規模 南米チリ沖 (南緯 39°30.0' 西経 74°30.0') マグニチュード 9.5 津波の最大波高 函館港 : 207 cm 樞法華 : 269 cm 浸水家屋 1,473 棟、非住宅被害 559 棟
	樞法華		道路決壊、小型漁船流出
〃 36. 10. 6	南茅部	集中豪雨	八木川橋落下
〃 37. 8. 5	樞法華	豪雨	恵山より火山灰多量に流出、漁業被害甚大

資料 10 過去の災害状況

年月日	地区	種別	被害状況
昭和 40. 9. 4	函館	豪雨	死者 1 人、負傷者 5 人、流失家屋 1 棟、半壊家屋 1 棟、床上浸水 815 棟、床下浸水 3, 436 棟、流失埋没農地 2. 4ha、農作物被害 39. 7ha、土木被害 49 ヶ所（災害救助法適用）
〃 40. 9. 7	函館 樞法華	豪雨	床上浸水 161 棟、床下浸水 1, 370 棟 土砂流出、床下浸水 10 棟
〃 40. 9. 10	函館	台風	農作物被害 37ha、農業用施設被害 3 ヶ所、風倒木 408 本
〃 40. 9. 18	函館	台風	負傷者 2 人、全壊家屋 1 棟、床下浸水 9 棟
〃 40. 10. 5	樞法華	高潮	漁船 2 隻転覆、死者 2 名
〃 41. 3. 29	恵山	高波	漁船 3 隻
〃 41. 8. 1	恵山	集中豪雨	床下浸水 5 棟、山崩れ 2 ヶ所、道路決壊 1 ヶ所、漁船 6 隻
〃 41. 8. 19	函館	大雨	床上浸水 15 棟、床下浸水 128 棟、農作物被害 11ha、土木被害 4 件
〃 41. 9.	樞法華	豪雨	水無川えん堤埋没、漁業被害甚大
〃 41. 10. 14	恵山	高波	道路決壊 3 ヶ所
〃 42. 3. 23	恵山	強風	住宅全焼 2 棟、一部損壊 2 棟
〃 42. 4. 5	恵山	強風	住家全壊 1 棟、文教（小学校 2 校）
〃 42. 8. 10	函館 恵山	豪雨	半壊家屋 1 棟、床上浸水 66 棟、床下浸水 635 棟、農作物被害 61ha 商業被害 31 件、土木被害 31 ヶ所 床下浸水 6 棟、橋梁 3 ヶ所、山崩れ 3 ヶ所
〃 43. 5. 16	函館 樞法華 南茅部	地震・津波 「1968 年十勝沖地震」	発生日時 S43. 5. 16 9:48 震源規模 青森県東方沖（北緯 40° 44. 0′ 東経 143° 35. 0′） 深さごく浅い マグニチュード 7. 9 震度 5：函館 津波の高さ函館：120 cm 負傷者 7 人、全壊 30 棟、半壊 55 棟、一部損壊 812 棟、河川 2、 道路 24、橋梁 4、港湾施設 21、海岸施設 6、崖崩れ 6、下水道 14、 公園 14、水産施設 19、水道施設 1, 100、病院 10、商業 1, 761、 工業 41、文教施設 42、社会福祉施設 21、公共施設 7、その他 346 崖崩れ、石垣崩壊、住宅 30 戸に被害、水道 5 ヶ所寸断 土砂崩落
〃 43. 8. 21	函館 戸井 恵山 樞法華 南茅部	豪雨	床上浸水 54 棟、床下浸水 230 棟、田畑冠水 252ha、 土木被害 17 ヶ所 家屋流失 3 棟、全壊 8 棟、半壊 3 棟、一部損壊 12 棟、 床上浸水 18 棟、床下浸水 83 棟、非住家流失 1 棟及び全半壊 13 棟、 河川被害 11 ヶ所、道路被害 9 ヶ所、橋梁被害 3 ヶ所、 漁船被害 5 隻、崖崩れ 62 ヶ所、農作物及び耕地被害 43 ha、 農業施設被害 6 ヶ所、水道被害 9 ヶ所、文教施設被害 3 ヶ所 死者 2 人、負傷者 2 人、住家半壊 2 棟、一部損壊 13 棟、 床上浸水 31 世帯、床下浸水 27 世帯、治山 30 ヶ所 （川上地区、古武井地区避難命令勧告） 河川決壊氾濫、床下浸水 25 棟 河川・道路決壊
〃 43. 10. 24	恵山	高波	道路決壊 15 ヶ所、船 18 隻破損

年 月 日	地 区	種 別	被 害 状 況
昭和 45. 1. 31	函 館	暴風雨	負傷者 7 人、床上浸水 109 棟、床下浸水 111 棟、土木被害 14 ヶ所、 商工被害 14 件
	恵 山	集中豪雨 高 波	住家一部損壊 6 棟、床上浸水 6 棟、床下浸水 14 棟、道路決壊 12 ヶ 所、河川 5 ヶ所、漁船 9 隻、水産被害、漁港 50,000 千円
	樞法華	高 潮	道路決壊
	南茅部	集中豪雨 高 波	昆布養殖施設に被害
" 45. 7. 12	恵 山	豪 雨	治山被害 4 ヶ所
" 45. 8. 15 ~16	函 館	台 風	床上浸水 1 棟、床下浸水 25 棟、一部破損 523 棟、 農作物被害 1,387 h a
	恵 山		住家一部損壊 52 棟、文教 2 校一部損壊、漁船 2 隻
" 46. 9. 4	函 館	豪 雨	床上浸水 89 棟、床下浸水 206 棟、土木被害 18 ヶ所
" 47. 1. 13	恵 山	高 波	床下浸水 3 棟、漁船 16 隻、漁港・漁港被害、道路決壊 3 ヶ所
" 47. 2. 27	函 館	豪 雨	床上浸水 6 棟、床下浸水 37 棟、土木被害 20 ヶ所
	恵 山		住家一部損壊 3 世帯、床上浸水 13 棟、床下浸水 11 棟、 河川決壊 2 ヶ所、漁業施設、道路決壊 4 ヶ所
" 47. 8. 3	函 館	豪雨	死者 1 人、負傷者 7 人、全壊家屋 14 棟、半壊家屋 10 棟、 一部損壊家屋 22 棟、床上浸水 561 棟、床下浸水 1,260 棟、 農作物被害 354ha、農林施設 57 ヶ所、水産被害 271 件、 商工被害 206 件、土木被害 151 ヶ所（災害救助法適用）
	樞法華	集中豪雨	床上・床下浸水 32 棟、水無川氾濫、漁業被害甚大
	恵 山	集中豪雨	軽傷 1 人、住家半壊 1 棟、一部損壊 1 棟、床上浸水 39 棟、 床下浸水 42 棟、河川 9 ヶ所、道路 11 ヶ所、橋梁 2 決壊、 崖崩れ 25 ヶ所
" 48. 8. 30	恵 山	集中豪雨	床上浸水 3 棟、床下浸水 22 棟、河川 1 ヶ所、道路決壊 3 ヶ所
" 48. 9. 1	函 館	豪 雨	床上浸水 99 棟、床下浸水 537 棟、農作物被害 5ha、 土木被害 79 ヶ所
	恵 山		床上浸水 3 棟、床下浸水 30 棟、河川・道路 4 ヶ所
" 48. 9. 24	函 館	暴雨風雨	床上浸水 59 棟、床下浸水 256 棟、半壊家屋 1 棟、負傷者 1 人、 農作物被害 43ha、土木被害 59 ヶ所、水産被害 9 件
	戸 井	豪雨・暴風	死者 2 人、軽傷 2 人、家屋全壊 21 棟、半壊 16 棟、 一部損壊 17 棟、床上浸水 53 棟、床下浸水 78 棟、 非住家全半壊 77 棟、河川被害 8 ヶ所、道路被害 26 ヶ所、 橋梁被害 1 ヶ所、漁船被害 7 隻、崖崩れ 123 ヶ所、 水道被害 7 ヶ所（災害救助法適用）
	恵 山	集中豪雨	住家全半壊 3 棟、一部損壊 4 棟、床上浸水 128 棟、 床下浸水 8 棟、道路決壊 4 ヶ所、農業被害 6 ha
	南茅部	集中豪雨	死者 8 人、家屋全壊 16 棟、その他被害甚大（災害救助法適用）
" 49. 4. 21	函 館	暴雨風雨	一部損壊家屋 3 棟、農業施設被害 79 ヶ所、 水産施設被害 3 ヶ所、土木施設被害 3 ヶ所
" 50. 3. 21	函 館	大 雨	一部損壊 1 棟、床上浸水 6 棟、床下浸水 83 棟、 非住家被害 72 棟、田畑冠水 2 ha、農作物被害 250ha、 農林施設被害 32 ヶ所、水産施設被害 1 ヶ所、道路 27 ヶ所、 河川 8 ヶ所
" 50. 8. 23	恵 山	大 雨	住家一部損壊 1 棟、床下浸水 1 棟、道路決壊 1 ヶ所、治山被害 1 ヶ所

資料 10 過去の災害状況

年 月 日	地 区	種 別	被 害 状 況
昭和 50. 10. 5	恵 山	大 雨	床上浸水 2 棟、床下浸水 10 棟、道路決壊 1 ケ所、河川 3 ケ所、 治山被害 4 ケ所
	楳法華		床上浸水 3 棟、床下浸水 9 棟
〃 51. 10. 1	恵 山	大 雨	床下浸水 7 棟、治山被害 1 ケ所
〃 52. 2. 15 ～19	南茅部	大雪なだれ 災 害	家屋・倉庫倒壊 44 戸
〃 52. 4. 14	函 館	融 雪	道河川 5 ケ所、市河川 5 ケ所、道路 1 ケ所、土砂崩壊 1 ケ所
〃 52. 4. 16	恵 山	融雪・大雨	道路決壊 6 ケ所、山崩れ 4 ケ所
〃 52. 9. 9	恵 山	大 雨	床下浸水 5 棟、治山被害 2 ケ所
〃 53. 3. 27	南茅部	融雪災害	著保内、後駒地区住宅裏段丘地の融雪水落流による床下浸水数棟
〃 53. 6. 21	函 館	大 雨	床下浸水 19 棟、河川 5 ケ所、道路 24 ケ所、排水路 6 ケ所他
〃 54. 9. 10	恵 山	降 雪	住家一部損壊 50 棟、非住家半壊 191 棟、
〃 54. 10. 1	恵 山	台 風	道路決壊 2 ケ所、水産施設 1 ケ所
	楳法華		住家半壊 1 棟、一部損壊 6 棟、床上浸水 7 棟、床下浸水 9 棟、 河川決壊 7 ケ所道路決壊 1 ケ所、漁船被害 6 隻、山腹崩壊 9 ケ所
〃 54. 10. 19 ～20	恵 山	台 風	住宅全壊 2 棟、非住家半壊 2 棟、河川 2 ケ所、道路決壊 1 ケ所、 土砂崩れ 4 ケ所
	南茅部		死者 3 人、重症 2 人、軽傷 1 人、床上浸水 1 棟、床下浸水 9 棟、 他 77 件
〃 56. 8. 3～5	南茅部	集中豪雨	見日崖崩れ、住宅裏 2 ケ所被害、獅子鼻トンネル口崖崩壊
〃 56. 8. 21	函 館	台 風	住家半壊 2 棟、一部損壊 1 棟、床上浸水 1 棟、床下浸水 34 棟、 非住家全壊 1 棟
	楳法華		床下浸水 3 棟、河川決壊 1 ケ所、土砂流出 10 ケ所
	南茅部		漁業被害
〃 56. 8. 23	函 館	豪 雨 水 風 暴 浪	半壊家屋 5 棟、一部損壊 22 棟、床上浸水 17 棟、床下浸水 62 棟、 非住家被害 7 件、道路 52 ケ所、農地・農作物被害 272. 78ha、 道河川 3 ケ所、市河川 15 ケ所、業用施橋梁 3 ケ所、 水産物被害 1 件、水産施設被害 1 件、農設被害 43 件、 文教施設被害 36 件、都市施設被害 9 件、商工被害 3 件、 土木被害 1 件、社会福祉施設被害 1 件、林業被害 59 件、 土砂崩れ 14 件
	戸 井		家屋半壊 1 棟、一部損壊 2 棟、床上浸水 2 棟、床下浸水 21 棟、 非住家半壊 2 棟、道路被害 7 ケ所、水産被害 8 件、 農業施設被害 1 件、崖崩れ 42 ケ所、水道被害 1 ケ所
	恵 山		住家半壊 3 棟
	楳法華		民家 1 棟全壊、道路決壊 6 ケ所
	南茅部		漁業被害
〃 56. 9 4	函 館	大雨・洪水	一部損壊 3 棟、床上浸水 16 棟、床下浸水 135 棟、 農地・農作物被害 1, 006. 47ha、道河川 1 ケ所、林業被害 59 件、 土砂崩れ 14 件、市河川 10 ケ所、道路 23 ケ所、橋梁 2 ケ所、 農業用施設被害 1 件、文教施設被害 3 件、都市施設被害 3 件、 土砂崩れ 4 ケ所、商工被害 2 件
	戸 井		重傷者 1 名、家屋一部損壊 1 棟、崖崩れ 5 ケ所
	恵 山		床下浸水 1 棟、道路決壊 1 ケ所

年月日	地区	種別	被害状況
昭和 56. 9. 14	南茅部	木直・大槻 地区崖崩壊	死者 1 名, 住宅 2 棟全壊
" 57. 3. 21	恵山	地震・津波 「昭和 57 年 (1982 年) 浦河沖地震」	発生日時 S57. 3. 21 11:32 震源規模 浦河沖 (北緯 42° 04. 0' 東経 142° 36. 0') 深さ 40 km マグニチュード 7. 1 震度 3 : 函館 津波の高さ函館 : 20 cm 山腹崩壊 1 ヶ所, 水産施設 (船揚場) 1 ヶ所
" 57. 10. 21	恵山	高波	床下浸水 1 棟, 水産施設 8 件
" 57. 11. 30	恵山	暴風雨	住家一部損壊 1 棟, 非住家損壊 1 棟
" 58. 2. 19	恵山 楸法華	高波	軽傷者 1 人, 水産施設 9 ヶ所 船揚場中破 1 ヶ所
" 58. 9. 3 ~ 4	函館	豪雨	床上浸水 164 棟, 床下浸水 536 棟, 農地・農作物被害 59. 8ha、 道河川 23 ヶ所, 林道 2 路線, 市河川 29 ヶ所, 道路 32 ヶ所、 排水路 2 ヶ所, 商工被害 32 件, 都市施設 3 件
" 59. 5. 5	南茅部	古部 <small>トシ</small> 東口崖崩落	電話線ケーブル切断、電話一時不通、国道 278 号線不通
" 59. 9. 22	恵山 楸法華	台風	水産施設 1 ヶ所 床下浸水 6 棟, 土砂崩土 4 ヶ所
" 60. 10. 9	恵山	大雨・突風	土砂崩れ 4 ヶ所, 文教施設 1 ヶ所
" 60. 10. 17	恵山 楸法華	大雨・洪水	河川決壊 1 ヶ所 河川決壊, 道路土砂流出 2 ヶ所, 土砂崩れ, 船揚場決壊
" 61. 9. 3 ~ 4	函館 戸井 恵山 楸法華 南茅部	大雨	床上浸水 19 棟, 床下浸水 89 棟, 農地・農作物被害 2. 52ha、 農業用施設 13 件, 道河川 12 ヶ所, 道路 11 ヶ所, 土砂崩れ 3 ヶ所、 林道 2 路線, 商工被害 7 件, 都市施設 3 件 床下浸水 11 棟, 河川被害 1 ヶ所, 崖崩れ 3 ヶ所, 沢決壊 1 ヶ所、 水産被害 1 ヶ所, 文教施設被害 1 ヶ所 床下浸水 12 棟, 河川 5 ヶ所, 道路 3 ヶ所, 排水決壊 1 ヶ所 床上浸水 1 棟, 道路土砂流出 3 ヶ所 住宅 1 棟半壊, 倉庫 2 棟全壊・1 棟半壊
" 62. 4. 22	恵山 楸法華 南茅部	強風 暴雨風	軽傷者 1 人 住家 1 棟全壊, 一部破損 17 棟, 漁船破損 7 隻 住宅一部破損 39 棟, 倉庫全壊 6 棟・半壊 4 棟
" 62. 8. 31 ~ 9. 1	函館 戸井 恵山 南茅部	暴雨風 ・高潮	軽傷 1 人, 一部破損家屋 217 棟, 農地・農作物被害 396ha、 農業用施設被害 8 件, 港湾 6 件, 水産施設被害 2 件、 衛生施設被害 3 件, 商工被害 94 件, 公立文教施設被害 16、 社会教育施設 2 件, 社会福祉施設被害 12 件, 都市施設被害 7 件、 公共施設被害 6 件, その他 273 件 非住家半壊 2 棟, 漁船被害 4 隻, 社会教育施設被害 1 件 住家半壊 3 棟, 一部損壊 3 棟, 文教施設 3 ヶ所, 水産施設 1 ヶ所、 その他施設 6 ヶ所 軽傷 1 人, 住宅一部損壊 2 棟
平成元. 8. 27 ~ 28	恵山 楸法華	台風	農地・農作物被害 2ha, 河川 2 ヶ所, 社会福祉施設被害 1 件、 その他 24 件 床下浸水 1 棟
" 元 9. 3 ~ 4	函館	大雨	農地・農作物被害 3. 25ha, 道河川 4 ヶ所

資料 10 過去の災害状況

年 月 日	地 区	種 別	被 害 状 況
平成 2. 8. 26 ~27	函 館	大 雨	一部損壊家屋 1 棟、床下浸水 10 棟、非住家被害 3 棟、 農地・農作物被害 2ha、道河川 8 ヶ所
	戸 井		河川被害 2 ヶ所、崖崩れ 3 ヶ所
" 2. 9. 3	函 館	大 雨	床上浸水 5 棟、床下浸水 20 棟、非住家被害 5 棟、道河川 7 ヶ所、 商工被害 2 件、社会福祉施設 1 件
" 2. 11. 4 ~ 5	戸 井	大 雨	公共施設半壊 1 件、崖崩れ 1 ヶ所、水産被害 2 ヶ所
	南茅部	大雨・高波	死者 2 人、重軽傷者 3 人、住宅全壊 5 棟・半壊 2 棟、 一部損壊 4 棟、床上浸水 7 棟、床下浸水 11 棟、漁船流失 31 隻、 他被害甚大
" 2. 11. 30 ~12. 2	戸 井	大 雨 高 波 暴 風	家屋一部損壊 9 棟、非住家全壊 3 棟及び半壊 1 棟、漁船被害 1 隻
	恵 山		道路決壊 3 ヶ所、河川決壊 2 ヶ所、漁船流失 1 隻、 共同利用施設（船揚場）18 ヶ所、水産施設 8 ヶ所
	南茅部		住宅一部損壊 2 棟、漁業被害大
" 3. 2. 16 ~17	戸 井	暴風雪波浪	家屋一部損壊 2 棟、床下浸水 1 棟、非住家全壊 1 棟、漁船被害 14 隻
	恵 山	高 波	道路決壊 3 ヶ所、護岸破損 4 ヶ所、漁船流失 1 隻、漁港施設 3 ヶ所、 共同利用施設（船揚場）22 ヶ所、水産施設 2 ヶ所
	南茅部	高 潮	重傷者 1 名、全町養殖昆布施設の被害大
" 3. 8. 30 ~31	函 館	大 雨	半壊家屋 2 棟、一部損壊 2 棟、床上浸水 2 棟、床下浸水 23 棟、 非住家被害 3 棟、商業被害 1 件、農作物被害 5.4ha、 農業用施設被害 7 件、市河川 4 ヶ所、道路 9 ヶ所、崖崩れ 4 件、 水産施設被害 1 ヶ所、水産製品被害 1 件
	戸 井		家屋一部損壊 1 棟、崖崩れ 11 ヶ所
" 3. 9. 28	函 館	台 風	軽傷 3 人、住家一部損壊 66 棟、非住家被害 2 棟、 街路樹被害 115 本、港湾被害 4 件、商工被害 14 件、 公園（樹木等）49 件、公立病院被害 1 件、公立文教施設被害 10 件、 社会教育施設被害 5 件、社会福祉施設被害 1 件、 都市施設被害 2 件、その他施設 2 件
" 5. 1. 15	恵 山	地震 「平成 5 年 (1993 年) 釧路沖地震」	発生日時 H5. 1. 15 20:06 震源規模 釧路沖（北緯 42° 55.2′ 東経 144° 21.2′） 深さ 101 km マグニチュード 7.5 震度 4：函館 住家一部破損 1 棟、治山施設 1 ヶ所
	樞法華		地区全域 がけ崩れ、家屋破損
" 5. 7. 12	函 館	地震・津波 「平成 5 年 (1993 年) 北海道南西 沖地震」	発生日時 H5. 7. 12 22:17 震源規模 北海道南西沖（北緯 42° 46.9′ 東経 139° 10.8′） 深さ 35 km マグニチュード 7.8 震度 4：函館 津波の高さ函館：35 cm （奥尻町：遡上高 29m） 軽傷 1 人、住家一部損壊 50 棟、非住家被害 8 棟、道路被害 6 ヶ所、 港湾被害 36 件、下水道被害 10 件、水道被害 52 件、病院被害 6 件、 商業被害 118 件、工業被害 74 件、公立文教施設被害 24 件、 社会教育施設被害 11 件、文化財施設被害 2 件、 社会福祉施設被害 4 件、その他の被害 8 件
			恵 山
	樞法華	地区全域 がけ崩れ、家屋損壊、石垣崩壊	

年月日	地区	種別	被害状況
平成 6. 9. 8	函館	大雨	一部損壊家屋 4 棟、農作物被害 0.6ha、水産被害 2 件、 商工被害 10 件
" 6. 9. 16 ~9. 1	函館	大雨	土木被害 1 件
	樞法華 南茅部		地区全域 河岸決壊 4 ヶ所、土砂流出 1 ヶ所 床下浸水 2 棟、土木被害 8 件、林業被害 3 件、配水施設 2 件
" 6. 9. 19	恵山	台風	共同利用施設（船揚場） 26 ヶ所
	南茅部		土木被害 20 件、水産被害 25 件
" 6. 9. 23 ~25	函館	大雨	住家半壊 1 棟、一部損壊 3 棟、床下浸水 7 棟、道路決壊 5 ヶ所、 水産施設・漁港岸壁 1 ヶ所
	南茅部		床下浸水 2 棟、非住家被害 1 棟、土木被害 8 件、林業被害 7 件、 文教施設 2 件
" 6. 9. 30	恵山	台風	水漁船破損 1 隻、共同利用施設（船揚場） 3 ヶ所、 水産施設 1 ヶ所、漁具 7 件
	南茅部		水道施設 1 件
" 6. 10. 4	恵山	地震・津波 「平成 6 年 (1994 年) 北海道東方 沖地震」	発生日時 H6. 10. 4 22:22 震源規模 北海道東方沖（北緯 43° 22.5′ 東経 147° 40.4′） 深さ 28 km マグニチュード 8.2 震度 4：（旧）南茅部町尾札部 震度 3：函館市美原 津波の高さ函館：56 cm 衛生施設一部破損 1 ヶ所
	樞法華		地区全域 家屋破損
" 7. 7. 13 ~14	函館	大雨	床上浸水 1 棟、床下浸水 37 棟、商工被害 5 件、土木被害 1 件
" 7. 8. 7 ~10	函館	大雨	一部損壊家屋 1 棟、床上浸水 3 棟、床下浸水 14 棟、商工被害 2 件、 土木被害 60 件、農作物被害 39.1ha、農業用施設被害 7 件、 林業被害 1 件、水産被害 1 件、公立文教被害 1 件、 その他の被害 3 件
	戸井		床下浸水 2 棟、非住家半壊 1 棟、河川被害 1 ヶ所、道路被害 1 ヶ所、 崖崩れ 8 ヶ所
	恵山		住家床下浸水 2 棟
" 7. 8. 27 ~28	函館	大雨・洪水	死者 2 人、重傷 1 人、全壊家屋 2 棟、一部損壊家屋 1 棟、 床上浸水 60 棟、床下浸水 363 棟、非住家被害 3 棟、商工被害 47 件、 土木被害 148 件、農作物被害 31.7ha、農業用施設被害 10 件、 水産被害 18 件、衛生被害 1 件、その他の被害 8 件
	戸井		重傷者 1 人、家屋半壊 4 棟、床上浸水 28 棟、床下浸水 45 棟、 非住家半壊 1 棟、河川被害 4 ヶ所、道路被害 4 ヶ所、 崖崩れ 33 ヶ所、水産施設被害 1 ヶ所、水道被害 1 ヶ所、 商工被害 7 件、文教施設被害 1 件、社会教育施設被害 1 件、 温泉施設被害 1 件
	恵山		住家半壊 3 棟、住家一部損壊 1 棟、床上浸水 59 棟、床下浸水 27 棟、 非住家半壊 1 棟、道路決壊 3 ヶ所、治山施設 8 ヶ所、崖崩れ 7 ヶ所、 水産施設 11 ヶ所
	樞法華		地区全域 河岸決壊 6 ヶ所、道路決壊 3 ヶ所、橋台破損 1 ヶ所、 道路冠水 1 ヶ所
	南茅部		家屋全壊 2 棟・一部損壊 1 棟、倉庫全壊 4 棟、床上浸水 2 棟、 床下浸水 6 棟、土木被害 2 件、道河川 8 件、市河川 24 件、 土砂崩れ 8 件、水産被害 20 件、林業被害 37 件、水道被害 7 件、 文教施設被害 3 件、その他被害 2 件、軽傷者 1 名

資料 10 過去の災害状況

年 月 日	地 区	種 別	被 害 状 況
平成 8. 8. 15	恵 山	台 風	道路決壊 1ヶ所
	南茅部		林業被害 1 件、土木施設 5 件、水産被害 2 件
" 8. 9.	椴法華	集中豪雨	地区全域 河岸決壊 5ヶ所、道路決壊 1ヶ所、橋台破損 1ヶ所、木橋流出 1ヶ所
" 9. 5.	椴法華	火 災	丸山林野火災
" 9. 8. 8 ~13	函 館	大 雨	床上浸水 1 棟、床下浸水 3 棟、非住家被害 6 棟、土木被害 116 件、農業被害 12 件、林業被害 4 件
" 10. 6. 20	戸 井	豪雨・暴風	家屋一部損壊 1 棟、非住家全壊 3 棟及び半壊 2 棟、道路被害 1ヶ所
" 10. 8. 15 ~16	函 館	大 雨	床下浸水 4 棟、非住家被害 1 棟、土木被害 23 件、農作物被害 16.3ha、農業用施設被害 3 件、衛生被害 1 件
	戸 井		河川被害 3ヶ所、道路被害 1ヶ所、崖崩れ 2ヶ所
	南茅部		家屋全壊 1 棟・一部損壊 2 棟、床上浸水 3 棟、床下浸水 30 棟、非住家全壊 1 棟・半壊 1 棟、その他被害甚大
" 10. 9. 16	南茅部	台 風	家屋全壊 1 棟、一部損壊 2 棟、床上浸水 3 棟、床下被害 36 件、土木被害 23 件、水産被害 7 件、林業被害 13 件、衛生被害 1 件
" 10. 9. 22	南茅部	大雨・高波 集中豪雨	土木被害 13 件、水産被害 2 件
	椴法華		地区全域 道路決壊 2ヶ所、河岸決壊 1ヶ所
" 10. 10. 18	戸 井	台 風	家屋一部損壊 1 棟、非住家全壊 1 棟
	南茅部		水産被害 4 件
" 11. 3. 6	函 館	強 風	一部損壊家屋 45 棟、非住家被害 29 棟、農業用施設被害 45 件、林業被害 1 件、土木被害 5 件、商工被害 44 件、衛生被害 13 件、公立文教被害 7 件、社会福祉施設被害 3 件、都市施設被害 9 件、その他の被害 23 件
" 11. 9. 25	函 館	台 風	軽傷者 1 人、一部損壊家屋 33 棟、非住家被害 7 棟、農作物被害 1.5ha、農業用施設被害 10 件、土木被害 1 件、商工被害 21 件、公立文教被害 9 件、都市施設被害 251 件、その他の被害 22 件
	戸 井		土木被害 1 件、水産被害 1ヶ所
" 12. 10. 1	恵 山	集中豪雨	住家半壊 1 棟、住家一部損壊 1 棟、床下浸水 3 棟、非住家床下浸水 1 棟、河川決壊 1ヶ所、道路破損 1ヶ所、崖崩れ 1ヶ所、温泉引湯管破損 2ヶ所
	椴法華		地区全域 土砂流出 4ヶ所
" 12. 10. 3	南茅部	大 雨	土木被害 4 件、大船地区の一部避難勧告
" 13. 9. 11	函 館	大 雨	床下浸水 3 棟
	南茅部		水道施設 1 件
" 14. 8. 5	函 館	大 雨	床下浸水 5 棟、農作物 3.6ha、その他の被害 5 件、河川 6ヶ所、道路 4ヶ所
	恵 山		河川決壊 5ヶ所、崖崩れ 1ヶ所
" 14. 11. 11	函 館	大 雨	床下浸水 18 棟、非住家被害 8 棟、道路 2ヶ所、河川 3ヶ所、公園 1ヶ所、商工被害 3 件、その他の被害 2ヶ所

年 月 日	地 区	種 別	被 害 状 況
平成 15. 9. 26	榎法華	地震・津波 「平成 15 年 (2003 年) 十勝沖地震」	発生日時 H15. 9. 26 04:50 震源規模 十勝沖 (北緯 41° 46. 7′ 東経 144° 04. 7′) 深さ 45 km マグニチュード 8. 0 震度 4 : 函館市美原 (旧) 南茅部町尾札部 (旧) 恵山町日ノ浜 津波の高さ函館 : 75 cm 山背泊漁港 : 43 cm 非住家半壊 2 棟、文教施設被害 1 件、その他の被害 2 件
	南茅部		地区内震度 4, 1. 5m の高波による被害、停電、一部損壊 10 件
〃 16. 4. 20	戸 井	波 浪	昆布養殖施設被害 270 基
〃 16. 5. 21	戸 井	波 浪	昆布養殖施設被害 178 基、養殖昆布流失 41 トン
〃 16. 7. 26	函 館	大 雨	床上浸水 2 棟、床下浸水 15 棟
〃 16. 9. 8	函 館	台 風	軽傷 10 名、全壊 1 棟、半壊 15 棟、一部損壊家屋 610 棟、 非住家被害 22 棟、公立文教施設 34 件、病院施設被害 2 件、 港湾被害 5 件、衛生施設被害 2 件、船舶被害 28 隻、水産被害 2 ケ所
	戸 井		死者 1 人、家屋一部損壊 5 棟、非住家全壊 2 棟及び半壊 7 棟、 漁船被害 2 隻、水産施設被害 5 ケ所
	恵 山		住家一部損壊 4 棟、非住家半壊 4 ケ所、 水産共同利用施設 1 ケ所、墓石 4 基、文教施設一部損壊 1 ケ所
	榎法華		住家半壊 1 棟、住家一部破損 14 件、土木被害 21 件、 水産被害 19 件、漁船破損 8 件、林業被害 9 件
	南茅部		家屋一部破損 17 棟、非住家全壊 1 棟・一部破損 30 棟、 公立文教被害 2 件、商工被害 1 件
〃 16. 11. 26	戸 井	暴風・波浪	家屋一部損壊 4 棟、非住家被害 1 棟、水産施設被害 1 ケ所
〃 18. 10. 3	恵 山	大雨・洪水	土木被害 6 件、林業被害 4 件
	榎法華 南茅部		床下浸水 1 棟、土木被害 6 件、林業被害 5 件 土木被害 2 件
〃 18. 10. 8	函 館	暴風・波浪	土木被害 10 件、水産被害 5 件
	戸 井		床上浸水 1 棟、土木被害 10 件、水産被害 30 件、その他 1 件
	恵 山		住家一部破損 1 棟、床下浸水 2 棟、土木被害 9 件、 水産被害 65 件、
	榎法華		住家一部破損 1 棟、土木被害 3 件、水産被害 19 件、その他 1 件
	南茅部		住家一部破損 5 棟、床上浸水 5 棟、非住家全壊 3 棟、 非住家半壊 1 棟、土木被害 10 件、水産被害 447 件、その他 1 件
〃 18. 10. 11	函 館	暴 風	住家半壊 1 棟、一部破損 40 棟
〃 18. 11. 9	函 館	大 雨	床下浸水 4 棟
〃 19. 1. 7	函 館	暴 風 高 潮	軽傷 4 人、住家一部破損 41 棟、非住家全壊 4 棟、 農業被害 8 件、土木被害 9 件、漁船被害 15 件、衛生被害 2 件、 商工被害 11 件、公立文教施設被害 11 件、 社会福祉施設被害 1 件、船舶被害 (漁船を除く) 1 件、 倒木 3, 636 本
	恵 山		住家一部破損 2 棟
	榎法華		住家一部破損 1 棟
	南茅部		住家一部破損 4 棟、非住家全壊 1 棟
〃 19. 2. 14	函 館	暴 風	住家一部破損 2 棟
〃 19. 3. 5	函 館	暴 風	住家一部破損 1 棟

資料 10 過去の災害状況

年 月 日	地 区	種 別	被 害 状 況
平成 19. 5. 26	函 館	強 風	住家一部破損 2 棟、土木被害 1 件
" 19. 7. 28	函 館	大 雨	軽傷 2 人、住家半壊 1 棟、床上浸水 5 棟、床下浸水 38 棟、 住家一部破損 3 棟、農業被害 1 件、土木被害 2 件
	恵 山		床下浸水 1 棟、土木被害 1 件
" 19. 1. 7	函 館	台 風	住家一部破損 20 棟、衛星被害 1 件、土木被害 11 件 公立文教施設被害 5 件、社会教育施設被害 2 件
	戸 井		公立文教施設被害 5 件
	恵 山		水産被害 1 件、林業被害 1 件
	南茅部		床上浸水 1 棟、水産被害 2 件、林業被害 3 件、土木被害 16 件 公立文教施設被害 1 件
" 19. 12. 29	函 館	暴 風	住家一部破損 3 棟、その他 4 件
" 20. 7. 23	函 館	豪 雨	床上浸水 4 棟、床下浸水 26 棟、住家一部破損 2 棟 農業被害 1 件
" 20. 7. 24	樞法華	地 震 (岩手県沿岸 北部の地震)	発生日時 H20. 7. 24 00:26 震源規模 岩手県中部 (北緯 39° 43.9' 東経 141° 38.1') 深さ 108 km マグニチュード 6.8 震度 4 : 函館市泊町 新浜町 日ノ浜町 震度 3 : 函館市美原 尾札部町 大森町 川汲町 重傷 1 人
" 20. 8. 2	函 館	大 雨	住家一部破損 1 棟、非住家全壊 1 棟
" 21. 3. 23	南茅部	落 石	住家一部破損 1 棟
" 21. 4. 26	戸 井	暴 風	非住家半壊 1 棟
	恵 山		非住家半壊 1 棟
" 21. 5. 18	恵 山	暴 風	住家一部破損 2 棟、非住家半壊 1 棟
	南茅部		住家一部破損 1 棟
" 21. 7. 13	函 館	大 雨	住家一部破損 1 棟
" 21. 7. 19	函 館	大雨・暴風	軽傷 1 人、土木被害 1 件
" 21. 8. 13	戸 井	大 雨	土木被害 1 件、林業被害 1 件
" 21. 11. 15	函 館	暴 風	住家一部破損 6 棟、水産被害 3 件、社会福祉施設被害 2 件
	恵 山		水産被害 2 件
	南茅部		住家一部破損 1 棟、水産被害 2 件
" 22. 3. 13	函 館	暴 風	住家一部破損 6 棟
" 22. 3. 21	函 館	暴 風	住家一部破損 6 棟、公立文教施設被害 1 件、 社会福祉施設被害 3 件
	戸 井		住家一部破損 1 棟
" 22. 2. 28	市 内 沿岸部	津 波 (チリ中部 沿岸の地震)	発生日時 H22. 2. 27 15:34 (日本時間) 震源規模 チリ中部沿岸 (南緯 36° 07.3' 西経 72° 53.8') マグニチュード 8.8 津波の高さ函館 : 53 cm 被害なし 避難勧告 22,831 世帯 44,964 人
" 22. 4. 14	函 館	暴 風	住家一部破損 4 棟、公立文教施設被害 1 件、その他 1 件
	南茅部		住家一部破損 3 棟
" 22. 4. 28	函 館	暴 風	住家一部破損 5 棟、停電約 2,660 戸

年月日	地区	種別	被害状況
平成 22. 5. 25	函館	強風	住家一部破損 1 棟
〃 22. 12. 3	函館	暴風	重傷 2 人、住家一部破損 9 棟、土木被害 2 件、 社会福祉施設被害 1 件
〃 22. 12. 25	函館	大雪	農業被害 22 件
〃 19. 7. 28	函館	大雨	軽傷 2 人、住家半壊 1 棟、床上浸水 5 棟、床下浸水 38 棟、 住家一部破損 3 棟、農業被害 1 件、土木被害 2 件
	恵山		床下浸水 1 棟、土木被害 1 件
〃 23. 3. 11	函館	地震・津波 「平成 23 年 (2011 年) 東北地方太平洋沖地震」	発生日時 H23. 3. 11 14:46 震源規模 三陸沖 (北緯 38° 06. 2′ 東経 142° 51. 6′) 深さ 24 km、マグニチュード 9. 0 震度 4 : 大森町 新浜町 震度 3 : 美原 尾札部町 泊町 日ノ浜町 震度 2 : 川汲町 津波の高さ函館 : 239 c m 死者 1 人、軽傷 1 人、 住家床上浸水 94 棟、住家床下浸水 67 棟、住家一部破損 4 棟、 非住家床上浸水 481 棟、非住家床下浸水 24 棟、 非住家半壊 1 棟、非住家一部破損 3 棟、水産被害 29 件、 土木被害 25 件、社会教育施設被害 2 件、漁船被害 8 件、 その他 72 件
			戸井
	南茅部		水産被害 427 件
〃 23. 4. 28	函館	暴風	住家一部破損 3 棟
〃 23. 5. 2	函館	暴風	住家一部破損 4 棟
〃 23. 7. 4	樞法華	強風	住家一部破損 1 棟
〃 23. 8. 15	函館	大雨	住家一部破損 1 棟
〃 23. 9. 4	函館	強風	住家一部破損 1 棟
〃 23. 10. 16	函館	強風	軽傷 3 人
〃 26. 4. 3	市内 沿岸部	津波 (チリ北部 沿岸の地震)	発生日時 H26. 4. 2 08:46 (日本時間) 震源規模 チリ北部沿岸 (南緯 19° 36. 5′ 西経 70° 46. 1′) マグニチュード 8. 2 4/3 3:00 津波注意報発表 同日 18:00 解除 津波の高さ函館 : 16 cm (4/3 15:53 観測) 被害 なし
			〃 26. 4. 25
平成 27. 9. 18	市内 沿岸部	津波 (チリ中部 沖の地震)	発生日時 H27. 9. 17 07:54 (日本時間) 震源規模 チリ中部沖 (南緯 31° 33. 7′ 西経 70° 44. 2′) マグニチュード 8. 3 9/18 3:00 津波注意報発表 同日 16:40 解除 津波の高さ函館 : 16 cm (9/18 17:16 観測) 被害 なし
			〃 28. 1. 18
	南茅部		漁船被害 3 件等

年 月 日	地 区	種 別	被 害 状 況
〃 28. 6. 16	南茅部	地震 (内浦湾の地震)	<p>発生日時 H28.6.16 14:21 震源規模 内浦湾 (北緯 41° 56.9′ 東経 140° 59.2′) 深さ 11 km、マグニチュード 5.3</p> <p>震度 6 弱：川汲町 震度 5 弱：泊町 震度 4 ：尾札部町、新浜町、日ノ浜町 震度 3 ：美原、大森町</p> <p>人的被害 軽傷 1 人</p> <p>住家・非住家被害 住家一部破損 2 棟、非住家一部破損 11 棟</p> <p>その他 2 件 (縄文文化交流センター、白尻霊園)</p> <p>※地震により地盤が脆弱になっている可能性が高いとして、土砂災害警戒情報の発表基準を通常の 7 割に引き下げた暫定基準が適用される。(H29.5.31 13:00 まで暫定基準により運用)</p>
〃 28. 8. 30	函 館 戸 井 恵 山 南茅部	台風 10 号	<p>住家・非住家被害 住家半壊 3 棟、住家一部損壊 272 棟、非住家全壊 28 棟、非住家半壊 1 棟、非住家一部損壊 173 棟</p> <p>市立学校施設被害 小学校 36 件、中学校 15 件、高校 1 件</p> <p>農林施設被害 営農施設 35 件、その他 9 件</p> <p>水産施設被害 漁港・漁船 26 件、共同利用施設 23 件、その他 6 件</p> <p>土木施設被害 公園・緑地 11 件、港湾 6 件</p> <p>その他 街路灯 9、看板 20、街路樹倒木等の風害多数</p>
〃 29. 7. 22	函 館	大 雨	<p>住家・非住家被害 住家床上浸水 18 棟、住家床下浸水 44 棟、非住家床上浸水 6 棟</p> <p>公共施設被害 学校 2 件、社会教育施設 2 件、その他 2 件</p> <p>農業関連施設被害 農道等 2 件</p> <p>その他 車両浸水 38 件</p>
平成 30. 9. 6	函 館 戸 井 恵 山 椴法華 南茅部	地震 「平成 30 年 北海道胆振 東部地震」	<p>発生日時 H30.9.6 3:07 震源規模 胆振地方東部 (北緯 42° 41.4′ 東経 142° 00.4′) 深さ 37 km、マグニチュード 6.7</p> <p>震度 5 弱：新浜町、 震度 4 ：美原、尾札部町、大森町、泊町、川汲町、日ノ浜町</p> <p>人的被害 軽症 10 人</p> <p>住家・非住家被害 住家半壊 1 棟 住家一部破損 10 棟</p> <p>※地震の影響により全道的なブラックアウトがおき、数日間の長期停電が発生した。</p>

年 月 日	地 区	種 別	被 害 状 況
令和 4. 8. 8	函 館	大 雨	住家・非住家被害 住家床上浸水 21 棟、住家床下浸水 74 棟、非住家床上浸水 6 棟
			土木被害 道路陥没 4 件、道路法面・路肩崩れ 4 件、道路浮き上がり 1 件
			河川被害 土砂堆積による流下阻害 12、件法面崩れ 3 件、法面洗堀 1 件 その他 4 件
			農地被害 農地（畑）の流出・農作物の水没 12 件
			漁港施設被害 流木漂着等による漁船の航行制限 10 件
			その他 道路通行止め 4 件、市電運休

種別「 」は気象庁が定めた名称

函館市地域防災計画
参考資料

編集・発行 函館市総務部災害対策課
函館市東雲町4番13号
電話 0138-21-3648 FAX 0138-27-6489
E-mail:bousai@city.hakodate.hokkaido.jp

本資料については随時更新を行い、市ホームページ上で公表いたします。